

アフリカ地域 投資促進支援業務

事業完了報告書

平成 29 年 12 月
(2017 年)

独立行政法人
国際協力機構(JICA)

株式会社コーエイリサーチ & コンサルティング
新日本有限責任監査法人

産公
JR
17-099

アフリカ地域投資促進支援業務

事業完了報告書

目 次

業務調査対象国位置図

要旨

第 1 章	業務の概要	1
1.1	業務の背景	1
1.2	業務の目的と範囲	1
1.3	業務の構造と実施方法の留意点	2
第 2 章	業務実施結果	4
2.1	業務概要	4
2.2	個別専門家派遣業務実施結果	5
2.3	投資促進分野情報収集業務の進捗結果	10
2.4	横断的業務の実施結果	11
第 3 章	アフリカ投資促進に関する情報分析結果	13
3.1	情報収集・分析の流れ	13
3.2	本業務対象国における外国投資動向	13
3.3	外国投資促進に向けたアフリカにおける投資環境の課題分析	19
3.4	投資促進政策の現状と評価	48
3.5	投資促進に向けた体制の現状	61
3.6	アフリカにおける外国投資促進の課題の総括と政策、政策実施体制の対応	83
3.7	他ドナー、国際機関による支援分野	91
第 4 章	アフリカにおける投資促進分野の協力に関する提言	95
4.1	アフリカにおける投資促進に対する JICA の役割	96
4.2	投資促進に向けた JICA 支援に係る提言	97
4.3	アフリカ投資促進における課題と JICA の投資促進に向けた課題別方針	104
4.4	投資促進支援における留意事項	107
4.5	本件業務実施における教訓	108

表 一 覧

表 1-1	標準化した情報収集・分析項目	3
表 2-1	業務従事者名及び担当業務と従事実績	4
表 2-2	ケニアの業務結果	5
表 2-3	ガーナの業務結果	6
表 2-4	ザンビアの業務結果	8
表 2-5	第三国視察実施概要	9
表 2-6	本邦招聘実施概要	10
表 2-7	横断的業務の結果	12
表 3-1	本業務対象国における投資動向	13
表 3-2	投資意向	16
表 3-3	業務対象国未進出企業の進出をしない理由	20
表 3-4	アフリカ未進出社の懸念	21
表 3-5	外国投資のアフリカ進出パターンと条件	21
表 3-6	外国投資のアフリカ進出パターンと課題（資源輸出型）	23
表 3-7	外国投資のアフリカ進出パターンと課題（垂直型）	25
表 3-8	外国投資のアフリカ進出パターンと課題（水平型）	27
表 3-9	世銀 Doing Business 調査の Distance to Frontier 指標（2018 年）と総合ランク	29
表 3-10	アフリカにおけるビジネス環境上の顕著な課題	33
表 3-11	アフリカ・アジア諸都市の労働賃金の比較	35
表 3-12	アフリカ・アジア諸都市の電力料金の比較	36
表 3-13	アジア・アフリカの停電に関する状況	37
表 3-14	アジア・アフリカの国際物流に関するコスト	38
表 3-15	内陸輸送に掛かるコスト	39
表 3-16	エチオピア、コンゴ（民）、ケニアの国際輸送に掛かる時間	39
表 3-17	アフリカ及びアジア諸国の平均関税率	44
表 3-18	プロジェクトの中で指摘された輸入時における手続きの課題	45
表 3-19	アフリカ及びアジア諸国の投資促進重点分野	49
表 3-20	アフリカ及びアジア諸国の投資法制度の概要	51
表 3-21	本業務対象国の投資家向け税制優遇	55
表 3-22	その他アフリカ諸国、アジア諸国における税制優遇	56
表 3-23	アフリカ、アジア諸国における非税制優遇	57
表 3-24	アフリカ、アジア諸国における IPA の組織概要	63
表 3-25	アフリカ、アジア諸国における特区、工業団地整備の管轄機関の組織概要	67
表 3-26	IPA の組織評価（1）	69
表 3-27	IPA の組織評価（2）	72

表 3-28	IPA における許認可、投資家支援のワンストップ化の状況	77
表 3-29	ガーナ、ザンビアにおける IPA の機能強化に向けた課題と支援活動の特定	79
表 3-30	パイロット的活動の概要	81
表 3-31	外国投資促進課題、課題解決の方向性、課題解決の主体	84
表 3-32	投資促進に向けた政府と IPA の能力課題と対策	90
表 3-33	投資促進機関の能力課題と対策	92
表 4-1	アフリカにおける外国投資促進に向けた課題と対応の方向性	95
表 4-2	持続可能な開発目標（SDG s）	97
表 4-3	投資促進機関の能力課題と支援内容	103
表 4-4	貿易・投資 課題別方針とアフリカ投資促進支援メニュー	105

図 一 覧

図 1-1	アフリカ地域投資促進業務の構成と流れ	2
図 3-1	業務対象国の FDI 流入額推移（フロー）	15
図 3-2	業務対象国の FDI 流入額推移（ストック）	15
図 3-3	外国直接投資の種類とプロセス	17
図 3-4	進出済み本邦企業の評価するアフリカ進出のメリット	19
図 3-5	企業の海外進出へ向けたフロー	20
図 3-6	世銀 Doing Business 調査の Distance to Frontier（DTF）指標（全体の変化）	30
図 3-7	世銀 Doing Business 調査の Distance to Frontier（DTF）指標の変化	31
図 3-8	アフリカにおける投資環境リスクに関する企業の認識	32
図 3-9	投資事業のライフサイクルと投資環境	32
図 3-10	アフリカ及びアジア各国の財産権に関する評価	40
図 3-11	アフリカ及びアジア各国の経済活動の自由度に関する評価	41
図 3-12	アフリカ、アジア諸国の実効税率の比較	42
図 3-13	企業の海外進出の流れと IPA の機能	68

添 付 資 料

添付資料 1 広報資料

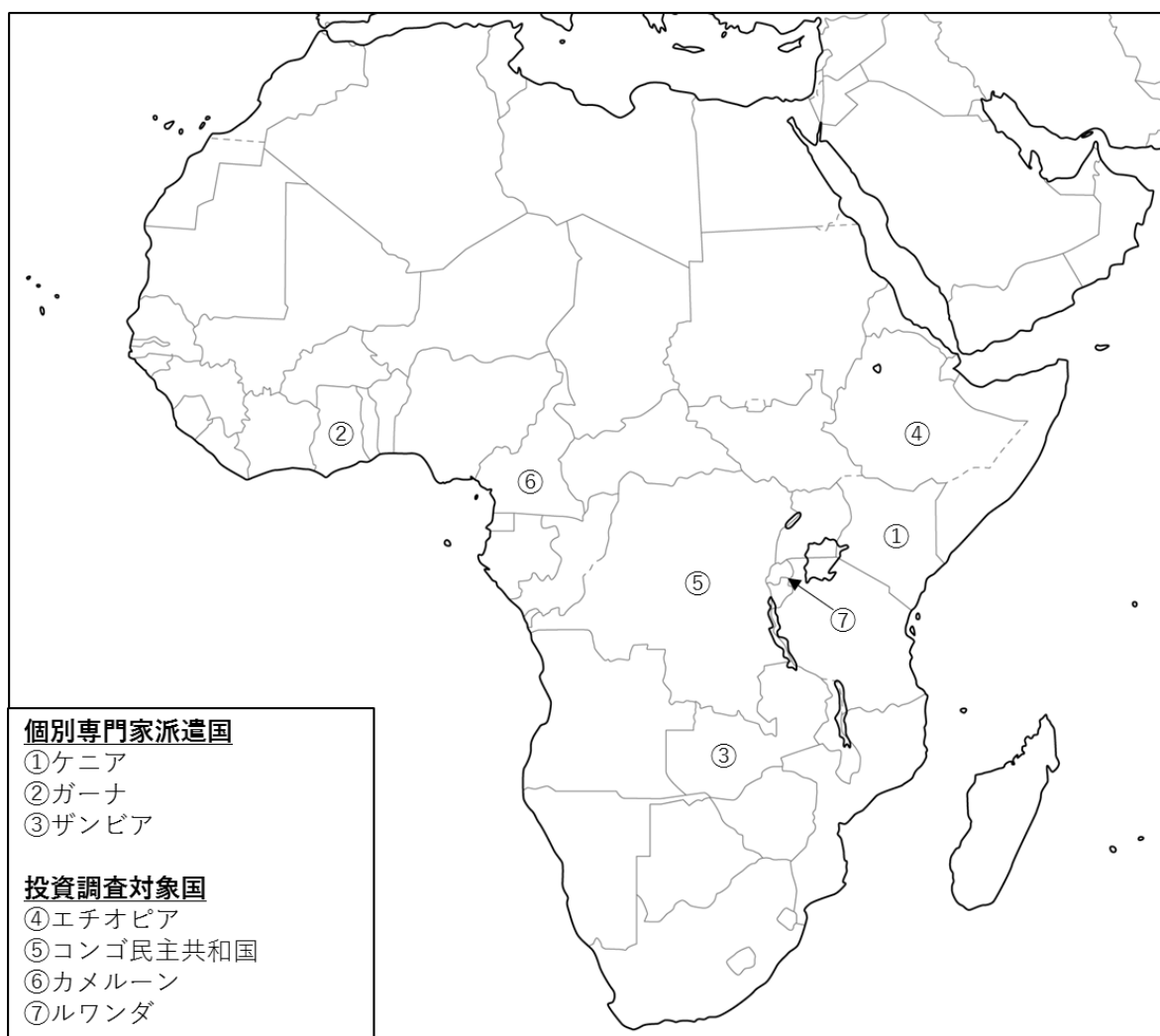
添付資料 2 調査対象国における投資促進分野情報収集結果報告書 要約

略 語 表

略語	和名 英語名または仏語名
AGOA	アフリカ成長機会法 African Growth Opportunity Act
ANAPI	投資促進公社（コンゴ民主共和国） Agence Nationale pour la Promotion des Investissement (DR Congo)
API	投資促進庁（カメルーン） Agence de Promotion des Investissements (Cameroon)
ASEAN	東南アジア諸国連合 Association of South East Asian Nations
BPO	ビジネス・プロセス・アウトソーシング Business Process Outsourcing
C/P	カウンターパート機関 Counterpart
CBF	カメルーンビジネスフォーラム Cameroon Business Forum
COMESA	東南部アフリカ市場共同体 Common Market for Eastern and Southern Africa
CPCAI	ビジネス・投資環境向上委員会（コンゴ民主共和国） Comité de Pilotage pour l'Amélioration du Climat des Affaires et des Investissements (DR Congo)
DTF	フロンティアからの距離 Distance to Frontier
EAC	東アフリカ共同体 East African Community
ECCAS	中部アフリカ諸国経済共同体 Economic Community of Central African States
ECOWAS	西アフリカ諸国経済共同体 Economic Community of West African States
EIC	エチオピア投資委員会 Ethiopia Investment Commission
EPZ	輸出加工区 Export Processing Zone
EPZA	輸出加工区庁（ケニア） Export Processing Zone Authority (Kenya)
EU	欧州連合 European Union
FDI	外国直接投資 Foreign Direct Investment
FEC	コンゴ経営者連盟 Fédération des Entreprises du Congo
FTA	自由貿易協定 Free Trade Area
GDP	国内総生産 Gross Domestic Products
GICAM	カメルーン経営者団体 Groupement inter patronal du Cameroun
GIPC	ガーナ投資促進センター Ghana Investment Promotion Centre
ICSID	投資紛争解決国際センター International Centre for Investment Disputes

ICT	:	情報通信技術 Information, Communication, and Technology
IES	:	シンガポール国際企業庁 International Enterprise Singapore
IFC	:	国際金融公社 International Finance Cooperation
IPA	:	投資促進機関 Investment Promotion Agency
IPDC	:	工業団地開発公社（エチオピア） Industrial Park Development Corporation (Ethiopia)
IPP	:	独立系発電事業者 Independent Power Producer
JBIC	:	株式会社 国際協力銀行 Japan Bank for International Cooperation
JICA	:	独立行政法人 国際協力機構 Japan International Cooperation Agency
KAM	:	ケニア製造業協会 Kenya Association of Manufacturers
KEPSA	:	ケニア民間セクター連合 Kenya Private Sector Alliance
KenInvest	:	ケニア投資庁 Kenya Investment Authority
L/C	:	信用状 Letter of Credit
MFN	:	最恵国待遇 Most Favored Nation Treatment
MIGA	:	投資における保証を提供する多数国間投資保証期間 Multilateral Investment Guarantee Agency
MOU	:	覚書 Minutes of Understanding
NEXI	:	株式会社日本貿易保険 Nippon Export and Investment Insurance
ODA	:	政府開発援助 Official Development Assistance
OECD	:	経済協力開発機構 Organisation for Economic Co-operation and Development
OHADA	:	アフリカ商法調整機関 Organisation pour l'Harmonisation en Afrique du Droit des Affaires
OJT	:	現任訓練 On the Job Training
ONZFI	:	国家自由貿易地域管理局（カメルーン） Office National des Zones Franches Industrielles (Cameroon)
OSS	:	ワンストップサービス One Stop Service
PFI	:	投資のための政策枠組み Policy Framework for Investment
PPD	:	官民対話 Public Private Dialogue
PPP	:	官民連携 Public Private Partnership
PSF	:	民間セクター連合（ルワンダ） Private Sector Federation (Rwanda)

RDB	:	ルワンダ開発庁 Rwanda Development Board
REC	:	地域経済共同体 Regional Economic Community
RRA	:	ルワンダ歳入庁 Rwanda Revenue Authority
SADC	:	南部アフリカ開発共同体 Southern African Development Community
SEZ	:	経済特区 Special Economic Zone
SEZ-DU	:	経済特区デリバリーユニット（ケニア） Special Economic Zone Delivery Unit (Kenya)
SEZA	:	経済特区庁（ケニア） Special Economic Zone Authority (Kenya)
TICAD V	:	第5回アフリカ開発会議 Tokyo International Conference on African Development V
TMEA	:	トレードマーク東アフリカ Trademark East Africa
UNCTAD	:	国連貿易開発会議 United Nations Conference on Trade and Development
VAT	:	付加価値税 Value Added Tax
WIPO	:	国際知的所有権機関 World Intellectual Property Organisation
WTO	:	世界貿易機関 World Trade Organization
ZDA	:	ザンビア開発庁 Zambia Development Agency



業務対象国 位置図

要 旨

1. 案件概要

アフリカ地域投資促進支援業務は、アフリカ地域における投資促進に向けた技術協力の一環で、2015年7月から2018年1月の期間に7カ国を対象に実施された。アフリカの投資促進支援においては、投資政策・投資環境（法的側面を含む）の分析・改善という政策・制度面での知見に加え、外国投資の誘致促進に向けたビジネスに関する知見も求められ、幅広い支援を効果的に行うことが求められてきた。そこで投資促進分野の個別専門家派遣業務（対象国：ケニア、ザンビア、ガーナ、エチオピア）、今後投資促進分野での取り組みを検討する国に対する投資促進分野の情報収集（対象国：エチオピア、コンゴ民主共和国（以下、「コンゴ（民）」）、カメルーン、ルワンダ）の2つを一括して対応することでより包括的、効果的な取り組みを行った。

対象7カ国での業務では、本業務対象国間での比較を可能とするために、標準化した情報収集、分析手法を用いた。また、投資促進に係る政策、制度及び施策施行についての現状を把握するため、経済協力開発機構（OECD）の開発した「投資のための政策枠組み」（PFI）を参照した。

また専門家派遣国においては、情報収集・分析後、各派遣先投資促進機関（IPA）の業務上の課題を特定し、改善に向けたパイロット的活動を実施した。

2. 業務対象国における外国投資動向

国際収支ベースの外国直接投資（FDI）の流入額は、石油・ガスセクターの投資が進むガーナで2005年以降急激に成長し、2011年以降は年間30億ドルのレベルで推移している。また、エチオピアが2012年以降に急速に成長した。ルワンダは上昇が見られるものの、その他の国々は2014年頃から減少に転じている。近年の資源価格の低迷や大型インフラ投資が一段落したなどが理由に挙げられる。投資元国としては、案件数、額ともに各国で中国のプレゼンスが高い。

3. アフリカ向け外国直接投資の特徴と投資決定要因

アフリカ向けFDIの進出においては、一次産品の採取、生産が行われるが、各産品はあまり付加価値付けがなされないまま輸出されるタイプに加え、各国国内市場や地域経済圏市場をターゲットとした製造業・サービス提供を行うタイプが増えてきた。一方、生産コストの削減を目的とし、労働集約的な生産工程を移転させるようなタイプ、更には、複数の工程を世界各地で国際分業を行うタイプはあまり見られなかった。また、現地市場をターゲットとする投資形態では、公共事業、インフラ整備分野への投資も含む。

各投資形態では、外国投資家が直接投資に至るまでに前提条件やいくつかのステップがあることが指摘される。例えば、前提条件として資源賦存、気候条件、生産コストに係るファクター（例：低廉な労働力）など、競争力に係わる要素がありうる。資源輸出や一次産品の輸出、現地市場をターゲットとする事業での直接投資では、事前段階で様々なステップを取る例がみられる。こうしたタイプでは、当該品目の輸入または輸出から開始することもしばしみられ、ビジネスを通じて徐々に投資先に原材料供給、人材確保、チャネル等の地盤を築き、リスクコントロールやコスト削減のノウハウを獲得することで生産・サービス提供拠点を設置する際に経済性を確保できるようになる。またこのほか、現地企業への出資などの形態も見られる。

投資先に関する意思決定では、①海外進出の目的にみあう条件適合の確認、②計画立案段階で

の現地における市場や操業に係る法制度、コスト等の現状の確認・検討が行われると考えられる。また再投資や追加投資については、③操業経験と市場動向等の確認により意思決定を行う。

そのため、資源賦存やその他の生産要素の賦存とアクセス、コスト、現地市場等の目的に見合った条件を満たすこと、操業における採算性の確保を可能とする各種コストについて、条件が整っていることだけではなく、こうした情報が適切な対象に伝えられることで具体的な投資行動につながると考えられる。本業務の外国投資家のアフリカ投資意向に関する調査や、業務対象国における外国投資家からの情報収集で指摘された投資決定での重要な要素は下記が挙げられた。

- ・ 生産、物流、ビジネスを行う際のコストの低減
- ・ 現地政治・社会情勢、制度、市場などの現状とその情報の入手の容易さ
- ・ 現地における人材、パートナーとなる企業を擁する既存の集積や経済活動

4. アフリカにおける投資環境評価

本業務対象国を中心とした投資環境の評価では、世界銀行の「ビジネス環境の現状」調査（世銀 Doing Business 調査）指標の改善により、ビジネス環境評価に結びつく努力が各国でなされていることが確認できる一方で、指標で計測されない行政手続きの課題やコストに係る課題が多く指摘されている。電力、輸送・物流等インフラ整備の状況に起因する生産・操業コスト要因については、コストそのものだけでなく、サービスの質の問題も指摘された。一方、低コストを志向する産業が特に重要視する労働賃金については、比較したアジア諸国と同等かそれ以下の国もある。生産性、技術・経験などの人材の質、原材料輸送のコスト競争力などの課題があるが、米国のアフリカ成長機会法（AGOA）を活用した縫製産業が行われている地域もある。主要市場へのアクセスなどの条件によっては、コスト競争力が高まり、投資が実現することもある。

税務、輸出入に係る手続き、就労許可の取得など、外国投資家に特化したもの、広く民間セクターの操業環境の実態として懸念される分野などで多くの課題が見られた。税務、輸入手続きではシングルウィンドウ化により手続きのコスト、時間の低減を図る動きもあるが、一方では、運用規則の不明瞭、未開示、タイムリーな周知の不足など、透明性の課題や担当官の能力、場合によっては企業側の人材不足等に起因する課題も見られた。

5. 外国投資促進に向けた政策評価

(1) 外国投資促進法制度の評価

外国と国内投資に対する公平性については、国内産業振興の観点から外国投資を制限するセクターの指定や、外国投資に対する登録の義務づけ、最低投資金額の設定を行う国があった。また、各産業レベルで営業許可等のライセンス取得について外国企業と国内企業で扱いが異なる国もある。内外投資に対する公平性の確保と産業政策や輸出振興等の政策との一貫性のバランスに留意した政策策定の必要性が指摘される。

政治・社会情勢、ガバナンス課題は、アフリカ投資のリスクとして外国投資家から高い頻度で挙げられる項目であるが、このような懸念に対して、各国は国際的な商事紛争の仲裁判断についての枠組みを決めているニューヨーク条約、投資紛争解決国際センター（ICSID）、多数国間投資保証機関（MIGA）などの国際的枠組みや、国によっては二国間投資協定を結んで投資家保護の枠組みの整備を進めている。また、ビジネス・投資環境向上に向けて、法制度整備を進め、法の執行の透明性や予見可能性を高める動きもある。中・西部アフリカ仏語圏諸国が加盟するアフリカ商法調整機関（OHADA）の動きは代表的な動きである。しかし、こうした努力に対し、運用面の

成果については必ずしも評価が高い訳ではなく、運用段階のルールの特明確化、施行に関わる政府当局や法曹等の専門人材の育成を引き続き進めることが必要であると考えられる。

(2) 優遇政策の評価

優遇政策の評価では、優遇の有効性とその検証の有無、優遇付与のプロセスに着目した。優遇付与では、投資促進や特定産業振興の政策目標に合わせた税制、非税制優遇が付与されているが、複数のケースで目的に合致した優遇の手段が選択されているか、考察する必要が認められた。税制優遇では、ターゲット産業の需要や優遇による企業側へのメリットに必ずしも合わないケースが見られる。また、特区制度を設定し、税制・非税制優遇や規制緩和等の複合的なインセンティブを付与する取り組みが各国にみられる。特区政策では、制度整備だけでなく、工業団地等のインフラ整備など、操業環境整備を伴う場合もある。公共事業として実施する場合、当該インフラへの需要、プロジェクトとしての採算性、マーケティング、運営管理等、必ずしも政府側にノウハウがない分野についても留意し、実施体制を検討する必要がある。

優遇付与のプロセスにおいては、歳入機関含め様々な政府内機関との調整が必要となるような複雑な制度構造を残した事例も見られた。ルールの明確化と開示、手続きの合理化により、政策の意義を高めるとともに、利用者側の利便を高める必要性が指摘された。

(3) 投資政策策定のプロセス評価

世銀 Doing Business 調査による国際比較は政府のハイレベルによるリーダーシップによるビジネス環境改善に向けた動きを促進したともいえるが、改善の継続性、同調査ではカバーされないが民間セクターが課題と認識する部分への広がりについては、課題がみられた。

民間セクターからの意見吸い上げについては、民間セクターがある程度の力を持つ国では民間企業が組織化され、こうした組織を通じた官民対話が進められるところもある。一方、ルワンダのように、民間セクターの能力に限られる場合は、政府がリードすることがやむを得ない場合もある。官民対話を形骸化させず、政策へ結びつけるためには、ハイレベルのイニシアチブとコミットメントが欠かせない。

6. 投資促進機関の機能評価

国家が設置する IPA は投資促進を目的に各国に設置されており、各国の政策・制度に基づき、様々な形態がある。外国投資を中心に、投資案件の登録を義務づける国（例：エチオピア、ガーナ）では、投資登録とモニタリングを行う。本業務対象国の多くは、投資促進に係る優遇付与を目的とした投資認可を行う機関を設置していて、この場合、優遇を希望する企業のみ投資認可を出す（例：ケニア、コンゴ（民）、ザンビア、カメルーン）。また、ザンビアのように投資促進、輸出振興や経済特区入居に向けたライセンス付与など複数の所管領域を持つ機関もある。

IPA の業務は、①投資法や投資促進法などに基づく投資許認可、②広報、③投資家の現地訪問等のアレンジ・同行、投資認可取得に向けた支援やアフターケアなどを含む投資家向けサービス、④政策提言が一般的である。対象セクターでは、石油・ガス、その他鉱業ではライセンス付与などを、別途セクター法等を制定して管理し、IPA が対応しない場合も多い。インフラ整備や公共サービス分野への投資に向けた官民連携（PPP）案件については、調達、契約交渉等について、上記の IPA が担当するケースもあるが、多くは財務省等他機関が管轄する。

課題分析により抽出された IPA の機能で重要な点としては、①情報提供、②各種行政手続きに係るコスト・時間の削減、③モニタリング機能、④政策提言機能がある。①については、IPA では

様々な媒体を活用して広報活動や情報提供を行っているが、潜在投資家への各国の投資ポテンシャルに関する情報発信、投資先検討や投資計画に入った投資家に対する具体的な制度・法令情報、現地パートナーについての情報など、ターゲット、伝達方法、更には伝達する情報の即時性を維持するための更新のシステムなどについて、改善の余地があることが多い。広報ではなく、投資家サービス部門での情報活用やサービス提供能力向上については、本業務で十分に情報を得られていない。

事業開始には投資認可に留まらない数多くの行政手続き課題があるが、②ではワンストップサービス（OSS）の導入を図る機関もある。④を強化するためには、③で挙げた投資認可に対応したモニタリング活動の重要性も指摘される。計画段階では十分に把握できない投資案件の実態、追加投資、再投資に結びつける課題の抽出を行うために重要である。しかし、予算、人員配置等の課題から機能強化が進まないケースが多い。

7. アフリカにおける投資促進に向けた課題の特性と JICA による支援への提言

アフリカへの外国投資促進においては、①前提条件の整備（経済活動の活性化と産業・貿易振興、投資家保護、投資有望分野等に関する情報アクセス）、②生産・操業に係るコスト低減、③行政手続き等に係るコスト低減、④投資促進政策・実施体制強化（投資促進に係る政策策定・実施体制強化、IPA の機能強化）が必要と考えられる。

各国の事情は多様であり、必要性の度合いに差はあるが、外国投資の前提条件の整備、民間セクター活動の活性化に向けた環境整備の必要性が指摘される。このような現状に対し、JICA のアフリカ投資促進に向けた役割は、①各種課題に対応する政策策定・実施に向けた政府セクターの能力向上、②ビジネス環境整備に向けた資金提供と能力強化、③日本企業を含めた民間セクター、国際機関等様々なアクターとのパートナーシップの形成が挙げられる。その上で以下のような支援の方向性が提言される。

（1） 経済活動の活性化と産業・貿易振興

貿易振興により外国投資家との経済的なつながりを強化し、直接投資を誘導する。貿易政策策定や貿易円滑化に向けた政府機関の機能強化を支援する。また、投資の前提条件である原材料、人材、市場アクセス等を確保するために、産業振興を支援する。各ポテンシャルセクターの開発だけでなく、企業家育成や取引構造改善など、より中長期で取り組むための政策策定、政府機関及び民間機関のサービス提供能力強化を支援する。外国投資企業と地場産業とのリンケージ形成支援については、IPA の外国投資家へのサービス提供機能向上の中で支援が可能である。

また、市場、原材料や人材供給源としての魅力、広域の投資環境向上などの観点から、地域経済共同体（REC）の統合の深化がアフリカの投資先としての競争力に大きく影響する。各国の貿易円滑化、産業基盤の平準化（例：認証制度の確立）、物流網整備など、地域統合の深化を促す、地域横断型の支援に需要があると考えられる。

（2） 生産・操業に係るコスト削減

生産・操業コスト削減においては、輸送・物流、電力、水供給等におけるインフラ整備や公共サービスの運営管理能力向上に向けた支援へのニーズは引き続きある。一方、各国の歳入と債務状況により、資金ギャップへの対応については留意する必要がある。各国では PPP 方式を希求する動きもあるが、案件形成、調達、契約、案件管理などの各局面で法制度整備、運用レベルに至るルールの明確化、専門的な知識を有する人材育成などに課題が見られる。技術支援のニーズを

的確に判断した上で、中長期的な視点に立って支援することも検討できる。

(3) 行政手続き等に係るコスト削減

行政手続き等に係るコスト削減では、会社法・雇用・労務制度、税制、土地制度など、世銀 Doing Business 調査で扱う手続きに係るコストや手間ではなく、法制度整備や各種手続きを運用するルール、担当官の能力等に課題が見られる。そのため、必要であれば政策策定、法制度整備へのアドバイザーから開始し、運用ルール策定、担当官の能力向上を支援する。

税制・非税制優遇、規制緩和などのインセンティブを組み合わせた特区制度を設置する国も多い。特区の制度構築と運用体制の整備で必要とされる組織体制構築や能力向上への支援需要は大きい。一方、支援に先立って、特区制度の妥当性、必然性を十分に精査し、優遇手法としての適切性を精査する必要がある。また、工業団地等のインフラ整備が含まれる事業の場合は、インフラ整備の知識、事業の採算性、運営管理等のノウハウも必要であり、官民の役割分担等を含め、事業の妥当性、実施主体の精査について、先方政府の考え方を十分に確認した上で、支援の是非や内容を絞り込むことが望ましい。

(4) 投資促進政策・実施体制強化

投資促進においては、IPA が主体的、中心的に役割を果たす分野より、ビジネス環境課題や国家ブランディング等、強いリーダーシップとセクター横断的な対応が求められる。そのため、上流の政策策定や法制度整備からの支援を検討する。政策策定を有効に進めるために、投資実態を把握するためのデータ整備やデータ管理に向けた能力強化への必要性も指摘される。

IPA の機能では、広報、誘致によるプロモーションと投資に係る手続き等の容易化（ファシリテーション）の 2 つの活動分野に分けられ、各国の投資環境や各機関の特性によって、適切な分野での組織体制整備と能力向上への支援を行う。プロモーションにおいては、投資家の必要とするサービス提供への組織能力向上、人材育成への支援が挙げられる。広報については媒体政策やミッション等、各国でそれぞれに計画を策定し、予算措置をしながら進めているが、投資誘致段階も含めてターゲット選定、情報の伝達方法、情報更新のシステム形成において、活動の有効性を高めるための機能強化の部分では改善の余地が大きい。ファシリテーションでは、ワンストップサービス（OSS）を志向する機関もあるが、各種手続きの電子化が政府全体で進むところもあり、IPA の行うサービスの付加価値を十分に精査した上で、電子化、各機関とのネットワーク形成等での対応も含めたアドバイスも有効であると考えられる。

第1章 業務の概要

1.1 業務の背景

2013 年 6 月に開催された第 5 回アフリカ開発会議（Tokyo International Conference on African Development V: TICAD V）においては、TICAD V の主要テーマである「強固で持続可能な経済」「包摂的で強靱な社会」「平和と安定」に沿って、今後のアフリカ開発の方向性について活発な議論が行われた。今後のロードマップとして採択された横浜行動計画では、経済成長促進の観点から民間投資の役割が強調され、資源以外の多様な分野へも投資を誘致し、雇用、地元企業と外国企業のビジネスシンケージ、技術移転の促進を図る重要性が掲げられた。これら取り組みの促進に向け、我が国はアフリカ 10 カ国への産業アドバイザー派遣等の支援を表明した。

これを受けて、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency: JICA）では、既に数ヶ国への個別専門家派遣を行っている。その他の国からも派遣等の要請があるが、投資促進という課題に対処するためには、投資政策・投資環境（法的側面を含む）の分析・改善という政策・制度面での知見に加え、外国投資の誘致促進に向けたビジネスに関する知見も求められ、幅広い支援を効果的に行うことが課題となっている。

このような背景から、(1) 複数国の投資促進分野の個別専門家派遣業務（以下、「個別専門家派遣業務」）、(2) 今後投資促進分野での取り組みを検討する国に対する投資促進分野の情報収集（以下、「投資促進分野情報収集業務」、または「情報収集業務」）の 2 つを一括して対応することで、より包括的、効果的な取り組みを促進することが求められている。

1.2 業務の目的と範囲

1.2.1 業務の目的

上記の背景を踏まえ、本業務の目的は以下のとおりである。

- ・ 対象国の投資環境、投資ポテンシャル及び投資促進体制を分析し、外国企業に投資意向調査を行い、当該国の投資促進にあたっての課題を整理する。
- ・ 個別専門家派遣業務の対象国については更に投資環境改善への助言及び投資促進に向けた投資促進機関等の能力向上支援・投資誘致支援を行う。

1.2.2 業務の対象国、相手国実施機関

本業務の対象国、相手国実施機関は以下のとおり。

(1) 個別専門家派遣業務

ケニア	産業化省（Ministry of Industrialization and Enterprise Development）
ガーナ	ガーナ投資促進センター（Ghana Investment Promotion Center: GIPC）
ザンビア	ザンビア開発庁（Zambia Development Agency: ZDA）

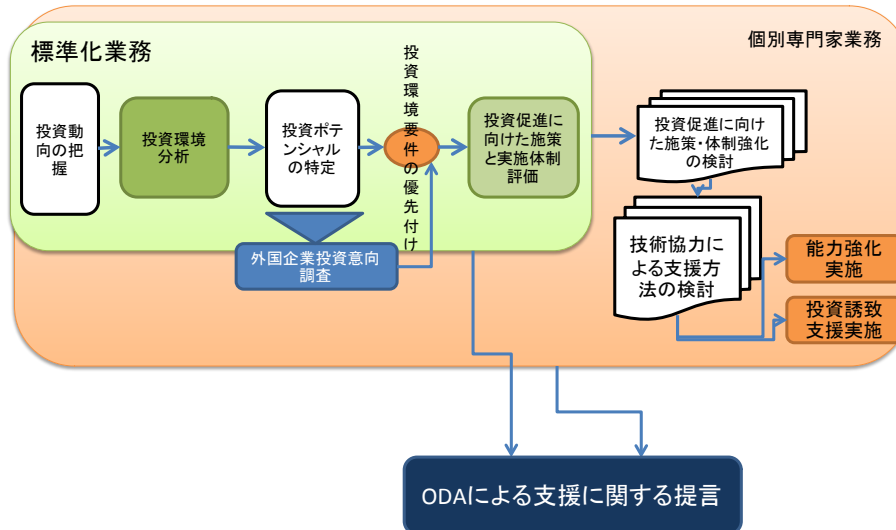
(2) 投資促進分野情報収集業務

エチオピア	エチオピア投資委員会（Ethiopia Investment Commission: EIC）
ルワンダ	ルワンダ開発庁（Rwanda Development Board: RDB）産業貿易省（Ministry of Trade and Industry）ルワンダ歳入庁（Rwanda Revenue Authority）等
コンゴ民主共和国	コンゴ民主共和国投資促進公社（DR Congo Agence Nationale pour la Promotion des Investissement: ANAPI）産業促進基金（Fond pour la Promotion des Industries）等
カメルーン	カメルーン投資促進庁（L'Agence de Promotion des Investissements）等

1.3 業務の構造と実施方法の留意点

1.3.1 業務の構造

本業務では、業務対象各国において、投資促進に係る基本情報の情報収集・分析を実施した。この結果を踏まえた上で、個別専門家業務においては、投資促進に向けた施策・体制強化の検討、技術協力による支援方法の検討を行い、能力強化、投資誘致に向けた支援を実施した。情報収集・技術協力結果を踏まえ、ODA/JICA による投資促進支援について、提言を纏めた。



出所：プロジェクトチーム作成。

図 1-1 アフリカ地域投資促進業務の構成と流れ

1.3.2 標準化した情報収集・分析

本業務では、アフリカ 7 ヶ国を対象とし、各国における業務を通じ、アフリカ諸国に共通する課題の抽出を行い、アフリカにおける投資促進分野の支援の在り方について、投資促進という課題の特性に見合った包括的かつ効果的なアプローチにより実施した。業務においては、当該国の産業、貿易、投資政策における優先セクター開発戦略、ポテンシャル産業の分析に基づき投資促進に係る施策、及びそれを支援する政府開発援助（Official Development Assistance: ODA）による対応を包括的に分析・提言を取り纏めた。専門家業務も含め、情報収集・分析においては、標準化した情報収集、分析手法を用い、本業務対象国間での比較を可能とした。情報収集項目は下表の通りである。また、投資促進に係る政策、制度及び施策施行についての現状を把握するため、経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development: OECD）の開発した「投資のための政策枠組み」（Policy Framework for Investment: PFI）を参照した。

1.3.3 能力強化と投資誘致支援の方法

本件業務においては、情報収集の結果特定された投資促進施策・体制強化の課題のうち、個別専門家の投入の範囲で実施可能なカウンターパート（Counterpart: C/P）機関、または担当官の能力強化、投資誘致に向けた支援を実施した。本業務開始後、ケニアの C/P 機関との間で適切な協力体制の確保に困難な状況が生じたため、能力強化に係る支援は、主にガーナ、ザンビアで実施した¹。

¹ ケニアにおける業務実施の背景と結果については 2.2.1 参照。

本業務では、国家の投資促進に向けた政策策定、施策実施について中心的な役割を果たす投資促進機関（Investment Promotion Agency: IPA）の機能について、外国投資家による海外進出の検討から進出先での操業準備、操業に至るプロセスの流れに合わせて整理した上で、能力強化が必要な項目を抽出し、C/P と協議を通じて専門家の活動分野を選定した。個別専門家による技術協力においては、①日常業務の実施を通じた訓練（On-the-Job-Training: OJT）を通じた C/P 職員の能力強化支援、②特定された課題に対応する能力強化、投資誘致活動の側面支援プロジェクト（パイロット的活動）、③第三国視察による先進事例の研究、④本邦招聘・投資セミナー開催による投資促進活動の実践を行った。

表 1-1 標準化した情報収集・分析項目

分野	情報項目	情報の種類	備考
投資動向	投資動向と代表的な海外直接投資（Foreign Direct Investment: FDI）案件	セクター別投資額の推移、外国投資額、大型 FDI の動向	実数により、クロスカントリーの比較が可能となる。大型 FDI 等、主要な FDI 案件についても概要を報告。
投資ポテンシャル分析にかかわる情報	天然資源、農林水産物	概要、産出量	
	産業集積、企業セクターの現状	概要、集積地、業種等	
	各種コスト（労働賃金、電力、物流、産業用地等）	単位当たりコスト、質、アクセスの容易さ	
	市場規模と成長	人口、所得・消費の動向	
	輸出における特惠措置等	二国間投資協定、特惠関税、地域経済連携の動き	
投資環境（ハード及びソフト）	開発インフラ整備状況（物流ルート/物流、産業立地）	概要	主なインフラ整備の進捗を付記。
	許認可関連・行政手続き	外国投資における許認可フロー、外国投資家の起業の容易さ、納税、不動産取得にかかる手続き、投資ポテンシャルセクター毎の必要許認可手続き（概要）等	世銀 Doing Business 調査、Investment Across Borders 等の指標を利用。フロー図など、実際の投資家が利用できるように情報を整理。
投資政策	投資関連法規制・執行	投資関連法概要、執行の公平性等の概要、産業政策・貿易政策と整合性評価、各種奨励・優遇の妥当性、便益	PFI をベンチマークとして利用してのレビュー
投資促進体制・業務内容	体制	関係機関との役割分担 投資促進機関の設立根拠	
	投資促進機関	権限、組織概要（組織構造、予算、人員）、業務、サービス概要 広報ツール等の組織の概況、投資に関する民間セクターとの対話の実施状況	
技術支援検討材料	他ドナー、国際機関による支援状況	支援分野、内容、実績の評価等	

出所：プロジェクトチーム作成。

第2章 業務実施結果

2.1 業務概要

2015年7月9日に本業務に係る契約が締結されたあと、個別専門家派遣については、ガーナとザンビアの専門家が2015年7月下旬に、ケニアの専門家が2015年8月中旬に現地入りし、カウンターパート機関（Counterpart: C/P）との業務を開始した。専門家業務については、2017年6月のガーナ、ザンビアの本邦招聘、投資セミナーの開催、帰国後のフォローアップを実施し、その後の業務完了報告書の提出をもって終了した。

投資促進分野情報収集については、エチオピア、ルワンダ、カメルーン、コンゴ民主共和国（コンゴ（民））の順番で調査を進める予定だったが、現地の治安状況等を勘案し、エチオピア、コンゴ（民）、カメルーン、ルワンダの順番で調査することとなった。全ての調査対象国での調査、報告書作成、貴機構への提出が完了している。

本業務の従事者及び従事実績は、下表に示すとおりである。

表 2-1 業務従事者名及び担当業務と従事実績

団員名	担当業務	現地業務(MM)		国内作業(MM)		合計(MM)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
亀山 卓二	総括／アフリカ地域投資促進 1	3.77	3.77	2.55	2.55	6.32	6.32
細野 良子	副総括／アフリカ地域投資促進 2	5.90	4.77	2.32	2.32	8.22	7.09
石田 雅之	アフリカ地域投資促進 3	2.30	2.30	1.00	1.00	3.30	3.30
永井 実	ケニア産業開発アドバイザー1/ エチオピア工業団地開発アドバイザー2	5.00	5.00	0.40	0.40	5.40	5.40
菊地 謙一	ケニア産業開発アドバイザー2	7.93	7.93	0.55	0.55	8.48	8.48
山脇 滋一	ガーナ投資促進アドバイザー1	3.87	3.87	0.55	0.55	4.42	4.42
清水 敬之	ガーナ投資促進アドバイザー2	8.83	8.83	0.95	0.95	9.78	9.78
小西 悟	ザンビア投資促進アドバイザー	13.47	13.47	0.90	0.90	14.37	14.37
朝倉 勇	エチオピア工業団地開発アドバイザー	1.00	1.00	1.00	1.00	2.00	2.00
若狭 秀之	エチオピア工業団地開発アドバイザー3	1.00	1.00	0.15	0.15	1.15	1.15
島村 真澄	投資関連法制度	3.90	3.90	1.00	1.00	4.90	4.90
テディ 正典	投資関連法制度 2／工業団地開発 2	0.87	0.87	1.47	1.47	2.34	2.34
今田 周	投資誘致／投資環境 1	4.50	4.50	2.02	2.02	6.52	6.52
小川 いづみ	投資誘致 2	3.00	3.00	2.30	2.30	5.30	5.30
下越 志延	投資環境 2／工業団地開発／業務調整	5.00	5.00	3.30	3.30	8.30	8.30
藤原 禎士	投資環境 3	0.70	0.70	0.10	0.10	0.80	0.80
計		71.04	69.91	20.56	16.07	91.60	90.47

補足：色掛け部分は個別専門家。計画と実績の差はケニアへの渡航が 1.13MM 減ったことによる。

2.2 個別専門家派遣業務実施結果

個別専門家派遣業務対象国の3ヶ国における業務実施結果は以下の通りである。

2.2.1 ケニア

ケニアでは、3つの活動、すなわち「法制度整備促進」、「体制構築」、および「モンバサ経済特区事業促進」を通じて、専門家が産業化省（産業・貿易・組合省に改編）および経済特区庁の活動を支援して「モンバサ経済特区開発マスタープラン」の実現促進を図ることとなっていた。しかし、中国企業によるモンバサ経済特区開発に係る独自の提案がケニア政府に提出されたため、専門家は外務省（在ケニア大使館）及び JICA にて対応策を検討するにあたっての情報提供等の支援を実施することとなった。

具体的には、2015年12月に成立した経済特区法（SEZ 法）に続く SEZ 法施行細則の制定にあたり法案のレビューを行ったが、その後は主に中国企業によるモンバサ経済特区開発との調整に係る情報収集を行った。その結果、2016年8月にナイロビで開催された TICAD VI において、モンバサ経済特区開発及びその周辺インフラ整備について、日本政府とケニア政府の間で合意がなされた。しかし、合意から資金協力を含む日本政府の協力実施に向けて、ケニア側の受け入れ体制の整備を支援する必要があったことから、専門家業務にて一部対応した。その後、2016年12月に「ケニア国モンバサ経済特区開発事業協力準備調査」が開始されたことから、ケニア側体制整備と具体的な支援に向けた詳細調査が同調査に引き継がれることとなった。その結果、第6次渡航を最後に専門家業務は終了した。

ケニア産業開発アドバイザー専門家業務において実施した業務内容を下表の通りまとめた。

表 2-2 ケニアの業務結果

業務内容	業務実施結果
活動 1. 法制度整備支援	
1) 経済特区法整備状況把握・修正等に関する助言	2015 年 12 月に経済特区法 (Special Economic Zone Act: SEZ 法) が成立。SEZ 法施行細則 (regulations) については、IFC がドラフト作成を含めて産業・貿易・組合省を支援しており、本専門家支援では、SEZ 細則案のレビュー、意見の提出等の活動を実施した。Regulations の第 1 バッチは 2016 年 8 月に制定された。 2015 年の Finance Act にて法人税減税等の規定が示された。一方、産業・貿易・組合省が所管する SEZ 法 35 条(1)には法人税の完全免除が規定されている。税法に関する規定は Finance Act が優先することになるが、産業・貿易・組合省は今後財務省に法人税の免除を働きかけていくとのこと。 全体として 3 つに分かれた施行細則 (第 1 から第 3 バッチまで) の策定が予定されており、第 1 バッチは 2016 年に発効され、現在第 2 バッチのドラフトを産業・貿易・組合省で確認中。 東アフリカ共同体 (East African Community: EAC) ハーモナイゼーションでは 2014 年から協議を行っているが、まだ合意に達していない。専門家は適宜 C/P より議論の方向性について確認し、適宜助言を行った。 経済特区にかかる法制度制定に際し、先方政府のパブリックヒアリングや個別面談等を通じてグッドプラクティスなどを紹介しながら助言を行った。その他、ケニアの投資促進体制の確認のため、ケニア投資庁に関する情報収集も実施した。
2) 税制上のインセンティブに係る税法改正状況把握	
3) 経済特区法施行細則策定の状況把握・助言	
4) 東アフリカ共同体における経済特区法制度のハーモナイゼーション確認・助言	
5) ケニア経済特区法・施行細則へのフィードバックに係る助言	
活動 2. 体制構築支援	
1) 経済特区庁設立に関する助言・能力強化支援	経済特区庁 (Special Economic Zone Authority: SEZA) 設立については、任期中の終盤で下記の進捗があったことから、1) 及び 2) について十分な支援を行うことは困難であった。

業務内容	業務実施結果
2) ワンストップセンター設置に係る助言・能力強化支援	産業・貿易・組合省は、2016 年 10 月以降理事会メンバーを選出し、これをもって SEZA が設立された、との見解を示している。実質的な運営については、予算の確保、スタッフの雇用等が開始されていない。また、SEZ 認可においても、上記の SEZ 法細則に基づくため、同細則の成立を待っている状態。 一方、SEZA が設立される前に産業・貿易・組合省内に小規模な組織をつくり、予算や組織づくりなど SEZA 設立準備のため、SEZ デリバリーユニット (SEZ-DU) を設置して必要な準備を前倒しで進めているため、専門家も適宜 SEZ-DU より情報収集を行った。 SEZA は SEZ の企業誘致も担当するが、正式に設立されて本格稼働するまでの期間についても有効な企業誘致を実施するため、ケニア投資庁の活用を模索している。そのため、活動 2 で述べたとおり、ケニア投資庁の概要について情報整理を行った。
活動 3. モンバサ経済特区事業促進支援	
1) 産業・貿易・組合省とケニア港湾公社間の合意形成に向けた状況確認	モンバサ SEZ 開発については、先行調査(モンバサ経済特区マスタープラン調査)にて円借款による SEZ 域内の港湾開発が提案されていたが、中国企業からの提案に基づく覚書(Minutes of Understanding: MOU)締結に向けた動きが活発化したので、日本大使館や JICA の要請に応じて、適宜情報提供等の支援を行った。その結果、最終的には TICAD VI で日本政府とケニア政府との間でモンバサ SEZ 開発についての MOU 締結に至った。 MOU 締結後は、モンバサ経済特区開発全体のケニア側の調整を大統領府が担うこととなったことから、大統領府の担当官に対して、各省への説明、官民連携の在り方についても助言を行った。 デベロッパー候補となり得る本邦企業や入居企業となりうる本邦・外国企業への案件に関する情報提供を逐次行った。
2) 官民連携の手続きに関する助言	
3) 外国企業(特に本邦企業)への投資誘致支援	

2.2.2 ガーナ

ガーナでは、JICA による投資促進分野での先行する調査・業務実施の実績がないことから、関連情報の収集、分析を行った後、投資促進、外国投資誘致の分野で特に技術支援の必要性が高い分野を洗い出し、技術支援を実施した。情報収集・分析の結果、ガーナの投資環境・関連制度に関する広報資料作成及び近隣諸国との比較におけるガーナの強み・弱みの分析と整理をパイロット的活動として選定・実施した。

ガーナ投資促進アドバイザー専門家業務において実施した業務内容を下表の通りまとめた。

表 2-3 ガーナの業務結果

業務内容	業務実施結果
活動 1. 標準化業務による情報収集・分析(1)	
1) 投資動向の把握 2) 投資ポテンシャル分析 3) 投資環境の分析 4) 投資政策・投資関連制度の概要把握 5) 課題の抽出と改善目標の検討	投資動向や外国投資の手続きフロー等の概要を取りまとめた。 また、C/P であるガーナ投資促進センター（Ghana Investment Promotion Centre: GIPC）内にデータ収集チームを形成し、「投資促進に係る情報収集・分析項目」一覧にしたがって投資政策、投資関連制度に関する情報を網羅的に収集し、概要を把握した。
活動 1. 標準化業務による情報収集・分析(2)	
1) C/P 及び投資促進にかかる関係機関の組織、役割、人的能力の把握 2) 課題の抽出と改善目標の検討	GIPC 及び投資関係機関の組織、役割等の概要を把握した。また、関係機関、既に進出している企業からのヒアリングを行い、ガーナの投資促進上の課題・障害などを調査した。

業務内容	業務実施結果
活動 2. 投資促進能力向上に向けた支援	
1) 投資促進に向けた改善目標の設定 2) 能力向上分野での支援の選定・確定 3) 能力向上支援の実施	GIPC の業務状況を把握し、問題点を洗い出し、パイロット的活動として何が支援できるかを、カウンターパートと協議をした。その結果、活動 3. とも関連するが、下記 2 つのパイロット的活動を実施することとなった。 - 投資ガイドブック(英・和)の作成 - 西アフリカ諸国経済共同体(Economic Community of West African States : ECOWAS)近隣国の投資環境・日系企業調査(情報収集／整理) 投資ガイドブックの作成に向け、投資家の目線で求められる情報についての講義を C/P に対して実施した。投資ガイドブックは、2017 年 5 月に完成し、同年 5～6 月の本邦招聘において実施したガーナ・ザンビア投資セミナーや企業訪問で活用・配布した。 また、ECOWAS 近隣国の投資環境・日系企業調査では、2016 年 8～9 月にコートジボワールを訪問した。調査に際し、関係機関、企業訪問時の情報収集方法に関して指導・支援を行った(調査シートの活用など)。
活動 3. 外国投資誘致に向けた支援	
1) 外国投資促進支援における支援内容の確認、優先付け、内容の確定 2) 外国投資促進支援の実施	ガーナ産品の日本への輸入に関する引合いは出てきている。外国直接投資案件につながるかは未知数であるが、ガーナ産品の輸出増加の可能性はあるため、具体的な引合いに関しては、GIPC へ助言・支援を行った。 また、外国投資家に対する誘致活動の基本的な進め方、ガーナの投資環境の説明資料作成など、投資家の視点で投資環境を考え、分析し、課題の改善を考えるように、セミナーやミーティングを通じて、人材能力の向上を図った。
活動 4. ODA による支援に向けた提言の取り纏め作成	
1) 他ドナー、国際機関の支援動向の把握 2) 提言取り纏め	GIPC とシンガポール国際企業庁(International Enterprise Singapore: IES)が投資手続きのワンストップサービス(One Stop Service: OSS)の検討を行った。この検討過程で、関係各省の係官を GIPC に集めて投資家に対するサービス提供を試みた。しかしながら、各省からの派遣者に当該手続きの決裁権限がなく、実質的には OSS の機能を果たせないまま、IES との MOU の期限が切れている状況である。

2.2.3 ザンビア

ザンビアでは、過去に JICA により投資促進と関連分野のプロジェクト²が実施されていた他、OECD の PFI に基づいた投資政策レビューも実施され、比較的情報が整理されている。したがって、専門家は外国投資誘致支援を中心に業務を行い、実質的な業務を行う過程で現任訓練(On the Job Training: OJT)による能力強化を行った。投資誘致支援ではセクターを絞り込んだ誘致を進めたが、この際に情報収集や折衝能力等の向上に主眼を置いて業務を実施した。

ザンビア投資促進アドバイザー専門家業務において実施した業務内容を下表の通りまとめた。

² 「南南協力を通じた投資促進環境整備プロジェクト」「ザンビア投資促進プロジェクト-トライアングルオブホープ(ToH)」及び、「ルサカ南部複合経済特区 M/P 調査」。

表 2-4 ザンビアの業務結果

業務内容	業務実施結果
活動 1. 現状確認と情報整理、外国投資誘致に向けたターゲット絞り込み	
1) 投資動向の把握 2) 投資ポテンシャル分析・ターゲット分野の絞り込み 3) 投資環境の分析 4) 投資政策・投資関連制度の概要把握 5) 報告書・広報資料作成に向けた資料整理	投資動向や海外企業がザンビアに進出するにあたり必要な各セクター特有の許認可手続き等の概要を取りまとめた他、ザンビアに進出済みの日系企業の一覧表を作成した。 また、C/P であるザンビア開発庁 (Zambia Development Agency: ZDA) の組織と機能の概要を整理し、その評価を行った。
活動 2. 外国投資誘致に向けた支援	
1) 案件発掘支援、形成、フォローアップ等の支援	案件発掘、形成、フォローアップ、追加投資案件の発掘の各ステップで技術移転を行った。 特に、従前の ZDA の投資誘致方法は「待ちの姿勢」が中心だったため、既進出済みの日系企業を中心に、会社を訪問して現状をフォローアップし、拡大投資、再投資を促す方法や、在南アフリカ日本企業へ個別訪問をするという「働きかけに行く」投資誘致の方法を OJT にてカウンターパートに指導した。
活動 3. 投資促進機関の能力強化	
1) 実務を通じた能力強化支援	ZDA の業務状況を把握し、問題点を洗い出し、パイロット的活動として何が支援できるかをカウンターパートと協議をした結果、活動期間中に下記 4 つのパイロット的活動を実施することとなった。 ・ ウェブサイトのリニューアル ・ 潜在的投資企業の発掘 ・ トライアル市場調査 ・ Q Bee システムを活用した業務フローの確立 「潜在的投資企業の発掘」のための南アへの出張については 2016 年 2 月に、「トライアル市場調査」のためのコンゴ(民)の旧カタンガ州への出張は 2016 年 6 月に実施済みである。また、「ウェブサイトのリニューアル」は 2017 年 5 月に完了した。「Q Bee システムを活用した業務フローの確立」については、2016 年 12 月にワークショップを開催し、そこで出された主な提言に基づいて Q Bee システムを改良し、2017 年 7 月に完了した。

2.2.4 第三国視察

ガーナとザンビアに対する技術協力においては、2016 年 10 月に合同でマレーシアにおいて第三国視察を実施した³。視察内容の概要と C/P が得た教訓は次表の通りである。

³ ケニアにおいては急きょ業務内容が変更となり、またその業務の特殊性を鑑み、第三国視察は実施しないこととなった。

表 2-5 第三国視察実施概要

目的	他国の投資促進機関及び投資促進に向けた取り組みを学び、自国の投資促進に活かす。
参加者数	ガーナ:3名+専門家 ザンビア:4名+専門家 (日本より業務調整が出張。全日同行した)
時期	2016 年 10 月 14-23 日(移動日含む。マレーシア滞在期間:17 日-21 日)
訪問先	マレーシア投資開発庁 マレーシア商工会議所 東部回廊地域開発委員会 パハン州投資促進担当部署 工業団地、プランテーション企業 ジェットロマレーシア事務所
プログラム概要	計画・準備: 参加者が中心となり、ウェブサイト等を基に事前調査、質問票・ヒアリング項目の作成を行った。 実施: 先方機関の運営・管理体制(組織、職掌、業務フロー、広報など)、投資誘致方法等について視察・意見交換を行った。 整理・分析・共有: 訪問先機関と自国の機関を比較分析し、課題を抽出し、報告書に取り纏めた。参加者の所属機関にて報告会を開催し、視察結果を関係者に広く周知の上、共有した。
視察から得た教訓	ガーナ: マレーシアとガーナの投資環境の違い(特に OSS 活動、外国人の雇用枠制限、最低投資額規定など)を学び、ガーナの投資誘致条件がマレーシアと比較して投資家に不利であることが分かった。 その中でも GIPC としては、OSS 推進を進めたいが、関連省庁との調整が求められる業務については、調整に時間がかかる。したがって、GIPC だけで業務が行われている企業登録等についての円滑化から進めていきたい。 ザンビア: ZDA は、ザンビアは周辺国と比較してどのセクターに投資の比較優位があるかを見極め、そのセクターを中心として、戦略的に投資誘致活動を進める必要がある。またその際には、関係政府機関の連携が重要であるとともに、民間のコンサル企業等の知見の活用も考えられるのではないかと。加えて、投資誘致を担当する職員は幅広い知識が求められることに鑑み、職員研修等を実施しなければならない。その他、優遇措置の内容や OSS 機能についても検討の余地がある。

2.2.5 本邦招聘

ガーナとザンビアに対する技術協力においては、2017 年 5-6 月に合同で本邦招聘を実施した⁴。招聘内容の概要と C/P が得た教訓は次表の通りである。

⁴ ケニアにおいては急きょ業務内容が変更となり、またその業務の特殊性を鑑み、本邦招聘は実施しないこととなった。

表 2-6 本邦招聘実施概要

目的	投資セミナーでの講演および本邦企業に対する投資案件形成に向けた説明等を通じて、実践的な投資促進活動を本邦で実施する。
参加者数	ガーナ:4名+専門家 ザンビア:4名+専門家 (準備から取りまとめに至るまで、各国1名の支援団員を配置した)
時期	2017年5月27日-6月4日(移動日含む。日本滞在期間:5月28日-6月3日) ⁵
訪問先	JICA ジェトロ 各国駐日大使館 本邦企業(商社、製造業、金融等)
プログラム概要	計画・準備: 各国で参加者が中心となり、自国への投資/再投資を検討する可能性の高い日本企業を選定し、ウェブサイト等を活用して訪問先について事前調査を行った他、投資セミナーでのプレゼン資料を作成した。 実施: 1) より多くの日本企業にガーナ・ザンビアへの投資を検討してもらえるよう、投資セミナーでガーナ・ザンビアでの投資機会をアピールした。 2) 訪問先企業のリクエストを聴取、今後も連絡を取ることが出来るようにネットワークを構築した。 整理・分析・共有: 投資セミナー結果および訪問先機関との議事録等を整理し、実施報告書に取りまとめた。また、訪問先へのお礼、セミナー参加者連絡先の整理等を通じて、引き続き投資誘致のためのフォローアップを続けられるようにした。
視察から得た教訓	ガーナ: 投資セミナーでは、閉会後も多くの参加者と講師の間で直接の質疑応答や名刺交換が行われ、今後の投資促進活動のためのネットワークを構築することができた。 ザンビア: 従来 ZDA で実施してきたミッションのような「セミナーを開催してすぐに帰国」という形では得られなかった収穫があった。具体的には、企業を個別に訪問することで、企業側の意図をより深く学ぶことができ、企業の意図がわかることで ZDA としてどのような支援が必要なのか具体的に考えることができるようになった。

2.3 投資促進分野情報収集業務の進捗結果

調査対象国4ヶ国の調査を下記の通り実施した（各調査結果は添付資料を参照）。

2.3.1 エチオピア

2015年7月及び10月にそれぞれ2～3週間の現地調査を実施し、2015年12月に調査結果報告書を提出した。本調査では、エチオピアの外国投資動向、経済政策と投資政策、外国投資ポテンシャルについて現状を確認するとともに、特に、投資環境に関する重要な分野について、制度面と運用面についての情報収集・分析を行った。調査においては、投資家が実際に経験する手続きの詳細、他国事例との比較等により課題を浮き彫りにした。また、各分野におけるエチオピア政府及び各ドナーによる取り組みを踏まえ、改善に向けた方向性を取り纏めた。

2.3.2 コンゴ（民）

2015年12月及び2016年2月にそれぞれ2～3週間の現地調査を実施し、2016年4月に調査結

⁵ ZDA の長官のみ、他の会議出席のため5月29日に来日した。

果報告書を提出した。本調査では、社会経済と制度構築の発展段階と投資ポテンシャルを考慮し、投資促進に向けた政策、投資促進機関の現状について概要を把握するとともに、今後同国における投資促進を進める際に課題となる点を中心に整理、分析した。

2.3.3 カメルーン

2016 年 5 月及び 9 月にそれぞれ 2～3 週間の現地調査を実施し、2017 年 1 月に調査結果報告書を提出した。本調査では、カメルーンの外国投資動向、経済政策と投資政策、外国投資ポテンシャルについて現状を確認した。その際に、日系企業の今後の投資進出形態の可能性について意識しながら、情報収集・分析を行った。また、投資促進に向けた政策、投資促進機関の現状について概要を把握するとともに、今後同国における投資促進を進める際に課題となる点を整理、分析した。

2.3.4 ルワンダ

2016 年 11 月及び 2017 年 2 月にそれぞれ 2～3 週間の現地調査を実施し、2017 年 5 月に調査結果報告書を提出した。本調査では、経済開発政策、投資促進に向けた政策、ビジネス環境向上に向けた取り組み等の現状把握、外国投資動向、外国投資ポテンシャルについて現状を確認した。ルワンダはビジネス環境では国際的な評価が高い一方、経済規模、内陸国である等の制約に対して投資ポテンシャルを概定し、投資促進に結びつけるための投資促進機関の機能強化等施策について課題を整理、分析した。

2.4 横断的業務の実施結果

横断的業務は以下の通り実施した。

2.4.1 外国企業の投資意向調査の実施

投資ポテンシャル分野における投資促進に向けた必要要件を抽出し、可能な範囲で具体的な投資家を発掘することを目的として、2015 年 12 月から南アフリカ共和国（以下、南ア）で、2015 年 9 月からインドで外国企業に対する投資意向調査を実施している。調査概要とその結果は次表のとおりである。また、南ア、インドにおける調査結果については表 3-2 にまとめた。

表 2-7 横断的業務の結果

業務内容	実施結果
南アフリカ共和国	
<u>調査企業予定数</u> 10-20 社 <u>調査時期</u> 2015 年 10～11 月 2016 年前半 <u>主な調査項目</u> 業種別の投資意欲、阻害要因等の特定、今後の投資促進機関 (IPA) の提供するサービス向上、投資環境改善への検討材料等。	2015 年、2016 年の 2 回で合計 14 社に面談調査を実施。
インド	
<u>調査企業予定数</u> 10-20 社 <u>調査時期</u> 2015 年 9 月-2016 年 6 月 <u>主な調査項目</u> 業種別の投資意欲、阻害要因等の特定、今後の IPA の提供するサービス向上、投資環境改善への検討材料等。	農業から製造業、サービス業、インフラ関連企業含む 100 社超の企業にコンタクト。そのうち、アフリカへの投資に関心のある企業 20 社への面談調査を実施。
日本	
<u>調査企業予定数</u> 30-40 社 <u>調査時期</u> 随時 <u>主な調査項目</u> 業種別の投資意欲、阻害要因等の特定、今後の IPA の提供するサービス向上、投資環境改善への検討材料等。	専門家業務において随時企業へヒアリング、及びフォローアップを行った。調査業務では、調査対象国進出済み企業と大手商社、物流、製造業、情報通信技術 (Information Communication, Technology: ICT) 等各社に聞き取りを行った。 調査対象国については、投資環境評価や投資に係る必要条件の絞り込みなどを中心的な目的として実施した。 専門家業務では、業務の中で複数の本邦企業へヒアリングを行った。

2.4.2 アフリカへの投資促進のための広報資料の作成

日系企業によるアフリカ投資を促すツールとしてパワーポイントの形で広報資料を作成した。掲載内容は、アフリカへの投資動向、アフリカ投資の魅力と課題、各国の投資概況と事例、JICA の進出支援スキームの 4 つで構成され、2015 年 9 月に第 1 版を、2015 年 12 月に第 2 版を、2016 年 6 月に第 3 版、2017 年 2 月に第 4 版を提出した。その後 2017 年 6 月のガーナ・ザンビア投資セミナーでのプロジェクトによるプレゼンテーション配布資料として第 5 版を作成し、本報告書では、最終版を作成、添付している。

第3章 アフリカ投資促進に関する情報分析結果

3.1 情報収集・分析の流れ

本章では、本業務対象国での情報収集、技術協力結果を踏まえ、投資促進に係る各種関連項目の整理と今後の支援に向けた課題を抽出するため、表 1-1 に示した情報を収集した上で外国投資促進における課題として取り上げる分野を特定した。この分野ごとの情報分析を踏まえ、現状の課題に対応する各国政府の取り組みを分析するため、投資政策、投資促進機関の現状について整理した。これらを総合し、投資促進に向けた重要な政策課題を特定した。

3.2 本業務対象国における外国投資動向

3.2.1 外国投資実績

調査対象各国における投資受け入れ動向は下記の通りである。FDI 額は各国において、2008 年のサブプライムローンを発端とした金融危機で一旦落ち込んだものの、近年増加傾向が見られる。投資元やセクターについては、資源の有無や地理的な近接性などの要素もあるが、一般的に中国のプレゼンスの高さが特筆される。

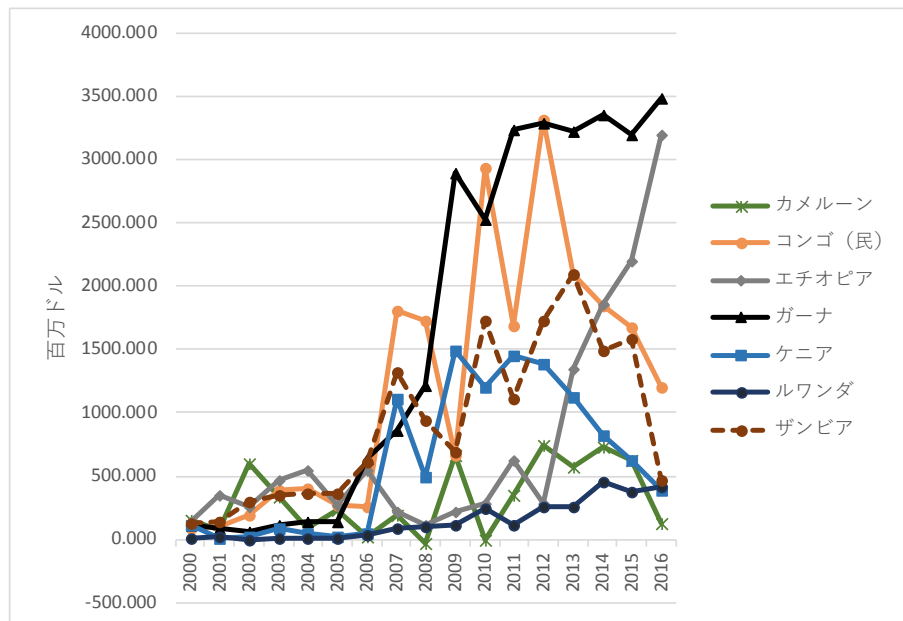
表 3-1 本業務対象国における投資動向

国名	FDI 動向	セクター等の特徴	国別外国直接投資
エチオピア	国際収支ベースの FDI 流入額は 2008 年に 1.1 億ドルに落ち込んだあと低迷していたが、2013 年からは急増している。2014 年には 12 億ドルとなり、はじめて 10 億ドルを超えた。	認可ベースの直接投資額では、製造業が常に高い比率を示し、2011 年には 82%となっていた。2014 年には不動産、リース、コンサルティング業が伸張し、それまでの一桁台から総額の 25%を占めた。農業投資は、2008 年までは比較的高い比率を維持してきたが(2008 年に全体額の 28%)、ここ数年は落ち込み、2015 年は全体の 5%に留まる。	認可ベースの投資案件について、金額ベースでは、2013、14 年は中国が首位であった。このほか、近年投資額の多い国は、トルコ、インド、英国などがある。日本からの投資は、2010 年から 2014 年までのデータでは、1 件認可案件があるが、全くない年もある。2013 年は総額 900 万ブル(約 50 万ドル)流入があったが、全体額の 1%に満たない。
ケニア	周辺国と比較して FDI 額は低迷している。2011-12 年は 2-3 億ドル台だったが、2014 年に 9 億ドル(前年比 150%)、2015 年に 14 億ドル(同 52%)と急伸したが、その後減少傾向である。	2013 年の直接投資額はストックベースでもフローベースでも金融、製造業が全体の 20~31%を占めた。他方、ケニア投資庁が把握している 2014 年の認可ベースの投資案件では、建設・不動産の投資額が金額ベースで 65%近くを占めた。	認可ベースの投資案件について、金額ベースでは、英国が 2012、13 年は首位であったが、2014 年は中国が逆転。日本の 2015 年の投資認可額は総認可額の 3%程度で、国際収支の FDI ストックは 2.3%。
ルワンダ	国際収支ベースの FDI 流入額は投資及び輸出促進法が施行された 2005 年から右肩上がりに増加している。単年の流入額は年ごとのばらつきがあるが、ストックベースでは 2014 年には 50 億ドルに達した。	2005-15 年までの実績で特に件数の多かったのは 117 件中、金融(39 件)、通信(17 件)、ビジネスサービス(7 件)となっている。金額ベースでは、石炭・石油・天然ガスセクターが全体の約 49%を占める。次いで通信、金融となっている。	2005-15 年の実績では、案件数、累積投資金額双方ともケニアが首位。金額ベースでは、UAE、インド、南アが続く。件数では、インド、アメリカが続く。ウガンダ、タンザニアからの投資を含め、EAC 諸国からの投資が件数の 40%を占める。

国名	FDI 動向	セクター等の特徴	国別外国直接投資
ガーナ	FDI 額流入額はここ数年 30 億ドル以上で推移していて、2014 年は 33.6 億ドルであった。引き続き同水準の流入がある。	石油・ガスセクターを除く 2012-14 年の投資実績では、サービスセクターの伸張が著しく、2013、14 年は認可ベースの投資総額の 40%強を占めた。ただし、この中には石油・ガス採掘に係るエンジニアリング等のサービスも含まれ、全体額を押し上げている。2012、13 年は不動産・建設、2014 年は製造業が 35%強であった。	投資金額では中国が突出している。2014 年実績では全体の 47.6%を占めた。次いでオランダ、カナダとなっている。Financial Times のデータでは、2003 年から 2015 年 7 月までに東京（日本企業かは不明）からの FDI プロジェクトが 6 件あった。この 6 件の投資総額はこの間の FDI 総額の 1%に満たない。大型の投資では、日本企業の合併で参画した案件で GIPC による戦略投資指定案件（5 千万ドル以上）が 1 件ある。
ザンビア	FDI 流入額は 2014 年が 24.8 億ドル。2005-07 年の平均が 7.4 億ドルだったが、ここ数年は 10 億～25 億ドルの間で推移しているものの、2016 年は大きく減少した。	認可ベースの直接投資では、2011-15 年の累積では、鉱業（20%）、製造業（17%）、エネルギー（17%）、建設（15%）の順で額が多い。構成比は未だそれほど大きくないものの、農業投資の機運がヒアリング等で確認された。	件数では中国が全体の 30%を占めるが、金額ベースでは英国（15%）、オーストラリア（14%）の割合が高い。Financial Times のデータでは、2003 年から 2015 年 7 月までに東京（日本企業かは不明）からの FDI プロジェクトが 4 件あった。この 4 件の投資総額はこの間の FDI 総額の 1%に満たない。
コンゴ（民）	近年変動はあるものの、全体的に増加傾向を示し、フローベースでは 2013 年には 300 億ドルを超えた。しかしその後 2016 年には 120 億ドルレベルまで大きく減少した。	認可ベースのデータでは、近年、直接投資の 5 割以上は鉱業セクター向けとなっている。サービス業も 2011 年、2014 年にそれぞれ 30%以上を占めた。	国別のデータは入手できなかった。
カメルーン	2015 年の FDI 流入額は 6.2 億ドル。2009 年以降は年 5～8 億ドルの間で推移していたが、2016 年は大きく減少した。	2003 年から 2015 年 7 月までのディスバースベースの FDI 累積の実績では、案件数では製造業と小売業が多いが、累積額では石油・天然ガス・石炭及び金属が多く、それぞれ全体の 36%、29%を占めた。認可ベースのデータでは、民間投資優遇法が施行から間もないことから傾向を把握することは困難だが、2016 年までは食品セクターの投資額が多い。	2003 年から 2015 年 7 月までは、案件数、累積額ともにフランスが最多。そのほか、金額ベースでは資源関連の投資案件実績のあるオーストラリア、アメリカが多い。

出所：FDI 額は World Investment Report 2015（UNCTAD）、カメルーンのセクター別投資額は Financial Times データ、許認可ベースデータは各国の IPA 提供データ、Central Bank of Kenya et al, Foreign Investment Survey 2015 を基にプロジェクトチーム作成。

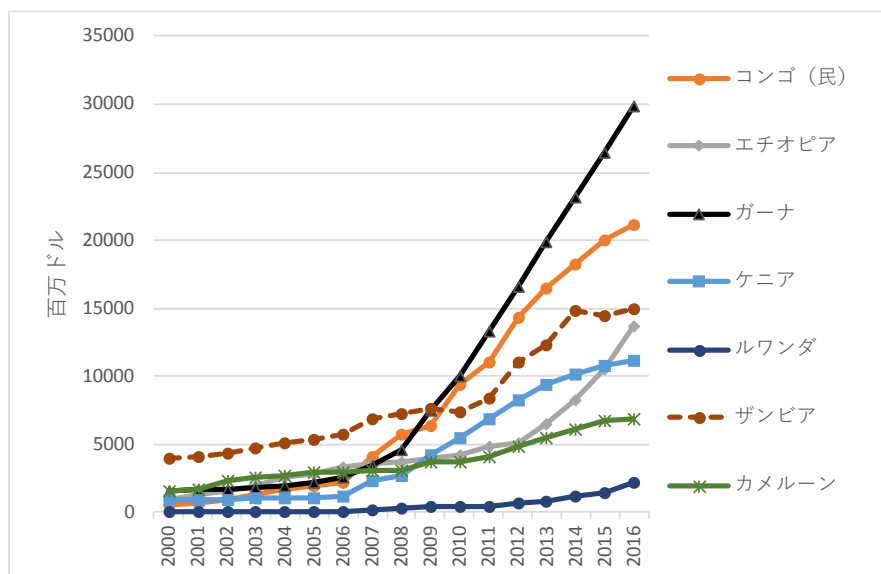
下図はフローベースの FDI の流入額を示したものである。ガーナが 2005 年以降急激に成長し、2011 年以降は年間 30 億ドルのレベルで推移している。エチオピアが 2012 年以降急速に成長した。その他の国々は 2016 年で減少している。



出所：UNCTAD Statistics を基にプロジェクトチーム作成。

図 3-1 業務対象国の FDI 流入額推移（フロー）

また、下図はストックベースの FDI 流入額を示したものである。ガーナ、コンゴ（民）が 2010 年頃から大きく伸びている。またエチオピアも 2012～13 年頃から加速的に成長している。ケニア、ザンビア、カメルーンは直近 2～3 年に成長率が鈍化した。



出所：UNCTAD Statistics を基にプロジェクトチーム作成。

図 3-2 業務対象国の FDI 流入額推移（ストック）

資源価格の高騰につれて鉱物資源を有する国々では大きな設備投資があり、こうした国々でストックの伸び率が高い。一方、鉱物資源をほとんど有しないエチオピアが近年ストックを増やしていることは特筆される。

3.2.2 投資需要

投資意向調査に基づく、インド、南アにおけるアフリカ向け投資需要分析結果は下記のとおり。

表 3-2 投資意向

国名	投資需要	投資動機、投資先決定における重要事項
インド	農業、鉱業、インフラ整備、医療等の分野でアフリカ進出に興味を示している。製造業分野でも市場に興味を持つ企業はあった。但し製造業企業からは、インタビューの過程で、各地の市場状況に関する質問が多く出され、全体的に興味を持つものの、ビジネス機会についてより詳細な情報を得て、具体的な進出先の検討が必要という状況であった。	各国の市場に関する情報を提供することにより、具体的な投資先の選定を促す必要がある。また現地における政治経済の安定性、投資を成功させるための政府によるバックアップなどの必要性を指摘する企業が多かった。
南ア	調査対象企業は本件調査対象国を含むアフリカでの操業実績がある企業であり、そうした国々での事業継続・拡大には前向きであった。投資先または業務拡大検討中の国としては各社の製品／サービスの種類、既存拠点等により多少のばらつきはあるが、ケニア、タンザニア、ルワンダ、ガーナ、ナイジェリアなどが挙げられた。ルワンダ、ガーナについては、政治的な安定や良好な経済成長を好意的に捉えていた。カメルーンに関しては、インタビューを行った企業に十分な知識を有する企業がなく、投資意欲を確認できなかった。	市場とその成長可能性、規制環境、法規制の安定性と予見可能性、政治的安定、パートナー企業の存在などが投資先として選定する際と現地での操業する際において重要であることが挙げられている。

出所：プロジェクトチーム作成。

3.2.3 投資の動機とフロー

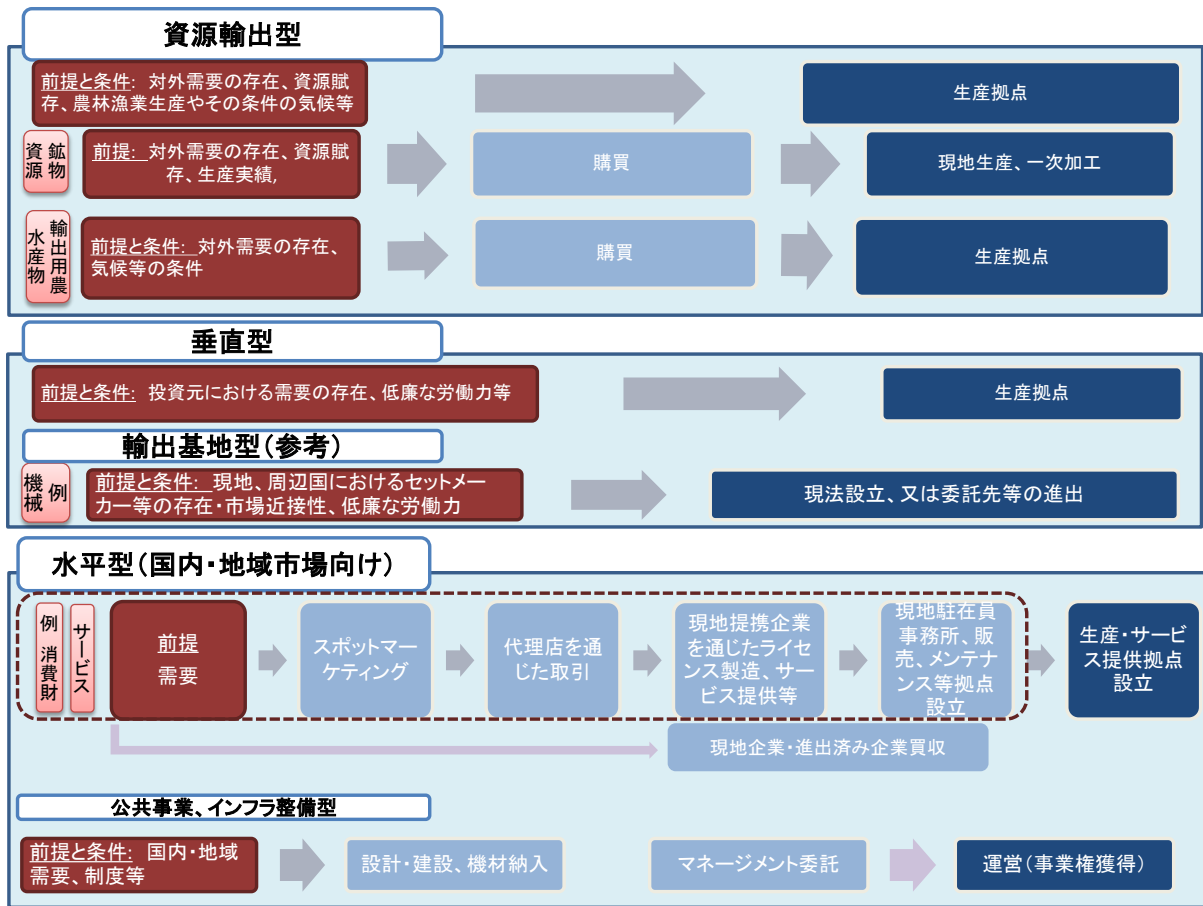
本業務を通じて収集した情報に基づき、業務対象国への進出動機や進出形態と進出後の業務拡大について考察する。

本業務における調査では、当該国における外国投資の性質を理解するために、外国投資進出の類型を、まず水平的直接投資と垂直的 direct 投資及び輸出基地型直接投資に分類した⁶。垂直的 direct 投資では、主に生産コストの削減を目的とし、労働集約的な生産工程を低賃金国に移転させ、国際分業を行う。製品は投資元の国に輸出する。また、このモデルが発展した輸出基地型直接投資では、第三国輸出を目的とした現地生産を行う。水平的 direct 投資では、主に（完成品の輸出に係る）貿易コストの削減と現地市場の獲得を目的とし、販売先で最終財の生産を行う。

本件業務における外国投資意向調査や現地及び本邦におけるヒアリングの結果、上記の類型を基に、直接投資に至る前提と条件を概念化したのが下図である。上記の各直接投資形態に加え、資源等原材料賦存を基にした資源輸出型を加えた。この型では、一次製品の採取、生産が行われるが、各製品はあまり付加価値付けがなされないまま輸出される。

また水平型の一環として、公共事業、インフラ整備型を挙げた。この型では顧客は民間の場合もあるが、官民連携の枠組みを使った公共事業に対して、施設建設や技術サービス、資機材納品だけでなく、資金調達、投資を行う事業運営まで踏み込むものも多い。電力、道路、港湾等インフラ整備や公共交通、病院・保健等、様々な分野で事例が見られる。

⁶ 国際貿易と貿易政策研究メモ（2011 年、経済産業研究所）、日本経済 2012-2013（2012 年、内閣府）、企業の海外進出と収益力（2014 年、日本銀行）他。



出所：プロジェクトチーム作成。

図 3-3 外国直接投資の類型とプロセス

図に見られる各パターンにおいては、外国投資家が直接投資に至るまでに前提条件やいくつかのステップがあることが指摘される。例えば、資源賦存、気候条件、生産コストに係るファクター（低廉な労働力）など、競争力に係わる要素がありうる。資源輸出型、水平型においては、直接投資に至る前の段階で様々なステップが見られる。こうした型では、当該品目の輸入または輸出を経験するのが一般的であり、ビジネスを通じて徐々に投資相手国に地盤を築き、リスクコントロールやコスト削減のノウハウを獲得することにより生産・サービス提供拠点を設置する際に経済性を確保できるようになる。またこのほか、事業への出資など、直接投資ではない形での進出もあり得る。

(1) 資源輸出型

前述の海外直接投資のタイプに対して、本業務対象国においては輸出指向ではあるが、垂直型や輸出基地型とは別の資源輸出を中心とした型がしばしばみられた。これを資源輸出型として分類した。資源輸出型では、主に一次产品生产、鉱物資源採取と輸出を伴い、原材料の一次加工も含む場合もある。こうしたタイプの特徴は当該国に資源賦存や農林水産業資源、または農林水産業に適した気候等の条件から生産に向けた投資が起こることである。鉱物資源では、国際価格の動向が重要な条件になるが、農業では国際価格に加え、投資から利益を回収するまでの時間が掛かるため、この間のリスクをなるべく軽減させて早期に利益を生むために、農業生産に関する知識が蓄積され農業資機材等へのアクセスが確立された、ある程度の生産実績を有する地域で開始されることが考えられる。

農林水産業に係る資源輸出型産業では、製品や国によっては生産から取引に到る構造が確立されているため、外部からの参入が容易でない場合も見られる。アフリカにおいては最終市場に到る過程に世界的に限られた少数のバイヤーが大きな力を持つような製品が主要輸出品であることが多く、こうした製品を中心とした投資可能性としては、生産や取引といった活動より生産・加工等における資機材や各種サービスなど派生的な分野に投資が多いと考えられる。

その他、資源輸出型で、近年の東アフリカにおいて特に特徴的な例として、花卉、生鮮野菜などの生産・輸出がある。資源輸出型の輸出型農水産物の中に含まれるが、コーヒー、茶、カカオ等の伝統的な輸出品に比して、生鮮品であるため、気候や土壌等の条件があること、空輸が可能な物流網が整備されているなどの条件に見合うケニア、エチオピア、タンザニアなどで見られるパターンである。エチオピアでのヒアリングを基にすると、こうした花卉・生鮮野菜等への投資では、市場情報の迅速な把握と生産調整等が重要で、投資側が最終市場において販売チャネルやバイヤーとの関係が構築されている場合が多い。こうした投資の開始にあたっては、土地や給水等へのスムーズなアクセス、安価な労働力なども重要と考えられる。

(2) 垂直型と輸出基地型

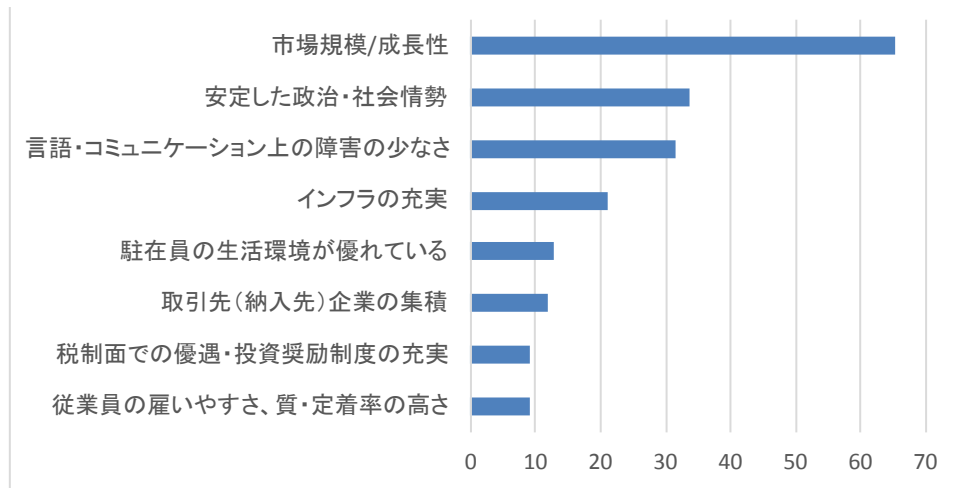
垂直型は、縫製や製靴などの労働集約型産業でしばしば見られる形態である。アジアでは低廉な労働力を目的とした進出が見られるが、アフリカにおいては、米国のアフリカ成長機会法（African Growth Opportunity Act: AGOA）による繊維製品の米国市場への免税アクセスの活用を目的にする例も見られる。最終市場での製品価格競争力を確保するために、エチオピアに見られるように先進国市場への免税アクセスと低廉な労働力が重要な条件と考えられる。ケニアは、もとも特定の国からの繊維製品輸出に輸出割当を課す多角的繊維協定が存在した時期に生産拠点が立地し、AGOA と輸出加工区を活用して発展してきた。第三国からの資材調達を認める AGOA のスキームによりアメリカへの免税アクセスを認められた縫製企業の進出が中心となっている。一方このタイプでは、多くの資材をアジア等から輸入しているため、物流のリードタイムとコストの削減が重要な要素となる。また今後の投資を確保するには、高い賃金レベルを補完するための生産性の向上、その他ビジネスコスト削減などの対応が求められる。

なお輸出基地型は、製品が投資元国だけでなく、複数の国・地域に輸出するような製造拠点となっているタイプを示す。アジア諸国にみられるように域内サプライチェーンが形成されている業種（繊維、自動車、電気・電子、精密機械等）において、新たにサプライチェーンの一翼を担うよう特定の半製品等の製造を行うことを目的とする進出形態を想定している。図中では、「例：機械」としたフローで表している。同タイプは、複数の国・地域で原材料・半製品・完成品を分業生産し、相互補完することにより域内での産業集積を形成するもので、本業務対象国では物流課題、近隣産業集積の不在などから、事例が見られなかった。

垂直型、輸出基地型双方とも、サービス産業における同様の形態も想定できる。例えば、ビジネス・プロセス・アウトソーシング（Business Process Outsourcing: BPO）では、労働賃金が安価な国へのアウトソーシングがあり得る。アフリカではコールセンターなどの事例もある。

(3) 水平型

近年のアフリカにおける経済発展により拡大している形態として国内市場をターゲットとした水平型投資がある。製造業、サービス分野だけでなく、当該地域における食品需要の拡大等から食品生産・加工への投資の動きも見られる。2016 年のジェトロによるアフリカ進出日系企業実態調査でも、進出済み企業が評価するアフリカ進出のメリットは市場規模と成長性で最も高かった。



出所：2016 年度在アフリカ進出日系企業実態調査（ジェトロ、2016 年）を基にプロジェクトチーム作成。

図 3-4 進出済み本邦企業の評価するアフリカ進出のメリット

この型はもともと製品の取引があり、生産拠点やサービス提供拠点を市場近くに移動させることで貿易コストを軽減することが目的である。関税に係るコスト、完成品の輸送に係る物流コストの削減だけでなく、市場に至近の拠点の設置により、消費動向や嗜好を反映した製品・サービスの提供が可能となる。従前の取引から拠点の設置に向けたフローを図中では破線で示した。

ただ、本件業務における企業インタビューでは、従前の取引がなくても銀行、通信等のケースでは直接進出の可能性もある。また、消費財や建設資材では旧国営企業の買収等で流通チャンネルも含めて吸収し、従前の取引で得られる当該国市場アクセスや市場・商慣行に関する知識等を買収によって得るケースも見られた。

水平型の一般的な形態とは性質を異にするが、近年アフリカでも公共事業、インフラ整備への投資が見られるようになってきた。民間向けの不動産開発だけでなく、官民連携制度を活用し、社会インフラ、施設・設備の整備、資機材納品、マネジメント委託に加え、資金調達、事業運営を請け負う事例も見られる。本業務対象国では電力の独立系発電事業者の参入に向けた制度を持つところが多かった。民間セクターの経済規模が限られる国では政府調達が需要の大きな割合を占める事も多く、こうした需要に基づく投資事例も見られた。

3.3 外国投資促進に向けたアフリカにおける投資環境の課題分析

3.3.1 背景と分析方法

前項で述べたとおり、投資事業においては、ビジネス機会、投資先の持つ資源、地理的位置等の要因、当該事業におけるリスク、コストの軽減による利益見込みによって投資決定がなされる。本項では、投資抑制要因となりうる各要素について概観する。本業務では、IPA の機能強化を投資家が海外進出を検討する際のプロセスを対応させるために、投資家の海外進出のフローを下記の通り整理した。

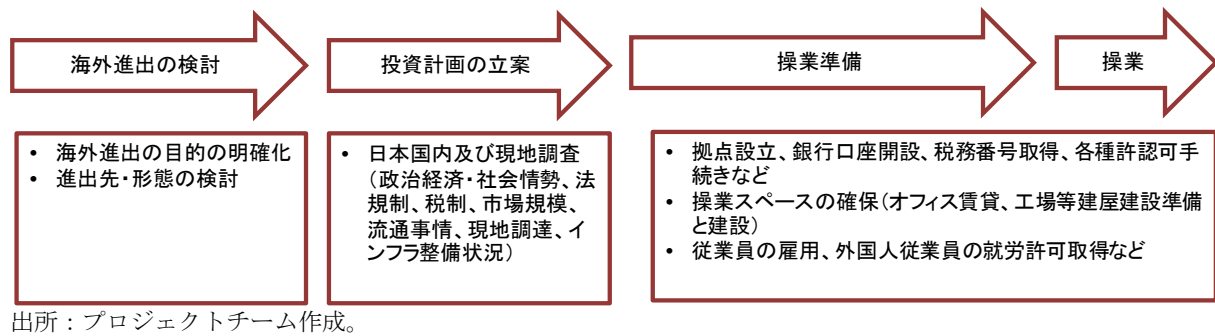


図 3-5 企業の海外進出に向けたフロー

このうち、投資家が投資に至るまでの投資先に関する意思決定では、①進出先候補が海外進出の目的にみあう条件に適合する候補先の選定、②計画立案段階における現地における市場や操業に係る法制度、コスト等の現状の確認・検討が行われると考えられる。また、再投資や追加投資については、③操業経験と市場動向等により意思決定がありうる。

このうち、①と②について、潜在投資家が投資先を決めるまでの課題を概定する。本業務においてヒアリングを行った本邦企業やインド、南アにおける企業ヒアリングでは、アフリカ進出の動機として、アフリカ域内の市場開拓を目的とするものが多かったが、各国における調査では、本業務対象国への進出を検討しない理由として、下記のような理由が挙げられた。

表 3-3 業務対象国未進出企業の進出をしない理由

未進出外国投資家が挙げる理由	内容
現地の十分な情報を入手していない、または入手できない	・ 投資を検討するための情報が少ない
資源賦存等の立地に必要な要件の不足	・ 安価な燃料、原材料等となる資源賦存がない
市場としての魅力がない	・ 人口や経済規模から判断し、市場としての魅力がない ・ 現地における需要の質と自社の製品・サービスの質に合致しない、競争が厳しい
取引先がない	・ 本邦企業の取引先が進出していない
リスクが高い	・ 政治・治安等の課題 ・ サプライチェーン構築の困難
ビジネス環境課題	・ 利益の海外送金への制限がある
ビジネスコストの課題	・ 電力、物流コスト、人件費等が高額

出所：プロジェクトチーム作成。

また、下表は本件業務の一環で 2017 年 6 月に開催されたガーナ・ザンビア投資セミナー参加者へのアンケートで、「進出に興味がない」、または「将来的には検討したい」と答えた参加者が進出に向けた懸念として複数回答で挙げたものである。該当する回答者が 14 名であり、必ずしも未進出者の全体像を反映したものではないが、参考とすると、社会・政治的安定を挙げる回答者が全体の半分以上を占めている。また、開業条件、政府手続き、免税・通関など、制度、政府手続き等の課題を挙げる回答者も多かった。

表 3-4 アフリカ未進出社の懸念

懸念事項	人数
社会・政治的安定	8
開業条件	6
政府手続きの透明性	6
免税・通関手続きの煩雑さ	6
投資インセンティブ	6
物流	5
現地人材の育成・確保	5
労務管理	4
生活環境全般	4
国内市場開拓上の問題	3
公共サービスの整備状況・料金	3
輸出に関する事項	3
産業立地環境	2
原材料調達	2
個別製品に関する規則	1
その他(日系企業の進出状況)	1
その他(土地の権利)	1

制度、行政手続きの課題

出所：ガーナ・ザンビア投資セミナー参加者アンケートを基にプロジェクトチーム作成。

投資先としての検討段階では各社の産業、業態によって、上記における資源賦存、市場、コスト等の条件の扱いも変わると考えられる。前項で分類した進出パターンに沿って進出条件を下記の通り分類した。

表 3-5 外国投資のアフリカ進出パターンと条件

	資源輸出型		垂直型	水平型
		(花卉・生鮮野菜など)		
条件	・ 現地資源（気候・土壌条件等も含む） ・ 従前の生産・輸出実績	・ 現地資源（気候・土壌等も含む） ・ 市場アクセス（物流） ・ 土地等のアクセス ・ 低廉な労働力	・ 低廉な労働力 ・ 特惠関税制度など ・ その他生産コスト削減に資する要素（電力など）	・ 市場規模 ・ 従前の取引実績 ・ その他貿易コストを削減する要素（物流コストなど）

出所：プロジェクトチーム作成。

様々な業種を一般化しているため、各国の状況や業種、取り扱い製品・サービスの種類によっては、より詳細な条件を満たす必要性が生じることは留意すべきである。しかし、投資促進においては、投資家側に明確な目的があり、更に、①資源賦存やその他の生産要素の賦存とアクセス、コスト、現地市場等の目的に見合った条件を満たすこと、②操業における採算性の確保を可能とする各種コストが重要な要素となる。更に、③こうした情報が投資を検討する潜在投資家に伝えられることで具体的な投資につながる。そこで、始めに①、②に対応して、外国投資の進出パターンと条件に対し、各国調査・専門家業務で明らかとなった外国投資の業種別進出形態、アフリカにおける投資環境の現状と課題について下表の通り整理した。

進出にあたっては、一次産品の場合、確立したバリューチェーンや国際市場から受ける影響が大きく、サプライチェーンや販売網などをコントロールできるような買収・提携による進出も場合によっては有効な参入の方法となる。また、ケニアやカメルーンのように国内に製造業や流通網があるという場合、水平型の参入は直接投資から入るのではなく、販売等から開始されると考えられる。その場合、投資促進における課題は、むしろ国内ビジネスセクターの成熟度や信頼性となってくる。

エチオピアにおいては、資源輸出型、水平型において外資参入障壁がある場合がある。また、特に強みである安価で豊富な労働力が存在する一方で、外貨割当の課題による原材料確保の困難が見られる。他方ケニアにおいては、低廉な労働力の確保、電力等のコスト競争力に課題がある。垂直型では、特恵関税制度、輸出加工区等の制度を利用したコスト低減の措置を提供しているが、同様の対応が難しい水平型では、特段の対策がなされていない。コンゴ（民）では、鉱物資源、木材等についての継続した輸出実績があるものの、農産品については課題があると考えられる。また、生産・物流コスト、税務・税務手続き、貿易手続きに係るコストが垂直型、水平型双方への障壁となっている。

表 3-6 外国投資のアフリカ進出パターンと課題（資源輸出型）

資源輸出型			
条件	・ 現地資源（気候・土壌条件等も含む） ・ 生産・輸出実績、投資家側の従前の取引実績、市場、操業環境に関する経験	（花卉・生鮮野菜など） ・ 現地資源（気候・土壌等も含む） ・ 市場アクセス（物流） ・ 土地等のアクセス ・ 低廉な労働力	
進出形態	【鉱物資源産業】 ・ 貿易 ・ 委託生産 ・ 直接投資（生産） 【農林水産】 ・ 貿易 ・ 生産、流通部門の買収による進出 ・ 直接投資による生産、輸出	・ 輸出先の品質要求への対応。	
課題	産業構造・市場アクセス	・ バリュチェーン構造が確立しているため新規参入が難しい。 ・ 国際価格に左右されやすい。	・ 内陸・国際物流インフラの不備。 ・ 賃金水準の高い国もある。労働規制による雇用に係るコスト増の課題が見られる場合もある。
	生産・物流コスト	・ 内陸・国際物流インフラの不備。	
課題軽減措置例	ビジネス環境	【税務行政手続き】 ・ 産業に特化した許認可取得が必要。 【各種規制】 ・ 現地調達率等の制限を課す。 【外貨送金】 ・ 外貨割当、送金にかかる規制	【各種規制】 ・ 国によっては国内資本への転換を図る動きがある。
		・ 資源賦存、産地情報等関連する情報発信の強化。 ・ 産業に特化した税制優遇の設定による開発の促進。 ・ 輸出振興による貿易取引の強化。 ・ 物流インフラ整備。 ・ 農業における土地確保などの支援。	
対象国状況	エチオピア	【強み】 ・ 農業ポテンシャル ・ 天然資源、自然環境の多様性（地熱開発等、観光）	【課題】 ・ 取引に係る外資の参入障壁（換金作物）
		【強み】 ・ 農業ポテンシャル ・ 航空産業の発展	【課題】 ・ 空港による受け入れ設備不十分（拡張の計画あり）。 ・ 物流は投資家が自前で対応する場合が多い（初期投資が大い）。 ・ 拡張時に土地の確保が課題。

資源輸出型				
業務対象国の状況	(花卉・生鮮野菜など)			
	【強み】	【課題】	【強み】	【課題】
	・ 農業ポテンシヤル ・ 天然資源（レアメタル、レアアース、石油・ガス、金、ダイヤモンドなど）、自然環境の多様性（例：水力発電、生物多様性、観光）	・ 産業に特化した許認可が必要。 ・ 農業に関しては、換金作物の生産・輸出実績が低迷。また、現地の詳細な気候等条件が明らかでない。 ・ 国家の権益。 ・ 国際市場における紛争鉱物資源に関する規制。	——	——
	・ 自然環境の多様性（例：地熱開発等、観光） ・ 農業ポテンシヤル ・ 天然資源（チャタン、ニオブ、原油など）	・ 特に観光に関して、政治・治安の安定。 ・ 灌漑等の敷設・充実が必要。	・ 航空便と欧米市場への効率的なサプライチェーン発展 ・ 比較的高度化した園芸作物クラスターの存在（研究開発等）	・ 労働賃金レベルが高い。 ・ 灌漑用水の不足
	・ 農業ポテンシヤル ・ 天然資源（石油・ガス、鉄鉱石、ボーキサイト等） ・ 自然環境の多様性（水力発電、観光、生物多様性）	・ 輸出産品のバリューチェーンの固定化により新規参入が困難。 ・ 国家の権益・資本参加と非効率経営。	・ 農業ポテンシヤル ・ 欧州市場との確立したサプライチェーン確立（例：バナナ）	・ 土地の確保 ・ 品質管理
	・ 農業ポテンシヤル ・ 天然資源（銅） ・ 観光ポテンシヤル	・ 国際価格に左右されやすい。 ・ 内陸国のため物流コストが高い（ただし、域内、隣接するコンゴ（民）などへの輸出の可能性あり）	——	——
	・ 天然資源（石油・ガス、金、マンガン、ボーキサイトなど） ・ 農業ポテンシヤル ・ 観光ポテンシヤル	・ 農業は生産性の向上、土地の確保などの課題。 ・ 観光は世界遺産等の目玉はあるが、インフラ整備、人材育成が課題。	——	——
	・ 観光ポテンシヤル ・ 農業ポテンシヤル	・ ゴリラ観光に大きく依存。 ・ 会議ツーリズム（MICE）の推進を目指すものの、マーケティング、施設整備、周辺サービス充実等、全体的な底上げが必要。 ・ 農業に関しては、生産能力向上が課題。	農業ポテンシヤル	・ 法令設計の問題から種苗が輸入困難 ・ 市場の確保と物流網整備（空路での輸送能力強化が必要） ・ 農業振興に向けた R&D、生産能力向上など課題が多い。

出所：プロジェクトチーム作成。

注：「——」は情報なし。

表 3-7 外国投資のアフリカ進出パターンと課題（垂直型）

条件	・ 低廉な労働力 ・ 特恵関税制度など ・ その他生産コスト削減に資する要素（電力など）	
	【繊維製品、製靴、皮革】 ・ 委託生産 ・ 直接投資（生産）	
進出形態	—	
	産業構造・市場アクセス ・ 賃金水準の高い国もある。 ・ 電力供給の課題。	
課題	生産・物流コスト	ビジネス環境 ・ 【税務・手続き】 ・ 税務負担によるコスト増。 ・ 貿易手続きと通関時のコスト。 ・ 【各種規制】 ・ 労働規制による雇用に係るコスト増の課題が見られる場合もある。 ・ パフォーマンス要求。 ・ 【外貨送金】 ・ 外貨割当、送金にかかる規制
		課題軽減措置例 ・ 特恵関税制度、主要貿易相手国を含めた自由貿易協定、経済連携協定締結。 ・ フリーゾーン、輸出加工区などの設置。 ・ 関税の還付制度等制度。 ・ 電力、物流等インフラの整備。 ・ 原材料調達に係るコスト低減に向けた国内産業の育成。
主な国の状況	【強み】	
	エチオピア	・ 低廉な労働力 ・ 皮革に関しては良質な原材料が入手可能。
	コンゴ（民）	【課題】 ・ 外貨割当の課題から、原材料の輸入に課題。 ・ 内陸・国際物流インフラの不備による QCD の問題。 ・ 税務の負担（但し、投資認可時に付与される免税等により操業初期では課題が軽減される）。 ・ 電力供給の課題。 ・ 労働生産性 ・ 労働力は豊富だが、必ずしも安価ではない。 ・ 電力供給の課題。 ・ 内陸・国際物流インフラの不備によるコスト。 ・ 税務負担によるコスト増。 ・ 貿易手続きと通関時のコスト。

主 な 国 の 状 況		【強み】	【課題】
ケニア	- 縫製産業については、AGOA による対米免税アクセス - 輸出加工区（EPZ）制度による関税に関する優遇付与	- 労働賃金レベルが高い。 - 電力供給の課題。 - 税務負担及び税務に関する手続きによるコスト増。 - 貿易手続きと通関時のコスト。但し税務、貿易手続きは輸出加工区に立地すること で軽減される。	
カメルーン	- 縫製産業については、AGOA による対米免税アクセス - フリーゾーン制度による関税に関する優遇付与	縫製産業については、国際物流コストにより、サプライチェーン形成の困難。国内 の原材料確保にも課題。	
ザンビア	- 縫製産業については、AGOA による対米免税アクセス - 複合経済特区制度による関税に関する優遇付与	- 電力供給の課題。 - 内陸国であるため物流コストが高い。	
ガーナ	- 縫製産業については、AGOA による対米免税アクセス - 労働賃金は比較的安価 - フリーゾーン制度による関税に関する優遇付与	—	
ルワンダ	- 縫製産業については、AGOA による対米免税アクセス - 経済特区（SEZ）制度による関税に関する優遇 - 労働賃金は比較的安価	内陸国であるため物流コストが高い。	

出所：プロジェクトチーム作成。

注：「—」は情報なし。

表 3-8 外国投資のアフリカ進出パターンと課題（水平型）

条件	市場規模
	・ 投資家側の従前の取引実績、市場、操業環境に関する経験 ・ その他貿易コストを削減する要素（物流コストなど）
進出形態	【食品・飲料、製薬、建設資材】 ・ （貿易：直接輸出、代理店経由） ・ 現地企業買収・提携による進出。 ・ 直接投資（生産、流通等） 【インフラ整備】 ・ 貿易・ターニングキーでの資機材納入 ・ コンセプション ・ 直接投資（電力 IPP 等） 【金融】 ・ 現地企業買収・提携による進出。 ・ 直接投資 【小売】 ・ 直接投資 ・ 現地資本との合併
課題	・ 物流インフラの不備による国内、地域市場アクセスの課題。
産業構造・市場 アクセス	・ 内陸・国際物流インフラの不備によるコスト。 ・ 賃金水準の高い国もある。労働規制による雇用に係るコスト増の課題が見られる場合もある。 ・ 電力供給の課題。
生産・物流コスト	【税務・行政手続き】 ・ 税務負担によるコスト増。 ・ 貿易手続きと通関時のコスト。 【各種規制】 ・ 通信、金融、小売等の分野では参入規制のある国もある。 ・ 民間投資決定が可能なリスクレベル、資金回収可能な案件が形成されない。 ・ 現地調達率要求などにより参入、または操業の継続が困難。 【外貨送金】 ・ 外貨割当、送金に係る規制
ビジネス環境	
課題軽減措置例	・ 課題ではないが、市場拡大による投資先としての魅力の向上を、地域経済共同体の深化によって進めている。 ・ 当該国における技術水準向上等のパフォーマンス要求をつけた税制優遇の付与。 ・ 電力、物流等インフラの整備。 ・ 原材料調達に係るコスト低減に向けた国内産業の育成。

主 国 の 状 況		【強み】	【課題】
エチオピア	・ 成長する国内市場	・ 成長する国内市場	・ 内陸・国際物流インフラの不備によるコストの課題。 ・ 外貨割当の課題から、原材料の輸入に課題。 ・ 電力供給の課題。 ・ 流通・小売等への外資参入制限。
コンゴ（民）	・ 成長する国内市場。	・ 成長する国内市場。	・ 内陸・国際物流インフラの不備によるコスト。 ・ 税務負担、税務に関する手続きによるコスト増。 ・ 貿易手続きと通関時のコスト。
ケニア	・ 成長する国内市場。 ・ 国内における小売等流通の発展	・ 成長する国内市場。 ・ 国内における小売等流通の発展	・ ケニア単独での市場規模はそれほど大きくないため、地域統合によるより大きな市場形成の取り組みが必要。ただ、先進的である EAC でも十分な統合が進んでいない。 ・ 労働賃金レベルが高い。 ・ 電力供給の課題。 ・ 内陸・国際物流インフラの不備によるコスト。 ・ 税務負担によるコスト増。 ・ 貿易手続きと通関時のコスト。
カメルーン	・ 国内市場の成長。 ・ 将来的には地域統合による地域市場の拡大、隣国・ナイジェリアの市場潜在性。 ・ 農業ポテンシャル、製造業、流通チャネルのある程度の発展。	・ 国内市場の成長。 ・ 将来的には地域統合による地域市場の拡大、隣国・ナイジェリアの市場潜在性。 ・ 農業ポテンシャル、製造業、流通チャネルのある程度の発展。	・ 単独での市場規模はそれほど大きくないため、地域統合によるより大きな市場形成の取り組みが必要。しかし、各国の横のリンクージュは必ずしも高くない。障壁も多い。 ・ 電力供給の課題。 ・ 内陸・国際物流インフラの不備によるコスト。 ・ 税務負担によるコスト増。 ・ 貿易手続きと通関時のコスト。
ザンビア	・ 地域経済共同体市場、隣国コンゴ（民）等の市場成長	・ 地域経済共同体市場、隣国コンゴ（民）等の市場成長	・ 内陸・国際物流インフラの不備によるコスト。 ・ 電力供給の課題。
ガーナ	・ 国内市場の成長。 ・ 将来的には地域統合による地域市場の拡大	・ 国内市場の成長。 ・ 将来的には地域統合による地域市場の拡大	・ 単独での市場規模はそれほど大きくないため、地域統合によるより大きな市場形成の取り組みが必要。しかし、各国の横のリンクージュは必ずしも高くない。障壁も多い。 ・ 電力供給の課題。 ・ 内陸・国際物流インフラの不備によるコスト。
ルワンダ	・ 地域経済共同体市場、隣国コンゴ（民）等の市場成長	・ 地域経済共同体市場、隣国コンゴ（民）等の市場成長	・ ルワンダ単独での市場規模はそれほど大きくないため、地域統合によるより大きな市場形成の取り組みが必要。ただ、先進的である EAC でも十分な統合が進んでいない。 ・ 電力、水供給等インフラ課題。 ・ 内陸・国際物流インフラの不備によるコスト。 ・ 一次産業、製造業ともに生産能力の規模が小さいため、原材料確保を十分に満たすことが難しい。

出所：プロジェクトチーム作成。

注：「――」は情報なし。

ジェットロによる「2016 年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」では、海外ビジネスにおける課題として、「海外ビジネスを担う人材」(55.3%)、「現地でのビジネスパートナー」(52.1%)、「海外の制度情報」(48.9%)、「現地市場に関する情報」(48.6%)、「現地における販売網の拡充」(45.2%)が挙げられている(複数回答可)。この調査結果と上記の本件業務で得た資料を踏まえると、我が国、敷衍して外国企業のアフリカ進出を決定する際、資源賦存等の各国の所与の条件以外で投資促進に向けて大きな影響を与える要素として、下記が挙げられる。

- ・ 生産、物流、ビジネスを行う際のコストの低減
- ・ 現地政治・社会情勢、制度、市場などの現状とその情報の入手の容易さ
- ・ 現地における人材、パートナーとなる企業を擁する既存の集積や経済活動

上記を踏まえて、次項では、第一の項目である生産、物流、ビジネスに係るコストについて、課題を分析する。

3.3.2 アフリカにおける操業環境の評価

ビジネスコストは次項で述べるインフラ整備状況に起因するものや労働賃金等投入に係るものと、規制や行政手続きなどに起因する点に大別される。まず双方を含めたビジネス環境を概観する。当該国へ未進出の企業が参考とするデータとして、世界銀行ビジネス環境調査(以下「世銀 Doing Business 調査」)を挙げる企業も見られた。世銀 Doing Business 調査では、ビジネス環境の状況を評価する代表的な分野について設定された項目ごとに、最高スコアをマークした国からどのくらい乖離しているかを示す指数である Distance to Frontier (DTF) 指標を作成している。同指数は 0 から 100 の幅で数値が大きいほど乖離幅が小さくなっている。以下は本業務対象国比較と 2018 年の評価がアフリカで最も高かったモーリシャスを参考値として入れた世銀 Doing Business 調査の DTF 値の比較である。

表 3-9 世銀 Doing Business 調査の Distance to Frontier 指標(2018 年)と総合ランク

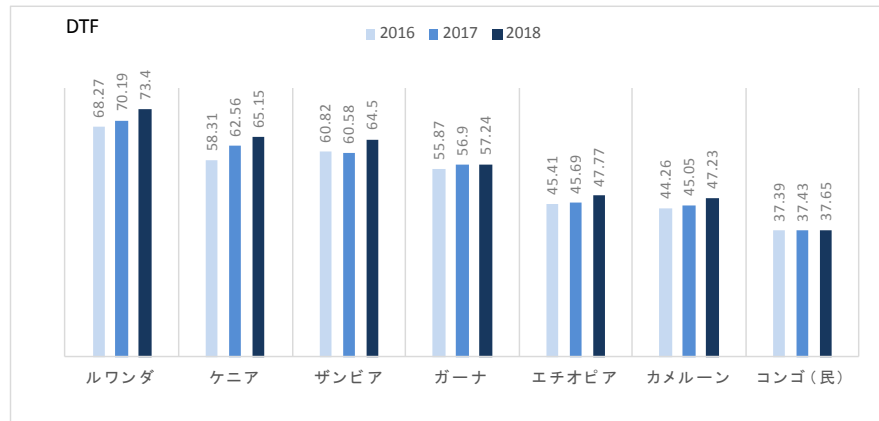
	事業 設立	建築 許可	電力 7kVA	不動産 登録	資金 調達	少数 派投資家 保護	納税	貿易	契約 履行	事業 清算	総合 DTF 2018	総合 ラン ク
モーリシャス	92.00	82.45	82.03	77.89	65.00	66.67	90.85	79.90	69.58	69.06	77.54	25
ルワンダ	87.66	65.56	60.69	93.26	90.00	73.33	84.60	72.44	58.62	47.79	73.40	41
ケニア	83.20	63.16	76.68	54.49	75.00	58.33	71.67	67.63	58.27	43.11	65.15	80
ザンビア	84.89	71.04	49.92	48.69	95.00	53.33	88.71	56.88	51.74	44.85	64.50	85
ガーナ	84.02	61.90	56.81	55.50	65.00	51.67	66.47	52.32	54.00	24.77	57.24	120
エチオピア	68.43	50.55	59.29	51.32	15.00	28.33	62.14	45.34	59.99	37.31	47.77	161
カメルーン	82.39	59.74	60.35	37.33	60.00	41.67	36.34	15.99	41.76	36.73	47.23	163
コンゴ(民)	89.78	63.91	33.59	45.85	30.00	36.67	39.40	1.26	36.06	0.00	37.65	182

出所：世銀 Doing Business 2018 を基にプロジェクトチーム作成。

注：赤字は DTF 値が 50 以下のもの。

以下は同調査のプロジェクト開始時に公表されていた調査結果(2016 年版)から最新 2018 年版データの総合 DTF 値を比較したものである⁷。7 カ国全てで評価が上がっているが、ルワンダ、ケニアの変化が比較的大きい。

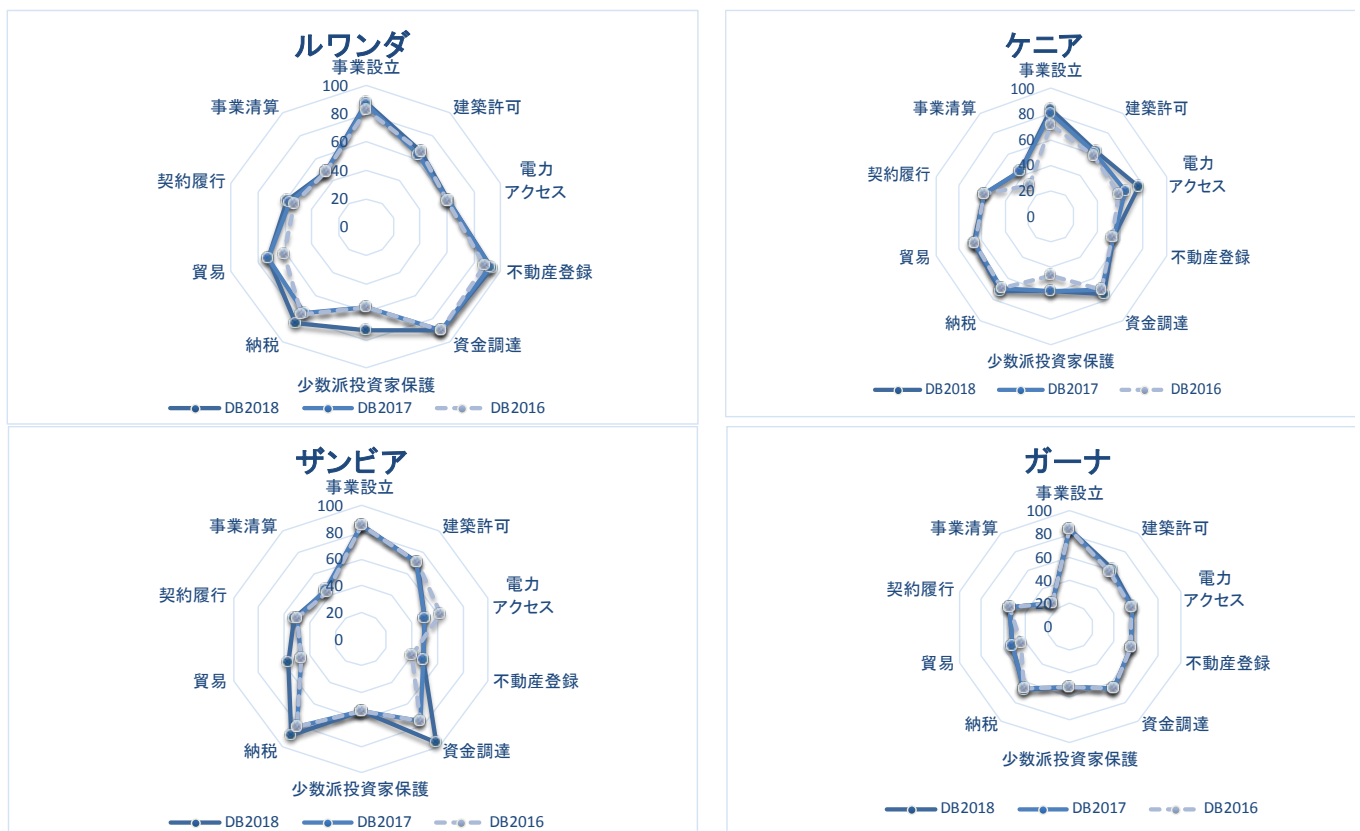
⁷ なお、世銀 Doing Business 調査は毎年何らかの指標の見直しがなされ、DTF 値の計算方式が変わるため、下記では、2018 年 11 月時に取得した 2018 年版での計算式を使って再計算されたデータを使っているため、過去の調査結果報告の数値と誤差がある。

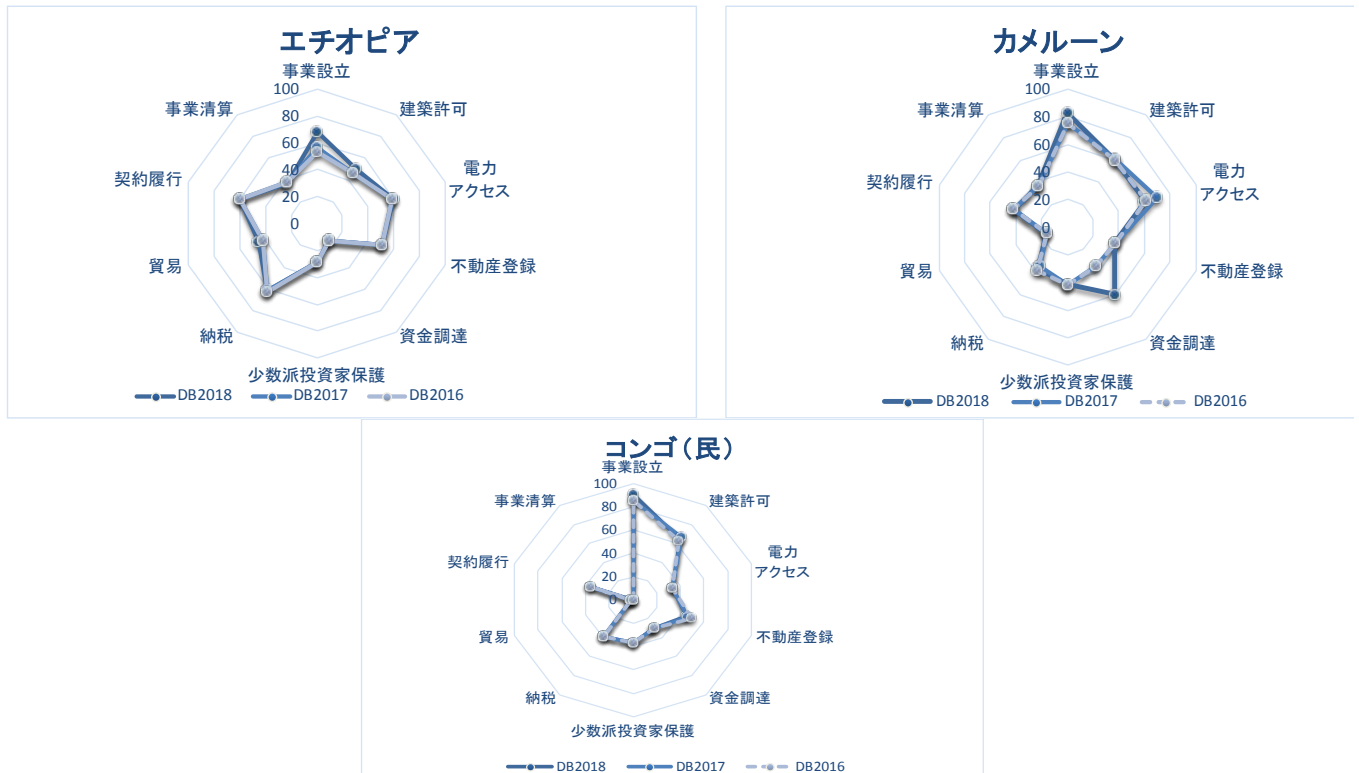


出所：世銀 Doing Business ウェブサイトデータ（2018 年 11 月時点）を基にプロジェクトチーム作成。

図 3-6 世銀 Doing Business 調査の Distance to Frontier (DTF) 指標（全体の変化）

また、以下は上記調査の総合評価を構成する各指標における DTF 値について、2016 年版から 2018 年版までの推移を比較した。





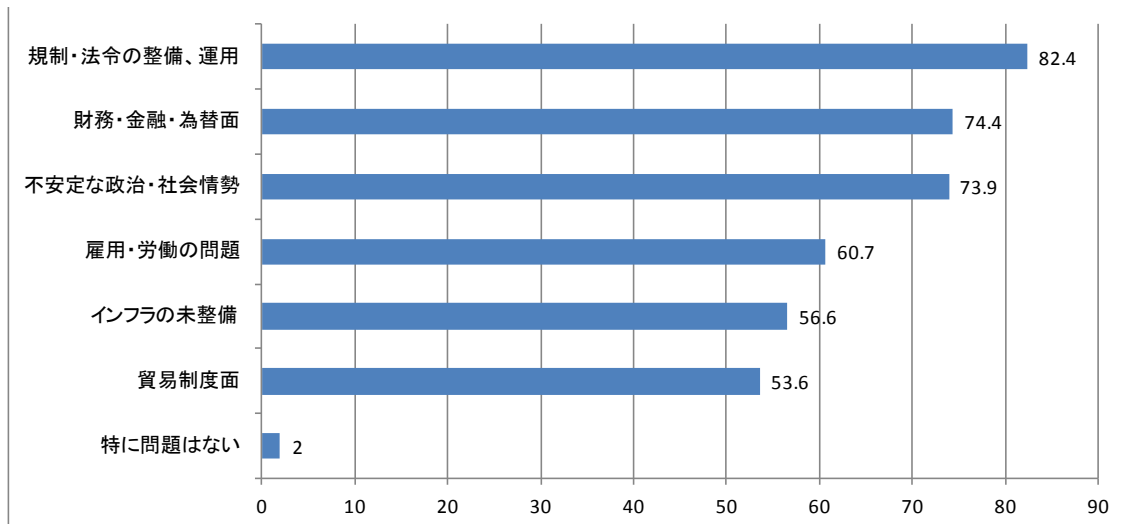
出所：世銀 Doing Business ウェブサイトデータ（2018 年 11 月時点）を基にプロジェクトチーム作成。

図 3-7 世銀 Doing Business 調査の Distance to Frontier (DTF) 指標の変化

全世界の調査対象国（2018 年版は 190 カ国）に占めるランクについては、41 位のルワンダから 182 位のコンゴ（民）までの広がりがある。2016 年版から比較して全ての国で総合 DTF 値が上がっているが、特に、ルワンダで大きく上がっている。コンゴ（民）は増加幅が 0.26 と微増に留まっている。上位のルワンダでは項目によってはトップの 9 割以上の評価を得ているが、100 位以下の国はいずれの項目も 6 割程度かそれ以下の状況になっている。全体的に事業設立については比較的评价が高いが、不動産登録、少数派投資家保護、貿易、事業清算では評価が低いか、計測できる制度構築が十分でない等の状況になっている。

各国の状況では、ルワンダは建築許可、少数派投資保護について評価が上がっている。ケニアは電力アクセス、納税の評価が上がったことが特筆される。ザンビアは資金調達、納税、貿易、エチオピアは事業設立、カメルーンは資金調達での向上が目立つ。一方、ガーナは不動産登録で DTF 値が下がった。コンゴ（民）は大きな変化がなかった。

世銀 Doing Business 調査は、国内企業を中心に評価したビジネス環境の現状であるが、外国企業による評価に特化した評価として、ジェトロによる「2016 年度在アフリカ進出日系企業実態調査」がある。進出済み本邦企業によるアフリカでの事業の「リスク」として下記のような項目に対して危惧を示している。



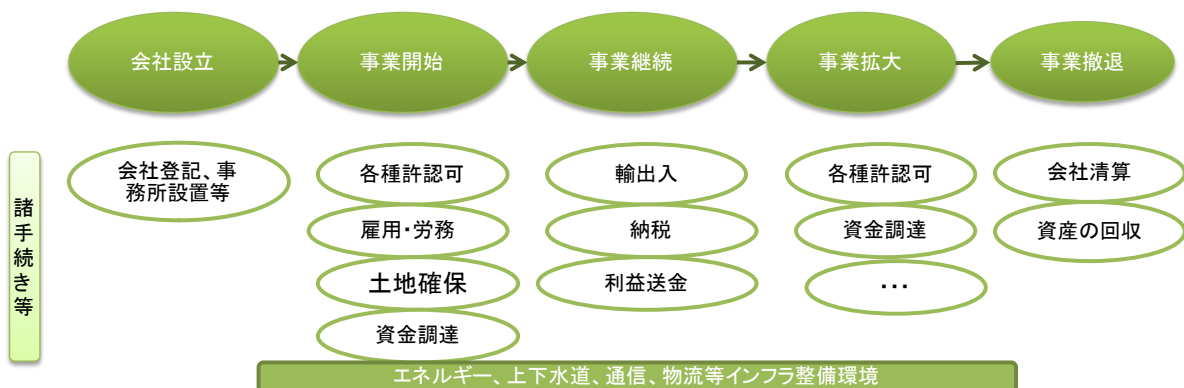
*アフリカ大陸に所在する日系企業295社からの複数回答。

出所：ジェトロ（2016）2016年度在アフリカ進出日系企業実態調査を基にプロジェクトチーム作成。

図 3-8 アフリカにおける投資環境リスクに関する企業の認識

特にリスクとして高く認識されているのが規制・法令の整備、運用であり、調査対象企業の8割がリスクと指摘している。次に財務・金融・為替面が挙げられている。資源価格の低迷による外貨不足や為替リスク等が含まれると考えられる。同様の割合で不安定な政治・社会情勢も挙げられている。このように、進出企業がリスクと捉える事項にはガバナンス課題であるものも少なくない。

本業務では、会社設立から事業撤退までの投資ライフサイクルを下図の通り想定し、ライフサイクルの各ステップで生じる主な手続きについて各国で実際にビジネスを行う企業からの情報を基に情報収集・分析を行っている。



出所：プロジェクトチーム作成。

図 3-9 投資事業のライフサイクルと投資環境

この情報に加え、より広範なアフリカ諸国でのビジネス課題について把握するために、貿易・投資円滑化ビジネス協議会（日本機械輸出組合）が纏めた世界各国の貿易・投資障壁の改善に関する調査を参考にした。同調査の2015年、2016年、2017年の調査は、輸出入・規制・関税・通関規制、税制、外国人の就労許可で問題件数が多かった。本業務により得られた情報と同調査の2017年版速報を基にしたアフリカ地域において指摘されたビジネス課題を下表に纏めた⁸。

⁸ 貿易・投資円滑化ビジネス協議会「2017年版アンケート新規意見：貿易・投資上の問題点と要望—中東/アフリカ」

表 3-10 アフリカにおけるビジネス環境上の顕著な課題

項目	課題	課題が見られた国	貿易・投資円滑化ビジネス協議会調査で課題が指摘された国
会社設立	法制度の課題	法制度の変更と曖昧な定義（ケニア）	
外資参入規制	外資参入に関する資本比率制限、外資資本比率による公共事業等への参入障壁など		南ア
税制・税務	税務負担が大きい（税率、税の種類が多い）。	コンゴ（民）、ケニア、カメルーン	
	税務に関するルールが不明瞭、実態と合っていない、複雑、変更が多い。	エチオピア、コンゴ（民）、ケニア、ガーナ	タンザニア（所得税、VAT等に関する査定根拠、基準の不明瞭）、タンザニア
	税務担当官の能力等課題（税算定、手続きの手戻りなど）	エチオピア	ナイジェリア、タンザニア
	移転価格に係る税制の適用	ガーナ	
	不服申し立ての機能が実質的に機能していない。または、コストとリスクが大きい。	エチオピア、コンゴ（民）、ケニア	
	税務調査に時間が掛かる。準備・対応に時間とコストが掛かる。ハラスメントがある。	エチオピア、コンゴ（民）	
	還付に時間がかかる。	エチオピア、ケニア	
輸出入規制、関税、貿易手続き	輸入製品に関する規制、セーフガード措置		アルジェリア、モロッコ、南ア
	国際貿易における手続きの煩雑さ、規制、手続きの時間。	コンゴ（民）、エチオピア、ケニア、カメルーン	タンザニア
	関税、行政手続きに係る手数料等の負担が大きい。	エチオピア、コンゴ（民）、ケニア、カメルーン、ガーナ	アンゴラ、南ア
	関税、行政手続きに係る手数料等の課税基準が不明瞭。		セネガル
外国人就労許可・労務	外国人駐在員の就労、居住等許可発給手続きが煩雑である、コストがかかる、時間がかかる、または制限がある。	エチオピア、コンゴ（民）、ケニア、ガーナ	セネガル、アンゴラ、南ア（家族の査証）、モザンビーク（雇用人数に対応する外国人従業員割合の設定）
	労務規制、労働関連の訴訟の対応が煩雑。	コンゴ（民）、ケニア	アンゴラ
外貨規制、外貨入手	外貨規制：外貨割当を受けるのに時間が掛かる。手続きが不明瞭。L/C 決裁の課題。二重為替制度でレート間の格差が拡大。外貨不足：必要額が入手できない。	エチオピア	ナイジェリア、アンゴラ
物流	道路・鉄道、港湾等のインフラ（主要施設）、フィーダー、副線等の整備不十分。	エチオピア、コンゴ（民）、カメルーン、ケニア、ガーナ	
	物流事業者の能力、産業構造が課題である。	エチオピア、コンゴ（民）、ケニア	南ア（通関時、国内配送時の貨物の盗難）

項目	課題	課題が見られた国	貿易・投資円滑化ビジネス協議会調査で課題が指摘された国
電力	コストに係る。仮に料金単価が低くても、供給が安定しない。	エチオピア、コンゴ（民）、カメルーン、ケニア、ザンビア、ガーナ	タンザニア
金融	高金利等により資金調達コストが高い、またはアクセスが低い。 銀行口座開設：外国企業への開設、利用制限が厳しい。	カメルーン	タンザニア
国産化要請・現地調達率	製造業等：現地調達率、現地での組み立ての義務化。 資源産業：石油産業に対する現地調達率要求		アルジェリア、アンゴラ、南ア（産業育成プログラムによる外資参入規制）
工業規格、基準、安全保証	工業規格、安全、環境等の規格の基準が厳格すぎる、手続きに時間が係る、基準が明確でないなど		南ア（省エネ規制、輸入通関に関する規格認証）

出所：調査及びヒアリング、貿易・投資円滑化ビジネス協議会「2017年版新規意見速報版：貿易・投資上の問題点と要望—中東・アフリカ編」、本業務で行ったヒアリングを基にプロジェクトチーム作成。

上述の世銀 Doing Business 調査指標の改善により、ビジネス環境評価に結びつく努力が各国でなされていることが確認できる一方で、指標で計測されない行政手続きの課題やコストに係る課題が多く指摘されている。次項では、ビジネスコストについての現状、行政手続きや規制に係る課題の背景として指摘されるガバナンスの現状、行政手続き、規制等の課題の詳細について分析し、改善に向けた方向性を纏める。

3.3.3 アフリカにおけるビジネスコスト

コストの面について、事業開始から継続、事業拡大と長期にわたってコストを左右する人件費、電力、物流について分析した。

(1) 労務・人材コストと管理

1) 労働賃金

本業務対象国及び主要アフリカ・アジア諸国の法定最低賃金について比較した（一部実勢の非熟練ワーカーレベルの賃金）。

表 3-11 アフリカ・アジア諸都市の労働賃金の比較

地域	国名	都市名	一人当たり GDP (ドル、2016 年)	労働賃金	
				未熟練工賃金 (ドル・月額)	法定最低賃金 (ドル・月額)
北部アフリカ	モロッコ	カサブランカ	2,832.4	263～880	263
	エジプト	カイロ	3,514.5	231～235	157
東部アフリカ	エチオピア	アディスアベバ	706.8	48～96	*
	ケニア	ナイロビ	1,455.4	209～885	168
	ルワンダ	キガリ	702.8	60～	—
南部アフリカ	南ア	ヨハネスブルク	5,273.6	975	230+物価上昇
	ザンビア	ルサカ	1,178.4	—	333
中部アフリカ	コンゴ(民)	キンシャサ	444.5	150～250	—
	カメルーン	ヤウンデ	1,032.6	94～136	62
西部アフリカ	コートジボワール	アビジャン	1,526.2	161～410	100
	ナイジェリア	ラゴス	2,178.0	92～	92
	ガーナ	アクラ	1,513.5	165	75
アジア	バングラデシュ	ダッカ	1,358.8	99	80.5
	ミャンマー	ヤンゴン	1,275.0	127	65
	ベトナム	ハノイ	2,185.7	180	160

出所：ワーカークラスの賃金については、エチオピア（2015 年 12 月）、ルワンダ（2017 年 3 月）、ザンビア（2016 年 9 月）、コンゴ（民）（2016 年 2 月）、カメルーン（2016 年 9 月）、ガーナ（2015 年）は本件調査におけるヒアリング結果に基づく。ワーカークラス賃金、法定最低賃金は、ジェトロ「投資コスト比較」資料（調査期間 2016 年 12 月～2017 年 1 月、エチオピア、ルワンダ、ザンビア、コンゴ（民）、カメルーン、ガーナを除く）、カメルーンは報道資料（2016 年 9 月時点）、ガーナは GIPC 資料（2016 年 6 月データ確認）、ザンビアは ZDA 資料（2016 年 6 月時点データ確認）を基にプロジェクトチーム作成。

補足：地域はアフリカ連合の定義による。「*」エチオピアには最低賃金が設定されていないため、データなし。その他「—」はデータが入手できなかったもの。ミャンマーは 1 日当たり単価を 1 カ月 23 日で計算。ルワンダは最低賃金の改定が長年にわたって行われておらず、実勢との乖離を考慮して記載していない。

一人当たり GDP のレベルが高いモロッコ、エジプト、南アでは労働賃金が比較的高くなっている。一人当たり GDP のレベルに比しての労働賃金は、国によってばらつきがあり、アジア諸国より相対的に高い場合がある。例えば、ベトナムは一人当たりの GDP が 2,000 ドル超である一方で、最低賃金が月 160 ドルとなっている。これに対し、一人当たり GDP がこれ以下のケニア、コンゴ（民）の賃金はベトナムを上回っている。エチオピア、ルワンダ、ナイジェリア、カメルーンは、100 ドル程度、又はそれ以下となっていて、労働賃金は比較的安価となっている。

バングラデシュ、ミャンマーの一人当たり GDP はケニアやコートジボワール、ガーナより低いものの、未熟練工の賃金は、一人当たり GDP が 1,000 ドル以上のカメルーンと同程度である。最低賃金だけを見ても、ザンビアより低くなっている。

2) 労務・人材

コンゴ（民）では、労働制度において労働者の権利保護に重点が置かれていることから、解雇手続きにおいては注意を払って事前の様々な手続きを経ることが必要であることが指摘された。

労働賃金だけでなく、労働者の生産性やスキルレベルが全体的な労働コストに影響を及ぼすことにも留意する必要がある。本業務対象国では未熟練の労働力を確保することは可能だが、必要な技能を持つもの、マネージャーなどの上級職を雇用することが難しいという国が多かった（例：エチオピア、ルワンダ、コンゴ（民）、ガーナ）。一方、雇用の受け皿が十分でないため、学歴やスキルに拘わらず、低賃金労働につかざるを得ないケースも見られた（例：カメルーン）。

3.3.5 の入国管理、就労許可に関する項で説明するが、各国国内の雇用促進政策に対し、外国人

への就労許可を制限する一方、資源国における資源産業や製造業等では現地調達率の向上の要求が課され、一定規模の操業に対して現地の労働者雇用を課す国もある（例：コンゴ（民））。

3) 労務・人材育成に向けた対応

労働者の技術等能力向上では多くの国で職業訓練が行われている。しかし、投資家のニーズに必ずしも合致しないという評価も多い。こうした状況に対して、ルワンダでは重点領域ごとの人材育成の数値目標を定め、学位取得のための奨学金付与等の施策を行っている。また、キガリ経済特区進出企業誘致の際には、優遇の一環として企業側が求める内容の職業訓練を政府機関で実施する事例がある。

また、コンゴ（民）やケニアでは産業人材育成に係る分担金を雇用者、従業員双方から徴収し、従業員の訓練等に活用することができる制度を持つ。同制度を活用して国立職業訓練校による職業訓練を受けているという企業では、サービスについて評価する声もあったが、負担額が給与の12.5%（雇用・従業員負担合計）となっており、人材育成に向けた効果については十分に精査することが必要と考えられる。

経済成長度に比して労働賃金が高い現状では、中長期的には各国において生産性向上や労働者の技能を高めることが必要となる。そのため産業界のニーズに対応する人材育成の仕組みを整備することが必要と考えられる。また、労務政策の構造が及ぼすコストも踏まえ、労働政策・制度についても、検討が必要となる可能性も指摘される。

(2) 電力

1) 電力コストと質

電力料金の比較では、モロッコ、ケニア、コートジボワール、ナイジェリア、ガーナで1キロワット当たり10セント以上の比較的割高な価格となっている。実際にはこれに月額基本料金や燃油サーチャージ、デマンドチャージなど各種チャージに係る場合もある。下表のとおりアジア諸国の事例でも、ミャンマー、バングラデシュでは同様のレベルとなっている。

表 3-12 アフリカ・アジア諸都市の電力料金の比較

地域	国名	都市名	電力
			業務用電気料金 (1kWh 当たり)
北部アフリカ	モロッコ	カサブランカ	0.16～0.19
	エジプト	カイロ	0.03～0.05
東部アフリカ	エチオピア	アディスアベバ	0.015
	ケニア	ナイロビ	0.07+1A 当たり料金
	ルワンダ	キガリ	0.11
南部アフリカ	南ア	ヨハネスブルク	0.04～0.05
	ザンビア	ルサカ	0.025～0.068
中部アフリカ	コンゴ（民）	キンシャサ	0.06
西部アフリカ	コートジボワール	アビジャン	0.09～0.24
	ナイジェリア	ラゴス	0.18
	ガーナ	アクラ	0.13
アジア	バングラデシュ	ダッカ	0.10～0.13
	ベトナム	ハノイ	0.07
	ミャンマー	ヤンゴン	0.06～0.11

出所：ジェトロ「投資コスト比較」（調査期間 2015 年 12 月～2016 年 1 月）、調査時ヒアリング結果、IPA 資料を基にプロジェクトチーム作成。地域はアフリカ連合の定義による。

電力において特に留意する必要がある事項として、電力供給の質の課題がある。エチオピア、コンゴ（民）では、料金自体は安いものの、電力の安定した供給に課題があることが指摘されている。調査年にばらつきがあること、最近のデータでないことを考慮する必要があるが、ナイジェリアの停電回数や、停電による損失、発電機を所有する企業割合は群を抜いている。コンゴ（民）の停電回数は、電力事情に課題を持つミャンマーと同程度になっている。また停電による損失も大きい。エチオピアについては、アフリカ各国と比較すると同等か多少良いような印象も与えるが、ベトナムと比較すると、停電回数、停電継続時間等いずれの指標もが大きく劣っている。カメルーンでは、最近のデータがないため分析に限界があるが、ヒアリングでは電力の質、価格ともに課題と答える企業があった。

表 3-13 アジア・アフリカの停電に関する状況

地域	国名	1ヶ月当たりの停電回数	1回の停電における停電継続時間（時間）	停電による損失（年間売り上げにおける割合、%）	発電機を単独、または共用で有する企業の割合（%）
東部アフリカ	エチオピア（2011）	5.6	7.8	2.6	40.6
	ケニア（2013）	6.3	5.6	5.6	57.4
	ルワンダ（2011）	4.0	4.3	2.6	48.8
南部アフリカ	ザンビア（2013）	5.2	2.8	7.5	27.3
中部アフリカ	コンゴ（民）（2013）	12.3	5.6	6.2	59.5
	カメルーン（2009）	9.8	2.8	4.3	34.8
西部アフリカ	ガーナ（2013）	8.4	7.8	15.8	52.1
	ナイジェリア（2013）	32.8	8.0	10.8	70.7
アジア	ミャンマー（2014）	12.5	10.3	2.1	75.7
	ベトナム（2009）	1.0	3.3	1.1	34.8

出所：世銀 Enterprise Survey を基にプロジェクトチーム作成。

補足：地域はアフリカ連合の定義による。国名のあとのカッコ内は調査を実施した時期。

2) 電力アクセスと供給の質の向上にむけた対応

各国において、ドナー、国際機関、民間投資による資金援助を含めた電力インフラの整備が進められている。特に独立系発電事業者（Independent Power Producer: IPP）の制度を整えて、民間参入を促進する国も多い。電力分野での官民連携は業務対象国のほぼ全部で実績があるものの、調達制度の確立、実際の調達や契約において発生する課題が散見され、引き続き法制度整備と担当官の能力向上が必要であると考えられる。

再生可能エネルギーや新しい資源を使った代表的な発電事業では、コンゴ（民）、カメルーンに水力発電、エチオピア、ケニアの地熱発電、ケニアの風力発電、ルワンダのメタンガスやバイオガス発電等があり、再生可能エネルギーの活用も民間主導で進められている。また発電能力の増強や送配電における能力向上の取り組みも見られた。東アフリカ諸国では East African Power Pool の取り組みを開始し、国際的な系統の整備と大規模発電施設からの国際的な送電網の整備を行っている。エチオピアで進められている大規模な水力発電施設整備で発電された電力は国際的に売買されることとなっている。インフラ整備と地域ワイドでの効率的な電力事業の運営能力強化が重要となっている。

(3) 物流

1) 物流コスト

国際輸送費の比較は下表の通りである。国際輸送費では、横浜港から各都市の最寄り港までの 40 フィートコンテナの単価を示しているが、各都市と最寄り港間に距離がある場合、内陸輸送に係る費用も考慮に入れる必要がある。主要港湾から各国の首都、または経済活動の中心的な都市との距離が 300 キロ以上の場合を○で示した。

表 3-14 アジア・アフリカの国際物流に関するコスト

地域	国名	都市名	物流	
			海上国際輸送*1	首都、主要都市から最寄港の距離が 300 キロ以上
北部アフリカ	モロッコ	カサブランカ	4,185	
	エジプト	カイロ	865	
東部アフリカ	エチオピア	アディスアベバ	3,700*2	○
	ケニア	ナイロビ	4,478*3	○
	ルワンダ	キガリ	4,788*4	○
南部アフリカ	南ア	ヨハネスブルク	2,200	○
	ザンビア	ルサカ	2,200*5	○
中部アフリカ	コンゴ(民)	キンシャサ	8,000～8,500*6	○
	カメルーン	ドゥアラ	4,200	
西部アフリカ	コートジボワール	アビジャン	4,396	
	ナイジェリア	ラゴス	2,400	
	ガーナ	アクラ	-	
アジア	バングラデシュ	ダッカ	1,250	○
アジア	ミャンマー	ヤンゴン	2,000	
	ベトナム	ハノイ	1,120	

出所：ジェトロ「投資コスト比較」（調査期間 2015 年 12 月～2016 年 1 月）、調査時ヒアリング結果、IPA 資料を基にプロジェクトチーム作成。

補足：地域はアフリカ連合の定義による。「-」は情報なし。1*横浜港から最寄り港までの輸入の場合の 40 フィートコンテナの価格。*2 エチオピアは、横浜港からジブチまでの価格。*3 ナイロビは、ジェトロ上記データで最寄り港（モンバサ港）から内陸輸送分を入れた価格。*4 ルワンダは横浜港ーダルエスサラーム港間（ジェトロ上記データ）。*5 ザンビアは、横浜-ダーバン港（南ア）の価格。*6 コンゴ（民）は上海等中国又はムンバイからマタディ港までの価格。

横浜から輸入するケースを比較したため、単価はアジア諸国と比較して高額になっている。アフリカ諸国が輸入超過である場合、輸送価格は輸出のほうが輸入より格安になる。例えば、ナイロビから横浜までの輸出はジェトロ調査のデータでは内陸輸送費合わせて 2,444 ドルとなっている。また、例えば西アフリカ諸国からの輸送コストは、欧州方面等では価格が大幅に下がる。コートジボワール（アビジャン）からの輸出では、荷揚げ港が横浜の場合、2,681 ドルに対し、フランス・マルセイユでは 1,586 ドルとなる⁹。

上記表では、最寄り港から首都、または経済的な中心都市までの距離が 300 キロ以上の場合に○をつけているが、対象国の中では東・南部アフリカでこのようなケースが多い。こうした内陸都市では、内陸輸送コストが海上輸送コストを上回るケースがあり、また輸送に係る手続き、時間もかかる。

⁹ ジェトロウェブサイト、投資コスト比較（2017 年 10 月アクセス）

表 3-15 内陸輸送に掛かるコスト

国名	ルート	内陸輸送距離	内陸輸送費用 (40ft コンテナ当たり、ドル)
エチオピア	ジブチ～アジスアベバ	790	1,600～3300
ケニア	モンバサ～ナイロビ	530	1, 000
コンゴ(民)	マタディ～キンシャサ	330	2,000～3,250
ルワンダ	ダルエスサラーム～キガリ	1400	4, 000～5, 000
ザンビア	ダーバン～ルサカ	2, 300	8, 800

出所：エチオピア、ルワンダ、コンゴ(民)は調査時のヒアリング、ケニアは Shippers Council of East Africa “East Africa Logistics Performance Survey” (2015 年版)、ザンビアは ZDA(2015)Cost of Doing Business を基にプロジェクトチーム作成。

通関、トランジット手続き等を含めた所要時間については、十分に条件を揃えたデータを収集することは困難であったが、概要は下記の通りであった。地理的な位置により、コンゴ(民)からヨーロッパへの輸送日数は比較的短い(ベルギーからマタディまでが 15～45 日)。

表 3-16 エチオピア、コンゴ(民)、ケニアの国際輸送に掛かる時間

国名	海上輸送		内陸輸送	
	積み地～最寄り港	日数	ルート	日数
エチオピア	ムンバイ～ジブチ	15～25	ジブチ～アジスアベバ	10～60
コンゴ(民)	アジア方面～マタディ	30～70	マタディ～キンシャサ	7～10
	-	-	ダーバン～ルブンバシ	8
ケニア	アジア方面～モンバサ～ナイロビ(全体)			15

出所：エチオピア、コンゴ(民)は調査時のヒアリング、ケニアは Shippers Council of East Africa “East Africa Logistics Performance Survey” (2014 年版)を基にプロジェクトチーム作成。

上記のデータでは十分に捉えきれていないが、国内における輸送に課題がある場合も多い。物流の課題では、鉄道、道路網、港湾の整備の必要性が指摘される。エチオピア、ケニアにおける鉄道整備が進められているほか、コンゴ(民)においても、世銀の支援による機関車の供与や鉄道の修復が行われている。

また、鉄道、港湾のオペレーションにおける非効率な運営が課題となるケースも多い。エチオピアでは輸入に係る海運とフォワーディング、ドライポート運営を国営会社が独占で行うことによる非効率性が指摘された。コンゴ(民)では国営企業の民営化が一斉に進められたものの、適切な財務状況や能力ではない状態での民営化により、民間資金の獲得や民間セクター参入による組織能力向上の面で苦勞しているとみられる。しかし、現在世銀による支援が継続中であり、民営化による多少の業務改善を言及する物流業者もあったため、今後状況が改善する可能性もある。

ルワンダにおいては、自国のトラック業者の数が限られ、タンザニアやケニアのトラック業者が主に国際物流を担っている。自国向け貨物の品質管理を行うために、トラック業者の育成の必要性も認識されている。

2) 物流の課題に対する対応

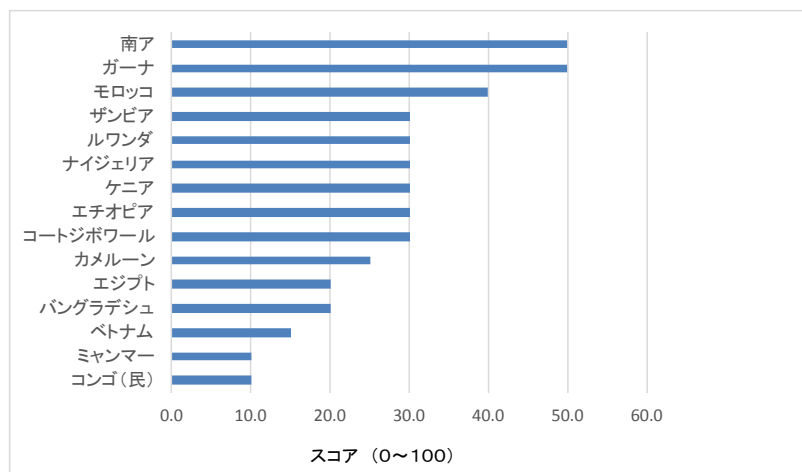
物流コストと質に対する対応では、港湾、道路、鉄道、物流施設等ハードのインフラ整備、運営管理能力強化等がある。また官民連携(Public and Private Partnership: PPP)方式の場合、案件自体が投資ポテンシャルとなる。つまり、民間セクターがハードインフラ整備と運営管理を一体的に行ったり、運営管理を請け負ったりする。公共投資によるインフラ整備を進める際には、産業振興等の様々な政策目標に照らして進めることがのぞましい。

近年の資源価格の低迷等に起因する財政逼迫状況から、国家予算の支出に慎重となる国もある（例：ガーナ）。そのため、民間資金への期待度が上がる一方、PPP方式の導入には当該分野の法制度や公共調達制度の整備と、運用面での政府側での法、財務等も含めた能力の向上が必要となる。また、物流産業、運送業の発展が十分でなく、輸送価格の低減や利用者側のニーズへの柔軟な対応に向けて、業者の育成と能力強化が必要である。

国際輸送コストはアフリカ域内でも地域と貿易相手先の地理的な位置により変わってくる。アジア地域からの輸入では、アジア諸国との差が顕著になるが、ヨーロッパへの輸出では価格が大幅に下がる国もある。そのため、投資家側の世界的な事業展開におけるアフリカでのビジネスの位置づけを工夫することでコストの事業へのインパクトが低減される場合もある。

3.3.4 ガバナンスの現状

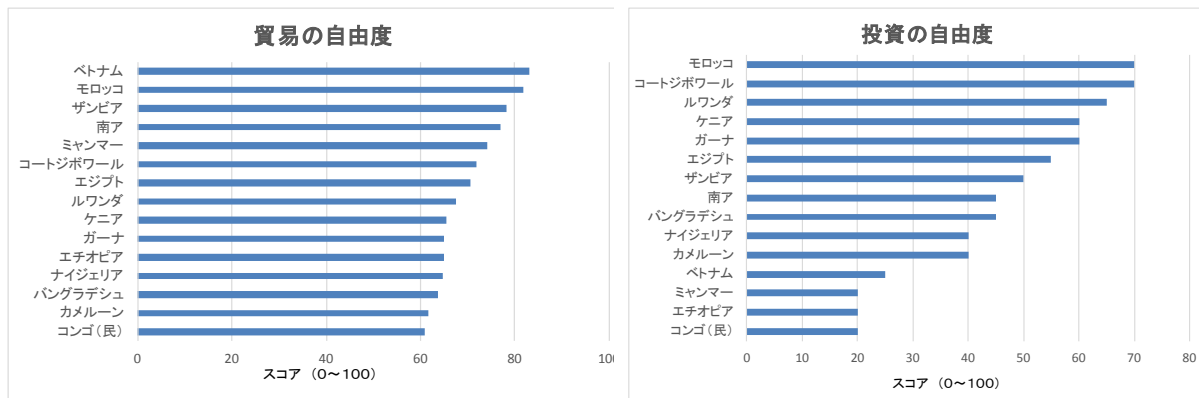
制度、行政手続き等に係る現状は、国家の法の支配などのガバナンスの現状に大きく影響を受けると考えられる。そのため本項では、ガバナンスに対する評価について概観した。法の支配は幅広い事項を含む概念であるが、本項ではヘリテージ財団の経済の自由度指数を利用して下記の通り比較した。各指標はそれぞれの項目における自由度やビジネスのしやすさを表すような数値を複合し、100を最高値として算出した指数となっている。下記に示すのは、一般の個人の財産形成の容易さ、つまり公権力からの個人の財産権保護、法制度の充実等を評価している。アジア新興国の数値が非常に低いこともあり、コンゴ（民）を除き、本件対象国を含むアフリカ各国はアジア新興諸国よりは比較的高い数値になっている。



出所：Heritage Foundation, Index of Economic Freedom 2016 を基にプロジェクトチーム作成。

図 3-10 アフリカ及びアジア各国の財産権に関する評価

貿易、投資に関する自由度については、下図の通り評価されている。貿易については、スコアの満点が 100 に対し、ザンビア、南ア、コートジボワールが 70 以上と、比較的高く評価されている。また投資の自由度では、コートジボワールが 70 となっているほか、60 以上にはルワンダ、ケニア、ガーナが入っている。貿易自由度では、ベトナムが 83 と高い数値になっているほかはアフリカ、アジアで大きな乖離が見られないが、投資自由度は、エチオピア、コンゴ（民）を除き、アフリカがアジアよりも高いといえる結果となっている。



出所：Heritage Foundation, Index of Economic Freedom 2016 を基にプロジェクトチーム作成。

図 3-11 アフリカ及びアジア各国の経済活動の自由度に関する評価

上記を踏まえると、法の支配について、改善の余地を持つ国が多い一方で、アジア諸国と比較するとむしろ評価は多少高くなっている。経済活動の自由についても、ガバナンス課題を指摘されるコンゴ（民）については一貫して低く、カメルーンやエチオピアについても相対的に低い評価であった。しかしその他の国については、評価が必ずしも低い訳ではない。

3.3.5 行政手続きの課題

(1) 会社設立

1) 会社設立の手続きに係る傾向

会社設立については、世銀 Doing Business 調査による国際比較とランク付けの対象分野となっていて、各国のビジネス環境向上に向けた取り組みを自主的に開始したり、世界銀行・IFC 等によるビジネス環境向上支援を得たりするなどして、最低資本金額の引き下げ、手続きに係る書類数の低減、OSS 設置等手続き簡素化などの取り組みが各国で見られた（OSS の概要は 3.5.2 参照）。

こうした取り組みに対しては投資家が一定の評価をしているものの、次のような課題も指摘された。まずエチオピアの事例では、中小企業の起業、毎年のビジネスライセンスの更新において、規定にない説明書類を求められるなど、困難を経験している投資家が見られた。また、登記処理の時間をベンチマークし、サービス憲章等で所要日数を明記するなどする国もあるが、処理が期限までに終わらないことが課題となるケースもあった（例：カメルーン）。

2) 会社設立に係る法制度整備の動向

法制度整備における特徴のある取り組みとして、フランス語圏西アフリカ諸国では統一のビジネス法であるアフリカ商法調整機関（Organisation pour l'Harmonisation en Afrique du Droit des Affaires: OHADA）による統一会社法、商法等一連の法令を導入している。本件対象国ではコンゴ（民）、カメルーンがこれに当たる。特にコンゴ（民）では OHADA 加盟に伴い、1970 年代制定法令から一新され、OHADA が地域の共通法を導入したことから信頼性が増した。しかし、実際の運用では、法曹の質の向上や詳細な運用規則等の策定が課題となっている。

会社形態については、外資系企業の駐在事務所や支店の設置などの定義がない場合もある。外国投資においては、当初から直接投資を開始するのではなく、駐在員事務所、営業所等の設置を経て、徐々に本格的な事業拠点の整備を行っていくことが考えられるが、実際の事業所運営は会社法や税法等にまたがる事項であり、この複数の法制度間の調整を確保しておく必要がある。例えばガーナでは、駐在員事務所の定義は会社法や所得税法ではないが、投資促進に関する Ghana

Investment Promotion Centre Act（GIPC 法）で規定している。コンゴ（民）やカメルーンでは、OHADA による中・西部アフリカ統一の商法・会社法を適用しているが、駐在員事務所の規定はない。設立は可能だが、税務当局等の取扱いには不透明さが伴う。

ケニアでは 2015 年 11 月に会社法が改正されたが、この際に会社設立に係る規定で支店開設の登記要件にケニア人の 30%の株式所有を義務づける条文が加えられた。外国企業がケニア人に 30%の株式を取得させることは困難で、産業界の懸念に加え、政府側も同様の見解を示し、2016 年 8 月に同条項の廃止が決まった。この間、登記局における支店開設登録が停止されるなどの混乱があった。こうした混乱は、上述の「2017 年版新規意見速報版：貿易・投資上の問題点と要望—中東・アフリカ編（2017 年度新規意見速報版）」においても指摘されている。

3) 会社設立に関する課題への対応

世銀 Doing Business 調査による評価は会社設立の手続きの分野では各国における様々な手続き簡素化を後押ししている反面、会社形態の定義の確立、会社設立も含めた会社法、商法、税法などとの整合性の整理が必要と考えられる。また、改正の際の事前のコンサルテーションや制定、改正後の十分な周知が必要である。

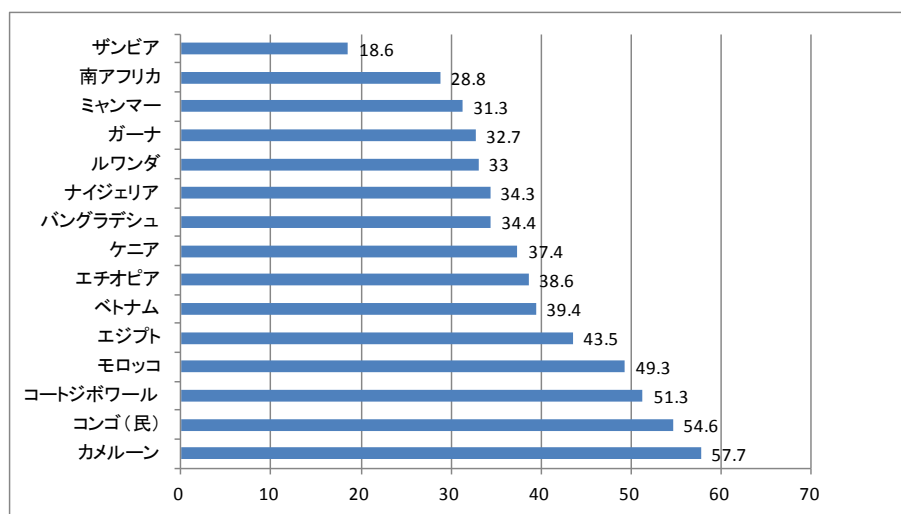
会社設立を含めて、ビジネス関連手続きにおいては、明確なルール・規則の設定により、透明性や予見可能性が高まり、手続きにおける手戻り等時間、コストの削減、リスクの回避につながる。また、会社登録、契約履行、会社清算など、企業活動に係る様々なルールは、外国投資への公平性の確保、権利保護など、ビジネスを行う上での前提となるため、継続して整備を行う必要がある。併せて、法令整備だけでなく、運用を行う組織強化も必要である。

(2) 税務の課題

上記の表の通り、企業の操業に当たって、大きな影響を与えるのが税務となっている。課題としては下記が挙げられた。

1) 税率

世銀 Doing Business 調査では、法人税、企業負担の社会保障税、固定資産税等、企業が負担する税を足し上げて、利益に対する割合を比較している。



出所：世銀 Doing Business 2017 を基にプロジェクトチーム作成。

図 3-12 アフリカ、アジア諸国の実効税率の比較

これによると、コンゴ（民）、コートジボワール、カメルーンは企業利益の5割を超える税負担を強いていることになる。参考までに比較したアジア諸国を含め、多くの国は30%となっているが、ザンビア、南アは30%以下となっている。但し、この数値には付加価値税（Value-Added Tax: VAT）は入っていない。

税務負担の課題は特にコンゴ（民）で顕著であった。徴税権限を持つ機関が多数存在し、一説には200から300種類あるという税金を企業が支払う必要があるとのことであった。企業インタビューでは、新税の導入や税率の変更等については十分な周知がなされず、各企業は税務専門家雇用等で対応しているという現状が確認された。このような極端なケースではなくても、地方分権化による各カウンティの徴税権限を認めているケニアにおいても、地方政府レベルでの新税創設の問題が指摘されている。またケニアは2016/17年の予算・税制改正案の中で、自動車や化粧品等の物品税の課税方式変更を発表したが、この際、同変更を翌日から実施するとした。これには、国内市場や産業の現状が十分に考慮されていないなどの批判が起り、発表後、再度変更を検討せざるを得ない事態となった。こうした税務の実態は、世銀 **Doing Business** 調査等の国際的な指標では十分に把握することができないが、投資家からは大きな課題として挙げられた。

2) 徴税に係る手続き

徴税時の評価額、税務調査の長期化等、企業側の負担となる事例が多く指摘された。このような状況は、本件対象国だけではなくアフリカ各国でも指摘されている。

改善すべき課題としては、運用ルールの明確化とルールの情報開示が挙げられる。また、徴税手続きの煩雑さも課題として指摘される。コンゴ（民）やカメルーンでは、法人税・VAT等の基本的な国税、雇用に係る税務（従業員の源泉徴収）、関税及び貿易に係る各種手数料支払いなどをワンストップ化する取り組みがなされている。しかし、コンゴ（民）でのヒアリングでは、その他の膨大な税務について、担当官庁による頻繁な訪問検査、評価額に関する更正の要求、ルール違反の場合の追徴金の調整等、非常に多くの時間とコストが掛かることが分かった。エチオピアにおいても、徴税における窓口業務、評価、税務調査等においての不明瞭な手続き、担当窓口のたらい回しや担当者との見解の相違等の課題が指摘された。ルワンダにおいても、税務当局の担当官の能力の課題が指摘されている。

こうした課題の背景には、税務に関する詳細な運用ルールがない、または明らかになっていないなどの問題に加え、当局の人材と企業側の会計・経理人材双方の能力不足が指摘された。前述の貿易・投資円滑化ビジネス協議会の報告によると、複数国で、民間税務コンサルタントの質も低いために対応に苦慮しているという事例も挙げられている¹⁰。エチオピアにおいては、世界銀行・IFCが歳入官庁の人材育成を支援しているが、こうした機関の離職率が高く、効果性を確保することは難しいと考えられる。また、ルワンダにおいては公認会計士協会が啓蒙活動等を行っている。この課題は制度整備だけでなく、政府・民間双方の会計・財務に詳しい人材育成が必要であり、また、育成された人材が実践の場で更に訓練を受ける必要もある。そのため、時間をかけてセクター全体の能力強化を進める必要がある。

3) 税制・税務に係る課題への対応

税務・税法における課題として、税率の問題、法令の複雑さや不明瞭さ、手続きの煩雑さ等が指摘される。この背景には、各国の歳入確保のための徴税へのプレッシャー、フォーマルセクタ

¹⁰ 貿易・投資円滑化ビジネス協議会（2016）

一に対してインフォーマルセクターの割合が大きいことから徴税対象の限定による負担だけでなく、税務当局側の担当官の恣意性が入り込む余地がある制度構造や担当官の能力、更に民間セクター側の能力不足などの課題がある。対応としては、徐々に課税対象を広げて、法人税率を下げていくなど、長期的な税制改革、税務に係る法制度、運用規則等の明確化などがある。

ルールの明確化については、会計制度自体の整備も課題としてあげられる。コンゴ（民）では、上述の OHADA の規則を参照することになっているが、鉱山会社などの多国籍企業では本国の会計基準を別途策定することもある。更に業種によっては、OHADA の規則ではなく、国際会計基準への移行が義務づけられている。同様の状況は同じ OHADA 加盟国のカメルーンでも見られる。

手続きの簡素化や合理化については、法制度の明確化と併せて、汚職も含めたコストやリスクの低減に重要なポイントとなる。カメルーンでは税務のワンストップ化を進めている。また、ケニアでは税務申告等の電子化を進めている。こうした制度、運営管理システムの改善が対応策となる一方、税務、企業における財務等の専門人材の育成も並行して進めることが適切な制度運用において不可欠と考えられる。

(3) 貿易取引における課題

貿易取引における課題は、後で述べる国際物流インフラの課題と併せて、大きな負担となっている。特に、輸出入手続き、通関の課題がある。

1) 輸出入に係る税務負担

関税は貿易取引におけるコストになる。最恵国待遇（Most Favored Nation Treatment : MFN）における全ての品目と、地域経済圏、自由貿易協定等の場合の双方の平均税率を比較した。MFN における税率の場合、サンプルとして示した国々の平均税率は特別高い訳ではない。

一方、ベトナムは比較的低くなっているが、東南アジア諸国連合（Association of South - East Asian Nations: ASEAN）自由貿易圏では 1.9%と、更に低くなっている。ベトナムやエジプトでは、このほかにも二国間・多国間の複数の自由貿易協定や経済連携協定を結んでいるため、主要な貿易相手国との関税率が非常に低く抑えられている。ケニア、ザンビアも、地域経済圏における税率は非常に低くなっている。

表 3-17 アフリカ及びアジア諸国の平均関税率

地域	国名	平均関税率 (MFN、%)	自由貿易協定(FTA)など
北部アフリカ	エジプト	16.8	EU との FTA、COMESA
東部アフリカ	エチオピア	17.4	COMESA
	ケニア	12.6	EAC、COMESA
	ルワンダ	12.8	EAC、COMESA
南部アフリカ	ザンビア	13.9	SADC、COMESA
中部アフリカ	コンゴ(民)	10.9	ECCAS、COMESA
	カメルーン	18.2	CEMAC、ECCAS、EU との FTA
西部アフリカ	ガーナ	12.9	ECOWAS、EU との FTA
アジア	バングラデシュ	13.9	SAFTA、APTA
	ベトナム	9.5	ASEAN、日本、韓国、チリとの FTA

出所：WTO の資料を基にプロジェクトチーム作成。

注：データは、MFN applied simple average による。平均関税率は 2015 年のデータ。カメルーンのデータは 2014 年。地域はアフリカ連合の定義による。SAFTA（Southern Asian Free Trade Area、南アジア自由貿易地域）、APTA（Asia Pacific Free Trade Agreement、アジア太平洋貿易協定）

VATをはじめとした税務負担に加えて、国によっては輸入品に別途課税を行うケースもある。例えば、ケニアにおいては、輸入品に鉄道開発資金創出のための Railway Development Levy が課せられる。また、コンゴ（民）では、産業促進基金税、地方税等が課税される。特定財源を目的とする徴税については、各国の状況がちがうため課税の是非や税率について一概に適切であるかを評価することは困難だが、使途に関する説明責任を明確にすることは重要と考えられる。

2) 手続きの現状

通関については、業務対象国全てにおいて電子通関を導入している。また、シングルウィンドウ化による貿易に係る手続きの全般的な簡素化を進める国も多い。シングルウィンドウ化は複数の省庁における手続き電子化とその調整・統合を必要とするため、実質的なシングルウィンドウの設立及び稼働については各国とも苦労している¹¹。

輸出入手続きでは、特に輸入時の手続きに多くの課題が指摘された。本業務対象国において指摘された課題は下記の通りである。

表 3-18 プロジェクトの中で指摘された輸入時における手続きの課題

投資促進課題	課題詳細	課題が見られた国
輸入時の手続き	全体的に煩雑。事前検査を含め書類や支払う税の種類も多い。	エチオピア、コンゴ（民）、ケニア、カメルーン
船積み前検査	船積み前検査のため時間とコストが掛かる。	コンゴ（民）
	船積み前検査があるが、国によって品質、税額の評価など、検査に含まれる項目が違う。このうち、品質の検査のみで、関税分類や税額の評価がない場合、分類コードのごまかしが発生する。また、品質検査では、検査基準が非常に高すぎてクリアできない。	ケニア
通関処理能力	通関処理能力が低く貨物が滞留。	エチオピア
	リスク管理の際にハイリスク貨物と判定される率が高いため、検査が厳しい。	エチオピア、コンゴ（民）
関税評価額に関する審査	税関側の持つ関税評価の基準額が高く設定されるなどして、通関時に申告額を修正するように求められる。この際の説明に時間とコストがかかる。また、税関側の評価を覆すのは難しいため税額が高くなる。	コンゴ（民）、エチオピア、カメルーン
電子通関のシステム	電子通関のシステムがよくダウンするため、通関が滞る（ただし最近は以前より状況が改善しているという意見もあった）。	ケニア
外貨割当	外貨割当が厳しく制限されているため、L/C 開設などに時間がかかる。外貨割当に係る時間が輸入に係るリードタイムを大きく左右する。	エチオピア

出所：調査、ヒアリングを基にプロジェクトチーム作成。

輸出入手続きの課題である船積み前検査については、審査そのものが積み地で行われるため時間とコストが掛かるが、コンゴ（民）では検査自体が外資系の検査会社で行われるため評価額についての税関でのクレームが付きにくいなどの長所もあることが指摘された。一方で、ケニアにおける船積み前検査は、検査基準が厳しいことからクリアするのが難しいことが指摘されている。カメルーンにおいても、従前に輸入されていない新規の製品輸入時には追加の書式提出などが求められ、時間が係ることが課題として挙げられた。また、関税評価額についての課題については、電子化による自動的な関税額の確認がなされていても、租税同様に徴税圧力が高いなか、高めの

¹¹ シングルウィンドウが稼働している国はケニア、ガーナ、カメルーン、ルワンダで、エチオピア、コンゴ（民）で導入準備を進めている。物流・通関業者へのヒアリングでは、ケニアでは Kentrade が設立されているが、通関以外の統合はそれほど進んでいないとのことであった。また、カメルーンでは電子シングルウィンドウの設置が進められているが、現在のところ、一箇所に集められた各関連機関の窓口を個別にまわらなくてはならず、実質的なシステムの統合、手続き簡素化に結びついていないことが指摘されている。

税額の支払いや当局との調整に時間をかけることを強いられる企業が多かった。

輸出においては、負担は多少軽減されている。但し、エチオピア、コンゴ（民）では、重要な換金作物であるコーヒーについて事前品質検査や輸出者登録が課せられる。

3) 貿易取引に係る課題への対応

貿易手続きに関する課題では、本業務対象国では、船積み前検査の負担について課題が挙げられた¹²。国内市場における消費者保護などの目的に対し、要求の高すぎる検査が貿易における障壁となっている可能性がある。一方、地域経済共同体内の自由貿易圏や関税同盟においては、域内の品質基準・認証の標準化を進めて、域内に流入、流通する製品の標準化した管理も必要となる。国内の産業振興、消費者保護に加え、地域経済共同体での標準化の足並み、更に WTO など国際的なルールを踏まえた制度の検討が必要である。

貿易に係わる様々な手続きをシングルウィンドウ化して纏めて、関連機関ごとへの連絡、書類や支払等手続きの重複を排除する取り組みは複数の国で見られた。カメルーンでは、調査時点では関係各機関がシングルウィンドウとなったセンターを主要港湾であるドゥアラ港に設置していた。ケニアやガーナにおいては、それぞれ電子化されたシングルウィンドウを導入している。また、コンゴ（民）では輸入時の通関で徴収する関税以外の各種手数料についても一括で支払う事ができるシステムの稼働を主要港湾とキンシャサなど主要都市で開始していた。

貿易手続きでは、関税に係る扱いにおいて様々な課題が指摘されている。自動でのリスク判定や事後評価による関税業務の効率化を進める国が多い。一方、関税評価に関するトラブルでは、徴税プレッシャーなどの背景、関税評価額の基準とその誤差について判断する担当官の経験などが影響する場合も考えられる。ルールだけでなく、貿易手続きに係る関連機関の業務遂行に係る組織能力と担当官の能力双方の向上に向けた取り組みも必要と考えられる。

各国では、輸出産業のように優先産業に限定して、免税措置や通関手続きの簡素化、迅速化を図っている。輸出加工区やフリーゾーンなどがこれにあたる。またエチオピアでは、産業振興策、輸出振興策として、保税、バウチャー制度を導入している。しかしエチオピアの制度については、手続きが煩雑で当局での処理に手間が掛かるため、十分な利用がなされていないのが現状である。制度運用の見直しと改善を進めることがのぞましい。

(4) 土地取得・登記

1) 土地所有権の確認と登記の現状と課題

本件対象国の多くでは外国人の土地取得は禁じられていて、長期間のリースによる確保が中心となっている。また、コミュニティや伝統的な土地所有制度と政府、民地等の土地所有が混在し、土地制度が複雑である国もある。現地企業や投資家へのヒアリングでは土地取引の困難さが指摘される国が多かった。

土地台帳、権利書等が紙ベースで作成されていて、管理が十分でない、または整合性がとれないケースが課題となっている国がある一方（例：カメルーン）、土地登記を電子化して正当な土地権利証書の発行、手続きの迅速化を図る国もある（例：ルワンダ、ケニア）。

2) 操業スペースの迅速な確保における課題

投資促進機関（IPA）が投資家向けの土地を紹介するという制度を持つ国もある。しかし、一般

¹² 船積み前検査については、その実施を行っていない国もある（例：ルワンダ）。

的に管轄官庁が複数にまたがるなどの課題から、十分な活用事例はなかった。エチオピアにおいては、土地は政府が所有しているものの、各州での管轄となっている。そのため、中央政府の機関であるエチオピア投資委員会（Ethiopian Investment Commission: EIC）では、農業用地のランドバンク機能を持つ農業投資庁、対象地の管轄州政府に対する紹介状を出す等の支援を行うに過ぎない。ガーナにおいては IPA である GIPC が地主による遊休地登録と投資家へのマッチングを行うランドバンク機能を持っているが、所有権移転の手続きとの連動など課題も多く、積極的なサービス提供には至っていない。

3) 土地取引に関する課題への対応

大規模な操業スペースの設置が必要な投資家にとって、迅速に適切な操業スペースを確保することが可能であることは重要である。また将来にわたって、操業スペースの所有権が明確であることは、リース契約による使用権取得においても不可欠である。このような課題は土地所有に関する法制度整備が前提となる。既に取り組む国も多いが、伝統的な土地所有に関するルールや既存の所有者の扱いなども絡む困難な課題である。

ルールの明確化が前提となるが、土地台帳や登記簿など土地所有に関する情報の管理を電子化し、土地所有に関する情報の一元管理、登記に係る手続きの軽減などを図る。その上で、民地の確保が困難であれば、政府用地の有効な活用、土地の確保が済んでいてサイト整備も政府、または民間のデベロッパーが行う特区整備も対応として考えられる。

(5) 外国為替・送金

本件対象国における為替送金に係る課題で顕著な問題が指摘されたのはエチオピアであった。エチオピアは外貨による資本取引が制限されていて、經常取引においても、申請に対する割当の際には外貨の保有による割当の規制が存在する。加えて、各銀行の外貨ポジションによっては割当に長時間を費やす。また輸入にあたっての信用状（Letter of Credit: L/C）開設においては、銀行によって外貨デポジットの要求、銀行内部委員会の承認など手続きと時間、コストがかかる。さらに外貨保有には制限があり、輸出企業でも外貨収入の 90%は入金後 1 ヶ月程度で現地貨に交換する義務などがある。エチオピアでは海外送金についても煩雑な手続きがあり、申請から送金実行まで時間が係る場合もある。

一方コンゴ（民）では、鉱業セクターの収入の最低 40%を国内で保有する義務がある以外の外貨保有に係る制限はない。また、資源価格、国際商品価格の低迷から外貨の確保について制限が加えられる危惧が伝えられて国もあったが（例：ザンビア）、その他の国においての業務実施期間における制限等の課題は特に挙げられていない。

(6) 入国管理、就労許可

1) 入国管理、就労許可の現状

外国企業にとって、就労許可の円滑な取得は事業を運営するにあたり重要な事項となる。投資促進の一環と捉え、投資許認可において出資額等の条件を設けて外国人就労許可を付与する優遇を設けるケースが見られた（例：ケニア、ガーナ、ザンビア、ルワンダ）。各国では自国民の雇用創出が重要な政策課題であることもあり、外国人の就労許可付与においては各国に同等の業務を行う技能を持つものがないことの説明や国内労働力への転換計画の提出を義務づける規則が設けられている国もある（例：カメルーン、エチオピア）。

コンゴ（民）においては、国内における技術人材や上級職向け人材を確保することが難しい一方で、外国人駐在者や本社からの出張者に対しては、所得税への高率の課税がなされ、外国企業への負担となっていると考えられる。そのため、現地人材についてはスキルレベルを見ながら活

用する企業もあった。

またエチオピアにおいては、外国人駐在員のビザ手続き等における必要書類に係る担当官ごとの解釈の違い、許可に時間が係る等の課題が指摘された。審査の過程では法令の統一の見解がない点が課題として指摘される。

2) 入国管理、就労許可の課題に対する対応

入国管理や就労許可における課題は、手続きの課題以上に各国の雇用政策や産業政策と結びついている。一方、投資家の側では担当官の裁量や恣意性による対応の違いを指摘する声もある。前者に対しては、社会政策と産業政策の政策目標の調整を取りつつ、国内で確保の困難な人材確保、投資事業の効率性や技術的な重要性への配慮も視野にいたれた政策が必要となる。投資優遇政策において、輸出加工や最低投資金額を満たすなどの案件に対する一定数の就労許可の付与の制度を設ける国もある。後者については、対応策としてルール明確化とその周知、業務フローや電子化など業務改善などがあり得る。

3.3.6 小括：外国投資促進に向けた投資環境評価

外国投資促進本業務対象国を中心とした投資環境の評価では、世銀 Doing Business 調査指標の改善により、ビジネス環境評価に結びつく努力が各国でなされていることが確認できる一方で、指標で計測されない行政手続きの課題やコストに係る課題が多く指摘されている。税務、輸出入に係る手続き、就労許可の取得など、外国投資家に特化したもの、広く民間セクターの操業環境の実態として懸念される分野などで多くの課題が見られた。また、電力、輸送・物流等インフラ整備の状況に起因する生産・操業コスト要因については、コストそのものだけでなく、サービスの質の問題も指摘された。

一方、低コストを志向する産業が特に重要視する労働賃金については、比較したアジア諸国と同等かそれ以下の国もある。生産性、技術・経験などの人材の質、原材料輸送のコスト競争力などの課題があるが、米国のアフリカ成長機会法（AGOA）を活用した縫製産業が行われている地域もある。

3.4 投資促進政策の現状と評価

3.4.1 投資促進政策評価の概要

投資促進政策の評価では、①外国投資を受け入れる環境整備やリスクを低減する基本的な制度、②投資家へのインセンティブであり、投資環境の課題のインパクトを低減する優遇、③投資促進政策の策定プロセス、の3つの視点から分析する。投資促進政策の分析においては、OECD の PFI によって示された投資政策と投資促進に関する事項を踏まえる。具体的には、①では公平性、投資家保護、ビジネス・投資環境向上に向けた透明性向上の取り組みについて、本業務対象国における現状を基に考察する。②については、優遇制度を確認する。③については、投資促進及び関連政策の一貫性、整合性、民間セクターの参画の状況を踏まえた政策策定のプロセスを確認する。

3.4.2 投資重点分野の概要

各国の投資促進政策（優遇産業）、投資促進機関（IPA）のウェブサイト等で紹介されている投資機会を当該国の投資促進重点分野と捉え、アフリカ諸国と比較のためアジア2カ国の投資促進重点分野を整理したのが下表である。

表 3-19 アフリカ及びアジア諸国の投資促進重点分野

国名	農業	鉱業	製造業	建設業	ICT	観光業	エネルギー	インフラ開発	金融	不動産	環境	林業	保健	石油・ガス	運輸	職業訓練	小売業
モロッコ	○		○		○	○					○				○		○
エジプト	○	○	○	○	○	○	○			○			○		○		○
エチオピア	○		○	○	○	○	○	○								○	
ケニア	○		○	○	○	○	○	○	○		○						
ルワンダ	○	○	○		○	○	○	○	○	○							
コンゴ(民)	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○			○		
カメルーン	○	○	○			○			○			○		○			
コートジボワール	○	○	○	○			○							○			
ガーナ	○	○	○			○	○					○	○	○			
ナイジェリア	○	○	○		○		○		○					○	○		
ザンビア	○	○	○				○	○									
南アフリカ	○		○		○	○		○			○			○			○
バングラデシュ	○		○		○		○					○					○
ミャンマー	○	○	○	○		○	○	○		○		○		○			○

出所：各国 IPA ウェブサイトを基にプロジェクトチーム作成。

事例とした全ての国が農業、製造業を重点分野に挙げているほか、観光、エネルギーを挙げる国も多い。他方、金融、不動産、保健、運輸、小売等のサービス産業については、取り上げる国に限られている。本業務対象国でも、例えばエチオピアのように運輸、卸売り・小売等の流通業について参入障壁を持つ国もあり、外国投資が期待される分野はある程度の資本投入や技術移転が期待される分野に多い。

3.4.3 投資に係る法制度の評価

本業務対象国のうち、調査対象国、専門家派遣国における投資法の概要をまとめたのが次ページの表である。各国の投資促進に向けた法的枠組みと、公平性、投資家保護及びそれに関連する事項、及び投資促進に向けた優遇の現状について概観する。

(1) 公平性

本業務対象国には、①外国投資に対する投資登録・認可を義務づける国（エチオピア、ガーナ）、②優遇を希望する場合投資登録・認可を行う国（ケニア、ザンビア、コンゴ（民）、カメルーン、ルワンダ）の2通りある。後者の場合、優遇措置を受ける際の登録、認可においてのみ最低投資額が設定されている。その際には、外資のみの場合より、現地企業との合弁や現地企業の場合に最低金額が低く設定されていることもある。参入制限が見られるのは、通信、運輸等の分野があり、また国内零細中小企業の保護のため、小規模小売等への参入規制を設ける国もある。多くの国では外国人の土地の取得は制限されている。

比較した国のうち、外資のセクター別の参入制限が顕著なのはエチオピアで、ポジティブリストとネガティブリストが混在し、参入禁止業種も多い。国営企業の独占が定められた分野もある。一方、ザンビアに見られる様に間口は広いように見えるが、操業段階の規制に課題が見られる場合についても、注意が必要である。

(2) 投資家保護

既に述べたとおり、アフリカ投資では各種のリスクの存在が指摘されている。インフラ、行政手続き等の課題については個別に対応が必要であるが、国によっては投資法による投資家の財産保証、国家による没収、紛争解決の条件、方法を示すことで投資家保護に対応している。

また投資家保護の一環として、国家との紛争解決に向けた国際的な投資家保護の枠組みに参加している。国際的な商事紛争の仲裁判断についての枠組みを取りきめているニューヨーク条約（New York Convention）、国家との間の投資に係る紛争解決に関する条約に基づく投資紛争解決国際センター（International Centre for Investment Disputes: ICSID）、投資における保証を提供する多数国間投資保証機関（Multilateral Investment Guarantee Agency: MIGA）に加盟している。

これに加え、二国間投資協定によって投資家保護を補完している。ドイツ、フランス、スイス、オランダ等の欧州諸国は投資協定を結んでいるケースが多く、個別の投資協定により投資家保護が図られていることも多い。エチオピアでは、他の国と比較して多くの国との投資協定が署名または発効済みとなっている。日本については、アフリカ諸国では、ケニア、モザンビーク、エジプトとの投資協定が結ばれている。また、エチオピア、ザンビア、ガーナとは予備交渉も含めて協議が開始されている¹³。

投資家の財産権保護については、国家による没収の禁止を投資法や投資促進法で述べている。知的財産権については、各国は国際知的所有権機関（World Intellectual Property Organisation: WIPO）に加盟しているが、個別の協定等の参加についてはばらつきがあり、国内での規制、紛争解決等の実施体制については課題があると考えられる。

(3) ビジネス・投資環境向上に向けた透明性向上の取り組み

中部、西部アフリカの仏語圏諸国 16 カ国はアフリカ商法調整機関（Organisation pour l'harmonisation en afrique du droit des affaires: OHADA）を形成し、商法に関連する各分野の法令を内国法に適用している。また、OHADA では、共同司法仲裁裁判所をアビジャンに設置していて、各国の司法による仲裁結果に納得ができない場合、共同裁判所による判断に委ねることも可能である。調査対象では、コンゴ（民）とカメルーンが OHADA 加盟国であった。こうした共通の法制度整備による透明性の向上が期待される一方で、各国の運用面での細則等細かなルール整備、施行に係わる法曹の人材育成等の課題があり、国内での効果発現には継続した各国の努力が求められることが指摘される。

各国での取り組みでは、投資の優遇付与に係るルール整備を法令改正で行った事例（例：ルワンダの 2015 年投資促進法）や、補足のガイドラインを作成する事例（例：ガーナにおける戦略的投資の選定条件）がある。しかし、調査対象国で徴税やその他行政手続き、投資優遇の付与等に係るルールや判断根拠の透明性を求める企業の意見が聞かれた。

¹³ 経済産業省ウェブサイト（http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/index.html）、外務省の当該国に関する報道資料を参照。

表 3-20 アフリカ及びアジア諸国の投資法制度の概要

国名	投資促進に関する法制度概要	投資法で定める 最低投資金額	参入制限	公平性	投資家保護	二国間投資協定
エチオピア	投資に関する布告 (Proclamation on Investment No.769/2012)、投資改正に関する布告 (Proclamation to Amend Investment Proclamation, No.849/2014)、投資優遇策及び国内投資への限定分野に係る規則 (Council of Minister Regulation on Investment Incentives and Investment Areas for Domestic Investors, No. 270/2012)	外国投資：200,000 ドル 国内資本との合弁： 50,000 ドル	ネガティブリストとポジティブリストが混在している。ポジティブリストになく、民間セクター、又は外国人の参入が禁止されているのは、郵便、電力の送配電、航空旅客輸送、武器製造、通信、換金作物 (コーヒー、油糧種子等の取引)、卸売リ・小売業、銀行業、保険業、放送・マスメディア、梱包・フローワーディング等物流業	ネガティブ、及びポジティブリスト、最低資本金額等、外国投資の扱いは公平とはいえない。産業振興政策における優先度や投資額等を基に、選択的に対応していると考えられる。企業、ドナー等へのヒアリングでは、中小企業案件で投資許可を得るのに苦労したケースや、新規投資は比較的容易だが、追加投資・拡大が困難であるケース等が報告されている。 なお、優遇期間は、立地地域、業種で細かく分けられていることに加え、輸出比率により更に期間の差別をつけている。	投資に関する布告で没収/国有化についての補償と補償の方法について言及。ICSID、MIGA への加盟。	アルジェリア、オーストラリア、中国、デンマーク、エジプト、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、スラエル、イラン、ア、クウェート、リビア、マレーシア、オランダ、スーダン、スウェーデン、スイス、チュニジア、トルコ、イエメン * 署名したが発効していない国：ベルギー・ルクセンブルク、赤道ギニア、インド、ナイジェリア、ロシア、南ア、スペイン、UAE、英国
ケニア	投資促進法 (Investment Promotion Act, Cap. 485B, 2004) では、投資認可、投資認可による優遇、ケニア投資促進法について定めている。また、外国投資保護法 (Foreign Investment Protection Act, Cap. 518)、Company Ordinance 等の法令が投資家の権限等に関連する法令。しかし、投資促進法で定める投資認可については、実質的な投資許可を各カウンティーズでのシングルビジネスパーミットで対応が可能となったため、投資促進機関の権限と投資認可の意義が低下。また、輸出加工に関する投資は税制等の優遇を伴う輸出加工区が設置されて	最低払込資本金の規定はない。投資促進法での投資許可を得る場合、最低資本金額 100,000 ドル。	保険、通信、航空業において、外国資本比率に規制がある。	特定業種への出資比率制限以外は、内資、外資の差別はほとんどない。	外国投資保護法による没収、国有化についての制限。ICSID、NY 条約、MIGA への加盟への加盟。	フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、スイス、英国、日本 署名したが発効していない国：ブルンジ、中国、フィンランド、イラン、クエート、リビア、モーリシャス、スロバキア、トルコ

国名	投資促進に関する法制度概要	投資法で定める 最低投資金額	参入制限	公平性	投資家保護	二国間投資協定
	いる。輸出加工区法（Export Processing Zone Act, Cap. 517、EPZ法）で規定され、輸出加工区片が許可を担当している。					
ルワンダ	2005年の投資及び輸出促進法が改定され、2015年投資促進法（Law No.06/2015 of 28/03/2015 Relating to Investment Promotion and Facilitation）が制定された。優先セクターを明記するとともに、投資家保護・権利、投資認可手続きを定め、RDBの役割を定義。優遇については付属文書で纏めている。	就労ビザに関する優遇を受けたい時のみ5.2万ドルの最低投資金額が必要。	特になし。	2015年投資促進法では内資、外資の非差別を規定している。また外国投資家に対するネガティブリストはない。	2015年投資促進法による没収、国有化についての制限。ICSID、NY条約、MIGAへの加盟への加盟。	ベルギー、ルクセンブルク、ドイツ、韓国、アメリカとBITを締結し、発効している。また、モーリシャス、南ア、モロッコ、トルコとの協定を署名。
ザンビア	ザンビア開発庁法（Zambia Development Agency (Amendment) Act, 2010, 2011, 2012）（ZDA法）で規定しているが、業種によっては、操業のためのライセンス等を得ることが必要（製造業、通信、保健、金融、医療等）。税制優遇を伴った複合経済特区の定義等についてもZDA法で定義している。	最低払込資本金の規定はない。優遇を受ける場合、下記の最低投資金額あり。 資機材輸入関税免 税のみあり： 250,000～500,000 ドル未満、税制優 遇あり：500,000ド ル以上	武器・爆発物、兵器等に関する製造、毒物、貨幣等については民間の参入を禁止している。	ZDA法で不差別の原則について言及。但し、インセンティブ付与は、投資金額により決定すること、操業段階においては、業種別ライセンスで外国企業のライセンス・フィーが非常に高額であることが報告されている（建設業）。	ZDA法で投資家の財産権の保護について言及。ICSID、UNCITRAL、NY条約、MIGAへの加盟。また100億ドル以上の投資については、投資保護促進協定を投資家（IPPs）と個別に結ぶ。	ドイツ、スイス、フランス、イタリア、オランダ。 *署名はしたが発効していない国：ベルギー・ルクセンブルク、中国、キューバ、エジプト、フィンランド、ガーナ、モーリシャス、英国。
コンゴ（民）	投資法（Loi n° 004/2002 du 21 fevrier 2002 portant code des investissements）により、優遇、投資促進機関設置、投資家保護、紛争解決を規定。但し、鉱業、銀行、通信については、別途投資許可については別途個別法が定められている。	最低払込資本金の規定はない。投資促進法での投資許可を得る場合、最低投資金額200,000ドル	武器・爆発物、小規模商業への外国人参入禁止。農業コンセンションにおける外国人の農地アクセスに関する制限。	農業における外国人の農地アクセス制限がある。	投資法で没収・国有化についての補償と補償の方法について言及。紛争解決について言及。ICSID、NY条約、MIGAへの加盟。	ドイツ、スイス、フランス、米国 *署名はしたが発効していない国：ベルギー・ルクセンブルク、エジプト、ギリシャ、イスラエル、ヨルダン、ポルトガル、南ア、スイス、イタリア、韓国、中国、ウクライナ

国名	投資促進に関する法制度概要	投資法で定める 最低投資金額	参入制限	公平性	投資家保護	二国間投資協定
カメルーン	投資憲章に関する法 (Loi n° 2002/004) により、内外無差別、投資家保護等について定め、民間投資優遇措置法 (Loi n° 2013/004) 及び資源関連の個別法で税制優遇について定めている。但し、鉱業、石油・ガスについては、別途投資許可については別途個別法が定められている。	最低払込資本金の規定はない。民間投資優遇措置法では優遇を受けるための最低投資金額の規定はないが、優遇を受ける際複数の条件がある。	小規模鉱業以外は外資の参入制限はないが、資源セクターでは国家の最低権益、資本参入が定められている。	投資憲章に関する法 (Loi n° 2002/004) で外資、内資の差別の原則、OHADA によるビジネスマン関連法の公平で透明性ある適用を言及。	投資憲章に関する法 (Loi n° 2002/004) で投資家の所有権、知的財産の所有権について保証。国家収用については別途法令を制定。NY 条約、ICSID、MIGA への加盟と OHADA が定める法的措置を保証。	中国、アメリカ、英国、スイス、ドイツ、フランス、ベルギー、ルクセンブルク、オランダ、ルーマニア、イタリア *署名はしたが発効していない国はカナダ、エジプト、韓国、マリ、モリタニア、ギニア、モロッコ、トルコ
ガーナ	ガーナ投資促進センター法 (Ghana Investment Promotion Act, GIPC 法)。税制優遇を伴うフリーゾーンについては、別途 Ghana Free Zone Board が設置され、フリーゾーンへの投資は、フリーゾーン法 (Free Zone Act, 1995 (Act504)) で規定される。鉱業分野については、鉱物・鉱業法 (Minerals and Mining Act, 2006, Act 703) により規定されている。石油・ガスについては、石油探査生産法 (Petroleum Exploration and Production Law, 1984 PNDCL84) で規定される。	外国投資: 500,000 ドル 国内資本との合弁: 200,000 ドル	外国人は次の分野への参入が禁止されている。小規模商業、タクシー、又は乗客 20 人以下の旅客輸送、美容院、教科書と基本的な文具製造、薬品の小売、飲料水の小売、公共のくじ、サッカークジ等の運営。	インセンティブ付与は業種及び立地地域で差別化を図る。また、投資金額 500 億ドル以上の案件を戦略的投資 (SI) として別途優遇を設けているが、判断基準、優遇内容が公表されていない (少なくともウェブ等で確認ができない)。	GIPC 法で投資家の財産権保護について言及。また、紛争調停については、GIPC 法、Free Zone 法、労働法、鉱物及び鉱業法で規定する。このほか UNCITRAL、ICSID、NY 条約への加盟。	中国、デンマーク、ドイツ、マレーシア、オランダ、セルビア、英国、スイス。 *署名はしたが発効していない国: ベナリン、ボツワナ、ブルガリア、ブルキナファソ、コートジボワール、キューバ、フランス、ギニア、インド、イタリア、モリシャス、ルーマニア、南ア、スペイン、ザンビア、ジンバブエ。

出所: 本業務エチオピア、コンゴ (民)、カメルーン、ルワンダ報告書及び各国投資促進機関ウェブサイトを基にプロジェクトチーム作成。

(4) 投資優遇制度

1) 税制優遇投資の概要

本業務対象国での優遇制度は次表の通りである。また、参考までにアフリカ、アジアにおける他国の事例も纏めた。

税制優遇では、各セクターの管轄省庁、IPA が進出企業や投資案件に対して付与される場合や、資本投資を行った場合に申告ベースで税務当局から減税・免税措置を認められる場合などがある。前者では、業種、最低投資金額、売上に占める輸出割合等の条件や、雇用創出等のパフォーマンスの評価に基づき付与される。また鉱業セクターでは、国家への一定割合の権益付与やコンセッションに係る手数料等に対して、法人税、資機材輸入関税等に係る優遇、加速減価償却等の優遇などが与えられる場合がある。

ケニアやガーナにおいては、資本投資等を行った場合や特定産業への投資を行った場合に税務当局への申請により税額控除、所得税免税等の措置を受けることができる。この際には、IPA への投資許可を必要としていない。両国では、下記に述べるとおり、輸出志向の強い産業の振興は特区によってより有利な優遇を付与している。また、ガーナは石油・ガス産業については別途優遇を定めている。コンゴ（民）においても、鉱業、農業、石油・ガス等については別途産業別の優遇を設けている。ナイジェリア、モロッコでは、研究開発や現地人材育成費用の控除等が規定され、産業高度化へのインセンティブも入れた形の優遇を設定している。

表 3-21 本業務対象国の投資家向け税制優遇

国名	エチオピア	ケニア	ルワンダ	ザンビア	コンゴ（民）	カメルーン	ガーナ
税制優遇措置	・最低払込投資金額の適用。外国投資：20万ドル、国内資本との合弁：5万ドル。 ・業種により1～9年法人所得税免税（輸出型、輸入代替の場合。輸出比率で更に免税期間の延長(2～4年)。 ・資本財、スベアパーツの輸入関税及びVAT免税。 ・輸出品製造のための原材料輸入に係る関税、VAT免税。 ・工業団地開発企業は場所によって10～15年の法人税免税。	・資本財に対する付加価値税（VAT）免税。 ・再輸出および免税品としての国内販売を目的に、材料を輸入して商品製造を行う場合、材料の輸入課税免除。 ・500万ドルを超える民間投資で政府からの承認により資本財輸入にかかる輸入税控除額を所得税と相殺。 ・農業分野における機械等の設備に対する付加価値税（VAT）および関税免除。 ・投資金額についての所得税控除（ナイロビ、キスム、モンバサ：投資期金額の100%対象、その他地域：150%が対象）。 【輸出加工区（EPZ）】 ・法人税は最初の10年間免税。次の10年間25%課税（注：通常。 ・源泉徴収税10年間免税。 ・輸入される機械、原材料、中間資材などは関税・VATともに免除される（ただし、EPZ域外でも利用する自動車は課税対象）。 ・印紙税が免除される。 ・EPZ内への初期投資に対する100%の投資控除（20年間適用）。	・1,000万ドル以上の投資を行い、且つ財務・IT・マーケティング・R&D等の機能を持つグローバルまたは地域本社を設立する場合に対して、法人税免税（税率0%）。 ・5,000万ドル以上の製造業・電力・観光業・医療サービス等の投資にかかる7年間までの所得税免除等。 【輸出加工区（Export Processing Zone: EPZ）及び自由貿易区域（Free Trade Zone: FTZ）】 ・立地企業については、無期限で法人税免税（利益送金の際の源泉税も免税）、資本財及び原材料に係る輸入関税免除等	50万ドル以上投資する企業のうち、優先産業に投資する企業またはMulti-facility Economic Zone (MFEZ)（含む工業団地・農業団地）が地方に投資する企業に対する優遇： ・配当に係る源泉税の5年間免除 ・法人所得税の5年間免除 ・資本財の輸入関税の5年間免除	【投資法】 ・最低投資金額20万ドル（中小企業は1万ドル）。 ・法人所得税の免税（3～5年間） ・プロジェクト対象の土地に対する不動産税の免税 ・資機材の免税輸入、利用する機材のCIF価格の10%を越えない金額内のスベアパーツの免税輸入 ・中古の重機、船舶、航空機の免税輸入 ・製品を輸出する場合の輸出税免税 ・プロジェクトに関わる産業用資材等の免税輸入 ・人材育成、訓練、環境保全に係る措置に関する費用の控除 【その他】 ・鉱業法、農業基本法において、それぞれの産業についての資機材輸入関税免税、輸出品免税、法人税減税等各産業別に税制優遇を設けている。	【操業準備中】 ・各種書類（商業登記、各種契約書）に係る印紙税の免除 ・土地の譲渡税の免除 ・VATの免除 【操業後】 - 投資規模ならびに期待される経済効果によっては、法人税、所得税、関税、印紙税等にかかると免除、減税措置。 ・その他、特定産業については、投資案件に係る輸入税の免除、投資優遇期間の延長等の措置が受けられる可能性がある。	・優先分野（農林水産業、不動産業、廃棄物処理、農産物加工業）等については、5～7年間の法人税免税 ・製造業、農産物加工業は地域によって法人税減免措置（還付）あり 【フリーゾーン】 ・10年間法人税免税、その後8%に減税。 ・輸出入関税免税。 ・配当送金における源泉税免除。 ・ゾーン内外国人従業員の本国との所得税二重課税の回避。 ・輸入ライセンス免除。

出所：各国投資法等関連法令、投資促進機関ウェブサイト等を基にプロジェクトチーム作成。

表 3-22 その他アフリカ諸国、アジア諸国における税制優遇

国名	コートジボワール	ナイジェリア	南ア	モロッコ	エジプト	バングラデシュ	ミャンマー
税制優遇措置	【下記三つの制度共通】 ・商工業利益税(BIC)、非商業活動利益税(BNC)及び農業利益税(BA)を免除(ただし、期間終了2年前には50%、期間終了年には25%免除)。 ・事業免許税、営業ライセンス税免除(但し、期間終了2年前には50%、期間終了年には25%減税)。 ・事業主負担の個人所得税減税(進出ゾーンによって異なる)。 【投資申告制度】 ・投資金額5億CFA(約86万ドル)以下。 ・土地所有税、及び増資の登録税免除(進出ゾーンによって異なる)。 【投資認可制度】 ・投資額5億CFAフラン以上の場合、投資用設備、資材、予備部品の関税50%減税。 ・投資額が10億CFAフラン(約172万ドル)の場合、土地不動産税免除。 【中小企業特別措置】 ・登録税の免除。 ・投資プロジェクトに必要な土地の提供。 ・一次産品加工は電気、水道等料金の割引。	・パイオニア産業は、5年間法人所得税免税。 ・経済後進地域への投資は7年間法人所得税免税。 ・原材料現地調達に對比し、各産業に定められた比率の原材料を現地調達すれば法人所得税の20%が5年間減税。 ・従業員のトレーニングを目的とした設備経費に対し、法人所得税の2%が5年間減税。 ・道路、電気、水道などの基本インフラの整備経費の20%が租税減税対象。 ・研究開発経費の120%までを上限とし租税免税。 ・雇用者数に応じ、5年間法人所得税免税。 ・付加価値化、エンジンアリング産業が国内で付加価値化を行う場合、法人所得税5年間10%減税。 【EPZ】 ・法人所得税・関税等免税。輸出のための原材料輸入における関税免除。 ・輸出品の輸入原材料、中間財などの関税還付。	- 産業開発特区において、装置および資産に対する関税や付加価値税、輸入税の適用が免除される保税区域が設けられている。 - その他、各種補助金制度がある。	・事業税、法人税減免。 ・輸入関税の減免、輸入付加価値税免除 ・設備投資に関する引当金の税額控除 ・1億ディルハム以上(約1000万ドル)の投資事業の場合、政府との協定締結により輸入関税と輸入付加価値税36カ月間免除。 【フリーゾーン】 ・輸入関税免税。 ・法人税5年間免除、その後20年間8.75%に減税。 ・個人所得税5年間免除、その後20年間税額の8割を免除。 ・事業税15年間免除。 ・付加価値税免除。 ・会社設立・増資に関する登記費用：免除 【カサブランカ・ファイナンス・シティ】 ・フリーゾーン優遇適用。 ・従業員の個人所得税5年間一律20%の税率あるいは標準累進課税(0～38%)のいずれかを選択可能(6年目以降は、標準累進課税)。	・不毛地・砂漠地の開墾・耕作、動物・家禽・魚類の生産分野では所得税10年間免除。 ・生産活動に必要な機械・装置の輸入に係る関税：一律5%(輸入者登録不要) ・輸出義務なし、など 【投資ゾーン】 ・機械・設備輸入に係る関税、販売税は5～10年以内納税(輸入者登録不要)。 ・輸出品は免税扱等。 【SEZ】 ・国内市場へ販売の際、販売税は輸入部品の価格のみに賦課。輸入者登録不要。 ・所得税一律10%(法人、個人、土地所得、非居住建築)。 ・給与等への課税一律5%等 【フリーゾーン】 ・すべての税、関税免除 ・事業目的に必要な設備、機械、輸送機械(乗用車除く)に係る関税、輸入税、販売税など免除。	・2011年7月から2019年6月の間に事業を開始する指定産業については、法人税減税。 ・プラントおよび機械に対する加速償却の適用 ・輸出向け企業の機械及び部品の新規導入もしくは既存工場の機械入れ替え、規模拡大等に伴う輸入関税免税(それ以外の産業の場合の輸入機械に対して関税5%)。 ・外国(銀行)からの融資利子にかかる課税免除。 ・上場企業株式の売買に伴うキャピタルゲインに対する課税の免除適用。 ・その他輸出指向産業および輸出関連産業、輸出加工区(EPZ)内への進出投資、IT・ソフトウェアに対しての優遇措置が別途定められている。	【外国投資法】 ・商業的規模で事業を開始した年を含み5年間の期間の所得税免除。更に国に利益をもたらす場合、投資対象の事業の成功度合いに応じた期間所得税の減免。 ・投資家の申請により、租税減免措置のうち1つ以上適用。 ・再投資への所得税減税。 ・所得税の減価償却額控除。 ・輸出により得られる利益最大50%までの所得税の軽減。 ・外国人所得税率に内国民税率適用。 ・課税対象所得から、国内で行われた研究開発事業にかかる費用控除。 ・所得税の減免措置を受けた後2年以内に生じた損失の繰越し、利益と相殺(3年間)。 ・機械、原材料等に対する関税、その他内国税に関する減税措置。 ・輸出用に生産された商品に対する商業税の減税措置。 【経済特区法】 ・所得税の減免。 ・損失の繰り越し(5年間)。 ・原材料関税免税。輸出免税。 ・熟練労働者、官吏職員等ミャンマー人訓練費用、研究開発費の課税対象収入控除等。

出所：各国投資法等関連法令、投資促進機関ウェブサイトを基にプロジェクトチーム作成。

2) 非税制優遇

非税制優遇としては、本業務対象国及び他のアフリカ諸国では下表のような事例があった（参考にあジアのバングラデシュ、ミャンマーの事例も掲載）。外国人の査証、就労許可等に関する制限、外貨割当・送金など国内のビジネス環境上の課題に対応する優遇措置が多い。特区においては、土地、利益送金に関する優遇措置も付与されている。ここに記載していないが、特区において各種行政手続き・通関の簡素化を提供している国も多い。

表 3-23 アフリカ、アジア諸国における非税制優遇

国名	非税制優遇措置
モロッコ	【フリーゾーン】 ・利益や資本の本国送金規制なし ・職業訓練補助等。 【カサブランカ・ファイナンス・シティ】 ・外国人の雇用の制限なし ・就労許可証の発行 3 日以内 ・在留許可証の発行 2 週間以内 ・外貨規制なし
エジプト	・プロジェクトに係る土地所有可能。 【投資ゾーン】 ・生産に係る輸入の通関手続きは(空港・港ではなく)投資ゾーン内で行われる。 【フリーゾーン】 ・低価格な賃貸料の設定。
ケニア	投資法による投資許可を得ると経営陣 3 名分と株主、パートナー等 3 名分の 2 年間有効な就労許可証を発出。同一人物の就労許可は再交付も可能。
ザンビア	250,000 ドル以上投資する企業で投資認可を受けた企業は、5 人までの外国人に対しての就労許可を交付。
バングラデシュ	・海外投資家はロイヤルティー、技術ノウハウ、技術支援料の海外送金が可能 ・投資家に対するマルチプル(複数回入国可能な)ビザの交付 ・50 万ドルの投資、または認可金融機関への 100 万ドルの預金(本国への送金不可)を条件に、市民権付与 ・75,000 ドルの投資(本国への送金不可)により永住権の付与
ミャンマー	【外国投資法】 ・土地の長期賃借を可能とする。 ・もともと所有していた外貨、投資委員会に持ち出しが認められた外貨、純利益、外国人個人の所得から租税を除いた額を、外貨扱い許可銀行を通じて、定められた交換比率により、外国送金が可能。 【SEZ 法】 ・土地の長期賃借 ・規則に従った外貨交換、海外送金が可能。

出所：各国投資法等関連法令、IPA ウェブサイト等を基にプロジェクトチーム作成。

3) 特区制度による外国投資促進

本業務対象国のエチオピアを除く全ての国で良好なインフラを備えた操業スペースの提供、業種を絞った税制・非税制優遇の付与などを限定的に行う特区の制度を持つか整備中であった。エチオピアについては、輸出加工等の条件に見合う企業については、EIC から投資許可を得て工業団地に入居する。優遇付与の決定は EIC が行う。

輸出加工区やフリーゾーンなど、特区内の輸出入関税を免税とした貿易・輸出加工向け特区、更に様々な産業の立地を想定した「経済特区 (Special Economic Zone: SEZ)」の法制度整備が進められている。コンゴ (民) やカメルーンでは SEZ 制度の整備を進めている状況で、ケニアでは細則など運用に向けた規則の整備を進めている。SEZ 制度を管轄する組織については、ザンビアで

は認可を IPA である ZDA が行っているが、ケニア、ルワンダでは SEZ 法で SEZ 庁の設立を規定している。ザンビアでは既に 7 カ所、ルワンダでは 1 カ所の SEZ 設置とテナント入居の実績がある。ケニアでは、2017 年 10 月現在 3 カ所が SEZ として認定されている。

地域関税同盟が成立している東アフリカ共同体（East African Community: EAC）では、加盟国間を単一関税地域とし、共通域外関税を設定している。そのため輸出加工区や SEZ についても、特区内と関税地域内での関税扱いを関税同盟結成時に結んだ議定書で規定し、共通の関税管理法、同規則に定めている¹⁴。SEZ に関してはまだ議定書、関税管理法、規則での詳細を規定したルールが定まっていないため、加盟各国の既存制度との整合性を図りながら、地域内ルールが策定されていくことと考えられる。

4) 優遇制度に係る評価

本業務対象国における優遇の効果・効率性について検証した実績では、ルワンダの 2005 年投資及び輸出促進法廃止と投資促進法制定の際、前者の実績を分析しているが、調査の中では具体的な検討内容等については情報を得ることができなかった。外国企業の投資登録が義務づけられているエチオピア、ガーナにおいては、認可・登録された案件のモニタリングの実施、データ管理や定期的な操業状況の報告義務づけなどを行っている。しかし、後述するように IPA への人員配置が十分でない等により、十分なモニタリングが実施できない場合も見受けられた。

一方、優遇の付与に係るプロセスでは、政策目的との合致、手続き・審査プロセスの透明性、予見可能性などの点で課題がある事例もあった。

① 政策目的との合致

エチオピアでは同国の経済開発に係る政策に沿って、外国投資が認められるセクターをネガティブリスト、ポジティブリストで細かく定めている。更に、税制優遇は輸出型、輸入代替型への付与に限られ、外資には投資ライセンスの取得を義務づけている。また、法人税免税期間を売上げに占める輸出割合等で延長する。エチオピアでは FDI 流入額は 3.2.1 で述べた通り伸張が著しいが、2015 年の調査ではエチオピアに進出した外資系企業の 3 社のうち 2 社は投資フェーズから操業フェーズに移行できないことが課題として挙げられた¹⁵。税制優遇では、法人税免税のように、操業フェーズにおいて利益が出なければ活用できないものもあり、直接投資において事業立ち上げ期のビジネス課題については十分な効果を発揮することができない。外貨規制が厳しく、外貨を自ら確保することができる輸出産業や優先的な割当を得ることができる輸入代替産業で投資が行われることについては、優遇だけでなくビジネス環境の特殊性にも起因している可能性がある。

輸出加工区や経済特区などの特区制度についても、入居状況や企業の操業状況を確認して、制度設計について検証することは重要である。例えば、ルワンダにある現在首都・キガリ近郊に位置する唯一の SEZ（キガリ SEZ）は、開発は政府機関が資本を出資して設立した民間デベロッパーによるもので、安価な土地の提供、ゾーン外と比較して良好な電力供給等の魅力がある。都市計画、土地利用計画などの課題から、キガリ及び近郊に立地した企業をキガリ SEZ に集積させたため、現在フェーズ 1 がほぼ完売し、フェーズ 2 の造成と入居がはじまっている。しかし、現在

¹⁴ それぞれ the Protocol on the Establishment of the EAC Customs Union（2004 年にケニア、ウガンダ、タンザニアが署名）、the East African Customs Management Act (EACOMA)、the East African Customs Management Regulations が制定されている。

¹⁵ World Bank (2015) 4th Ethiopia Economic Update: Overcoming Constraints in the Manufacturing Sector.

同様の施設整備を政府主導で進めているものの、投資家としての民間デベロッパーの確保に苦慮していて、政策目的だけでなく、投資需要、施設需要の十分な精査が必要と考えられる。

② 手続き・審査プロセスの透明性

優遇付与のプロセスにおける課題として、基準の明確化の課題がある。カメルーンにおいては2013年の民間投資誘致措置法の制定後、投資認可による税制優遇が与えられているが¹⁶、同国においては、油価の下落とともに輸出額が減少し、2015年11月のIMFのIV条協議の結果、債務持続性分析のリスクレベルが「moderate」から「high risk」と発表されている。こうした状況の中で歳入の確保が求められるが、優遇付与された企業の中には優遇の有無に関係なく事業拡張を予定していたような既存の企業も多く含まれる。財政、産業政策などの他分野の政策との整合性を取りながら、優遇付与の基準の明確化が求められる事例となっている。ガーナにおいては、GIPC法により戦略的投資については、GIPC法で定義されている以上の優遇が与えられることが示されている。認可要件についてはガイドラインが制定されたが、優遇の内容については明らかになっていない¹⁷。

③ 優遇付与の予見可能性

カメルーンでは、外国投資に関する投資促進の窓口となる投資促進庁（Agence Promotion des Investissements: API）が申請書式を受け付けるものの、税制優遇についての実質的な審査や承認は税務を扱う財務省が行うため、申請後の認可までの日数に規定以上の時間がかかることが指摘された。外国投資家の投資許認可では、申請書類を出す前から当局への相談などによる不備のない形で書類提出を行うなど、なるべく認可審査の時間短縮を図るための対応をとるが、多くの機関の関与、プロセスの設計次第でプロセスの予見可能性に課題を生じることがある。

ルワンダにおいては、旧投資促進及び輸出振興法による優遇付与では、認可を行うルワンダ開発庁（Rwanda Development Board: RDB）と税務当局の間でコミュニケーションが十分でなく、優遇が付与されても徴税の際にスムーズな免税措置がとられなかったことが課題として認識されていた。このため、2015年投資促進法では優遇を付与するセクターを絞り込んで明確化し、手続きの合理化、簡素化を図った。

(5) 投資政策と関連政策の一貫性

投資政策と関連政策の一貫性の評価では、①政策上での優先事項や施策の政策間での整合性の確認、②業績管理、関連省庁との調整等実施面での対応の二つの視点から分析を行った。カメルーンを除き、各国では外国投資含めた投資促進の重要性を国家開発計画等の政策で触れているが、セクターレベルの政策や実施面を通じた一貫性の確保は課題となっている。以下では代表的な事例について述べる。

政策の一貫性が実施のレベルまで確保されていた事例としてルワンダが挙げられる。上位政策から下位政策、更には実施に係る担当官の業績管理の制度に到るまで整合性を確保して実施が行われている。一方カメルーンでは、上位政策における優先業種には政策間で幅があり、また実施面では関連省庁の実務者レベルでの連携を図る体制が整備されていないなど、一貫性を確保する

¹⁶ 2016年9月の調査時点では延べ67件が優遇を得ていた。

¹⁷ ガーナ SI 認定に係るガイドラインは GIPC ウェブ上で確認可能（URL: <http://www.gipcghana.com/phocadownload/Others/guidelines%20for%20special%20incentives%20for%20strategic%20investments%202017.pdf>）

ことが困難な状況が想定された。また投資促進の目的に対して、IPA が管轄する優遇、PPP 制度に対応する制度、政府系ファンドによる投融資など、複数の政策が立ち上がっている一方で、施行・運用においてはそれぞれが十分な成果を上げられていないと考えられる。

コンゴ（民）では上位政策においても、ビジネス環境の向上やインフラ整備等、外国投資含めた投資促進を重要政策課題と定め、施策を実施している。しかしセクターレベルでは、投資法にカバーされない農業関連投資について、外国企業の参入を制限する条項がある。また通信セクターでは、現状の産業構造や技術に対応した法制度となっていない。政府の政策実施能力も十分でなく、公共サービスの提供が十分でないなど、政策実施面での一貫性確保も課題となっている。

(6) 投資促進政策策定プロセスの検証

投資促進に向けた政策は、国家開発計画とそこに位置づけられた経済開発目標達成に資する投資を誘致するとともに、投資促進を積極的に誘導する優遇や投資家の直面するビジネス環境課題の改善による投資先としての魅力の向上などを盛り込んでいる。国家政策や他の政策との整合性が重要であることは言うまでもないが、潜在投資家である国内外の民間セクターの直面する課題やコスト低減に向けた施策について、どのように対応すべき分野を抽出するか、施策施行においていかに資金・政府人材等の資源配分の優先順位を決めるか、という政策決定プロセスは政策の透明性や有効性の観点からも重要となる。併せて、政策決定プロセスだけでなく、政策の有効性についてのモニタリングや検証作業も、政策プロセスのなかで一体的に扱われるべき事項である。

本件調査対象国、専門家派遣国を通じて、国家開発計画で貧困削減、産業振興、競争力強化などの目標を掲げ、民間投資の重要性を指摘している。またインフラ整備においても、公共投資で生じる資金・技術ギャップを民間の資本や整備・運営に係るノウハウに期待する国も多い。①ビジネス課題の特定と改善に向けた施策実施プロセス、②民間セクターの関与について、業務対象国での事例に基づき考察した。

① ビジネス課題の特定と施策実施プロセス

ビジネス環境の向上に向けて世界銀行による世銀 Doing Business 調査によるランク向上を切り口に、行政手続きの分野の簡素化や手続きの容易化などに取り組む国が多く見られた。特に顕著な事例としてはルワンダがある。RDB に Doing Business Unit を設置し、世銀 Doing Business 調査の各指標の結果を向上させるために、具体的な政策を分析し、必要な措置を各関連省庁に要請するような仕組みを持っている。

コンゴ（民）ではビジネス・投資環境向上委員会（Comité de Pilotage pour l'amélioration due Climate des affaires et investissement: CPCAI）を設置し、カメルーンでは首相を議長としたカメルーンビジネスフォーラム（Cameroon Business Forum: CBF）を設置し、定期的な官民の対話を行ってきた。両国では世界銀行/IFC が資金及び技術支援を行い、世銀 Doing Business 調査の指標ごとにタスクフォースやワーキンググループを形成し、本会議での決定を基に技術面での調整を行ってきた。改革の実施面では、コンゴ（民）では CPCAI が計画省傘下に設置され、2014 年には建築許可の取りやすさではベストパフォーマーに選ばれるなどの成果を上げてきた。カメルーンでは 6 回の総会で合計 120 のアクションが達成されているとのことだが¹⁸、2017 年の調査では全体順位で 166 位と、本業務対象国の間で高い評価を占めている訳ではない。しかし、2016 年からは前年から順位を 1 位、2018 年には 2017 年に比して 3 位上昇と、小幅ではあるが、順位を上げている。

¹⁸ 2016 年 9 月時点、IFC へのヒアリングによる。

ケニアでは、産業・貿易・共同組合省傘下にビジネス環境デリバリーユニットを設置し、世銀 Doing Business 調査における大幅なランクの向上に向けてビジネス環境整備に取り組んだ結果、2016 年の 113 位から 2017 年は 92 位と大きくランクを上げた。

世銀 Doing Business 調査のような指標は、各国とも興味を持っている事項であり、ビジネス環境整備に向けた端緒として、具体的な取り組みを促すことに有効であると考えられる一方、実質的でより効果の高い改革には国内の様々な抵抗があると考えられる。そのため、実効性を確保するためのリーダーシップの在り方、政策への落とし込みについては工夫を要すると考えられる。また、世界銀行/IFC による資金提供を背景に取り組みが進められるものの、資金協力から各国のオーナーシップによる自律的な取り組みへの移行も課題となる¹⁹。

また 3.3 で見たとおり、世銀 Doing Business 調査のデータで捉えきれない部分に多くの課題がある。このような課題に対する対応を促し、改善を持続的に進めるため、リーダーシップ、進捗モニタリング、実施面での資金と専門的な知識を持つ人材の確保が重要な要素となると考えられる。

② 民間セクターの関与

適切な課題の特定や対話においては、制度の利用者である様々な民間業界団体自体が会員となり組織している民間セクターの統轄団体民間セクターの意見を集約する取り組みがなされている国もある。ルワンダの民間セクター連盟（Private Sector Federation: PSF）、ケニアにおいては民間セクター連合（Kenya Private Sector Alliance: KEPSA）がこれにあたる。また、コンゴ（民）の経営者連盟（Fédération Entreprises du Congo: FEC）、カメルーンの経営者団体（Groupement inter patronal du Cameroun: GICAM）など、各企業がメンバーとなる団体で、発言力の大きな組織もある。

官民対話とその実効性については、例えばドナーを中心に、カメルーンの CBF における政府の対応について、民間セクターの声の拾い上げに積極的でないことを指摘する意見が多く出された。また課題意識を取り纏め政策提言につなげ、改善に向けた施策実施をモニタリングするためには、政府側の意識に加え、民間セクター団体の組織能力が重要と考えられる。ルワンダでは、大統領、各閣僚、PSF による官民対話（Public Private Dialogue : PPD）で課題ごとに分かれたプラットフォームを設置し、議論の吸い上げと政府側からの説明責任の遂行を図っている。またドナーの支援により、セクター別の PPD も行っている。しかし、経済発展の規模から民間セクター全体の経済規模や個々の企業の規模が限られ、民間セクター団体も加盟社の多くが中小企業であり、公的な企業も多く含まれている。民間セクターと政府の発言能力に配慮し、実質的な対話を継続する手法については引き続き模索を続けていくことが必要と考えられる。

3.5 投資促進に向けた体制の現状

3.5.1 IPA とその組織・活動概要

(1) 投資促進に係る機関の種類

本業務対象国及びアフリカ、アジア諸国における IPA の組織と活動の概要をまとめた（下表参照）。本業務対象各国では、投資法等の法令等を根拠に投資促進を担当する政府機関である投資促進機関（IPA）が設置されている。各 IPA は大統領・首相等行政の長、または大統領府などライン省庁より高いレベルの機関が管轄するもの（エチオピア、ルワンダ、コートジボワール、ガーナ、バングラデシュ）と産業・貿易政策や財務、計画等関連するライン省庁の下部機関として設置さ

¹⁹ コンゴ（民）では、2016 年 2 月の時点で、既に世界銀行からの資金援助が終了していて、ビジネス環境に関する政策策定についても、IPA である ANAPI に統合されることとなっていた。

れる場合がある。

また特区に関する許認可については、エチオピア、ザンビアに見られる様に IPA が扱う場合と、ケニア、ガーナに見られるように別途、特区に関わる許認可、開発、投資促進を担う省庁・政府機関を設置することもある。こうした特区担当機関も IPA の機能を担っている。加えて、同表に纏めた公的な機関以外に、民間セクターでも商工会議所等の有力な民間団体が外国投資家を含めた投資家への情報提供やアドバイラー、政策提言等を行っているケースも見られる²⁰。

このほか、インフラ整備や公共事業については、PPP/コンセッション方式の事業方式が採用され、民間投資を促進する制度整備が各国で進められている。こうした官民連携の窓口は案件審査や投資優遇付与も含め、IPA の場合と財務省等公共事業の支出に係わる機関の場合もある。

(2) IPA の活動

多くの IPA では、①投資法や投資促進法などに基づく投資許認可、②広報、③投資家の現地訪問等のアレンジ・同行、投資認可取得に向けた支援やアフターケアなどを含む投資家向けサービス、④政策提言が活動として行われている。①については、コンゴ（民）、ガーナに見られる通り、IPA が投資認可の権限を持たない産業や別途認可を必要とする産業が指定されている場合もある（鉱業、石油・ガス、金融、通信など）。

本表においては、ウェブサイトなどでワンストップサービスを実施しているとしている機関について、○をつけた。会社設立などの他の許認可の取得が可能なワンストップ窓口を設置している機関はあまり多くなく、また、ワンストップサービスを提供しているとしている機関でも、実質的には各関連省庁が担当官を派遣し、そこで申請・認可を受ける「ワンルーフ」型の場合もある（例：エチオピア、詳細は 3.5.2 参照）。

IPA が、特区の開発及び入居企業への認可を行う場合もある。エチオピアにおいては、特区ではないが、工業団地開発業者についても許認可を EIC が行っている。他方、特区については優遇を伴う投資許認可を、別機関を設けて実施する国も多い。

所掌の違いなどにも左右されるため一概に比較できないが、職員数は南アが圧倒的に多く、本業務対象国のなかではエチオピアが比較的多くの職員を抱えている。アジアのミャンマーとバングラデシュでは、前者が 300 人強の職員を擁する一方、後者は 43 人となっている。ミャンマーは国内企業も含めた企業登記も所管するため、多くの職員が同業務担当職員となっていて、必ずしも投資促進関連業務に従事していない。他方、バングラデシュと比較すると、本業務対象国における IPA の職員数は必ずしも少ないわけでもないといえる。

予算規模では ZDA の規模が本業務対象国中最大になっているものも、この数値は同機関が所掌する輸出振興、中小企業振興も含むため、投資促進活動に対する予算だけではない。多くの職員を擁する南アにおいても、一人当たりの予算についてはそれほど多いわけでもない。一人当たりの予算では、コンゴ（民）（5.6 万ドル）、ガーナ（5.6 万ドル）、カメルーン（5.8 万ドル）、ザンビア（6.4 万ドル）が比較的多くなっている。

²⁰ エチオピアでは Ethiopian Chamber of Commerce and Sectoral Associations がビジネスに係わる課題について政策提言を策定している。同様の活動は、ケニアにおける製造業協会（Kenya Association of Manufacturers: KAM）にも見られる。また、コンゴ（民）におけるコンゴ経営者連盟（Fédération Entreprises du Congo: FEC）では、メンバー社から出される様々な行政手続きに関する課題やハラスメント等に対する相談や政府機関との協議等も行っている。

表 3-24 アフリカ、アジア諸国における IPA の組織概要

国名	投資促進機関名	上位機関、 管轄省庁	根拠法	定員 (人)	現職 員数 (人)	予算 (USD)	主な業務内容					ワンストップ サービスの機能
							広報 誘致	投資家への サービス	政策 提言	投資 認可 ^{*1}	特区 認可	
モロッコ	モロッコ投資開発庁 (Agence Marocaine de Développement des Investissements: AMDI)		Loi n° 41-08 portant création de l'Agence marocaine de développement des investissements	-	-	-	○	○	○	なし	×	×
エチオピア	エチオピア投資委員会 (Ethiopia Investment Commission: EIC)	首相直轄	Investment Proclamation 769/2012	361	188	157 万	○	○	○	○	○	○ 会社設立から投資認可まで。
ケニア	ケニア投資庁 (Kenya Investment Authority: KenInvest)	産業・貿易・協同組合省	Investment Promotion Act No. 6 of 2004	-	60	300 万	○	○	×	○	×	×
ルワンダ ^{*2}	ルワンダ開発庁 (Rwanda Development Board: RDB)	大統領直轄	Organic Law N° 53/2008 Of 2/09/2008	-	33	67 万	○	○	○	○	×	○
ザンビア ^{*2}	ザンビア開発庁 (Zambia Development Agency: ZDA)	準独立機関 商工業省	Zambia Development Agency Act, 2006	130	93	600 万	○	○	○	○	×	× 別機関による会社設立 OSS あり
南ア	南アフリカ貿易投資庁 (Trade and Investment South Africa: TISA)	Department of Trade and Industry の一部局	-	1,743	1,770	645 万	○	○	×	×	×	×
コンゴ（民）	投資促進公社 (Agence Nationale Pour La Promotion des	計画省	Loi n° 004/2002 du 21 février 2002 portant code des investissements	-	58	330 万	○	○	○	○	×	× 別機関による会社設立 OSS あり

国名	投資促進機関名	上位機関、 管轄省庁	根拠法	定員 (人)	現職 員数 (人)	予算 (USD)	主な業務内容					ワンストップ サービスの 機能
							広報 誘致	投資家への サービス	政策 提言	投資 認可 ^{*1}	特区 認可	
	Investissements: ANAPI)											
カメルーン	カメルーン投資促進 庁 (Agence Promotion des Investissements: API)	準独立機関 鉱工業(技術 開発省及び 財務省	Decree No. 1 2005/310 of 1 September 2005 on the Organization and Functioning of the Investment Promotion Agency	85	40	230 万	○	○	○	×	×	
ガーナ ^{*3}	ガーナ投資促進セン ター(Ghana Investment Promotion Centre: GIPC)	大統領府	Ghana Investment Promotion Centre Act, 2013 (Act 865)	-	71	400 万 *2	○	○	○	×	×	
コートジボワール	コートジボワール投 資促進センター (Centre de Promotion des Investissements en Cote-D'Ivoire: CEPICI)	大統領府	Décret N° 2012- 867 du 06 septembre 2012 portant création du CEPICI	-	-	-	○	○	○	×	○ 会社設立か ら投資認可 まで。	
ナイジェリア	ナイジェリア投資促 進委員会 (Nigerian Investment Promotion Commission : NIPC)	独立機関	NIPC Act NO. 16 of 1995	-	-	-	○	○	○	×	×	
バンガラデシュ	バンガラデシュ投資 庁 (Board of Investment: BOI)	首相直轄	Investment Board Act 1989	-	43	-	○	○	○	×	×	

国名	投資促進機関名	上位機関、 管轄省庁	根拠法	定員 (人)	現職 員数 (人)	予算 (USD)	主な業務内容					ワンストップ サービスの機能
							広報 誘致	投資家への サービス	政策 提言	投資 認可 ¹	特区 認可	
ミャンマー ²	投資企業管理局 (Directorate of Investment and Company Administration : DICA)	Ministry of Planning and Finance の一 部局	-	-	341	-	○	○	○	○	×	○会社設 立、輸出入 ライセン ス、VISA および外国 人労働者登 録等。

出所：投資促進機関へのヒアリング、投資促進機関ウェブサイトを基にプロジェクトチーム作成。

注：職員数、予算等についてデータを入力していない場合「-」。

注：*1「投資認可」データは基本的に各国投資法で定められた許認可を示す。*2: RDB は投資促進以外の業務も行っており、ここに示した職員数と予算額は投資に関する業務を行っている部局のみの数字。ZDA も投資促進以外の業務（輸出振興、中小企業振興）を行っているが、本表のデータはこれを含めた ZDA 全体のもの。ミャンマーについては、DICA が所管する企業登記情報管理の部門の業務、地方支所を含む。*3GIPC の予算データは入手可能であった半年分の実績を 1 年に換算した。

(3) 経済特区・工業団地開発、許認可に係る機関

特区での投資許認可を担当する機関を別途設けている国における特区担当機関の概要をまとめたのが次ページの表である。多くが広報や投資許認可を行い、一部開発も行う。ケニアの輸出加工区庁（EPZA）は許認可と開発・運営を同時に行っている。

エチオピアの場合、特区ではないが、通関の簡素化や輸出実績により付加的な税制優遇が付与される工業団地がある。この開発を担う工業団地開発公社（Industrial Park Development Corporation: IPDC）は国営デベロッパーという位置づけになっているため許認可権限がなく、IPDC 管理の工業団地以外の監理も行わない。

ルワンダでは、既に SEZ 法が策定され、管轄の SEZ 庁についても設立根拠法があるものの、現状ではキガリ SEZ 一カ所しかなく、RDB 内で 4 名の担当官が業務に対応している。調査時点の 2017 年 3 月時点では SEZ 政策の改定作業を進めていて、RDB から独立した組織の設置などについても方針を示すこととなっている。

表 3-25 アフリカ、アジア諸国における特区、工業団地整備の管轄機関の組織概要

国名	特区・工業団地 管轄機関名	上位機関・ 管轄省庁	根拠法	定員 (人)	現職員 数(人)	予算 (USD)	主な業務内容		
							広報 誘致	開発	認可 監理
エチオピア	工業団地開発公社 (Industrial Park Development Corporation: IPDC)	独立機関	Industrial Park Proclamation 886/2015	—	90	—	○	○	×
ケニア	輸出加工区庁 (Export Processing Zone Authority: EPZA)	産業・貿易・投資省	Export Processing Zones Act, Cap 517	—	—	—	○	○	○
ガーナ	ガーナ (Ghana Free Zone Board: GFZB)	理事会メンバーは大統領が任命する	Free Zone Act, 1995 (Act 504)	—	—	—	○	×	○
ザンビア	ザンビア開発庁 (Zambia Development Agency: ZDA)	準独立機関 商工業省	Zambia Development Agency Act, 2006	130	93	600 万	○	×	×
カメルーン	工業団地計画管理機関 (Mission d'Aménagement et de Gestion des Zones Industrielles: MAGZI)	鉱工業技術開発省	Décret no 71-DF-95, Décret no 73-483 など	—	—	—	—	○	○
カメルーン	国家自由貿易地域管理局 (Office National des Zones Franches Industrielles)	鉱工業技術開発省	Ordonnance no 90/001 du janvier 1990 créant le régime de la Zone Franche au Cameroun	—	8	—	—	—	—
バングラデシュ	バングラデシュ輸出加工区庁 (Bangladesh Export Processing Zone Authority: BEPZA)	首相府	Bangladesh Export Processing Zones Authority Act, 1980	—	—	—	○	○	○
バングラデシュ	バングラデシュ経済特区庁 (Bangladesh Economic Zone Authority: BEZA)	首相府	Bangladesh Economic Zones Act 2010	—	72	—	○	△*1	△*1
ミャンマー	経済特区管理委員会 (SEZ Management Committee)	大統領が議長とな っている Myanmar Special Economic Zone Central Body	Myanmar Special Economic Zone Law	—	47	—	○	×	○

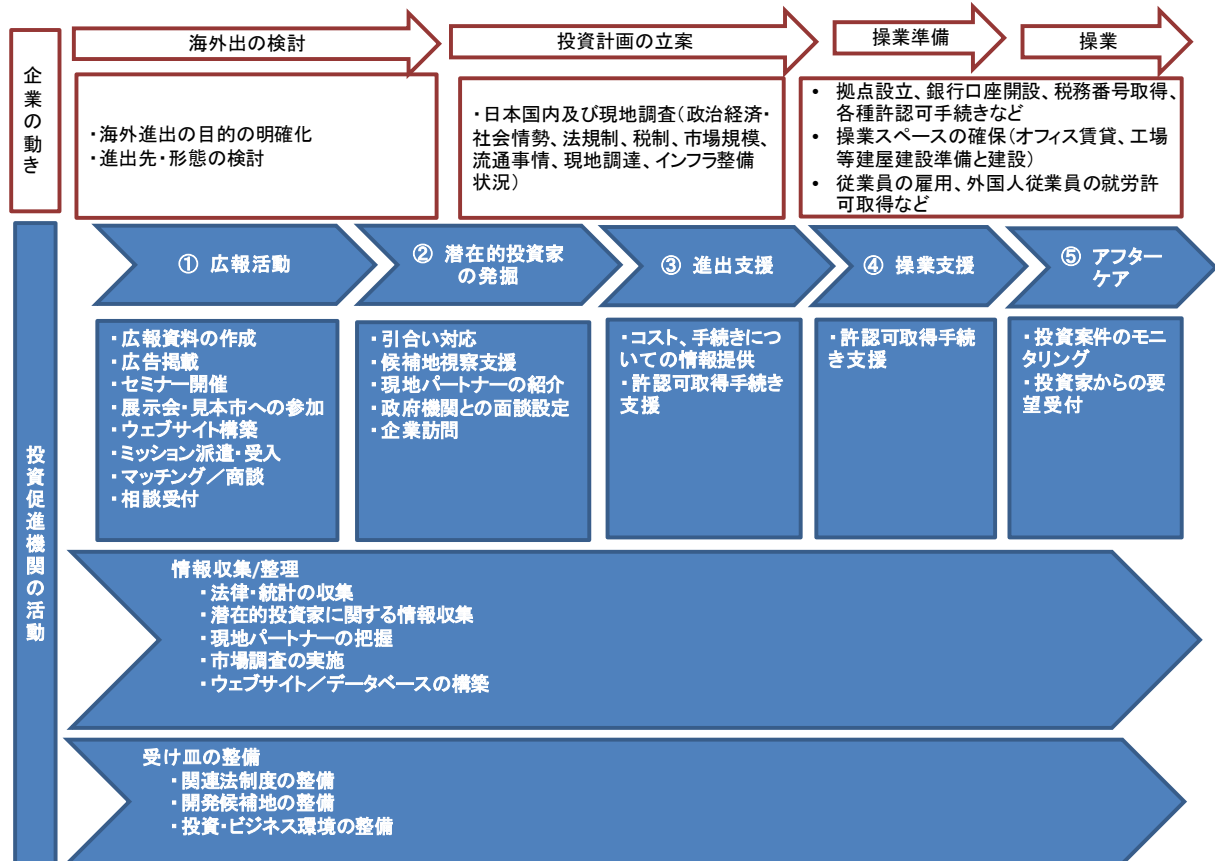
出所：投資促進機関へのヒアリング、投資促進機関ウェブサイトを基にプロジェクトチーム作成。

注：下線部は本業務対象国。

補足： BEZA 内の開発は、BEZA と民間との PPP によるもの、民間によるもの、の3タイプの開発が可能である。
ミャンマーでは SEZ ごとに管理委員会が設置される。ここでの現職員数と主な業務内容はタイラワ経済特区管理委員会のものである。
「—」は情報の入手できなかった項目。

3.5.2 IPA の評価

本件業務では、潜在外国投資家が投資を決定し、操業に至るまでの意思決定のフローと IPA の機能、サービスについて下記の通り整理し、機能の現状分析と評価を行っている。下記はサービスを中心にまとめているため、投資許可、認可やライセンス付与の業務については記載していない。しかし、3.4.3 で述べたとおり、外国企業の投資登録・許可が義務付けられている国では登録・許可等、優遇が付随する投資認可がある国では認可に係る手続きを④で実施する。



出所: プロジェクトチーム作成。

図 3-13 企業の海外進出の流れと IPA の機能

上記を踏まえた本業務対象国における IPA の主要機能とその機能状況の現状について下表のように纏めた。

表 3-26 IPA の組織評価 (1)

国名	エチオピア	コンゴ (民)	カメルーン	ルワンダ
投資促進機関	エチオピア投資委員会 (Ethiopia Investment Commission: EIC)	投資促進公社 (Agence Nationale Pour La Promotion des Investissements: ANAPI)	カメルーン投資促進庁 (Agence Promotion des Investissements: API)	ルワンダ開発庁 (Rwanda Development Board: RDB)
業務実施状況	・ 広報活動としては、ウェブサイトを投資ガイドブックがある。エチオピアの社会経済に関する一般情報、他の、事業を開始し操作するための必要な許認可手続、プロジェクト立地を検討する際に有用な具体的なコスト情報が幅広く網羅されており、かつ年度更新されている。 ・ ビジネスに関する法令情報については、必ずしも全てが英訳されていない。 ・ 誘致活動としては、在外エチオピア公館の商務担当者が当該国の産業の特性・特徴を考慮してセミナー等を提案し、EIC でその活動を検討・承認している。また、トッブセールスや在外のエチオピア大使館の協力を得たトレードフェアも開催している。	・ 広報活動としては、フランス語と英語でのウェブサイトをパンフレット類あり。コンゴ (民) 社会・経済の一般情報、投資のためのガイドや、具体的なインセンティブ、事業を開始し操作するために必要な許認可手続、投資に関する法的情報、ビジネス環境全般、企業ディレクトリーと多様な情報を提供。 ・ 経済・貿易統計、会計・税務に係る法令情報、物流情報、ビジネスコストに係る具体的な情報がなく、進出企業の具体的な成功事例も紹介なし。 ・ 誘致活動としては、投資家向けイベントを不定期に開催。コンゴ民経営者連盟と連携したビジネスマッチングイベントの共同開催や投資家向けワークショップの実績あり。	・ 投資家からの要望に応じて、進出支援、操業支援を行っているが、組織体制・予算・人員等の制約により、実質的には、投資優遇に関する認可手続きが中心。	・ 進出支援、操業支援、アフターケア、モニタリングと一貫した投資サービスを行っているが、現状ではワンストップセンター (OSC) へ最多の職員が配置され、投資認可に関する業務が中心となっている。 ・ アフターケアは、RDB は投資登録後 5 年以内の操業開始に重点。投資家は操業段階に入ってから以後の相談・問題解決なども期待しており、RDB と投資家の間でアフターケアについての認識に違いがある。
	・ 投資家向けの一時的窓口として個別相談対応。必要な手続き・要件、インセンティブの情報提供。 ・ 商業登記簿登録。操業段階に入るとアフターケア提供。 ・ アフターケア等サービスは優先産業や大企業を中心に提供、それ以外の産業、中小企業向けは積極的に行われていない。	・ 投資決定に有用な情報提供、関係省庁・企業・ビジネスパートナーとのマッチング、ローカルパートナー探し等支援、認可後の各種査証の取得・更新についてのサービス、政府が発行する各種情報の広報。 ・ 多くの企業が上記業務を民間コンサルタントに委託している。		

国名	エチオピア	コンゴ（民）	カメルーン	ルワンダ
政策提言	- 民間、特に外国投資家やドナーとの緊密な関係を築き、政策事項の検討や投資促進活動において支援を得ることを目的にネットワーク構築。 - 政策提言に関しては、投資に関する布告と政令の再調整のための原案を策定し、適正な投資優遇措置・制度の準備を支援となっているが、十分機能していない。	- ビジネス・投資環境向上委員会（CPCAI）が、15 省庁および民間代表により構成された理事会による政策決定と各担当省庁との調整も含めた、ビジネス環境向上に向けた各分野の法制度改革の実施促進。 - 今後は CPCAI が進めてきたビジネス環境・投資促進の分野の業務は ANAPI に統合される予定²¹。	- 投資家に対する個別のヒアリング・意見の吸い上げ、民間セクターとの政策対話、ドナーとの政策対話を通じて、課題や改善事項の確認を行う。結果を政策提言に纏め、API 長官を通じて首相府に提出。 - 主体的な政策提言を行うための人員、予算が不十分。	- 投資家への政策変更の周知・情報提供の実施。 - 投資家からの意見等も踏まえ、官民対話（PPD）ではビジネス環境改善への施策策定につなげる検討を行っている。 - RDB における政策提言に係る活動はアフターケア課が担当部署。加えて、Doing Business Unit が設置されているが、格上げ・設置された競争力・ビジネスコミュニケーション部では、政策提言のほか、具体的なビジネス環境向上に向けた成果を出すための各関連省庁との調整等を行っている。
投資許可・認可	- EIC は外資企業の鉱業、電力、航空セクター以外の投資および連邦政府管轄セクター²²に対する投資（内資・外資両方）の認可、商業登記、ビジネスライセンスの発行並びに投資許可の更新（毎年）。手続きは迅速に行われる。 - 事業活動を展開するために必要なビジネスライセンスの更新（毎年）や業種別必要ライセンス取得については権限がない。企業は自ら関連行政機関に出向いて手続きを進める必要がある。	- ANAPI は投資法で定められている投資インセンティブの認可権限を持つ。 - 投資家の申請から Approval Council（承認委員会）開催まで所要日数は 2～7 日間程度。同委員会は月に少なくとも 2 回開催されており、ANAPI は、申請書類受理後 30 営業日以内に承認の可否を決定し投資家に通知することになっている。 - 実際の投資認可期間は ANAPI とのやり取りも含めて 3～4 カ月かかっている。	- API は石油、鉱業、ガスを除く投資法で定められている投資優遇措置の認可権限を持つ。 - 税制優遇付与の最終決定は依然税務局、関税局において審査と決裁を要し、それら部局と API との連携が十分に確立されていない。実態としては同部局での審査（税制及び輸出入関税の優遇に関する審査）に時間がかかり、申請後平均 3～6 ヶ月を要しているとの指摘あり。	- RDB は投資促進法に規定されている投資優遇措置の認可を行っている。なお、商業活動は直接投資と見なされず、投資促進法の適用対象外である。 - 認可手続き及び意思決定は、OSC で全て完結する。また、投資家は、申請書類一式をオンラインで提出することが可能であり、手続きが簡素化されている。 - 会社設立及び投資認可に係る手続きは簡単かつ迅速で、投資家からの評価は高い。規定では、書類の不備がなければ 2 営業日以内に認可証が発行される。

²¹ 2016 年 2 月の調査時点。

²² 高等教育、病院、ソアー業務など州を越えて行う業務が発生するセクター。

国名	エチオピア	コンゴ（民）	カメルーン	ルワンダ
特区認可	- 工業団地の開発企業、運営企業、入居企業のいずれの許認可も EIC が所管。 - EIC は各工業団地内に OSS を設置し、そこに関連省庁（ERCA、環境省など）から職員を派遣することとで、操業に必要な許認可は全て OSS で承認できるようにする予定だが、EIC 及び工業団地公社の具体的な業務を規定する規則はまだ施行されていない²³。	2014 年に経済特区制度の設置に係る法を制定し、全国で各州に一箇所ずつ経済特区を設置するとしている。 - 調査時点では経済特区開発、運営・管理に係る詳細や、税制優遇、規制緩和等の非税制優遇、ガバナンス課題への対応については検討中であった²⁴。	- 工業団地の整備、入居企業の承認、監理等は工業団地計画管理機関（MAGZI）、輸出加工区の開発企業及び入居企業の承認、監理等は、国家自由貿易地域管理局（ONZFI）が管轄。 - ONZFI は 2013 年に制定された経済特区法により、経済特区庁（APZE）に吸収されることになっている。詳細は未定²⁵。	経済特区の開発企業、運営企業、入居企業のいずれの許認可も法令では SEZ 庁が所管することになっているが、実際には調査時点では SEZ 庁は立ち上がっておらず、RDB 内の部署と RDB のワンストップ機能で対応²⁶。
備考	広報・誘致及び政策提言については「工業団地外で操業する外国投資家」のみ EIC が行っている。工業団地内の投資家は IPDC が、国内投資家は各州の地方投資家事務所が担当。			

出所：エチオピア、コンゴ（民）、カメルーン、ルワンダ投資促進分野情報収集結果報告書、その他資料を基にプロジェクトチーム作成。

²³ 2016 年 9 月現在。

²⁴ 2016 年 2 月現在。

²⁵ 2016 年 9 月現在。

²⁶ 2017 年 6 月現在。

表 3-27 IPA の組織評価 (2)

国名	ケニア	ガーナ	ザンビア
投資促進機関	ケニア投資庁 (Kenya Investment Authority: KenInvest)	ガーナ投資促進センター (Ghana Investment Promotion Centre: GIPC)	ザンビア開発庁 (Zambia Development Agency: ZDA)
広報・潜在投資家発掘	- 広報活動としては、ウェブサイトと企業向け情報発信媒体として、投資ガイド、ブックレット、パンフレット、ニュースレターを作成。ケニアの社会経済に関する一般情報、事業を開始し操業するために必要な許認可手続、プロジェクト立地を検討する際に有用な具体的なコスト情報が幅広く網羅、且つ適宜更新。 - 誘致活動としては、在ケニアの大使館、ソーシャルメディアを活用し、ワークショップ、会議、インベスメントクリニク等開催。ケニアの投資先としての魅力の訴求、投資環境情報の幅広い対象に対する広報活動実施。	- 広報活動としては、ウェブサイトと企業向け情報発信媒体として、産業概要・投資案件カタログなどを作成。ガーナの社会経済に関する一般情報の他、プロジェクト立地を検討する際に有用な具体的なコスト情報等が網羅されており、且つ適宜更新されている。 - 誘致活動としては、国内外の会議・セミナー等開催、展示会参加等。ガーナの投資先としての投資魅力訴求、投資環境等情報の幅広い対象に対する広報活動実施。	- 広報活動としては、ウェブサイトと企業向け情報発信媒体として、投資ガイド、ブックレット、セクター別パンフレットがある。これら媒体には、ザンビアの社会経済に関する一般情報の他、プロジェクト立地を検討する際に有用な具体的なコスト情報やセクター別の情報が幅広く網羅、且つ年度更新。 - 誘致活動としては、ワークショップ、会議、セミナーなどを国内外で開催。ザンビアの投資先としての投資魅力訴求、投資環境等情報の幅広い対象に対する広報活動実施。
進出支援・操業支援・アフターケア	- 投資済み企業からの問い合わせに回答する等のアフターケアを提供。しかし、ケニアでは投資認可証の取得は義務づけられていないため、KenInvest を利用する企業そのものが少ない。まずは利用企業の増加を目指す必要がある。 - ワンストップセンター (OSC) を設置する計画あり。新オフィスと OSC の整備を進めていて、関連省庁・機関からの担当官の派遣を交渉中。	- ビザ・労働許可証、免税、保証の申請支援を行っている。その他、パートナー探しを支援するため、B2B ネットワークミーティングを実施。 - GIPC に登録している投資家のデータベースを管理、投資案件をモニタリングし、それに基づき企業やプロジェクトサイトを定期的に訪問。サービス改善に向け、フィードバックを GIPC 内で体系的に共有する余地がある。	- ザンビアへの進出を検討している投資家のための最初の窓口として、各種問い合わせに応じている。また投資認可申請前には企業からの申請書記入等についての質問についても相談に乗っている。 - 投資済み案件については、チェックリストに沿ってモニタリングを行っているものの、投資家からの要望を取り纏めて、改善に向けての取り組みを行っているわけではない。
政策提言	- 投資庁は、投資・ビジネス環境向上のために、関係省庁間での協議委員会設立を政府に提案し、現在産業・貿易・組合省内に貿易円滑化 Unit が設立されている。しかしながら、KenInvest 自身はメンバーではない。 - その他政策提言は、管轄省庁からの問い合わせ等に対応しているものの、積極的には行われていない。	投資関連政策をレビューしている他、他の政府機関や民間と連携し、情報やデータの収集・分析を行っている。しかし、具体的な政策提言に繋げるためには、より詳細な分析や産業・外国人投資家に対するより深い理解が必要とされている。	毎年、ザンビア中央銀行ならびに統計局と共同で Foreign Private Investment and Investor Perceptions in Zambia という冊子を作成。併せて、投資家からのアンケート結果を元に、ザンビアの投資環境を分析、政策提言作成。提言内容はより一般的ものが多く（官民対話の推進、投資誘致セクターの多様性等）、具体性に乏しい。

業務実施状況

国名	ケニア	ガーナ	ザンビア
投資認可	投資認可を申請した投資家に対しては、ビジネスを開始するのに必要な許可証（Certificate、Permit）をまとめて投資許可証として出している（操業開始後でないと出ない環境許可証は除く）。	外資の入っている企業は、最低外国資本金額を GIPC に登録しなければならない。登録した企業は、前述の GIPC が行う投資家へのサービスを享受できる。	投資認可は ZDA 法に定められた基準を満たした企業が優遇措置を享受したい場合のみ申請。ZDA 内で認可業務フローが確立。しかし申請書のフォーマットに明確でない点も多く、申請書提出までに ZDA に確認、相談等行う必要あり。
特区認可	- 輸出加工区（EPZ）制度があり、輸出加工区庁（EPZ 庁）が管轄しており、開発企業、運営企業、入居企業のいずれの許可も行っている。投資庁は、EPZ 庁と相互に理事会メンバーを派遣、オフショアプロモーターとして EPZ への投資を誘致。 2015 年に SEZ 法制定。開発、運営、入居許可は SEZ 庁が管轄。しかし 2017 年 1 月現在、理事会メンバーが確定したのみで、組織の実態はまだない。	- フリーゾーンに関しては、Ghana Free Zone Board (GFZB) が開発業者を認可し、当該開発業者がその義務及び債務を履行しているかどうか監督。 - フリーゾーン登録を行った企業は、フリーゾーンの区画外でも単独でフリーゾーン企業と同じ恩恵を受けることができる。	- MFEZ と呼ばれる特区の他、Farm Block と呼ばれる農地に特化した形の特区の形態も有している。どちらも開発業者及び運営業者については ZDA が認可権限を持つ。 - MFEZ の入居企業については、運営業者によって認可されることとなっている。

出所：ケニア、ガーナ、ザンビア業務実施報告書、その他資料を基にプロジェクトチーム作成。

(1) 広報活動

1) 投資機会にかかわる情報の提供

紙媒体やウェブサイトといった媒体を利用した広報資料の作成、ミッション、セミナーなどを実施している。このような活動については、ドナー等からの資金援助により実施されているケースもあり、内容の定期的な更新、充実により投資家が必要とする情報を有効な形で提供することに課題が見られる場合が多かった。

2) 投資コストにかかわる情報の提供

行政手続き、操業に係るコスト等は、情報量の充実度の差はあるが、複数の国でウェブサイトや紙媒体（ガイドブックなど）等で公開している。ザンビアでは、本業務に先立って実施された ZDA を C/P とした「南南協力を通じた投資促進環境整備プロジェクト」（2006～2009 年）「ザンビア投資促進プロジェクト-トライアングル・オブ・ホープ-」（2009～2012 年）により、各種コストのデータを網羅した資料を作成しているが、プロジェクト終了後も同データを更新して作成している。こうした情報の更新やアクセスについての課題は前項で述べたとおりである。

加えて、本業務対象国では、総じて法令、規則についての最新情報を一括して得ることが難しいケースが多く、このような情報提供サービスの重要性が指摘される。特に、重要な法令・規則の施行・変更のタイムリーな提供などが十分でない。税務当局等の関連機関との情報の共有に加え、周知の在り方についても改善が必要なケースが見受けられた。

ケニア、ルワンダでは会社設立から投資開始時までの各種手続き、輸出加工区、SEZ 等への入居手続き等、主要な手続きについて、手続きごとの必要書類や管轄期間、手続きの所要時間、コスト等を網羅的に一括してウェブサイトで情報提供を行うサービスを提供している²⁷。いずれも国連貿易開発会議（United Nations Conference on Trade and Development : UNCTAD）支援によって整備されている。今後カバレッジの拡大を行うとのことだが²⁸、手続きの変更等迅速な反映など、各機関による情報アップデートを想定した体制の構築も重要と考えられる。

情報提供は潜在投資家が投資先検討や投資計画策定時に必要とするだけでなく、操業が始まった後も、税制をはじめ操業にかかわる様々な最新情報を必要とする。操業準備中、操業開始後も共通して活用が可能な形で、行政手続きや法制度に関する周知、何らかの問題が生じた際の関連機関紹介などのサービスなどを充実させることも重要と考えられる。

(2) 投資家発掘・誘致活動

投資家からの問い合わせ対応、視察の実施支援、一度興味を示した投資家への継続したコンタクト等の誘致活動の内容については、十分な情報を得られた国は少なかった。しかし、人員・予算制約、担当官のビジネスに関する経験不足等を勘案すると、有効な活動をしている機関は限られると考えられる。また初めて進出を検討する場合、現地におけるビジネスパートナー探しも重要な要素であるが、本件業務では商談会などのイベントや個別の照会の成果については十分な確認ができていない。

このような課題に対し、ザンビアにおける専門家活動では、専門家が同行し、ZDA 担当職員が

²⁷ ケニア KenInvest ウェブサイト (<https://kenya.eregulations.org/?l=en>)、ルワンダ RDB ウェブサイト (<http://businessprocedures.rdb.rw/menu/1?l=en>) 参照。

²⁸ 2017 年 9 月 KenInvest へのインタビューに基づく。

南アで日本企業への訪問とフォローアップの実践をパイロット的活動として行った。南ア訪問に応える形で日本企業がザンビアに来訪したため、情報提供、サイト訪問の支援、同行等も行った。企業訪問に先立つ面談予約、訪問時の進行、事後のフォローアップなどの業務を経験させていくことにより、担当官の業務に対する積極性など態度変容があった。一方、予算制約などから、企業の国内出張への同行ができない事案も発生し、柔軟な支援体制の構築には予算確保等の制約があることも示唆した。

(3) 投資許認可

投資許認可については、多くの国では優遇の付与に係る認可申請受付、審査、認可証や関係書類交付を行っている。許認可については、優遇の大きな要素である税制優遇の付与についての国内関係官庁（歳入庁等）との十分な調整が完了していない状況で認可が行われている場合がある（例：カメルーン）。そうしたケースでは、実質的に IPA が持つ認可決定の権限が限られるため、認可に掛かる時間の管理が難しいなど予見性に課題が生じる。また、こうした場合の投資プロジェクト実施開始後のモニタリングの在り方については、十分な検証ができていない。実際の投資認可は、正式な書類提出から審査開始に到るまでに優遇対象となる事項の交渉・調整、書類の確認等を行うことが多い。

(4) 進出支援

土地確保、各業種別ライセンス取得等については、各機関とも支援を行うとのことであった。このようなサービスでは、情報提供、関連機関への紹介、更には手続き代行や下記に述べるワンストップ化、電子化による手続きの簡素化等がありうる。本業務対象国では IPA だけでなく、様々な関連省庁がワンストップ化、手続きの電子化を進める事例がある一方、手続きにかかる十分な情報を得ることが困難なケースも見受けられた。

土地確保については、特区制度を持つ場合、特区の紹介を行ったり、関係機関への問い合わせ、レター発出を行ったりするなどのサービスが挙げられた。ガーナでは、ランドバンクを GIPC 内に設置しているが、機能と有効性については十分な確認ができていない。

(5) モニタリング

投資計画の進捗確認、履行要求に対する実施状況確認、更に優遇や支援の有効性を検証し、必要な措置を講じるために、モニタリングによる情報収集とデータの蓄積・分析は IPA にとって重要なプロセスである。しかし、人員の配置状況や予算から、実施状況は一樣ではない。ガーナでは外資の投資登録が義務付けられていることから、計画的なモニタリングを行い、登録更新が行われているとのことであった。この段階で投資家の直面する課題が特定されて、支援を行う事例もあるとのことであった²⁹。またザンビアでは、通常、操業開始から 1 年経った投資認可企業を 100 社程度抽出してモニタリングを行っているが、年によっては非常に少ない企業しかモニタリングを実施できないこともあった³⁰。

モニタリングの有効な実施では、投資案件についての情報管理体制の向上が必要と考えられる。登録・許認可とその後の進捗状況等を一元的に管理し、投資実行状況について随時把握できるシステムの構築、アフターケアや政策提言への資料としてのアウトプットの充実などによるサービ

²⁹ 2017 年 5 月 GIPC へのインタビューによる。

³⁰ 2013 年は 170 社、2015 年は 133 社モニタリングを実施したが、2014 年は他の業務に予算を割かざるを得なかったため、24 社しかモニタリングできなかった。

ス提供と事業管理能力の向上が期待できる。

(6) アフターケア

各機関でのアフターケアの定義により、必ずしも投資家の支援ニーズを反映していない事例もあった。ルワンダでは、操業を開始するまでの期間をアフターケア対象期間と理解しているが、投資家側はより長期の対応を期待している。事業が円滑に実施されて、所期の成果を挙げるためには、ビジネス環境の整備や関連機関によるサービスの充実、IPA と関連機関の連携の必要性も指摘される。

(7) 政策提言

投資促進機関の設置法等で投資促進機関が担う役割として「政策形成・策定」が明示的に示されていることが多い。またこの役割の中で、民間セクターとの対話を促す仕掛けを企画・実施するなどの機関もある。しかし、実際は人材配置の不足により実質的な機能が果たせていないケースがある。エチオピアは、より強力な政策策定機能を投資促進機関に付与して、効果的な政策策定と実施を目指すとしている。

投資促進に係る課題が広範な政策分野に及ぶため、よりハイレベルなリーダーシップと関連省庁との役割分担・調整を行うことが必要な局面が多い。他方、投資促進政策の策定においては、民間セクターの参加を積極的に取り入れることで、透明性の高いプロセスが確保されるだけでなく、外国投資家を含む民間セクターの体験する課題を取り上げることが可能となるため、政策の有効性を高めることにつながると考えられる。

ルワンダでは、大統領の強いリーダーシップのもと、世銀 *Doing Business* 調査や世界競争力指数の評価向上を目指した専門部署の設置により、政策課題の明確化を行い、実施面で各関連機関の担当官レベルにいたるまで網羅した業績ベースの契約により実効性を確保していた。

(8) OSS の実態と投資促進体制強化との関係性

世銀 *Doing Business* 調査による評価では手続きの簡素化に光が当てられているため、様々な行政手続きにおいて OSS の事例が見受けられる。このような動きとの協力や役割分担を踏まえ、IPA が持つべき OSS の意義や実施体制を検討することが重要と考えられる。次表は本業務対象国における投資許認可や投資家向け支援サービスの提供の状況をまとめたものである。

表 3-28 IPA における許可可、投資家支援のワンストップ化の状況

国名	IPA名	投資認可	会社設立		ビザ・労務		土地等		業種別許可可	建設・工事	ユーティリティ		支払
			会社登記	税務登録	ビザ	就労許可	土地	環境調査			電力	水道	
ケニア	ケニア投資庁 (Kenya Investment Authority: KenInvest)	優遇措置を受けたい場合はKenInvestに申請。諸条件あり。	承認はオンラインの承認。KenInvest内に相談窓口を準備中。	承認はオンラインの承認。KenInvest内に相談窓口を準備中。	オンライン	KenInvest内に相談窓口を準備中。	管轄省庁で手続き	KenInvest内に相談窓口を準備中。	管轄省庁で手続き		KenInvest内に相談窓口を準備中。	管轄省庁で手続き	各銀行で手続き
コンゴ (民)	投資促進公社 (Agence Nationale pour la Promotion des Investissements: ANAPI)	優遇措置を受けたい場合はANAPIに申請。諸条件あり。	司法省傘下のOSS機関で承認。	司法省傘下のOSS機関で承認。			管轄省庁で手続き	管轄省庁で手続き	管轄省庁で手続き				司法省傘下のOSS機関に窓口あり
カメルーン	カメルーン投資促進庁 (Agence de Promotion des Investissements: API)	優遇措置を受けたい場合はAPIに申請。諸条件あり。	中小企業振興機構傘下のOSS機関で承認。またはオンライン	中小企業振興機構傘下のOSS機関で承認。またはオンライン	管轄省庁で手続き。但し投資登録をした企業にはAPIが支援。	管轄省庁で手続き	管轄省庁で手続き。但し投資登録をした企業にはAPIが支援。	管轄省庁で手続き	管轄省庁で手続き		管轄省庁で手続き	管轄省庁で手続き	各銀行で手続き
ザンビア	ザンビア開発庁 (Zambia Development Agency: ZDA)	優遇措置を受けたい場合はZDAに申請。諸条件あり。	商業・貿易・産業省傘下のOSS機関で承認。またはオンライン。	商業・貿易・産業省傘下のOSS機関で承認。またはオンライン。	管轄省庁で手続き。但し投資登録をした企業にはAPIが支援。	管轄省庁で手続き	管轄省庁で手続き	管轄省庁で手続き	管轄省庁で手続き				会社設立時はオンラインで支払可能
エチオピア	エチオピア投資委員会 (Ethiopia Investment Commission: EIC)	全てのEICへの申請必須。諸条件あり。	EIC内のOSSセクションで承認。	EIC内のOSSセクションで承認。	EICは支援要請レターを作成。管轄省庁で手続き。				管轄省庁で手続き				EIC内に窓口あり。
ルワンダ	ルワンダ開発庁 (Rwanda Development Board: RDB)	優遇措置を受けたい場合はRDBに申請。諸条件あり。	RDB内のOSSセクションで承認。またはオンライン。	RDB内のOSSセクションで承認。またはオンライン。	RDB内に相談窓口を準備中	オンライン。RDB内に相談窓口を準備中	管轄省庁で手続き	管轄省庁で手続き	管轄省庁で手続き		管轄省庁で手続き	管轄省庁で手続き	RDB内に窓口あり。
ガーナ	ガーナ投資促進センター (Ghana Investment Promotion Centre: GIPC)	GIPCへの登録必須。諸条件あり。	管轄省庁で手続き	管轄省庁で手続き	管轄省庁で手続き	管轄省庁で手続き	管轄省庁で手続き	管轄省庁で手続き	管轄省庁で手続き		管轄省庁で手続き	管轄省庁で手続き	各銀行で手続き

出所：エチオピア、コンゴ (民)、カメルーン、ルワンダ投資促進情報報告書、ケニア、ガーナ、ザンビア業務実施報告書、その他資料を基にプロジェクトチーム作成。

エチオピアでは、歳入庁、入国管理当局、エチオピア開発銀行等のオフィスを首都・アディスアベバの EIC 内に設置していて、投資家が立ち寄れるようになっている。ガーナ、ケニアでも OSS の設置を検討、または計画している。

しかし詳細を見ると、OSS に含めるサービスや手続き可能な行政サービスの種類、サービス提供の形態（例：投資家に係わる担当官が最小限となっている、電子化等で情報管理の合理化がなされているなどのケースも含める）は各国の制度や行政組織の特徴によって様々である。複数の国で会社設立、入国管理関連、税務、電力接続申請等が別途電子化されているため、IPA が投資家サービスの一環として設置する OSS の在り方や需要はこうした既存のサービスのカバレッジや稼動状況にもよる。

3.5.3 IPA の能力向上に向けた協力結果と支援手法に関する考察

上記で述べた課題について、本業務で個別専門家派遣を通じて具体的な組織及び担当官間の能力向上に向けた支援を行ったガーナ、ザンビアの事例に基づき、支援手法について考察する。ガーナ、ザンビアでは、C/P である IPA の能力向上に向けて C/P 担当官の OJT、パイロット的活動、第三国視察、本邦招聘、ガーナ・ザンビア投資セミナーの開催を行った。能力強化活動についての実施結果、プロセス、実施成果を確認した上で、今後の支援に向けた教訓を纏めた。

(1) 能力強化事業実施概要

派遣国における投資促進に係る政策、政策実施体制、C/P 機関の体制と機能の現状について情報収集を行った上で、C/P と協力し課題分析と能力向上に向けた支援分野の特定を行った。この結果を下表に整理した。

操業支援、アフターケアについては、現状の実施状況の改善の必要性が指摘されたが、個別専門家が対応可能な活動としてのパッケージ化が難しく、企業訪問や日本企業等からの個別問い合わせ、相談への対応など OJT での支援を実施しているものの、パイロット的活動での支援は行っていない。また進出支援では、投資認可及び関連手続きの簡素化に向けた OSS の研究、受け皿整備については投資促進法制度と実施体制について、第三国視察によるマレーシアの事例研究を行った。

表 3-29 ガーナ、ザンビアにおける IPA の機能強化に向けた課題と支援活動の特定

IPAの業務内容	GIPC及びZDAの実施状況の評価	支援活動の候補と実施例
広報活動	・ 広報活動(セミナー、ミッション等)に係る予算を確保し、広報資料を作成し、投資家が基本情報をウェブサイト等から入手できるようにしている。 ・ 広報資料は更新頻度に課題がある。 ・ ウェブサイトはあるが、資料が検索しづらく、利用しにくい。 ・ 投資相談を受け付けているが、相談や回答内容の取り纏め、整理して対応の改善、サービス向上等に活かしていない。 ・ 投資家の出身国によっては英語以外の他言語(日本語)の広報資料があると情報の活用がしやすい。(ガーナ)	○ ガイドブックの作成、英語以外での情報提供(パイロット的活動:ガーナ) ○ 広報資料の電子化、ウェブ上での公開(パイロット的活動: ザンビア) ○ ガーナ・ザンビア投資セミナー開催 ・ ウェブサイトの定期的な更新 ・ 投資に関する情報の提供(メールマガジンなど) ・ よくある質問集の作成
潜在的投資家の発掘	・ 問い合わせに対応しているが、内容、結果を組織内で体系的に共有されていない。 ・ 引合いが来れば対応するが、潜在的投資家を自ら探しに行っていない。	○ 本邦招聘 ○ 潜在的投資企業の発掘(パイロット的活動: ザンビア) ・ 新規投資、再投資案件の発掘
進出支援	・ 最低限の情報、サービス提供は行われている。 ・ 他の政府機関管轄の手続きを含め、手続きの簡素化・迅速化が期待される。	○ 他国の事例研究(第三国視察) ・ 各種許可手続きの簡素化 ・ 総合的な相談窓口の運営
操業支援	・ 許可手続きに係る情報・支援サービスを提供している。 ・ 他の政府機関管轄の手続きの簡素化・迅速化が期待される。(ガーナ)	・ 他の政府機関との連携促進(例: 諸手続簡素化に向けたタスクフォースの設置) ・ 明確な業務フローの確立 ・ 各種許可手続きの簡素化
アフターケア	・ 投資案件のモニタリングを実施し、投資家からのフィードバックを得ている。 ・ サービス改善に向け、フィードバックを組織内で体系的に共有する余地がある。 ・ アフターケアは不十分。(ザンビア)	・ 投資家からの要望等フィードバックの取り纏め
情報収集・整理	・ 基礎データの収集・分析を行っている。 ・ 潜在的投資家を特定し、誘致戦略を立てるには、より詳細な分析や産業・外国人投資家に対するより深い理解が必要。 ・ 情報収集・管理能力向上の必要性がある。	○ 地域経済共同体(REC)における近隣国の投資環境・日系企業調査(パイロット的活動: ガーナ) ○ トライアル市場調査(パイロット的活動: ザンビア) ○ データ管理システムを活用した業務フローの確立(パイロット的活動: ザンビア) ・ 現地製造業者のディレクトリーの更新 ・ セクター別必要許可申請手続きの資料整理、説明資料作成

受け皿の整備	・ Land Bank制度について、登録情報の更新が適切に行われていない。(ガーナ) ・ 国家政策を見ながらの戦略作りや状況に合わせた法律改正は行われている。(ザンビア) ・ インフラ整備は不十分。	・ 投資促進に必要な関連法制度や優遇のレビュー・改定 ・ Land Bank制度の充実 ・ インフラ整備 ○ 他国の事例研究(第三国視察)
--------	---	--

出所: ガーナ、ザンビアにおける専門家業務完了報告書を基にプロジェクトチーム作成。
 注:○は本業務の中で実施した協力内容。

上記の課題に対して、各国で実施されたパイロット的活動は下記の通りである。

表 3-30 パイロット的活動の概要

分野	課題	活動事例
広報活動	ウェブサイトから投資家向けの情報提供を行っているが、紙媒体を電子化したものであるため、情報更新の頻度に課題がある。	【ザンビア・パイロット的活動①ウェブサイトのリニューアル】 ・ 投資コストデータについて、随時アップデートし、為替レートを中央銀行発表のレートと連動させることにより、より実勢レートに近い価格での表示を行うシステムを構築した。
	情報アクセスの容易さを高めるために英語以外の言語での情報提供の必要がある。	【ガーナ・パイロット的活動①投資ガイドブックの作成】 ・ 日本語・英語のガイドブックを作成し、ガーナ・ザンビア投資セミナー等で配布。
潜在投資家の発掘	投資家形成は、投資家からの引き合いや問い合わせからはじめるのが中心で、積極的な働きかけを行っていなかった。	【ザンビア・パイロット的活動②潜在的投資企業の発掘】 ・ ターゲットを定めた上で、セミナー等と同時並行でターゲット企業に対して個別面談などでヒアリング等を行った。
情報収集・管理	投資先としての競争力強化やIPAとしての機能向上に向けた手法の検討のため、REC 域内の競争国の現状を把握する必要があった。	【ガーナ・パイロット的活動②ECOWAS 近隣国の投資環境・日系企業調査】 ・ コートジボワールの IPA、日本企業訪問調査により、同国の投資促進政策、投資環境等を調査し、ガーナとの比較、GIPC の機能との比較等を行った。
	国内市場だけでなく、周辺国市場への輸出振興の可能性を探り、輸出振興策の策定と外国投資家にとっての投資先としての魅力として訴求するため、基礎情報を得る必要があった。	【ザンビア・パイロット的活動③トライアル市場調査】 ・ 隣国・コンゴ(民)の旧カタンガ州の市場調査を C/P 機関の輸出振興担当職員と実施。コンゴ(民)側の状況だけでなく、ザンビア側の国境における商業、物流等の状況も調査し、輸出ポテンシャル特定と輸出振興政策策定に向けた資料収集を行った。
	投資認可申請・認可済み案件の処理については、データベースが導入されていたが、情報入力の際のルール等が統一されていないなど、投資認可案件の動向を正確に把握し、モニタリング等の業務に活用する仕組みが十分に機能していなかった。	【ザンビア・パイロット的活動④Q Bee システムを活用した業務フローの確立】 ・ 投資認可案件について申請、認可、モニタリングにおける業務実態を確認した上で、システムの改善と新システムの利用マニュアル作成を行った。また、これまで案件の認可証に識別番号等の記載がなく、偽造が横行していたため、システム上での番号付与等によるトラッキングが可能な形で発行するようシステムを変更した。

出所：プロジェクトチーム作成。

(2) 能力強化に向けた支援結果の分析

1) 全体

IPA は広報活動、潜在投資家発掘、進出支援、情報収集・管理の各段階において、投資家からの問い合わせやモニタリング等を通じて投資家の要望、課題等の様々な情報を得ているが、それらが体系的に蓄積されて共有されていないことから、日々の業務改善や「受け皿整備」で想定している制度改善等、政策提言につながりにくい状況になっていることが課題として挙げられた。

この課題に対しては、本業務では特定の業務フローに限った小規模な業務改善を行った。ザンビアでは、情報収集・管理改善の一環として、投資認可業務に限り、既に導入されていたデータ管理のツールの活用促進を通じて業務フローや情報管理・活用方法の改善を支援した。本活動では、派遣専門家だけでなく、C/P 側の担当職員による主体的な改善提案、プロジェクト側での資料作成やワークショップ等の開催支援により実施が完了した。

IPA の包括的なサービス提供体制、管理能力向上に向けた支援に対しては、潜在的な需要が高

いと考えられるが、一方では関係する部署が多く、支援を行う際には、IPA の経営陣の理解が重要な要素となる。またプロジェクトからの投入については、組織体制に関する助言が可能な知識など専門性を持つ人材の登用や現地リソースの活用が必要である。

2) 広報活動

事前の評価では、GIPC、ZDA 双方が広報ツールを持ち、セミナー、ミッション等の手段を活用した広報活動を行っているが、利用者の目線から見た情報のアクセスの容易さについて課題が見られた。また、情報更新に課題が見られたが、要因として、情報更新が確実に行うことができるシステムの確立なども含めた情報収集・管理体制があった。

ガーナにおいては、ガイドブックを作成し、情報収集、執筆から C/P 職員も関与して作成を進め、C/P の能力強化を行った。また、現地日本商工会の支援を得て、進出日本企業からも意見を得るなど、投資家が必要とする資料の盛り込み等工夫を行った。しかし、プロジェクト期間では更新作業についての確認を行うことができないため、C/P への能力強化の持続性や担当職員以外や他の広報資料等への手法の応用については確認することができなかった。

情報更新については、ザンビアにおける ZDA ウェブサイトのリニューアルでは投資コストに掛かる資料のコスト情報を一部為替相場情報と連動させて、ドル建て表記を自動で行うことができるようにする取り組みを行った。

情報更新についての支援では、資料内容の充実だけでなく、情報収集から媒体作成の工程管理に関する能力強化や定期的な更新を行う体制構築から取り組む必要があるが、支援にあたっては、資料作成自体に多くの時間をとられる場合がある。このため、担当官の能力向上や体制整備などの目的を明確にした上で、計画時に対応方法や工程計画を十分に検討することが望ましい。

3) 潜在投資家発掘

潜在投資発掘は、引き合いや問い合わせへの対応が中心であり、積極的な発掘を強化する必要があった。ザンビアでは OJT による支援に加え、南アでの企業訪問等をパイロット的活動で実施した。訪問した在南アの日本企業がザンビアを訪問するなど、活動が継続している。一方、課題としては、組織的な能力強化への展開が図りづらい点が課題として挙げられる。戦略策定、コミュニケーション能力など、職員個人の能力強化に十分な時間をとる必要がある一方、組織としての能力強化に向けた理解を得るため、C/P 機関の上層部へのコミュニケーションも重要であると考えられる。

4) 進出支援

進出支援は、各 IPA では、認可申請案件を中心に実施しているものの、投資家の必要に応じてサービス内容を充実させる必要性が指摘された。進出支援においては、手続き簡素化の取り組みについて他国の実施状況についてのイメージを得るため、第三国視察でマレーシア投資開発庁による OSS の実施状況について視察を行った。投資促進法制度、新規投資家に求められる各種手続きの種類、他機関との調整などを勘案し、効果的な支援内容とするためには、政府内でのよりハイレベルなコミットメント等が必要となるため、適切な技術協力のあり方は、十分な検討が必要と考えられる。

5) 情報収集・管理

情報収集・管理では、情報収集能力向上について、ガーナ、ザンビア双方とも近隣国への調査を実施した。情報管理については、ザンビアのパイロット的活動では①でも述べた投資認可の業務フロー改善を実施している。

情報収集に関する知見については、個別専門家から C/P 職員の技術移転を行った。また、結果の活用に向けて、具体的な政策や業務改善につなげるための支援は、専門家支援の中では報告会の実施や C/P 機関上層部への連絡などを行った。

単発の情報収集結果のみでは、調査技術習得や市場・産業等の内容に熟知することは難しいと考えられる。また調査結果については、政策面でのインパクトを即時に与える等の成果を得ることは難しい。技術定着を図るために、調査手法や支援方法を工夫し、情報共有、活用も含む作業も含めた活動を行うことが有効と考えられる。

3.6 アフリカにおける外国投資促進の課題の総括と政策、政策実施体制の対応

3.6.1 課題と課題解決策の纏め

外国投資促進に向けた課題では、前項までに分析したとおり、ある特定の産業への投資に係る前提条件の整備、更に投資先としての競争力向上に向けたリスク軽減やコスト低減などの課題への対応が求められる。しかし全ての項目が投資政策や IPA によって対応できる訳ではない。下表は上記で挙げられた課題を、投資家の意識を喚起し投資先として検討を促すための前提条件、投資先としての決定に向けた投資先としての競争力を決めるコストの削減の各課題について整理した上で、①投資政策、投資促進政策（優遇等付与を含む）、②IPA のサービス、③投資政策以外の政策、④IPA 以外の政府等関連機関のサービスによって対応が可能かどうかを分類したものである。

表 3-31 外国投資促進課題、課題解決の方向性、課題解決の主体

課題	課題の概要	課題解決の方向性	課題解決を担う政策・施策分野、実施主体等			
			投資及び投資促進政策での対応	IPAのサービスでの対応	他の政策分野での対応	他の行政機関サービスでの対応 その他
経済活動の活性化と産業・貿易振興 前提条件の整備	市場規模の拡大	一カ国では市場規模が大きくないが、地域経済統合による拡大市場アクセスの魅力を有する。しかし、地域経済の統合がすすんでいない。輸送インフラの整備が十分でないため、広範囲の市場を捕捉できない。外国投資家は市場を開拓しながら徐々に進出していくことも多く、直接投資にすぐ貿易取引やそれを担う現地パートナーの育成を進めることが必要。	地域経済共同体の統合深化 RECを中心とした地域経済圏ワイドの制度整備 制度の共通化促進		○	○
			地域経済共同体の物流ネットワーク形成（物流の項で対応）		○	
			民間セクター振興 貿易振興、企業育成 （産業振興、輸出入手続きの項でも対応）		○	
産業振興	産業振興	農林水産物などの生産性、品質等の課題があり貿易・投資を誘引することができない。	農林水産業等の振興		○	
		取引構造が未発達、または複雑、確立済みで新規参入が難しい。流通に係る輸送・倉庫等物流インフラの未整備。	流通・取引構造の近代化 取引構造の改革等も視野に入れた産業政策の策定、企業育成など産業振興政策の策定・実施 （物流の項でも対応）		○	
		政治・社会情勢に関するリスクへの懸念がある。法の支配の強化など、ガバナンス課題へ取り組みとともに、投資家保護のメカニズムを確保する必要がある。	関連法制度の改善（会社設立の項の法制度整備参照）	○	○	
投資家保護	投資有望分野等に関する情報アクセス		二国間投資協定締結、国際的な協定（例：知財分野）への加盟	○	○	○
		外国投資家が、アフリカ各国の投資可能性などの情報、現地パートナーの存在などの情報を得ることが困難。	情報提供の改善と体制整備 投資家の情報収集段階に合わせた情報のパッケージと伝達方法の工夫、情報の更新に係る体制構築	○		○

	課題	課題の概要	課題解決の方向性	課題解決を担う政策・施策分野、実施主体等				
				投資及び投資促進政策での対応	IPAのサービスでの対応	他の政策分野での対応	他の行政機関サービスでの対応	その他
生産操業に係るコスト	人件費の競争力向上・人材育成	経済発展度合いに比して労働賃金が高い。 技術能力、生産性の課題、上級職の候補者が限られる。雇用の受け皿がないため、労働市場と供給のミスマッチもある。	労働政策、産業人材育成政策の策定と実施 外国人専門技術者雇用に係る雇用領域の明確化 外国人就労許可の選択的付与（優遇措置の工夫や手続きの簡素化など）、外国人専門技術者雇用が可能な領域のリスト化等（入国管理・就労許可の項でも対応）	▲		○	○	
	電力開発	電力価格自体はアジアの新興国と大きな差はないが、質も含めて、競争力強化が必要。また、今後の経済成長で電力需要が上ればより状況が逼迫する可能性もある。供給能力向上と送配電における運営能力向上が必要。	電力インフラ整備と運営管理能力向上 インフラ投資、地域ワイドの電力供給事業運営の効率化 （PPP方式の事業に関する法制度整備、政府関係機関の能力向上で対応）			○		
	輸送・物流サービス能力向上	内陸、港湾、航空等の輸送インフラ、物流施設のネットワーク、処理能力や運営管理の効率化、サービスの質向上が必要。	道路、航空、港湾等の輸送インフラ整備と運営管理能力向上 民間セクターの輸送・物流サービスプロバイダー育成			○	○	
	インフラ整備・公共サービス提供能力向上に向けた官民連携（PPP）法制度整備	インフラ整備や公共サービスの充実に向けた資金ギャップに対応し、運営管理能力を上げるため、官民連携のアプローチの取り組みが進められているが、法制度整備が十分でない、運用までの明確なルール作りも必要。また、案件形成、調達、契約、事業管理における各担当政府機関の能力向上も必要。	PPP方式の事業実施に向けた法制度整備 PPP方式の事業実施に向けた政府関係機関の能力向上 各関係機関の案件形成能力、調達制度と運用ルール策定、契約交渉に係る専門家育成、事業管理能力向上	○		○		
						○	○	○

	課題	課題の概要	課題解決の方向性	課題解決を担う政策・施策分野、実施主体等			
				投資及び投資促進政策での対応	IPAのサービスでの対応	他の政策分野での対応	他の行政機関サービスでの対応 その他
行政手続き等に係るコスト	会社設立	外国投資家の進出において、会社設立に係る法制度と法の運用が不明瞭である事例が見られる。会社設立に係る会社法、税法、その他の間での定義、解釈に関する整合性の確保、会社設立だけでなく、財産権の保護、契約履行、清算など、業務に係る各分野の法制度整備が必要。法の運用体制、司法の信頼性も重要。	法制度整備 財産権の保護、契約履行、清算など、業務に係る各ビジネス法制度整備、法の運用体制、司法の信頼性の向上			○	○
	各産業における許認可手続き	制度上、操業に向けたライセンス等の取得が困難。市場自由化が進んでいない等の理由で外国企業の参入が困難な分野もある。経済・産業振興、歳入等の政策との整合性と、可能な範囲での参入機会の公平化を図り、手続きの簡素化を進める。	取得手続きに係る簡素化等 (産業振興の項でも対応)	▲	▲	○	○
	税制・税務	税率が高く、外国投資家への負担が大。税務に係る諸手続きに時間、コストの課題、税務評価に関するルール不明瞭で、調整に非常に時間がかかり投資家の負担となる。会計制度の未整備、税務担当官、企業経理・財務担当者の能力の不足にも起因。	税制改革（実税率の低減など） 税制・税務に係るルールの明確化や開示、変更時の迅速な周知 税務担当官、会計・財務人材の育成、能力向上			○	○
	輸出入手続き	関税率が高く、貿易手続きの手数料等も加算される。貿易手続きが煩雑で時間とコストが掛かる。	関税・各種手数料の見直し (地域共同体の統合深化でも対応)	▲		○	○
			貿易手続きの簡素化 (地域経済共同体 (REC) の統合深化でも対応)	○		○	
			税関及び貿易関連手続きの処理能力の向上 担当官の能力向上、電子化、物理的な処理能力向上	▲		○	○

課題	課題の概要	課題解決の方向性	課題解決を担う政策・施策分野、実施主体等				
			投資及び投資促進政策での対応	IPAのサービスでの対応	他の政策分野での対応	他の行政機関サービスでの対応	その他
土地、不動産登記	土地制度が複雑、未整備で操業スペース、農地の確保が難しい。正確な土地所有に関する情報の管理と更新がなされていないため、確認や手続きに時間がかかり、リスクも大きい。	土地台帳、登記簿のデータ整備、手続き簡素化	○		○	○	
		良好な産業用地開発の促進	▲		○	○	
入国管理・就労許可	就労許可取得の手続きに時間がかかる。書類の提出等で煩雑な手続きが必要、コストが掛かるなどの課題。また、就労許可付与の条件が不明瞭など。	就労許可付与手続きの迅速化 投資家の負担軽減（ワンストップ、電子化なども含める）、非税制優遇化、入国管理担当官のルールに関する指示の明確化（運用規則等ルールの明確化参照）		▲	○	○	
		運用規則等ルールの明確化			○	○	

出所：エチオピア、コンゴ（民）、カメルーン、ルワンダ投資促進情報報告書、ケニア、ガーナ、ザンビア業務実施報告書、その他資料を基にプロジェクトチーム作成。

注：○は主に対応が想定される分野、▲は補助的な対応が可能な分野を示す。

3.6.2 課題解決の方向性

上記の表を基に、課題解決の方向性を下記の通り纏めた。

(1) 経済活動の活性化と産業・貿易振興

1) 国内産業・通商振興

直接投資を促す為には、投資先としての候補として一定の前提条件を満たす必要がある。3.2で整理した投資の種類のうち、資源輸出型においては、資源賦存、農林水産業等のポテンシャル、事業を成立させるためのインフラや制度が欠かせない。また、アフリカ向けの直接投資で増加が見込まれる水平型の投資では、国内市場向け製品・サービスの提供が投資事業の中心となる。そのため、前提条件として市場の潜在性等があり、その上でコスト低減が可能な規模での製造・流通・サービス提供の可能性を確認する必要がある。市場アクセスの確保のための現地における流通網やサービス提供のネットワークの構築等が欠かせないため、現地で信頼のおける流通網や潜在的なパートナーとなる企業の存在を必要とすることも多い。また、進出後、徐々に現地調達率を上げるなど、更なるコスト削減が求められる製造業では、潜在的なサプライヤーとして活発な民間セクター活動の存在が重要である。一方アフリカ投資においては、無数の零細・小規模企業に対して非常に限られた大企業が操業するなど、民間セクター活動の規模に課題が見られる場合が多い。外国投資誘致に対して、外国投資を呼び込み、外国投資を国内産業育成につなげるためにも、国内産業、通商の振興をより重視する必要がある。

輸出拠点としての実績では、アフリカ各国はこれまで鉱産物・農産物などの一次産品を輸出している。各国では、こうした産品の現地における付加価値向上や当該産品の生産規模や質を向上するための関連産業の形成への外国投資誘致を指向することも多い。しかし、例えば農産品加工の場合、一次産品の製造が小規模で安定しないため加工施設を設置することが難しい、取引構造が複雑で特殊、またはインフォーマルであるため外部者のバリューチェーンへの参入が難しい、生産者の経済力が低いため農業資機材等の購買が困難など、外国投資による一定規模の操業が難しい場合もある。そのため、投資促進を図る場合、投資促進に限らず、国内産業育成や広域の制度整備など、政策の範囲を広く設定することが必要である。

更に、産業振興政策を精査し、各セクターの原材料としての供給能力、産業人材育成等について、現状と政策の方向性を設定しつつ、外国投資家の視点から見て妥当な規制緩和や手続き簡素化に結びつけることも重要である。

2) 地域経済連携の推進

水平型の投資においては、より大きな市場を確保することを指向するため、地域経済共同体の形成による域内貿易に関する障壁の軽減が一つの進出促進要素になる。こうした状況は、必ずしも外国投資のみに利益があるわけではなく、域内各国の経済活動全体にも大きく影響を及ぼす。一方、各共同体では加盟国の経済開発の水準が必ずしも同じでなく、貿易障壁の除去が進まないことも考えられる。そのため、各共同体や各国が指向する経済開発の方向性や制度整備へのインセンティブに配慮し、ニーズの高い分野での制度構築、実施・運用を進めることも重要となる³¹。

³¹ 地域経済連携の推進は各加盟国間の外交レベルで、個別、または包括的に調整が行われる分野であるため、上記表中では「その他」に「○」をつけた。

(2) 投資家保護

社会・政治情勢に関する投資家の懸念については、各国の政治・経済情勢や貧困、ガバナンスなど中長期的な取り組みやテロ等の外生要因により左右されることも多く、投資政策により対応できることは限られる。一方、財産権の保護、国家収用に関する法規制の明確化、更には、国家と投資家間の紛争解決手段をあらかじめ決めておくことが投資家のリスクについての評価に影響を与えることが考えられる。二国間投資協定については、各国の外交努力の中で対応が行われていることである。また、MIGA 他、国際的、または投資元の各国による投資保証等の枠組みの活用も既に多くの国で活用されているが、リスク分散における政府の支援についての手法を検討することは、特に PPP の分野では肝要な分野となっている。

(3) 投資情報の提供

各国の IPA を中心に、外国投資誘致を目指して、様々な媒体を活用した広報活動が行われている。一方、こうした情報の潜在投資家への到達やその後の行動への結びつきなどは、投資誘致活動の中で対応することになるが、本業務でもその活動の実態と効果について十分な情報が得られていない。投資家が投資先を検討する際に活用する情報は、適宜更新され、アクセスを容易にするよう、媒体や内容に工夫が必要と考えられる。特に法令や現地パートナーなど、正確で、問い合わせ側のニーズに応える詳細な情報が必要であることも想定されるため、更新、情報パッケージ化、伝達方法について改善することは重要であると考えられる。

(4) 生産・操業に係るコスト軽減に向けた対応

人件費や人材育成等、操業に係る課題については労働政策、雇用促進に係る政策、職業訓練等の教育・訓練政策により、労働コスト上昇への対応や人材育成による生産性、技術力の向上などが期待される。

電力、物流等の投資コストに係る課題では、十分に効率的にサービスを提供できるインフラ整備が不可欠である。一方、本件業務で特に詳細な情報を収集したエチオピアやコンゴ（民）では、インフラの整備の課題以上に、公共サービス分野の能力向上の課題が指摘された。企業の操業時のコスト削減は投資先としての魅力の向上に重要であるが、そのためにはインフラの不足と脆弱な運営能力という現状を改善することが必要である。この分野での対策は、公共投資計画、公企業の経営改善等、各セクターにおける政策が対応する。

インフラ整備を民間の資金とノウハウの活用により進める PPP についても、各国で法整備が進められ、電力セクター、公共交通セクター、保健・医療等における案件実施事例も見られた。一方で、官側から出される案件の質、プロジェクト形成や審査能力等の課題から事業化が進まない現状も指摘された。政府調達を含めた分野への民間参入や PPP 方式の投資においては、投資政策による投資家への一般的な保護等の規定や投資促進に係る優遇の適用も想定される。また、投資家誘致にあたっては、IPA による情報提供やサービスも想定される。

また、生産・操業に係るコスト軽減については、各関連分野での施策に加え、税制、非税制優遇による操業コストの低減や設備投資等に係る関税免税、税額控除などの負担軽減を投資促進優先業種等に限って実施し、限定的な対応を行うことがあり得る³²。投資促進政策や関連セクター振興政策、公平性、透明性等に配慮しながら検討することが望ましい。

³² 上記表中では、投資促進政策で補足的に対応可能な分野として「▲」で示している。

(5) 行政手続きコスト軽減への対応

投資リスクのなかでも投資受入国政府に関わるリスクのなかで重要な項目として、行政手続きが挙げられた。多くの課題は、投資政策や IPA のサービスに関わるものよりも、通常の操業の中で各関連行政官庁、地方政府等との関係の中で発生することが多い。行政手続きの現状について、本業務対象国の事例から分析した課題では、税務、貿易に関する手続きなどがあり、運用段階でのルールの明確化や運用能力の向上が求められるといった課題が挙げられた。他方、こうした課題は、各国の歳入政策などの投資政策以外の政策と投資促進目標との齟齬により引き起こされる面がある。そのため対応においては、投資促進政策と各関連政策との調整が必要となる。

一方 IPA は、優先セクター投資家等に関し、優遇として手続きの簡素化等、優遇や IPA のサービスの形で課題の部分的な解決に貢献することもできる³³。例えば、OSS による対応が挙げられる。更に国によっては IPA の位置づけを、大統領、首相などの管轄とし、省庁間の横並びの上部に位置づけて総合的な投資促進に向けた政策の実施を可能としている国もある。また、投資認可、ライセンス、または特区の形で優遇を付与する中で、コストの軽減や手続きの簡素化などの特権を認める事例もある。

(6) 有効な投資促進政策、政策策定と実施能力強化

上記の課題対応の方向性に対し、実効性のある投資促進政策は、投資に関するルールや投資促進のための優遇、投資促進活動を担う IPA の役割や機能だけでなく、広くビジネス環境向上に資する分野における対応もスコープに入れておく必要がある。投資促進、民間セクター開発などのビジネス環境を基盤とする各セクターでは同様の課題に直面することになるが、よりハイレベルな政策方針の設定と合意形成、行政側の改善に係る活動実施に向けた予算や人員の確保等がより効率的と考えられる。

上記で挙げた課題を解決するために、IPA を含めた課題解決の実施体制、能力に関し、現状の課題と対応を下記に纏めた。

表 3-32 投資促進に向けた政府と IPA の能力課題と対策

	課題	対応策
投資政策・投資促進政策実施に向けた体制		
体制	- 政策間の整合性を確保し、産業振興、貿易促進等関連分野での対応との効果的な連携を進める。 - 生産・操業、行政手続き等のコスト削減や投資家負担軽減に向けた様々な分野での施策実施を促し、進捗を管理する。	投資促進に向けたハイレベルのリーダーシップや横断的な政策課題に対応可能など、政策策定・実施に向けた組織体制整備
IPA の機能		
広報	- 紙媒体、電子データ双方について定期的な情報収集と更新が可能な体制の構築 - 重要な法令、運用規則等の情報を適宜アップデートして投資家、潜在投資家へ提供が可能な形で加工する	- 情報収集能力向上、関連機関との連携構築 - 適切な情報提供に向けた組織的な体制の構築

³³ 上記表中では、投資促進政策、IPA での対応に補足的に対応可能な分野として「▲」で示している。

	課題	対応策
投資家発掘・誘致	・ 潜在投資家の要望に柔軟に答えるための情報収集、ネットワークの構築、予算の確保 ・ コンタクトを取っている潜在投資家へのフォローアップの充実。	・ 担当官の能力向上
進出支援	・ 各種手続きに係る正確な情報提供 ・ 各種手続きの迅速な処理に向け、ワンストップ化や代行、照会などの側面支援の必要がある。	・ 各関連機関との調整、ホットライン等連絡体制の構築。
政策提言	・ 投資家の直面する課題の吸い上げ能力向上 ・ 政策課題への落とし込みや法令策定等施策に落とし込む専門能力の向上	・ モニタリング等のデータ活用 ・ 専門人材の配置
投資認可	・ 許認可、ライセンス付与手続きの進捗についてサービス憲章等で示されたより長期にわたること、予見可能性に課題がある。	・ 許認可、ライセンス提供に関する審査基準等の明確化、投資家とのプロセスの進捗共有
組織全体の能力強化	・ セクター別、財務・会計、法務等、投資家のニーズに応える情報提供や支援に向けた IPA 職員の専門性向上。 ・ 投資認可、モニタリングなどの活動を効率的に進めるための業務フローの確立と情報管理基盤の充実。	・ 投資促進業務の専門家に向けた民間人起用など柔軟な人事配置。 ・ 投資認可、モニタリングなどの活動を効率的に進めるための情報管理基盤の充実。

出所：プロジェクトチーム作成。

3.7 他ドナー、国際機関による支援分野

上記で分析した投資課題に対し、本件業務を通じて収集した情報に基づき、ドナー、国際機関の支援状況を下表に纏めた。

表 3-33 投資促進機関の能力課題と対策

課題	概要	他ドナー、国際機関等の支援状況
前提条件	市場規模の拡大	貿易振興等に関して UNCTAD などが支援実績あり。非関税障壁軽減に向けて、各国の品質標準・計量機関の支援を EU が実施。TMEA は EAC に対し、物流、市場統合等に係る支援を行っている。
	民間セクター振興	世銀/IFC、AfDB などによる資金協力+技術協力、国連機関、EU、二国間ドナー等による技術協力。
	産業振興	世銀/IFC、AfDB などによる資金協力+技術協力、国連機関、二国間ドナー等による技術協力。
	取引構造と流通インフラの近代化	世銀/IFC、AfDB などによる資金協力+技術協力、国連機関、二国間ドナー等による技術協力。
	投資家保護	-
生産・操業に係るコスト低減	投資有望分野等の情報提供	IPA 能力強化の一環として、有望業種調査、媒体作成等を世銀/IFC、UNDP、JICA 等が実施。
	人件費・人材	世銀/IFC、二国間ドナーによる技術支援。
	電力の価格と質	世銀/IFC などによる資金協力+技術協力、UNDP、UNIDO、二国間ドナー等による技術協力。
	物流	世銀/IFC、AfDB などによる資金協力+技術協力、二国間ドナー等による資金協力+技術協力。
		世銀/IFC、AfDB などによる資金協力+技術協力、二国間ドナー等による資金協力+技術協力。
		世銀/IFC、TMEA、AfDB などによる資金協力+技術協力、二国間ドナー等による資金協力+技術協力。
	航空輸送インフラ整備	-
	港湾インフラ整備	世銀/IFC、TMEA、AfDB などによる資金協力+技術協力、二国間ドナー等による資金協力+技術協力。
	物流施設運営管理体制の改善・経営改善	TMEA
	民間物流産業の育成	TMEA
	PPP 方式の事業実施に向けた法制度整備	世銀/IFC
	電力、輸送、給水、通信等インフラ共通	世銀/IFC
	電力、輸送、給水、通信等インフラ共通	世銀/IFC、TMEA、AfDB などによる資金協力+技術協力、二国間ドナー等による資金協力+技術協力。
		TMEA
		TMEA

課題	概要	他ドナー、国際機関等の支援状況
会社設立	会社法に関する法制度整備	中・西部アフリカでは OHADA による支援。
税務・税制	税制・税務に係る法令の明確化	世銀/IFC
	法令・ルール変更に関する周知	-
	税制改革（高額な実効税率の改善）	-
	税務・会計人材の育成	-
輸出入手続き	関税、各種手数料負担軽減	-
	各種手続きの簡素化	UNCTAD、システム導入のみ韓国。JICA(ワンストップポスターポスト)。
	通関、港湾、物流施設の取扱い能力向上	世銀/IFC、TMEA。
	土地所有権の明確化と情報管理の強化	世銀/IFC
土地、不動産取得・登記	土地・不動産登記の手続き簡素化	世銀/IFC
	利用可能な土地・不動産の特定	-
	良好な産業用地、オフィス用物件開発の促進	世銀/IFC（EPZ、SEZ 開発）。
	就労許可付与手続きの迅速化	-
入国管理・就労許可	運用規則等ルールの明確化	-

出所：プロジェクトチーム作成。

注： TMEA: Trademark East Africa。ベルギー、フィンランド、英国、米国、オランダ、カナダ、デンマーク各政府が支援して設立された非営利機関。

世界銀行/IFC は、世銀 Doing Business 調査の評価の向上を足がかりにしたビジネス環境向上の取り組みを支援している。多岐にわたる分野で制度構築、運用規則の策定や場合によっては行政手続きの電子化など、実施方法の改善を支援している。多くのドナーが民間セクター振興、産業振興を支援している。また、インフラ整備や人材育成等の分野においても、国際機関、二国間ドナーが資金提供や技術協力を行っている。一方、税務・税制、入国管理・就労許可に関与するような分野での支援を行う二国間ドナーは本件業務では情報を収集することができなかった。

第4章 アフリカにおける投資促進分野の協力に関する提言

前章では、アフリカにおける外国投資促進の課題とその課題解決に向けた方向性、各国における課題対応を担う政策分野、所管機関について整理した（下表に課題のみ挙げた。詳細は表 3-29、表 3-30）。

表 4-1 アフリカにおける外国投資促進に向けた課題と対応の方向性

課題			課題解決の方向性
前提条件の整備	経済活動の活性化と産業・貿易振興	市場規模の拡大	地域経済共同体の統合深化
			物流ネットワークの強化（物流の項で対応）
			民間セクター振興（産業振興、輸出入手続きの項でも対応）
		産業振興	農林水産業等の振興
			流通・取引構造の近代化（物流の項でも対応）
	投資家保護		関連法制度の改善（会社設立の項の法制度整備参照）
			二国間投資協定締結、国際的な協定（例：知財分野）への加盟
	投資有望分野等に関する情報アクセス		情報提供の改善と体制整備
生産操業に係るコスト	人件費の競争力向上・人材育成		労働政策、産業人材育成政策の策定と実施 外国人専門技術者雇用に係る雇用領域の明確化（入国管理・就労許可の項でも対応）
	電力開発		電力インフラ整備と運営管理能力向上（PPP方式の事業に関する法制度整備で対応）
	輸送・物流サービス能力向上		道路、航空、港湾等の輸送インフラ整備と運営管理能力向上
			民間セクターの輸送・物流サービスプロバイダー育成
	インフラ整備・公共サービス提供能力向上に向けた官民連携（PPP）法制度整備		PPP方式の事業実施に向けた法制度整備
			PPP方式の事業実施に向けた政府関係機関の能力向上
行政手続き等に係るコスト	会社設立		法制度整備
	各産業における許認可手続き		取得手続きに係る簡素化等（産業振興の項でも対応）
	税制・税務		税制改革（実行税率の低減など）
			税制・税務に係るルールの明確化や開示、変更時の迅速な周知
			税務担当官、会計・財務人材の育成、能力向上
	輸出入手続き		関税・各種手数料の見直し（地域共同体の統合深化でも対応）
			貿易手続きの簡素化（地域共同体の統合深化でも対応）
			税関及び貿易関連手続きの処理能力の向上
	土地、不動産登記		土地台帳、登記簿のデータ整備、手続き簡素化
			良好な産業用地開発の促進
	入国管理・就労許可		就労許可付与手続きの迅速化
			運用規則等ルールの明確化

出所：プロジェクトチーム作成。

この中では、大きく分けて、①前提条件の整備（経済活動の活性化と産業・貿易振興、投資家保護、投資有望分野等に関する情報アクセス）、②生産・操業に係るコスト低減、③行政手続き等に係るコスト低減、④投資促進政策・実施体制強化（投資促進に係る政策策定・実施体制強化、IPAの機能強化）が示された。これを踏まえ、本章では、まずアフリカ投資促進における JICA 支援の位置づけを明らかにした後、今後の JICA による外国投資促進分野における協力の在り方について提言、留意事項を纏める。

4.1 アフリカにおける投資促進に対する JICA の役割

アフリカ投資促進における分野における JICA の役割では以下の 3 項目が挙げられる。

(1) 政策策定・実施に向けた能力向上

JICA が特に中心的な役割を果たす分野では、ニーズを踏まえた上で、開発途上国の政府機関、場合によっては民間セクターに対する資金提供、技術協力を基にした組織及び人材能力強化が挙げられる。既に前章で見たとおり、投資促進に向けた政策策定、能力強化においては、当該国のポテンシャルによって様々な産業を包含し、対象となる政府の規制、公共サービスも多岐にわたる。政策策定などのアドバイザーや調査等による情報整理等の支援から政策実施、各関連機関での公共サービス提供能力向上に向けた技術協力など、多様な支援形態が想定される。JICA が主に担う相手国政府機関に対する支援の強みを活かして、外国投資家だけではなく、当該国の民間セクターが広く裨益する支援内容を提供することで広範で長期的な正のインパクトが期待できる。

(2) ビジネス環境整備に向けた資金提供と能力強化

ビジネス環境向上に向けたインフラ等経済基盤整備においては、資金ギャップを将来への負担やリスクを軽減した形で埋めていくことが重要である。近年資源国では資源価格高騰から低迷を経験し、高騰期に期待された歳入増を見越した債務に対し、資源価格の下落により債務持続性等に関する懸念が高まった。中長期の継続的な投資が必要なインフラ整備や公共サービスの質の向上のニーズに対応するために、資金提供を行うだけでなく、民間セクターの参加が可能な PPP 等の法制度整備などの支援も重要な領域と考えられる。

(3) マルチセクターにおける活動のシナジー醸成

2015 年の国連サミットでは「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を採択し、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）」を策定した。SDGs は 17 の分野に渡って持続可能な成長を促し、地球規模の課題である貧困削減、普遍的な平和の追求などを目的として挙げている。17 の目標は多岐にわたるが、上記 (1)、(2) は、目標 8（包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する）、目標 9（強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの促進を図る）達成に向けて、外国投資促進を通じて貢献するものである。また、目標 17 では、特に達成に向けたパートナーシップの重要性が強調されている。民間セクターには課題解決に向けた原動力としての役割、資金、技術、人材等のリソースの提供などが期待され、投資促進が各セクターで果たす役割は大きい。JICA は、マルチセクターと投資促進の役割分担や日本企業始め外国投資家とのパートナーシップを各分野に積極的に取り入れるなどのファシリテーションの役割が期待される。

表 4-2 持続可能な開発目標（SDGs）

- 目標 1: あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標 2: 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善の実現し、持続可能な農業を推進する
- 目標 3: あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標 4: すべての人々に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
- 目標 5: ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- 目標 6: すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 目標 7: すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 目標 8: 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
- 目標 9: 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの促進を図る
- 目標 10: 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 目標 11: 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 目標 12: 持続可能な生産消費形態を確保する
- 目標 13: 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 目標 14: 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標 15: 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 目標 16: 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 目標 17: 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化

出所：「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（外務省仮訳）

(4) 関係機関とのパートナーシップの活用

JICA によるパートナーシップの形成への関与では、SDGs に代表される国際社会における取り組みと日本の投資家、JICA が協力を行う各国の政府機関及び民間セクターなど、国際社会、日本、開発途上国の各政府機関・民間セクターとの連携促進を担うことができる。具体的には、各アクター間の意見調整、教訓の共有を促す取り組みを主体的、または補助的に支援することができる。

我が国の本邦企業対外進出支援においては、日本企業の貿易振興・投資促進を行うジェトロ始め、貿易金融、海外投資事業を行う国際協力銀行（Japan Bank of International Cooperation: JBIC）、貿易保険を提供する日本貿易保険（Nippon Export and Investment Insurance: NEXI）、中小企業庁による中小企業の国際化推進事業等、様々な取り組みがなされている。また、民間金融セクターや弁護士事務所、会計事務所、物流セクター等、企業活動を側面支援する各セクターのアフリカ進出事例も見られる。また、IPA への技術協力、日本企業の進出支援などの分野で国連工業開発機関（UNIDO）や、アフリカ開発銀行等国際機関との協力が既に行われている。

一方、商業ベースの投融資等では、高リスクと評価されているアフリカ諸国での案件への協力が難しいことも指摘される。パートナーシップを基にしたアプローチでは、JICA の機能である開発途上国の法制度整備や政府機関の能力強化等によるビジネス環境の向上、各セクター等における調査・計画策定支援により、日本政府及び民間セクターの支援機能が十分に発揮できる基盤を形成することが期待できる。

4.2 投資促進に向けた JICA 支援に係る提言

上記の JICA の役割を踏まえ、①前提条件の整備（経済活動の活性化と産業・貿易振興、投資家保護、投資有望分野等に関する情報アクセス）、②生産・操業に係るコスト低減、③行政手続き等に係るコスト低減、④投資促進政策・実施体制強化（投資促進に係る政策策定・実施体制強化、

IPA の機能強化) それぞれにおける JICA の支援について提言を纏めた。このうち、①の投資家保護、投資有望分野等に関する情報アクセスについては④の投資促進政策策定と IPA の機能強化に含めた。

4.2.1 経済活動の活性化と産業・貿易振興

外国投資促進においては、現地における生産・貿易実績、現地における適切なパートナーを通じた事前の取引等の実績があることによって、進出が起こりやすくなることは前章で述べた。しかしアフリカでは、このような民間企業の能力、経済活動自体の停滞が課題となっていることが多い。民間セクターの活性化に向けた支援の充実は重要であり、成長可能な産業、企業の育成が必要となっている。すなわち、民間セクター振興、貿易振興、産業振興等に向けた支援が必要となる。本項では以下の3点を挙げる。

(1) 貿易振興

外国投資家の投資動機、直接投資に至るフローに見られる通り、投資促進と貿易促進は不可分であり、通常、直接投資の本格化には一定規模の貿易基盤の拡充が前提となる。この観点から外国投資促進の前段階として、貿易振興への支援を実施する。第一に貿易政策の策定に対する支援の可能性を検討する必要がある。投資への障害として認識された貿易手続きとその手数料、関税及び非関税障壁、主要物流施設の効率向上等の貿易円滑化は喫緊の課題である。貿易円滑化には各省庁の利害や国営企業民営化等の複雑な問題が関わりなかなか進まないことが多い。アフリカ各国において、競争力強化、関税低減と貿易振興の経済効果についての理解を深め、通商政策や貿易円滑化など貿易振興に関わる分野での支援を行う意義は大きい。

一般的には、まず開発計画型技術協力などを利用して貿易政策および貿易振興のため提言を目的とするマスタープラン策定を支援することからスタートし、相手国の背景と現状を把握したうえで貿易振興のための政策オプションを提言する。次のステップでは、輸出促進に向けた関係機関の能力強化や個別の課題解決のために技術協力の複数のスキームの活用を検討することになる。

(2) 産業振興

貿易同様、資源輸出型、水平型、垂直型のどの直接投資の形態においても、一定規模の経済活動は市場の存在、原材料、人材等の確保、更にはマーケティングチャネルを提供する基盤として潜在投資家が重視する点である。

産業振興では、政策の策定に対する支援、具体的な産業振興政策実施に向けた政府機関や民間セクターのサービス提供能力強化、各産業における起業家育成支援や取引構造の改善に向けた流通インフラ整備等の支援が挙げられる。また、産業振興政策の中では外国投資促進が施策の一つとして含まれることも考えられる。この際、各産業の特性を踏まえて、後に述べる優遇や各種ライセンス等の規制の緩和など、政策間の一貫性のある政策策定が適切である。

また、外国企業の現地でのサプライヤーや市場の確保、地場産業にとっての市場確保、技術力向上等のメリットが期待される外国投資家と地場産業のリンケージ形成は、投資促進に向けた前提条件としての振興だけでなく、進出済み投資家へのサービスとしても取り組むことが望ましく、IPA における活動方法やサービス提供方法などの技術支援が検討できる。

(3) 地域経済共同体の強化のための側面支援

地域経済共同体の機能強化と統合の推進は、各国の制度整備の効果的な推進、ヒト、モノ、カネの流れの円滑化による投資先としての魅力の向上に向けて重要な施策である。一方、地域内における国による経済発展レベルの格差や各国の能力の制約から、統合が必要とされる分野も、統合の進捗も、共同体ごと、同一共同体でも加盟国間でばらつきがある。例えば、特に進んでいる東アフリカ共同体（EAC）でさえも、実際には国境でのトラブル、非関税障壁が指摘されるなど、実質的な単一市場としての制度共通化、貿易等に関する障壁の軽減は十分でない。他方、仏語圏アフリカを中心に商法に関する共通化を進める取り組みがある。

当面は地域経済共同体内の後発国における制度整備支援や各国間の制度平準化、地域横断型のインフラ整備などが検討できる。例えば認証制度等の制度整備、物流ネットワークや貿易手続きに係る共通化、ワンストップボーダーポスの設置など JICA が既に行っている支援も含めて選択肢が挙げられる。

4.2.2 生産・操業に係るコスト削減に向けた支援

(1) 経済インフラ整備と運営管理能力向上

生産・輸送コスト削減に向けた支援では、不足する電力、物流、水分野などのハード面でのインフラ整備と公共サービスの運営能力向上、その過程での民間参入に向けた制度整備、サービスオペレーターの育成等の幅広い分野が考えられる。

アフリカにおいて留意すべき点として、円借款を利用したインフラ整備については、当該国の債務レベルによって必ずしも実施が可能なケースばかりではない。また、公共サービス提供に関する能力強化については、技術協力による対応が適切である。外国企業、特に本邦企業の投資活動と位置づけた支援の可能性について着目し、具体的な投資案件の形成支援、事業化を視野に入れた支援を行うこともできるが、こうした分野では既にインフラ輸出に関する様々な施策や支援が実施されている。

海外投融資を始めとする官民連携（PPP）による資金調達手法も成立事例が限られている。そのため、資金協力の在り方については新たな方向性を検討することが必要である。例えば、国際・地域開発銀行が設置したファンドへの資金参加を通じた支援など、官民連携の後押しを図る動きは既に見られる。またオールジャパンの体制では JBIC や NEXI など、商業ベースでの支援を行う機関との連携、適切なデマケにより各国の国情と民間側の資金需要に合致するツールを選択することがのぞましい。

(2) PPP 制度構築と案件形成・管理能力向上

PPP による事業では、事業権の獲得が重要な要素であり、長期的な資金需要とリスクシェアに係る合意が必要である。これに対して、アフリカ各国における担当省庁・機関では、経験、人材の不足により、契約に係る法務、リスクシェアに係る財務分析や協議において、進出民間セクター側に負担となる事例も見受けられた。当該技術分野は政策・法令等の枠組みから更に踏み込んだ内容となるが、アドバイザー派遣等の支援により、カウンターパート側政府機関の経験と知識の蓄積を支援することもカウンターパート政府の要請次第では検討できる。

4.2.3 ビジネスコスト削減に向けた行政手続き削減に向けた支援

(1) 行政手続きコスト削減に向けた支援

行政手続きに関するものとしては、会社登記制度、会社法、雇用・労務制度、税制度、知的所有権制度、土地制度などがある。前章で述べたとおり、ルールの明確化、手続きの簡素化、人材育成が重要であり、法制度整備、各機関での具体的な運用のルール策定とその実施を担える人材育成の部分で技術的な支援需要があると考えられる。

行政手続きの透明化・簡素化などの投資環境改善にかかわる案件を形成するにあたっては、まず先方政府のハイレベルのイニシアチブとオーナーシップを確認することが必要になる。税務・税制の分野で見られるとおり、人材育成においては、行政官の能力向上だけでなく、民間セクター側の人材育成も必要である。

手続きの簡素化では、近年、各国で電子化、更に複数の関連手続きの共通化されたプラットフォームの運用を開始している。このようなシステムの統合や業務の効率化においては、官民連携による案件も多い。また、通関システムでは韓国のシステムの導入が見受けられる。技術支援だけでなく、システムの輸出も視野に入れることもアプローチとして有効と考えられる。

(2) 経済特区特区制度の構築・運営管理と特区開発支援

1) 特区制度の整備と運営管理体制の整備

生産コストの低減に向けた良質のインフラと操業用スペースの確保のために、工業団地や中小企業、特定産業（情報通信産業など）向けの施設整備を行うことが施策として挙げられることも多い。また本業務対象国も含め多くの国では、ハード面での対応に対して、行政手続きの簡素化などの規制緩和や優遇を重ね併せた措置として、経済特区制度や輸出加工区、フリーゾーン等の制度を持つ。施策の運営にあたっては、税制や各種産業に係わる許認可等、複数の分野についての特別措置を実施することが求められるため、前章で見たとおり、専門機関を設置して開発・許認可にあたる国もある。

こうした取り組みでは、制度設計の段階で各国政府が産業振興、貿易促進などの目的に対して、特区の必然性、政策の妥当性を十分に認識していることが必要である。制度設計、法制度整備にはアフリカにおける SEZ 制度構築に関するタスクフォースをもっている世界銀行/IFC が数多くの国で借款と併せて技術支援を行っている。しかし、各国の事情に合わせた制度構築には十分な時間と国内の合意形成・調整が必要となり、更に SEZ 管轄機関の組織構築、運用規則の策定や職員の訓練に至るまで含めると多大な時間と専門技術を要する。そのため、法制度だけでなく、各関連機関との連携体制の構築、組織運営、許認可業務の詳細な運用規則等、特区制度の対象や特性に合わせたきめ細かな能力強化の支援需要が高いと考えられる。

2) 特区開発の支援

地域を限定した工業団地型の経済特区を指向する場合、制度整備・制度運営管理体制の構築だけでなく、効果の高い開発事業が実現するための支援も必要となる。官民それぞれの役割と強みに鑑みると、民間セクターが資金調達、マーケティング、開発事業計画、運営管理のノウハウ等を活かした需要に見合った事業実施を主体的に進める一方、官側が民間投資による開発の環境醸成に重点を置くことが望ましい。工業団地型の特区開発は、用地取得から開発に至る不動産開発の知識、工業用地の開発に係るインフラ整備、運営管理とアフターケア等、多岐にわたる分野で

の知識が必要とされる。資金調達や質の高いサービスの提供を可能とするが、政府側では、このような分野についての知識は不十分であることが多い。

一方、アフリカにおける産業立地整備では、外部インフラ等の整備が十分でなく、資金需要が高く、民間セクターが投資を躊躇することも多い。このような場合にでも、官としての事業への関わり方には、上述の産業立地整備事業の特性を理解し、事業性や効率性、提供されるサービス等の質が確保されることに十分留意する必要がある。実際、アフリカにおいては、各国で政府用地の特区分指定が行われているところも見られ、ケニアの EPZ のように単一工場を特区分指定するような場合を除き、公共事業として開発を行う場合もある。前項で挙げられた土地取得が困難、確保できる土地が主要都市、物流基地等から遠隔地にあるなど立地競争力がないため、外部インフラ整備の必要性が高い場合など、民間セクターによる開発を誘導するための政府によるインフラ整備などが行われている。また、良好なインフラへの需要は高いものの、利用者のコスト負担力と土地代に上乗せされる立地整備等に係るコストが大きく上回る等の場合もあり得る。この場合、民間側単体の開発に向けた投資意欲に期待することは難しいと考えられる。そのような場合であっても、政府の役割に十分に留意し、事業目的である良好な投資・操業環境の提供を踏まえ、継続的で質の高いサービスを提供できる適切な事業主体の形成、運営管理体制の構築を行うことが必要である。

そのため、JICA の支援としては、特区分開発の需要調査、特区分開発の管理能力向上等、管轄機関の能力強化、外部インフラ整備への資金協力、場合によっては、民間への一部業務の外部委託に際して、政府調達における技術面での助言等が効果的な支援となることも考えられる。

4.2.4 投資促進政策・実施体制強化支援

(1) 投資促進に係る政策策定・実施体制強化支援

1) 投資促進戦略の策定支援

アフリカへの外国投資促進を検討するにあたって留意すべき事項として、アフリカ諸国の多様性がある。各国の地理的な位置、資源賦存、気候、人口規模、経済発展のレベル等、各国の産業、貿易ポテンシャルは様々であること、第 3 章でも説明した通り、カバナンスや投資環境についても一様ではない。そのため、各国のポテンシャルを活かして各国特有の課題解決を進めながら、具体的な投資に結びつける施策を精査する必要がある。そのために当該国の国情とポテンシャルに着目した戦略的な政策の策定が重要となる。

2) 投資促進戦略・政策実施体制構築支援

投資促進戦略策定に向けた体制整備についても、強化の必要性が指摘される国があり、各国のリーダーシップの在り方や既存の IPA 他管轄機関の権限・機能等の位置づけを踏まえた上で、体制の設計・実施に向けた能力強化の支援も検討可能である。

戦略策定において重要な点は投資ポテンシャル、コスト、リスクなど様々な要素を考慮する必要があることであり、①分野、省庁横断的な要素に関する情報を整理・分析すること、②戦略から行動計画に落とし込む際には、キーとなる省庁・機関、民間セクターの合意形成が重要であることが挙げられる。特に、世銀 Doing Business 調査を中心とした政策策定の課題で指摘されるように、より民間セクターの需要の高い制度改善分野を特定できるように、民間セクターからの要望の吸い上げと実施に向けた理解を得るプロセスが重要である。

また、包括的な情報取り纏めと行動計画策定においては、政府内のハイレベルのリーダーシップと実行に向けたコミットメントが不可欠となる。そのため支援にあたっては、効果が期待できるリーダーシップやコミットメントの確認を十分に行う必要がある。

更に、国によっては、省庁横断的で民間セクターを含めた政策策定・実施管理を行うプラットフォームの形成を行う場合もある。このようなプラットフォーム形成では、具体的な政策分野の専門性だけでなく、各関連機関との調整やデータ管理等を行う事務局機能が有効に機能する場合もある。そのため、戦略策定を技術面、合意形成に向けた組織構築等、専門的見地から支援することは効果的と考えられる。

3) 投資促進に向けた政策策定支援

① 投資促進に向けた政策ツールの選定と法制度整備

投資促進に向けた戦略に基づき、政策目的や課題に対応する有効な政策ツールを纏めて投資政策を作成する。投資促進においては、広報や誘致活動による積極的なプロモーションとビジネス環境の向上などによる投資の容易化（ファシリテーション）の二つの働きかけ方を念頭に、施策を検討する。

投資家保護などの投資家の基本的な権利、優遇等の投資促進施策等を含めた法整備が必要となる場合も想定される。更に上記の述べた生産・操業コスト、行政手続き等コスト削減に係る施策を含めた包括的な政策パッケージを策定することが必要となる。後で述べる OSS の設置に向けた法制度整備を必要とする国もある。こうした制度整備は最終的には各国政府内、立法府が主体的に行うことだが、支援要請があれば、技術面での助言等を通じた支援が可能である。

優遇は投資促進ツールとして各国が何らかの形で採用している施策であり、策定する各国では税制、非税制優遇を関連政策に沿って提供している。優遇自体の有効性、ターゲットとしている潜在投資家へのリーチについては十分な検証がなされていない。非税制優遇の一環で提供される人材育成、各種手続きの簡素化などに評価をおく投資家もいる。支援にあたっては、有効な優遇パッケージに関するアドバイスや、優遇の在り方についての方針を明確に規定し、優遇の効果や歳入、その他経済インパクトについての検証を行う体制整備が検討できる。

有効な政策策定に向けては、税務・会計、公共財政、労働市場、産業振興等の専門的見地も加える必要があるため、調査、政策策定に向けたアドバイザリーなどの技術支援が有用である。

② 投資に係るデータの整備

本業務対象国では、エチオピア、ガーナでは外国投資の登録を義務づけているが、その他の国では税制・非税制優遇を必要とする場合のみ IPA への登録が行われるため、IPA が所持する投資案件情報については多くが計画時の認可ベースのデータであった。一方各国中央銀行等が把握する国際収支ベースでの FDI データではセクターの分類等までの詳細なデータが公表されていないため、具体的な施策を検討するためには十分ではない。

上述の通り、各国の投資登録、許認可についての制度が違う一方、多くの国で内資・外資の別なく企業統計や産業統計が整備されていない状況から、中長期的な外国投資を含めた企業統計等の整備、短期的には IPA による投資案件情報の登録、モニタリング、更新、発信に関するシステム構築と能力向上の必要性は高いと考えられる。

(2) IPA の機能の強化支援

投資促進機関に特化した能力強化課題と支援可能な分野について整理した。

表 4-3 投資促進機関の能力課題と支援内容

	課題	対応策	支援内容	投入案
広報	- 紙媒体、電子データ双方について定期的な情報収集と更新が可能な体制の構築 - 重要な法令、運用規則等の情報を適宜アップデートして投資家、潜在投資家へ提供が可能な形で加工する	- 情報収集能力向上、関連機関との連携構築 - 適切な情報提供に向けた組織的な体制の構築	- 情報収集・整理 - 更新と広報体制の構築	調査団及び技プロ
投資家発掘・誘致	- 潜在投資家の要望に柔軟に答えるための情報収集、ネットワークの構築、予算の確保 - コンタクトを取っている潜在投資家へのフォローアップの充実。	担当官の能力向上	- 投資案件構築支援 - 税務、法務等の専門分野に係る情報収集 - 整理アドバイザー	アドバイザー派遣
進出支援	- 各種手続きに係る正確な情報提供 - 各種手続きの迅速な処理に向け、ワンストップ化や代行、照会などの側面支援の必要がある。	各関連機関との調整、ホットライン等連絡体制の構築。	- 投資案件構築支援、カスタマーケア能力向上支援 - 行政手続き全般を含めた包括的なサービス提供体制構築支援	アドバイザー派遣 技プロ
政策提言	- 投資家の直面する課題の吸い上げ能力向上 - 政策課題への落とし込みや法令策定等施策に落とし込む専門能力の向上	- モニタリング等のデータ活用 - 専門人材の配置	- 関連機関のネットワーク構築支援 - 情報収集・分析能力向上 - 政策アドバイザー	アドバイザー派遣
投資認可	許認可、ライセンス付与手続きの進捗についてサービス憲章等で示されたより長期にわたること、予見可能性に課題がある。	許認可、ライセンス提供に関する審査基準等の明確化、投資家とのプロセスの進捗共有	- IPA内のデータ管理能力向上支援 - ライセンス供与に向けたフォーマット、運用ガイドライン等ツールの整備支援	アドバイザー派遣 技プロ
組織全体の能力強化	- 組織能力向上（ビジョンの明確化、各部署間の連携強化など） - セクター別、財務・会計、法務等、投資家のニーズに応える情報提供や支援に向けたIPA職員の専門性向上。 - 投資認可、モニタリングなどの活動を効率的に進めるための業務フローの確立と情報管理基盤の充実。	- 投資促進業務の専門家に向けた民間人起用など柔軟な人事配置。 - 投資認可、モニタリングなどの活動を効率的に進めるための情報管理基盤の充実。	包括的な組織能力向上支援	技プロ

出所：プロジェクトチーム作成。

投資促進機関では組織目標や戦略に基づき、各部署における目標管理や人材育成など、体制と職員の能力強化が必要である。一方、投資促進に関わる様々な専門領域については、適切な専門性を有するアドバイザー派遣によって対応が可能と考えられる。

また、特に強化を図る点としては、外国投資家が必要とする情報の収集、更新と発信が挙げられる。外国投資家が投資を検討する際にキーとなる情報として、各国の社会経済状況や、投資機会につながる情報がある。更に投資計画の段階では、現地パートナー候補や市場の現状、ビジネス環境、各種コストや行政手続きに係る情報など、各社の業種・業態や計画している進出形態に合わせた最新で信頼性の高い情報が求められる。アフリカ各国では一般的にまとまった投資関連情報の入手が困難であり、当該国の有用な投資情報を外国投資家が効率的に得る手段が限られる。各国の投資促進機関は、広報媒体の作成、ホームページ作成、投資ミッション等を通じた広報活動を行っているものの、上記のような情報になると紙、電子媒体での一般情報はもちろん、投資家の個別のニーズにも対応できる情報提供が有効となる。このようなビジネス手続きに関する情報収集と組織内での共有、適切な発信方法の工夫等について技術協力の一環として検討できる。

4.3 アフリカ投資促進における課題と JICA の投資促進に向けた課題別方針

上記に対して、JICA の「民間セクター開発：貿易・投資促進 課題別方針」で対応する協力メニューを確認した。2013 年に作成された上記方針では、開発課題をビジネス環境、貿易促進のための体制整備、投資促進のための体制整備の 3 つの開発戦略目標として整理している。この方針で出された協力メニューをアフリカにおける支援可能メニューに対して、①アフリカ投資促進に向けた課題と挙げられた協力メニューとの対応、②JICA の貿易・投資分野では挙げられていない中間目標、協力メニューでアフリカにおいて対応が必要と考えられる追加支援項目を次表の通り纏めた。

表 4-4 貿易・投資 課題別方針とアフリカ投資促進支援メニュー

開発戦略目標	中間目標	サブ目標	アフリカでの協カメニュー案	アフリカにおける投資促進課題			
				経済活動の活性化	生産・操業に係るコスト低減	行政手続きコスト低減	投資促進政策・体制の能力強化
投資促進のための体制整備	投資政策・制度の整備	投資促進政策の策定・実施	- 投資促進政策策定・実施管理に向けた機能の能力強化支援 (ハイレベルな投資促進政策策定機関の機能強化支援、民間企業との投資ダイアログの実施支援、投資促進政策・施策への助言、投資環境調査等の実施) - 投資促進関連法、投資家保護に関する法制度整備支援 - 投資規模の把握に向けた統計データ収集・管理能力向上支援 - 開発政策借款等による施策実施支援	○			○
			- 手続き簡素化、電子化に向けた技術支援 - ワンストップサービスの設置支援			○	○
		PPP 法制度整備・実施体制強化	- PPP 法制度整備、運用規則等策定支援 - PPP 案件調達制度構築支援 - 関連機関の案件形成、契約交渉、実施管理能力向上支援				
	投資促進機能の強化	投資促進能力・体制の強化	投資促進機関の機能強化(広報、投資誘致、進出支援、モニタリング、アフターサービス、政策提言等の諸機能)	○			○
		産業振興政策・マスタープランの策定・産業振興政策実施支援	- 政策対話実施支援 - 政策アドバイザー(専門家派遣) - マスタープラン、政策策定・実施支援 - 企業育成に向けた技術支援 - 外国投資企業と地場産業とのリンケージ構築	○			○
ビジネス環境整備	関連政策・制度整備	労働政策策定と産業人材育成	- 労働政策策定支援 - 産業人材育成支援				
		産業基盤制度の整備	知的財産制度、基準認証制度(計量標準、認証制度、標準化等)整備支援	○			
	インフラ整備	経済インフラの整備	- 運輸交通、電力及び送配電、通信、クロスボーダー交通整備に向けた計画策定支援 - 経済インフラ整備に向けた資金協力 - 経済インフラ・公共サービスの提供に係る能力向上支援 - 経済インフラ・公共サービス提供に係る民間セクターによる投資事業化支援(PPP 制度構築等)	○	○		

開発戦略目標	中間目標	サブ目標	アフリカでの協カメニュー案	アフリカにおける投資促進課題			
				経済活動の活性化	生産・操業に係るコスト低減	行政手続きコスト低減	投資促進政策・体制の能力強化
貿易促進のための体制整備	民間セクター活動に関する投資環境整備	経済特区・工業団地の整備	・ 経済特区制度の構築 ・ 経済特区、工業団地の整備計画策定支援 ・ 経済特区、工業団地の運営組織体制構築支援 ・ 経済特区、工業団地及び周辺インフラ整備に向けた資金援助 (PPP による資金調達支援も含む)	○	○	○	○
		商法、会社法等の法制度整備・実施体制整備	・ 各種法制度整備支援 ・ 各関連機関の組織強化、サービス提供能力向上支援		○		○
		関税・非関税障壁の削減	・ 貿易政策・制度の策定、貿易政策・制度の履行能力向上支援	○			
		貿易手続円滑化	・ 貿易許可手続の合理化、税関手続の効率化、シングルウィンドウの導入、ワンストップポーターポスト設置支援	○		○	
	国際競争力強化	海外市場へのアクセス向上 企業の経営・生産能力強化	・ 貿易実務・マーケティング能力向上支援 ・ 貿易促進機関の能力向上支援 ・ 品質・生産性向上支援 ・ 国際的な食品安全基準への適合に向けた基準認証制度構築、検査能力等向上支援 ・ 包装技術等個別技術分野能力向上支援	○			
地域経済統合の深化	地域経済共同体 (REC) における貿易促進	貿易手続き円滑化	・ 地域経済共同体加盟各国の貿易許可手続の合理化、ワンストップポーターポスト設置支援				
	地域経済共同体 (REC) の産業振興支援	物流・輸送インフラ整備	・ 輸送・物流施設インフラ整備支援				
		地域経済共同体内共通産業基盤整備	・ 品質認証制度の共通化支援				

出所：JICA「民間セクター開発：貿易投資 課題別方針」（平成 25 年）を基にプロジェクトチーム作成。

4.4 投資促進支援における留意事項

(1) 投資促進の目的の精査

外国投資促進支援では、投資実績が蓄積されることが目的であるが、政策での対応や第三者である二国間ドナーの支援による成果は、より中長期的な制度構築やビジネス環境向上などに目線を合わせることも求められる。また制度構築においては、即効性が期待しにくく、裨益者も広く民間セクターとなる。この点で、相手国政府の案件実施に向けた目的意識と成果イメージを十分に共有した上で、支援内容や活動を絞り込んで行くことが適切である。

(2) 生産・物流インフラの整備と運営能力向上

生産、物流に関するコストを低減するためのインフラ整備および各種公共サービスの能力向上に向けた支援を行うことが望ましいが、この際検討すべき点として、ODA によるインフラ整備支援が、外国企業、特に本邦企業の当該国のインフラ分野への進出を促進するために活用可能であることである。そのため、以下の分野で支援を行う必要がある。

- ① ODA による直接的な本邦企業の進出支援。
- ② 公共サービス提供能力向上
- ③ 効果的な整備の方向性や能力強化の方向性に関するアドバイザリーによる実施促進

ODA による支援は、本邦企業のアフリカ経験を向上させるためにも、重要な施策であると考えられる。例えば、建設分野は途上国における市場拡大が著しいが、外国企業が参入するのは難しい。

他方、各国における都市計画、交通、電力等各種インフラ整備において、効率的な計画策定、公共サービス提供の能力向上に向けた組織分析等の支援も検討できる。このような場合は、広く経済社会の要請を踏まえたインフラ整備を主眼に支援を行うが、投資促進の視点を踏まえた計画策定や分析フレーム、実施体制整備等、施策提案を適切に組み込むことで投資促進に結びつく支援とすることが可能である。

資金調達においては、債務の増加を嫌って、近年官民連携（PPP）方式での実施を指向する国も見られる。しかし本邦企業を巻き込んだ形でのインフラ整備においては、先方政府側の政府調達におけるガバナンス課題、リスクの扱い、更には国際的な競争への対応など、企業のみでの対応が困難なケースもあり得る。従って推進においては、PPP インフラ整備に係る調査、海外投融資による資金提供に留まらず、情報収集、関係する先方及び本邦諸機関との連絡・調整についても、ODA 諸機関による支援が必要と考えられる。

(3) ガバナンス課題への対応

公共財政管理、行政手続き向上等のガバナンス課題は、より根本的な法の支配に係わる場合があり、一つの事業で対応が難しい。例えば、国営企業民営化や公正な競争の促進、公務員制度等の制度改革や汚職撲滅の課題なども対応すべき課題に入ってくるが、既得権益等から相手国政府のオーナーシップの確保が容易ではないなどの障害が想定され、短期的で実施可能な対応に限られる場合がある。また、小手先の改善策では成果が伴わない可能性もある。

近年、国際的に比較可能な世銀 *Doing Business* 調査を活用した制度改革を進める国が多いが、調査の長所は、キーとなるビジネス環境分野において、現状を把握するだけでなく、指数算出を行うために評価する項目や根拠が明快で、具体的にどのような点を改善すれば評価が上がるか明

らかである点である。そのため、ハイレベルの意志決定を促しやすいだけでなく、改善策にもつながり易い。一方、ドナーからの資金的な支援が終わると当該国では取り組みの機運が継続しない事例もある。

一方で留意すべき点は、重要な課題が世銀 *Doing Business* 調査のスコープ外であることも多い点である。会社設立における手続きの簡素化やコスト削減は含まれるが、その他の数多くの許認可についてはスコープに含まれていない。税務では実際の税務負担を過小に見せている面もある。国際指標の活用にあたっては、このような指標の限界を認識したうえで、ビジネス環境向上に向けたきっかけとして利用することは有効であると考えられる。

なお、ガバナンス課題に対応する支援では、開発政策金融を使った一般財政支援の実施と、トリガーの設定による動機付けの事例もある。こうした取り組みは、日系企業の進出が著しいアジア諸国において、民間企業の参加も得た投資環境課題の特定とコンディショナリティに関する調整を行った上で実施されている。しかし、現状では一部例外を除き、一般財政支援を行うことはアフリカ諸国においては技術的に難しいと考えられる。

(4) 日本企業の投資促進に向けた対応

日本企業の対アフリカ投資は、セクターや業態の特性によって様々であり、アフリカの市場性や将来性を見越して潜在的な投資需要を持つ企業がある一方、各企業にとって、他の進出先候補と比較して、アフリカ各国の投資先としての必然性があることが検討に入る重要な第一歩と考えられる。本業務対象国では進出企業だけでなく、貿易面でも日本とのつながりが限られる例もあり、経済的なつながりを持つ日本企業を念頭に、各国の経済活動の活性化や各国の特性を強く打ち出しながらコミュニケーションを継続していくことが重要と考えられる。その点で、欧州、インド、中東等、既にアフリカ各国との経済的なつながりが強い地域を拠点とした事業展開、同地域の企業への資本参加を機にアフリカ事業に乗り出す実績も見られる。

他方、アフリカ各国の特性、市場環境、課題なども多様である。本業務対象国では、世銀 *Doing Business* 調査に代表される投資環境向上に向けた横並びで進捗がみられるような改善の努力は行っているが、各国が投資ポテンシャルと投資促進に向けた主体的な意図を持って、ターゲットを絞った積極的な誘致活動を展開する事例はなかった。

総体的にアフリカ各国における日本企業のプレゼンスが十分に発揮されていないことから、投資促進のターゲットとしての認識が高いとはいえない。技術協力においては、まず C/P 側の需要の高い支援を行うことが重要であり、その中で IPA だけでなく、関係省庁、現地民間セクター団体などとのコミュニケーションを継続することは重要な投資促進に向けての基盤となると考えられる。また、政府による投資促進政策の目的や方向性策定を支援することで、具体的な日本企業の参画が可能な分野について徐々に政府との共通の認識を形成する可能もある。このような中で、継続したプロモーションを進めることが必要と考えられる。

4.5 本件業務実施における教訓

4.5.1 アドバイザーの現状と有効活用への工夫

投資促進分野では、従来から専門家として投資促進等に係るアドバイザー派遣を行い、当該国での投資促進、投資促進機関の能力向上が図られてきた。本件業務においてもアドバイザー派遣を行っているが、有効なアドバイザー派遣においては、アドバイザーの役割と支援の目的を十分に明確化し、派遣後の早い段階で現地の状況と活動内容のすり合わせ、相手国機関との調整、活

動内容の見直しを行うことが重要である。その際には、下記に十分留意する必要がある。

- ・ アドバイザー派遣は、数ある投資促進課題の中のどの課題への対応を目的とするかを可能な限り明確にしておく。特にその目的について受け入れ側政府機関の理解を十分に得ておく。
- ・ アドバイザー派遣を有効に行うためには、本部、事務所、専門家の間で目的についての共通理解を持つことが重要である。派遣期間を通じて三者間で円滑なコミュニケーションをとり、課題に柔軟に対応する。
- ・ 投資促進機関には産業、商業関連の省庁傘下にある実施機関であることも多く、投資促進で扱う法制度整備などハイレベルな意思決定を擁する可能性があり、そのような状況下では効果的な技術支援が困難なことも想定される。そのため、アドバイザーが実施する業務内容が十分に定まらないときも含め、派遣の際のカウンターパートを投資促進機関の長とするなど意思決定機関に有効に働きかけられるポジションで先方機関からも十分理解を得ておく必要がある。
- ・ アドバイザーの活動を側面から支援する仕組みが必要である（本邦、または在外での支援体制）。
- ・ 現状分析、活動内容精査、C/P との協議を行う際、情報を整理分析するためのツール等を利用する（パイロット版ツールは、本件業務で使用済み）。
- ・ 日本企業からの問い合わせへの対応等への必要性が求められることもあるが、先方政府の要望を受けた技術協力の強みを活かし、専門家の活動は先方政府の組織・技術的な能力であるよう活動計画を策定するとともに、専門家への助言等を行うことが適切である。

4.5.2 情報提供能力強化の効果的な設計

本業務対象国では、全ての国で広報資料やミッション等で活用するプレゼンテーション等を作成済みであり、レベルの違いはあるが、ウェブサイトやソーシャルネットワークの活用も行っていた。一方、投資先を検討する際や投資計画策定において必要となる法制度、各産業の業界構造、パートナー候補等の情報については、調査、専門家活動を進める中で実際に収集を試みたが、国によっては非常に困難を極める事例もあった。

また、ガイドブック、ウェブサイトなどのツールの整備はドナー等による支援が得られたところで更新したり、外部の媒体政策会社への依頼により対応したりしている事例もあるため、こうした分野への支援に対して、細かな制度の新設・変更、業界の現状について常時情報を更新し、機関内で蓄積・管理する能力により大きな課題が見いだせる。継続性の観点から、情報収集・管理に対する支援においては、単なる媒体作成ではなく、より能力強化する設計を行うことが望ましい。

4.5.3 複数国業務の一括実施の効果的な設計

複数国を対象として一つの案件として実施する際には、実施における効率、結果の効果的な分析と教訓の抽出、相互の手法の学び合いなどを想定し、各業務対象国の背景、地理的位置や投資促進の課題、支援手法を統一して実施することが適切である。

添付資料 1

広報資料

ビジネス新大陸 アフリカへの進出

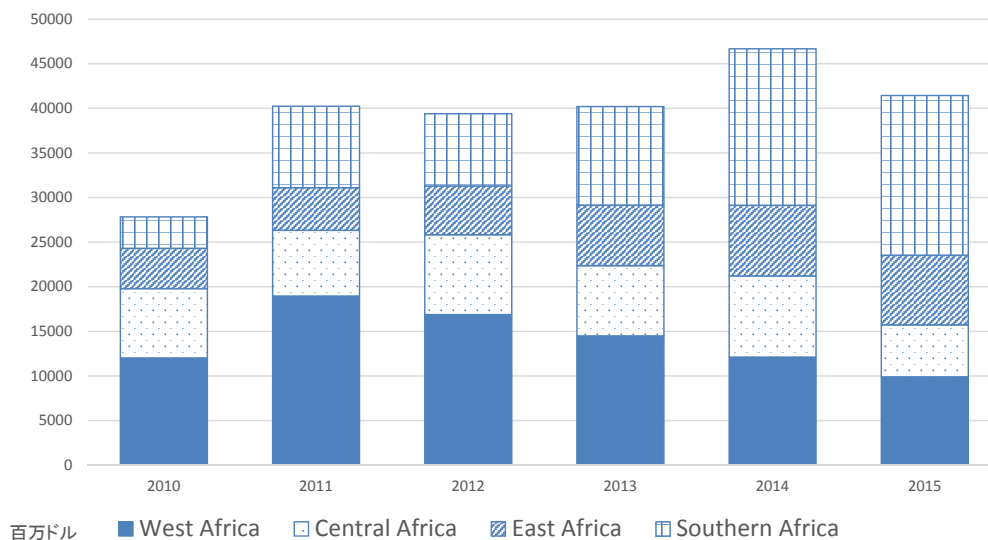
ビジネス新大陸 アフリカへの進出



1. アフリカへの投資動向
2. アフリカ投資のポテンシャルと課題
3. 各国の投資概況と事例
4. JICAの進出支援スキーム

注：本スライドでは断りのない限り、アフリカとはサブサハラアフリカを指す。

アフリカへの新規FDI流入額の推移

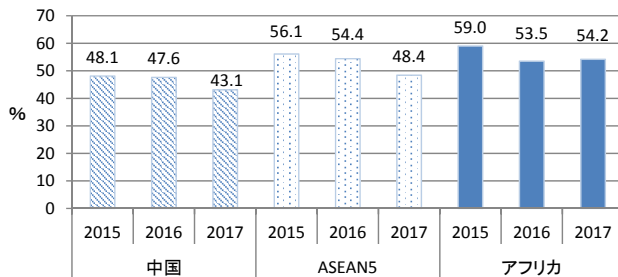


出所：UNCTAD

- 南ア向け流入額が多いため、南部アフリカのシェアが全体的に高い。
- 資源、商品価格の下落から2015年は減少に転じた。資源依存度が比較的少ない国々では比較的好調。

日系企業のアフリカ諸国への興味関心

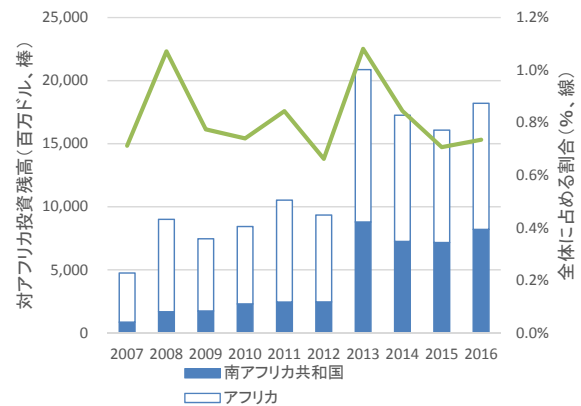
中期的海外事業展開の強化・拡大を
検討している日系企業の割合



出所: (左) JBIC (右) JETRO

注: アフリカには北アフリカを含む。

対アフリカ投資残高と全体に占める割合



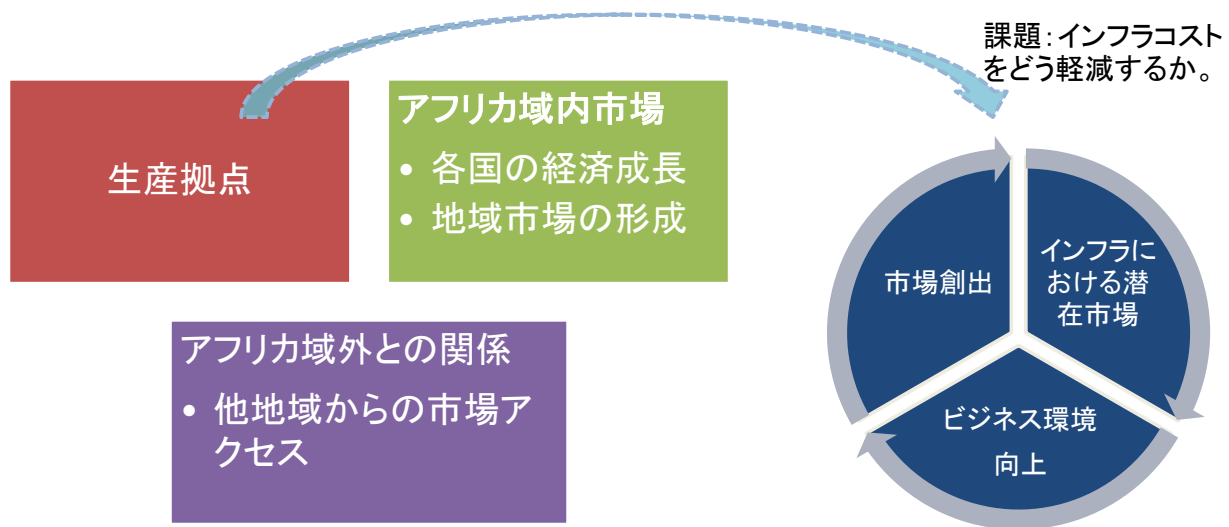
- ・ 現在事業を実施・計画中の地域における中期的な事業展開見通しについて、中国やASEAN5が微減傾向にある中、アフリカでの強化・拡大姿勢は2017年に再び強まった。
- ・ 2013年から減少傾向にあった投資残高は、2015年、2016年にかけて再び増加傾向に転じた。

2



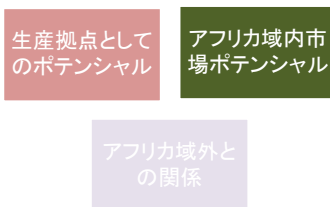
3

アフリカ地域の投資ポテンシャル



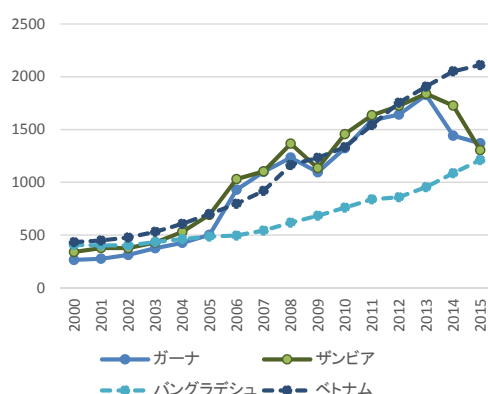
国ごとに多様なポテンシャルがあるが、全体として、①生産に係るコスト・資源賦存、市場、第三の地域からのアクセスから見た産業立地としての魅力、②ビジネス環境の整備と市場の更なる創出が見込まれる性質のインフラ整備にポテンシャルが見られる。

4



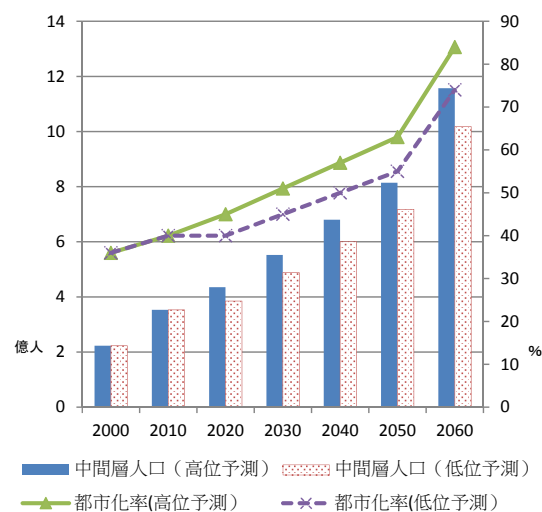
経済成長と都市化の進捗

一人当たりGDP(名目USD)の推移



出所: (左)世界銀行(右)AfDB

中間層人口と都市化率の予測



- 資源、商品価格の下落から2015年はドルベースで減少に転じたが、過去10年間アジア諸国並みの成長を続けてきた。
- 長期的に都市化の進捗、中間層の拡大が見込まれ、市場、労働力供給源としての長期的なポテンシャルが見込まれる。

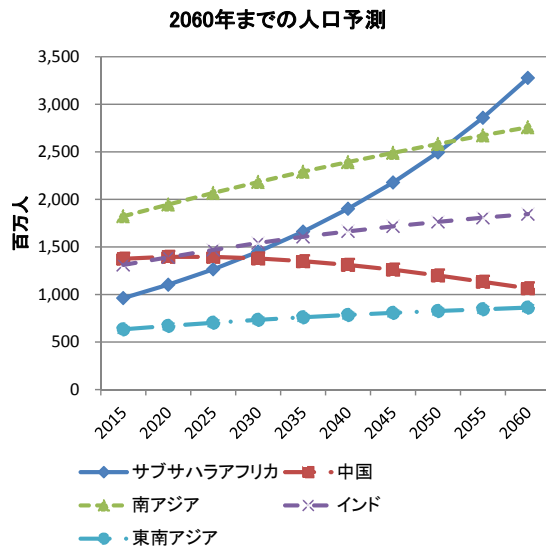
5

生産拠点としての
ポテンシャル

アフリカ域内市
場ポテンシャル

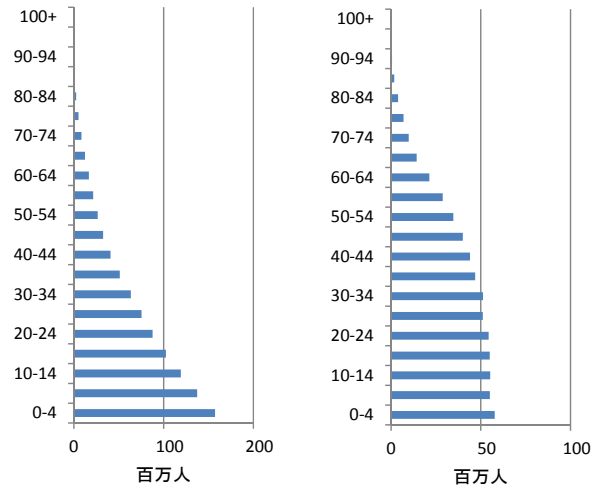
人口増加

アフリカ域外と
の関係



アフリカの人口構成

東南アジアの人口構成



- 若年人口が多く、市場、労働力供給源としての長期的なポテンシャルが見込まれる。

6

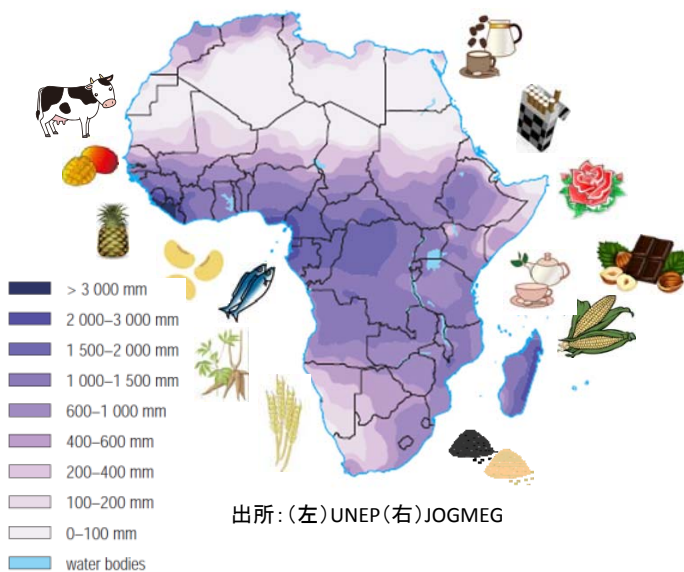
生産拠点としての
ポテンシャル

アフリカ域内市
場ポテンシャル

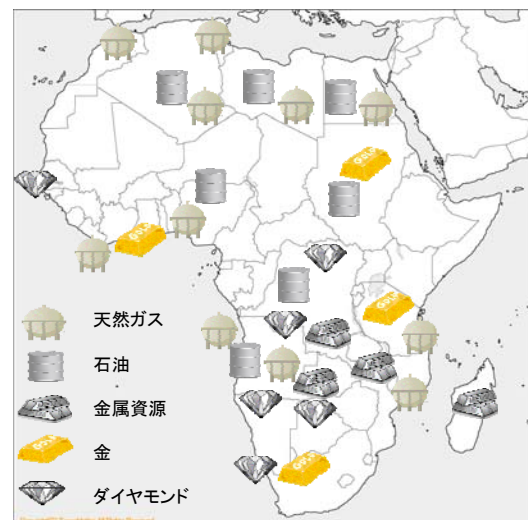
多様性

アフリカ域外と
の関係

降水量の分布とアフリカで生産される農産物



鉱物資源の分布(開発地域を含む)



- 気候帯、標高の違い等、地理的な特性から、様々な農林水産業、鉱物資源の賦存・ポテンシャルを有する。

7

生産拠点としての
ポテンシャル

アフリカ域内市
場ポテンシャル

アフリカ域外と
の関係

数億人規模の巨大市場形成を 目指す地域経済共同体

共同体名: ECOWAS
加盟国数: 15ヶ国
設立年: 1975年
人口規模: 3.4億人
GDP: 3,049億ドル
自由貿易地域: 2004年
関税同盟: 2015年
共同市場: 2020年予定
通貨同盟: 2020年予定



共同体名: COMESA
加盟国数: 20ヶ国
設立年: 1994年
人口規模: 4.0億人
GDP: 6,386億ドル
自由貿易地域: 2000年
関税同盟: 協議中
共同市場: 検討中
通貨同盟: 検討中

共同体名: ECCAS
加盟国数: 10ヶ国
設立年: 1983年
人口規模: 1.4億人
GDP: 2,098億ドル
自由貿易地域: 検討中
関税同盟: 検討中
共同市場: 予定なし
通貨同盟: 予定なし

共同体名: SADC
加盟国数: 15ヶ国
設立年: 1992年
人口規模: 2.7億人 GDP: 5,755億ドル
自由貿易地域: 2012年
関税同盟: 協議中(一部導入済み)
共同市場: 協議中(一部導入済み)
通貨同盟: 検討中

共同体名: EAC
加盟国数: 5ヶ国
設立年: 2000年
人口規模: 1.4億人
GDP: 1,475億ドル
自由貿易地域: 2005年
関税同盟: 2009年
共同市場: 協議中
通貨同盟: 検討中

出所: 各種関連資料

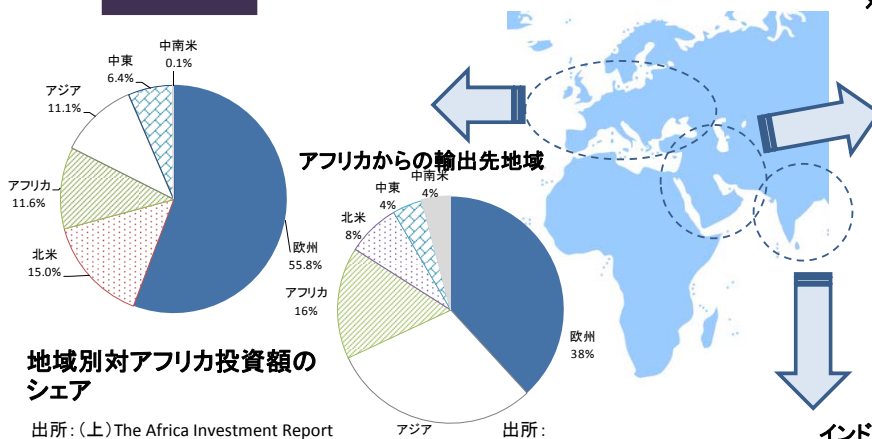
8

生産拠点としての
ポテンシャル

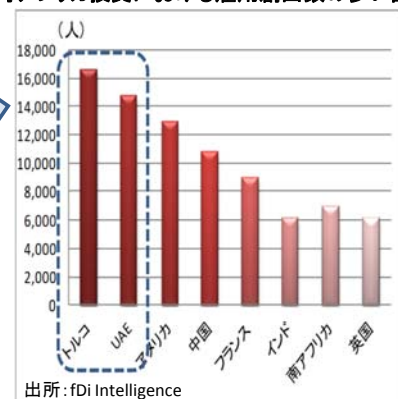
アフリカ域内市
場ポテンシャル

欧州、中東、インドとの近接性

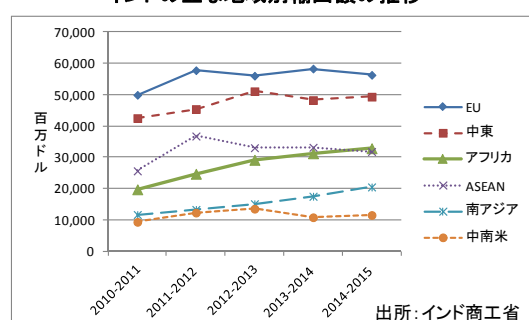
アフリカ域外と
の関係



対アフリカ投資における雇用創出数の多い国



インドの主な地域別輸出額の推移



(上) 欧州の対アフリカ投資額の割合は半分以上を占め、アフリカからの輸出先としても最大である。なお、アフリカの19ヶ国が英連邦の加盟国、21ヶ国がフランス語圏であり、歴史的、文化的結びつきが強く、法制度や金融システムの点でも共通点が多い。

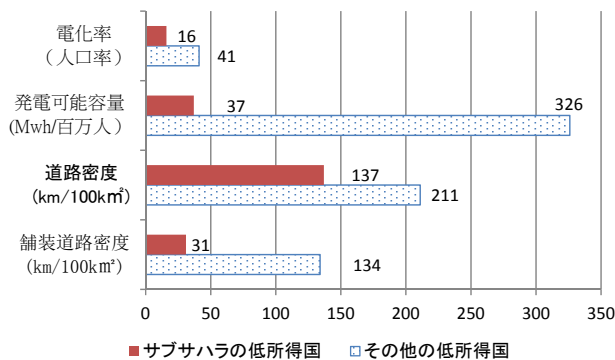
(右上) 対アフリカ投資においてトルコとUAEの2ヶ国で、雇用創出全体の20%以上を占めている。

(右下) インドからアフリカ向け輸出額は急伸している。また、2015年10月に第3回インド・アフリカフォーラムサミットが開催され、インド政府は100億ドルの信用供与と6億ドルの無償支援の実施を発表した。



インフラのコストと整備需要

アフリカのインフラの状況



アフリカでのインフラ整備に係る必要額と実績額 (億ドル/年)

	ニーズ	実績		
		2012年	2013年	2014年
電力	408	234	216	224
運輸	182	142	222	343
水と衛生	219	70	60	97
ICT	90	3	10	23
その他	34	1	18	29
合計	933	450	526	716

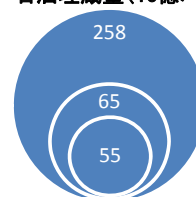
アフリカとアジアのインフラ関連コスト比較表

	サブサハラ	開発途上国
電力料金 (ドル/時間・キロワット)	0.02-0.46	0.05-0.10
水道料金 (ドル/立法メートル)	0.86-6.56	0.03-0.60
物流コスト (ドル/トン・キロメートル)	0.04-0.14	0.01-0.04

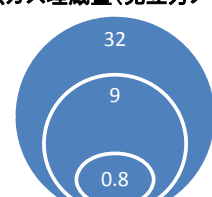
*各国の状況が違うため、数値には幅がある。

- エネルギー供給、輸送、給水等基礎インフラ不備がコストだが、整備需要が潜在投資機会となっている。

アフリカにおける
石油埋蔵量(10億バレル)



アフリカにおける
天然ガス埋蔵量(兆立方メートル)



大丸: 究極可採埋蔵量、中丸: 2013年時点での確認済み埋蔵量、小丸: 2013年時点での累積生産量

出所: (左上・左下) 世銀 (右上) AfDB/世銀 (右下) IEA ¹⁰



インフラ整備に向けた長期計画

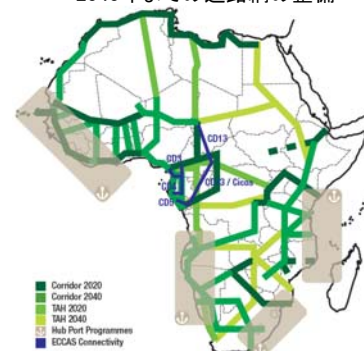
2017年までの港及び物流ルートの投資予定額 (億ドル)

港名	金額
Lamu	240.0
Bagamoyo	1000.0
Kribi	100.0
Nacala	50.0
Enfidha	18.0
Beira	14.5
Lekki	13.5
Badagri	13.0

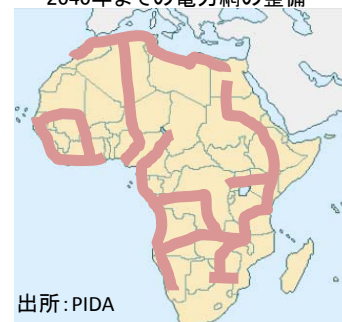
出所: AfDB



2040年までの道路網の整備



2040年までの電力網の整備



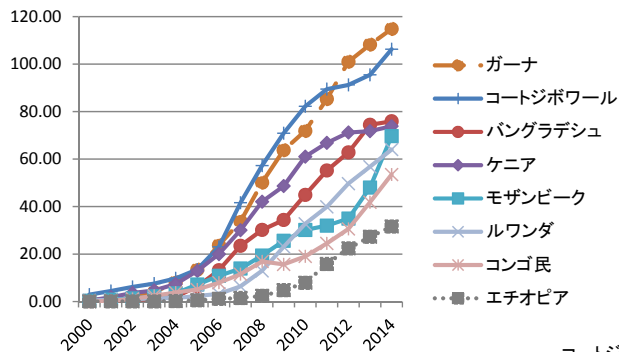
(上) 2014年現在、世界に占めるアフリカでの海運は5%、コンテナ輸送は2%以下だが、その貿易量は2007年と比べると4倍に増加した。増加する貿易量に対応すべく、既存の港の改修に加えて、新規港への投資も計画されている。

(右) アフリカ連合(AU)総会にて、アフリカ開発銀行の下、アフリカ全域のインフラ開発計画(PIDA)が策定された。PIDAでは、エネルギー、交通、水、情報通信の分野において、2040年までにアフリカ全域のインフラ整備を行うことを目標にしている。



携帯電話の普及とICT市場拡大

100人あたりの携帯電話加入者数

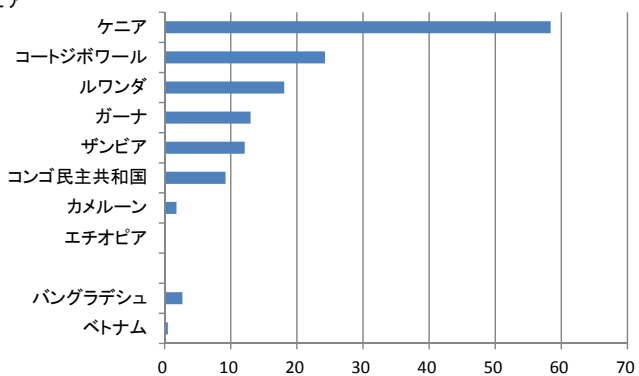


(上)
アフリカ各国の100人あたりの携帯電話加入者数は2010年前後に急増している。特にガーナは2010年に、コートジボワールは2013年には100人あたり100台を突破し、つまり1人1台以上携帯電話を保有していることになる。

(下)

アフリカ各国では金融セクターが未成熟であることも反映して、アジアと比較して、モバイルマネーの利用率が格段に高い。特にケニアでは、15歳以上で携帯電話を持っている人の過半数がモバイルマネー口座を持っており、個人間の支払のやり取りから、光熱費や学費の支払いまで、モバイルマネーで行われている。

モバイルマネー口座を持っている15歳以上人口の割合

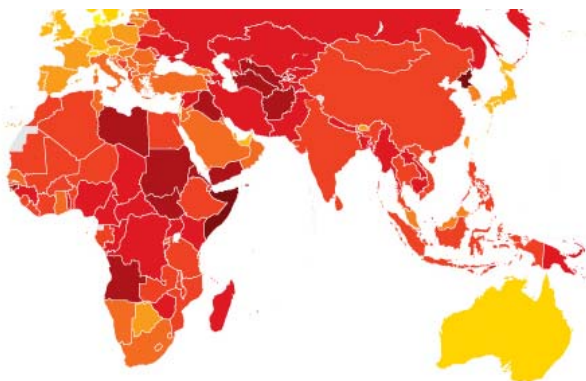


出所: (右上)ITU (左下)世銀

12

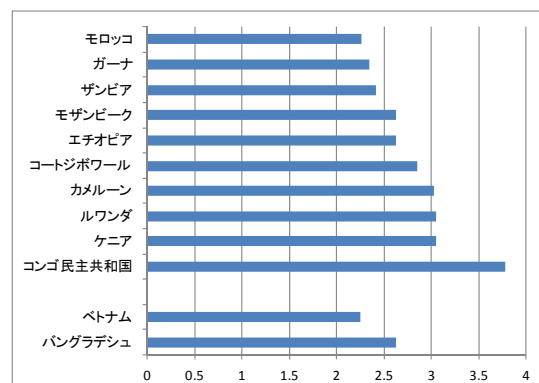
課題と留意点 政治・治安等のリスク

汚職・腐敗に関する認識指数 (CPI)



出所: Corruption Perception Index 2014 (Transparency International作成)

治安の状況(治安に関する評価、0=問題がない)



出所: Global Peace Index 2015のうち、治安関連部分の指数 (Institute for Economics & Peace作成)

(左) 赤が濃いほど腐敗・汚職の認識程度が高い。日本や欧米と比較すると、アフリカ地域の汚職・腐敗の認識度は高いが、中国・インドと同程度の国も多い。

(右) 数が大きいほど治安が悪い(5が最悪)。政治的安定度、殺人数などの治安に関する各種指標をもとに各国の治安について1～5の指数に計算したもの。ベトナム・バングラデシュの治安レベルと同程度の国も少なくない。

13

課題と留意点 産業政策・投資促進政策

課題と留意点

- 政府によっては、国産製品購買促進などの政策や現地調達率向上に向けた要求を高めるケースも見られる。
- インフラ整備に向けたPPP制度の整備を進める国も多いが、経験が十分でないため、契約交渉等に時間が係ったり、契約履行に関するリスク管理が必要なケースもある。
- 電力等ユティリティに係るPPPの場合、エンドユーザー価格の低減プレッシャー、為替変動リスクの吸収等、リスク対応。

改善の動き

- 不安材料でもあるが、パフォーマンスベースの優遇の用意がある場合がある。
- PPPインフラ制度整備は各国徐々に進めていて、少しずつ経験を積んでいる途上である。

14

課題と留意点 行政手続き・規制

最近の改善点

- 仏語圏諸国における統一ビジネス法(OHADA)の採用、東南部アフリカ共同市場(COMESA)による貨物トラッキング、保証金制度の制度導入など、地域での取り組みが進む。
- Doing Businessの指標で取られている項目について、ランクの向上に向けて努力をする国が多い(例:会社設立のプロセス)。
- 各種手続きのワンストップ化、電子化を進める国も多い。

留意点、課題が見られる点

- 地域経済共同体の実質的な統合の進捗に課題。共同体にもよるが、貿易に係るルール統一、域内関税・非課税障壁撤廃、人の移動の自由など、それぞれに課題がある。
- Doing Businessで計測されていない部分についての状況に留意が必要。
電子化が手続きフローの一部に留まるため、効果が限られる。

15

課題と留意点

	主な課題	改善の動向
会社 設立	実質的な外資参入規制(最低資本金額等)	
税務	- 税務一般ルール周知の不徹底、不明瞭、複雑、変更が多い。 - 税務担当官の能力不足、汚職 - PEの定義、国際税務(移転価格等) - 不服申し立てが難しい - 還付制度があっても還付に時間がかかる	税務申告・支払いの電子化進展
物流	- 日本からの場合コスト、時間が係る - 輸出入手続きが煩雑 - 関税、輸出入にかかる手数料等高額	- 日系物流会社の進出 - 貿易手続きのワンストップ化、電子化進展
入管	外国人の就労許可手続きが煩雑、審査が厳しいなど	特区、優遇制度の活用
金融	- 外貨割当制限国あり - 金利が高く資金調達コスト高い	
労務	国によっては労働者保護に手厚い制度となっているため、労務管理に注意必要。	

16

進出戦略事例

投資目的	セクター	進出方法と事業拡大	備考
国外・地域経済圏 外市場アクセス	資源	試掘権、採掘権取得	
	農林水産品 農産品加工、 皮革加工	原材料の確保と垂直統合 (当初購買から自社農園等の整備)	良質の原材料を適切量確保するのは確保するため原材料の生産を手がける 生鮮食品や花卉等は、進出前に最終市場が確保されてる場合が多い
	繊維・縫製	EPZ制度や輸出振興制度を活用して直接投資	AGOAによる米国向け輸出の機会があるものの、活用できている国は多くない
国内・地域経済圏 市場アクセス	消費材	現地企業買収(国営企業の民営化も含む)	
	建設業 建設資材	公共調達から現地民間部門へ進出	
	製薬	現地企業との合併	ジェネリック薬品の輸出
	インフラ(電力、物流)	PPP、IPP(電力) 国営企業民営化・買収	

17

進出に当たってのリスク対応事例

課題	調査で見られた外国企業の対応	備考
政治等リスク	輸出・輸入→現法、工事請負→進出、資本参加等による段階的進出	リスク軽減に向けた二国間投資協定締結に向けた動き
現地情報の不足	- 現地既存パートナーのネットワーク活用 - 現地専門家の活用(会計、法務など)	
市場慣行等への対応	買収、資本参加等によるバリューチェーンの広範囲な捕捉	
制度変更等への対応	現地専門家の活用(会計、法務など)	

18

アフリカ域内ネットワークを活用

アフリカの主な小売業店の進出状況



	企業名	アフリカ内 事業展開国数	店舗数	売上額 (百万米ドル)
●	Shopriteグループ	17	2,177	9,869
■	Mr. Priceグループ	14	1,079	1,133
●	Massmartグループ	12	376	5,169
●	Pick n Pay	9	1,016	6,351
■	Nakumatt	4	55	>1,000

出所: 各社年報、各種報道資料

アフリカの主な銀行の進出状況



	銀行名	本社	主な株主	アフリカ内 事業展開国数
●	Ecobank	トーゴ	南アフリカ	32
■	United Bank for Africa	ナイジェリア	ナイジェリア	19
●	Standard Bankグループ	南アフリカ	南アフリカ	17
●	Banque Marocaine du Commerce Extérieur	モロッコ	モロッコ	19

19

その他の外国企業とのタイアップ

参考：南ア、インド企業の投資意欲

南アフリカ

- 本件調査対象国で既に操業実績を持つインタビュー先が多く含まれたため、事業継続・拡大に前向き。
- 商品・サービスの種類、既存拠点等によりばらつきはあるが、ケニア、ナイジェリアなどの地域ハブ国が投資先、業務拡大検討中の国として挙げられた。また、ガーナ、ルワンダなどは、ガバナンス、経済成長の状況に対して好意的に捉えられていた。

インド

- 農業、鉱業、インフラ整備、医療等の分野でアフリカ進出に興味を示している。
- 製造業ではアフリカ進出に興味があるものの、具体的な進出を検討するために、詳細な各国のビジネス機会、市場情報などを検索している状況のものが目立った。

20



アフリカ地域投資促進支援業務対象国

1. アフリカへの投資動向
2. アフリカ投資のポテンシャルと課題
3. 各国の投資概況と事例
4. JICAの進出支援スキーム

21



エチオピア連邦 民主共和国

魅力



安価な労働力とアフリカ域内・外アクセス



(左)エチオピア航空は、アフリカ域内を中心に、アジア・欧州・中東への便を多く運行している。

旅客便

国際運行路線: 92か所 (アフリカ: 51ヶ所、アジア (東京含む): 14か所、欧州: 12か所、中東: 11か所、アメリカ: 4か所)

国内運行路線: 19か所

貨物便

国際運行路線: 46か所 (アフリカ: 35か所、アジア: 6か所、中東: 3か所、欧州: 2か所)

(下)エチオピアの労働賃金や電力料金はバングラデシュやベトナムと同程度の水準である。

	エチオピア (アディスアベバ)	コートジボワール (アビジャン)	ナイジェリア (ラゴス)
法定最低賃金 (ドル、月額)	47.9-95.7	100	107
	バングラデシュ (ダッカ)	ミャンマー (ヤンゴン)	ベトナム (ハノイ)
	85.75	127	146
	エチオピア	ザンビア	エジプト
業務用電気料金 (ドル、1kWhあたり)	0.015	0.025-0.068	0.03-0.08
	ベトナム	バングラデシュ	ミャンマー
	0.06-0.09	0.09-0.12	0.10-0.15

出所: (左)エチオピア航空 (右)JETRO他

22



エチオピア連邦 民主共和国

主要データ



面積 100万km² (2015年)

人口 99百万人 (2015年)

一人当たりGDP(購買力平価) 1,626ドル (2015年)

GDP成長率 9.6% (2015年)

貿易収支 ▲81億ドル (2012年)

インフレ率 10.1% (2015年)

外貨準備高 2.4ヶ月 (2009年)

主な輸入産品

石油、石油製品、化学製品、機械類、自動車、穀物・穀類、繊維

主な輸出産品

コーヒー、チャット、金、革製品、油糧種子

地域経済圏加盟状況

COMESA

日系ビジネス動向

企業拠点数 9社

邦人数 248人 (内、民間企業関係者 47人)

奨励

投資優遇 (関税・所得税の免除、欠損金の繰越など)

輸出優遇 (関税払戻、保税工場経営など)

規制

ネガティブリストあり (電気・通信・銀行・保険・フォワーディング・運送等のサービスセクターへの投資は参入禁止)

税率

法人所得税 25-35% VAT 15%

外国人雇用制度

5年程度を目安に外国人従業員の地位を現地化する必要あり。

投資促進機関

Ethiopia Investment Commission (EIC)

主な機能・サービス

・情報提供業務 (ウェブサイト及び紙ベースでの広報活動、ガイドブック、投資環境情報、外国投資家の動向等)

・窓口業務 (投資誘致、投資相談、投資後フォローアップ等)

・投資許可証、ビジネスライセンス、商業許可証、建設許可証、労働許可証の発行

連絡先 +251-11-551-0033

ethioinvest@investethiopia.gov.et

ホームページ <http://www.investethiopia.gov.et/>

23



エチオピア連邦 民主共和国

進出事例



BMET Energy Telecom Industry and Trade LLC

<進出の背景/理由>

- エチオピア政府が国家開発計画で目指しているICTネットワーク拡大を行うにあたり、ケーブル需要が高まると考えたため。

<進出の決め手>

- 本社(トルコ)からの交通の便だけではなく、原材料を調達している国(インド、ザンビア)、市場(ケニア)等への移動がしやすい。
- 優遇措置(土地の確保等)が魅力的であった。
- 製品の販売先のめどが立っていた。
- よい現地パートナーが見つけた。

<課題と取り組み>

- 土地は多くのコストをかけることなく特定できたものの、住民移転に時間がかかっている。
- 忍耐力と大胆な経営判断がカギとなる。
- 日本とエチオピアの規則・商習慣は異なるということを理解することが重要である。
- 現地のビジネス環境、商習慣等について熟知しているローカルパートナーを見つけることで進出がしやすくなる場合もある。

<会社概要>

BMETはエチオピア国内の電子ケーブル生産最大手である。最新の技術を用いて、通信ケーブルや光ファイバーを含むあらゆる電子ケーブルを生産している。本社はカイセリ(トルコ)。資本金150百万ドル。売上は100百万ドルを目標としている。雇用者数は650名(2015年8月現在)

24



エチオピア連邦 民主共和国

進出支援



E I C の 業 務	広報活動	潜在的投資家の発掘	進出支援	操業支援	アフターケア
	- 広報資料作成 - セミナー開催 - 展示会出展 - ウェブサイト - 相談受付	- 引合い対応 - 候補地視察支援 - 現地パートナーの紹介 - 政府機関との面談設定	- 土地取得支援 - 投資認可取得手続き支援		投資案件のモニタリング

・業種別セミナーや国別セミナーを世界各地で開催している。
・エチオピア政府は細かく優先産業を規定しており、それ以外の業種に対するサポートは十分とは言えない。
・いくつかの業種別に担当職員をつけて投資認可許可証取得までのサポートはしているが、投資認可取得後のサポートは行っていない。

エチオピア国内の工業団地概況

名前	現状	面積 (ha)	想定セクター
Bole Lemi	2015年操業開始	156	アパレル
Hawassa I	一部操業開始	140	繊維、アパレル
Hawassa II	建設中		アパレル
Mekele	建設中	100	アパレル
Kombolcha	建設中	75	アパレル
Adamal	建設中	365*	繊維、アパレル
Diredawa	建設中	150	繊維、アパレル
Jimma	建設中	75	アパレル
Bole Lemi II	建設中	171	繊維、アパレル
Kilinto	建設中	279	薬品、食品

・このほかBahir Dar, Debere Birhan等地方都市での工業団地整備に向けて調達が開始されている。

*: Adama IIはAdama工業団地と併せた面積。
出所: IPDC(2017年3月現在)

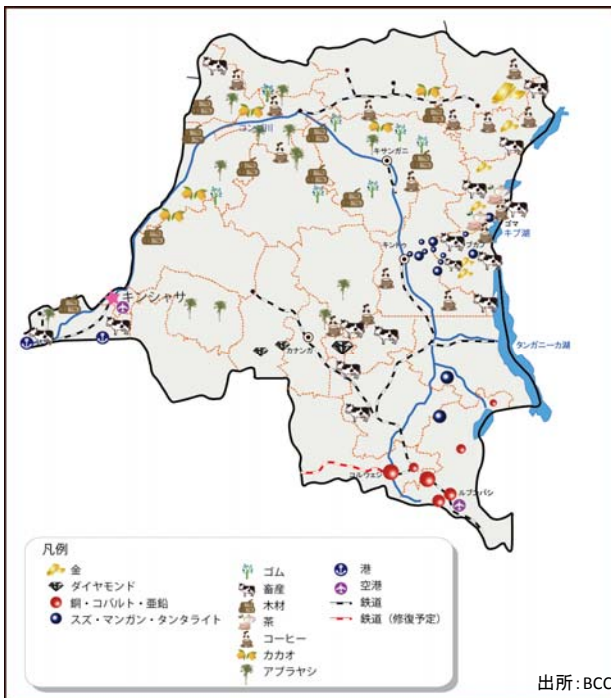
25



コンゴ民主共和国

魅力

豊富な天然資源と農林水産品



鉱業

- ・ 鉱物資源は大きく北東部キブ地方からカタンガ地方を経て、東西両カサイ地方に至る弧を描く地域に賦存している。
- ・ 旧カタンガ州では、銅、コバルトを始めとする鉱物資源が豊富であり、旧東部州から南北キブ、マニエマ、東西カサイ地方においては、金、ダイヤモンド等の鉱物資源の採掘が行われている。また、石油・ガスについては、大西洋及び、東部大地溝帯周辺に埋蔵があるとされる。

農業

- ・ 広大な国土では地域によって気候帯が異なるため、耕作に適する作物の種類が多い。
- ・ コンゴ(民)は、耕作可能地域のうち、10%のみが利用されているにすぎず、食品についても多くを輸入に頼ることから、国内及び周辺国を含めた食糧需要に対応する潜在性は高いと考えられる。また、コーヒーなど国際市場においても引き続き需要の伸張が見られそうな作物も見られる。
- ・ ただし、農業コンセッションを行う場合は、外国投資家の場合、土地取得のためにコンゴ(民)資本のパートナーを探す必要がある他、生産には、灌漑、物流等の生産、輸送インフラが未整備の地域が多く、種苗ほか国内調達が困難な農業資機材が多い。

26



コンゴ民主共和国

主要データ



面積 235万km² (2015年)

人口 7,726万人 (2015年)

一人当たりGDP(購買力平価) 783ドル (2015年)

GDP成長率 3.9% (2015年)

貿易収支 ▲21億ドル (2015年)

インフレ率 1.6% (2013年)

外貨準備高 1.1ヶ月 (2015年)

主な輸入産品

消費財、資本財、エネルギー、原材料

主な輸出産品

ダイヤモンド、原油、ベースメタル

地域経済圏加盟状況

ECCAS, COMESA, SADC, CEEAC, CEPGL, ONU, CIRGL

日系ビジネス動向

企業拠点数 4社

邦人数 56人(内、民間企業関係者 0人)

奨励

税制優遇(法人所得税の免税、プロジェクト対象の土地に対する不動産税の免税)

輸出入優遇(資機材等の免税輸入、輸出税免税、人材育成、環境保全に係る措置に関する費用の控除)

規制

小規模商業活動、武器の生産および軍事関連産業は外資の参入禁止。また、農業コンセッションおよび農地へのアクセスはコンゴ(民)人またはコンゴ(民)資本がマジョリティ出資の企業のみにも与えられる。

税率

法人税率 30または35% VAT 16%

投資促進機関

Agence Nationale pour la Promotion des Investissements (ANAPI)

主な機能・サービス

- ・ 情報提供業務(ウェブサイト及び紙ベースでの広報活動、投資環境情報等)
- ・ 窓口業務(投資誘致、投資相談、投資後フォローアップ)
- ・ 投資認可証の発行

連絡先

+243-999-2502-6
anapi@investindrc.cd / anapirdc@yahoo.fr

ホームページ

<http://www.investindrc.cd>

27



コンゴ民主共和国

進出事例



Helios Towers Africa Limited

<進出の背景/理由>

- ・ コンゴ民では競合が少なく、新しい技術的なソリューションを導入する余地があったため。
- ・ 全体人口の増加と経済成長により顧客対象層の増加が見込めるため。
- ・ コンゴ民はフランス語圏アフリカでありながら、他のフランス語圏アフリカにはない面白さとポテンシャルの高さがあったため。

<課題と取り組み>

- ・ 投資を立ち上げるのにも、利益が出るまでも時間がかかることを考慮すべき。
- ・ コンゴ民独特の商習慣が多く、法務、税務、労務、物流それぞれの専門家の経験とネットワークが重要となる。

<進出の決め手>

- ・ 7,000万の人口に対してまだ200万人しか携帯を利用していないと言われている、そのポテンシャルの高さ。
- ・ 通信が国家の開発優先セクターだったため、税制優遇を得られることになった。

<会社概要>

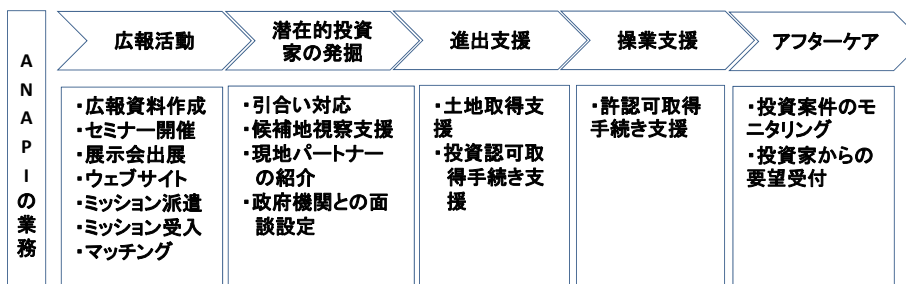
Helios Towersは、アフリカ諸国において通信塔の建設、運営管理、通信業者へのリースを行っている独立系通信塔運営会社である。コンゴ(民)以外では、コンゴ共、ガーナ、タンザニアで操業している。本社はロンドン(英国)。資本金3.5億万ドル(2009年現在)。売上は100百万ドルを目標としている。雇用者数は常勤63名(2016年2月現在)

28



コンゴ民主共和国

進出支援



・ セミナーや展示会出展を通して広報活動を実施している。
 ・ ウェブサイトに、基礎情報、ビジネス環境、具体的なインセンティブ、必要な許認可手続、税制・投資に関する法的情報等、が提供されている。但し一部フランス語での提供のみ。
 ・ 投資家は、ANAPIから投資家の事前調査支援、ローカルパートナーの紹介等の支援を無料で受けることができる。

経済特区設置状況

コンゴ(民)政府は、2014年7月に経済特区制度の設置に係る法(Loi n° 14/022 du 07 juillet 2014 fixant le régime des zones économiques spéciales (ZES) en république démocratique du congo、以下「経済特区法」)を制定している。経済特区法は経済特区の定義、整備業者、管理業者、それらとの契約書に記載する項目等を特定しているが、整備業者、管理業者選定に係る方法(クライテリア、審査フロー)など、経済特区開発、運営・管理に係る詳細は別途定めとしている。コンゴ(民)政府は、全国で各州に一箇所ずつ経済特区を設置するとしていて、キンシャサ州マルク(Maluku)に最初の経済特区を設置することとしている。

産業省へのヒアリングによると、コンゴ(民)においては、国内需要向けの産業誘致を可能とするための制度設計を検討しているとのことで、各種優遇についても、こうした点を踏まえたものとなる可能性が高い。また、良好なビジネス環境の提供も誘致政策の一部とし、各種ライセンス取得、納税等について、サイト内に設置したワンストップ窓口で対応することも検討しているとのことであった。

29



ザンビア共和国

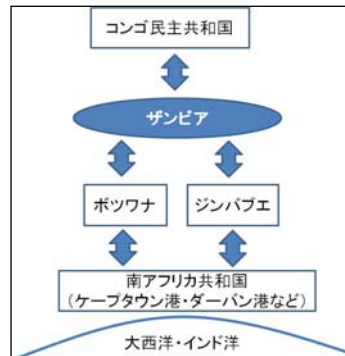
魅力



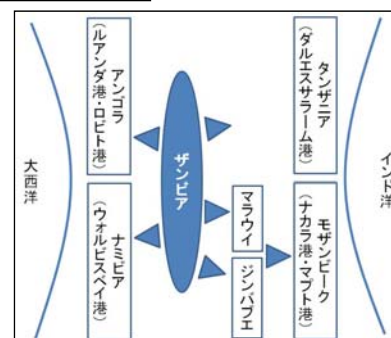
東西南北をつなぐ要衝の地



1. 南部回廊: 南アフリカ～ジンバブエ/ボツワナ～ザンビア
2. ナカラ回廊: モザンビーク～マラウイ～ザンビア
3. マプト回廊: モザンビーク～ジンバブエ/ボツワナ～ザンビア
4. ウォルビスベイ回廊: ナミビア～ザンビア
5. ペイラ回廊: モザンビーク～ジンバブエ～ザンビア
6. タザラ回廊: タンザニア～ザンビア
7. ロビト回廊: アンゴラ～コンゴ民～ザンビア



(上) 南北の線
(右) 東西の線



30



ザンビア共和国

主要データ



面積 74万km² (2015年)

人口 1,621万人 (2015年)

一人当たりGDP(購買力平価) 3,852ドル (2015年)

GDP成長率 3.2% (2015年)

貿易収支 8.3億ドル (2014年)

インフレ率 10.1% (2015年)

外貨準備高 3.1ヶ月 (2014年)

主な輸入産品

機械類、輸送用機器、石油製品、電力、肥料、食料、衣類

主な輸出産品

銅、コバルト、たばこ、落花生、綿花、コーヒー

地域経済圏加盟状況

COMESA, SADC, COMESA自由貿易協定 (FTA)

日系ビジネス動向

企業拠点数 12社

邦人数 241人 (内、民間企業関係者 44人)

奨励

基本優遇 (関税・所得税の免除、欠損金の繰越等)
追加優遇 (法人税、配当税、輸入諸機材の関税の免除等)

規制

特になし。但し、250,000ドル以下の投資案件には投資認可証が発行されない可能性が高い。また、MFEZ、工業団地、地方で500,000ドル以上の投資をするか、あるいは優先産業に500,000ドル以上の投資する場合は、追加優遇を受けることができる。

税率

法人税率 35% VAT 16%

投資促進機関

Zambia Development Agency (ZDA)

主な機能・サービス

- ・情報提供業務 (ウェブサイト及び紙ベースでの広報活動、ガイドブック、投資環境情報、外国投資家の動向等)
- ・窓口業務 (投資誘致、投資相談、投資後フォローアップ)
- ・経済特区内外の投資認可証の発行

連絡先 +260-211-220-177 / +260-211-223-859

または、下記ウェブサイトの問い合わせフォームにて。

ホームページ <http://www.zda.org.zm/>

31



ザンビア共和国

進出事例



関西ペイント株式会社

<進出の背景/理由>

- ・ 新興国での汎用塗料の事業拡大のため（日本⇒南アフリカ⇒ザンビアで進出）。
- ・ アフリカに関してはまだ欧米のプレーヤーも少ないので、まずはいち早く進出して、ブランドを立ちあげ、「カンサイ」の知名度を上げるため。

<進出の決め手>

- ・ 人口規模が大きい。
- ・ 将来的に高いGDP成長率が見込まれる。
- ・ 信頼できる制度化（例：上場制度、知財関連制度）が進んでいる。
- ・ **周辺国を含めた地域拠点として機能。**
- ・ 地域のネットワークを持っている信頼できるパートナー企業が見つかった。

<課題と取り組み>

- ・ 合併や買収で進出を進めるにあたり、なによりも信頼できるパートナーを見つけることが課題になる。
- ・ 現地の商習慣、ネットワークを知り尽くしている現地の人材を活用した現地化を推進。
- ・ 但し、アフリカと言いつても地域ごとにかなり文化が違うことに留意が必要（例：南アは白人中心だが、東部アフリカは印橋が重要な役割を担う）。

<会社概要>

関西ペイント株式会社は、各種塗料の製造・販売、配色設計、バイオ関連製品及び電子材料関連製品の製造・販売などに携わる総合塗料メーカー。
本社は大阪府。資本金25,658百万円。企業規模は、売上147,466百万円、従業員数12,086名（2015年3月現在）。

32



ザンビア共和国

進出支援



ZDAの業務	広報活動	潜在的投資家の発掘	進出支援	操業支援	アフターケア
	・ 広報資料作成 ・ セミナー開催 ・ 展示会出展 ・ ウェブサイト ・ ミッション派遣 ・ ミッション受入 ・ マッチング ・ 相談受付	・ 引合い対応 ・ 候補地視察支援 ・ 現地パートナーの紹介 ・ 政府機関との面談設定	・ コスト、手続きについての情報提供 ・ 投資認可取得手続き支援	・ 許認可取得手続き支援	・ 投資案件のモニタリング ・ 投資家からの要望受付

・ セミナーや展示会出展を通じた広報活動を実施している。
・ 関係省庁と連携して、各種資料（投資家ガイドブック、ビジネスに係るコスト等）を作成しているものの、更新は若干遅い。
・ 全てのセクターに対する投資を受け入れ、許認可手続き支援を行っているが、優先産業への投資に対しては、より高い優遇措置が与えられる。

Multi-Facility Economic Zones (MFEZ) 一覧

MFEZ名	場所	デベロッパー	優先産業	総開発地域（ヘクタール）
1 Chambishi MFEZ	Kitweから約30km北東	中国企業	原材料加工、鉱業関連部品製造、農業	4,100
2 Lusaka East MFEZ (Chambishiの一部)	ルサカ国際空港の約1km北東	中国企業	軽工業、MICE、ホテル業	130
3 Lusaka South MFEZ	ルサカ国際空港から約20km南	ザンビア政府	軽工業、ハイテク産業、調査研究、商業、農業	2,100
4 Lumwana MFEZ	Kitweから約400km北東	カナダ企業	農業加工、園芸作物、漁業、ホテル業、火薬製造	35,000
5 Sub-Saharan Gemstone Exchange IP	ンドラ国際空港から4km南	ザンビア企業	石油精製、軽工業、電気製品、鉱物加工工場、ホテル業	100
6 Roma IP	ルサカ国際空港から約20km南西	イギリス企業	軽工業、倉庫業、小売業、MICE	113

33



ケニア共和国

魅力



東アフリカ随一の港湾とビジネス環境



北部回廊(上)とモンバサ港(下)

マーケティングハブ

- 東アフリカ共同体(EAC)市場は単一関税地域、共通関税の導入により、単一市場としての魅力を向上させている。
- ケニア産業は東アフリカ諸国への原材料、完成品供給拠点(例:種苗、包装材、加工食品)
- モンバサ港はケニア、ウガンダ、タンザニア、南スーダン、コンゴ(民)東部、ルワンダ、ブルンジをつなぐ北部回廊の拠点となっている。

通信・金融セクターの発展

- 銀行セクター、直接金融(ナイロビ証券市場)の発達。欧米系多国籍銀行だけでなく、東南部アフリカで広くオペレーションを展開するケニア資本銀行(KCB, Equity Bank等)などもある。また南ア系スタンダード銀行も進出。
- 通信セクターと金融セクターの融合によるモバイルバンキングの成長が著しい。

34



ケニア共和国

主要データ



面積 57万km² (2015年)

人口 460万人 (2015年)

一人当たりGDP(購買力平価) 3083ドル (2015年)

GDP成長率 5.7% (2015年)

貿易収支 ▲94億ドル (2014年)

インフレ率 6.6% (2015年)

外貨準備高 4.4ヶ月 (2014年)

主な輸入産品

工業製品、資本設備、輸送用機器、食料品

主な輸出産品

紅茶、園芸作物、コーヒー、魚

地域経済圏加盟状況

EAC, COMESA, COMESA自由貿易協定(FTA), AGOA対象国

日系ビジネス動向

企業拠点数 47社

邦人数 804人(内、民間企業関係者 229人)

奨励

税制優遇(投資金額についての所得税控除、資本財に対するVAT免税)

輸出入優遇(条件を満たした場合の材料の輸入課税免除、農業分野における機械等の設備に対する関税免除)

規制

保険、通信、航空業において、外国資本比率に規制がある。

税率

法人税率 30%(但し外資の支店は37.5%) VAT 16%

投資促進機関

Kenya Investment Authority (KenInvest)

主な機能・サービス

- 情報提供業務(ウェブサイト及び紙ベースでの広報活動、ガイドブック、投資環境情報、投資機会の紹介等)
- 窓口業務(投資誘致、投資相談、投資後フォローアップ)
- 投資法による投資認可証の発行

連絡先

+254-20-263-6143/+254-20-263-5847/

+254-(0)730-104-200/+254-(0)722-205-424

info@investmentkenya.com

ホームページ <http://www.investmentkenya.com/>

35



ケニア共和国

進出事例



株式会社トリドール

<進出の背景/理由>

- ・ケニアの飲食産業は未だ創造期であり、いち早く進出する事で市場を確保する事が可能と考えたため。
- ・全体人口の増加と経済成長により顧客対象層の増加が見込めるため。

<進出の決め手>

- ・ナイロビは人口400万人超、今後も人口増が見込まれる。
- ・継続的な経済成長が見込まれる。
- ・モンバサ港があり、直接輸入が出来る。
- ・飲食業は労働集約型産業であり、ケニアは優秀な人材を安価な人件費で確保し易い。
- ・他のアフリカ諸国よりは政治的に安定している。



<課題と取り組み>

- ・現在は日本人3名で2店舗を営業しているが、如何にケニア人主体での運営に切り替えていけるかが課題である。
- ・日本企業と知ると値段をふっかけてくるので、適正価格を知ること、また交渉力を持つことが重要である。
- ・多店舗展開が前提だが、マーケットの規模はそれ程大きくなく、今後どこまで拡大出来るかの検討が必要となる。



<会社概要>

株式会社トリドールは大手外食チェーンで、うどん、焼鳥、コーヒーなどの飲食店の開発および経営を行う。本社は兵庫県。資本金3,811百万円、売上147,466百万円、従業員数は11,349名(2015年3月現在、パートを含む)。2016年8月、現地企業に経営権を売却済み。

36



ケニア共和国

進出支援



業務領域	広報活動	潜在的投資家の発掘	進出支援	操業支援	アフターケア
	・広報資料作成 ・セミナー開催 ・展示会出展 ・ウェブサイト ・ミッション派遣 ・ミッション受入 ・マッチング ・相談受付	・引合い対応 ・現地パートナーの紹介 ・政府機関との面談設定	・コスト、手続きについての情報提供 ・投資認可取得手続き支援	・許認可取得手続き支援	・投資案件のモニタリング ・投資家からの要望受付

・セミナーや展示会出展を通じた広報活動を実施している。
・ウェブサイトの情報も豊富。現在各種オンライン申請の準備をしている。
・投資庁に投資許可証を申請した投資家に対しては、その他ビジネスを開始するのに必要な許許可証をまとめて投資許可証として出している(操業開始後でないといけない環境許可証は除く)。

輸出加工区(EPZ)と経済特区(SEZ)

・ケニアでは輸出加工区庁が運営する輸出加工区(EPZ、ナイロビ近郊)と民間企業が運営するもの、企業単体で指定されているものを含め、現在50あまりのEPZが存在する。他方、2015年には経済特区法(Special Economic Zone Act)が成立し、今後良好な投資環境を提供するSEZの立地整備を進める政策を持つ。

地方行政区名	旧州名	EPZ数
Kiambu	Central	2
Muranga	Central	1
Mombasa	Coast	22
Kilifi	Coast	6
Taita Taveta	Coast	1
Mackakos	Eastern	4
Meru	Eastern	1
Nairobi	Nairobi	8
Kajiado	Rift Valley	1
Elgeyo Marakwet	Rift Valley	1
Uasin Gishu	Rift Valley	1
Laikipia	Rift Valley	1
Nandi	Rift Valley	1
Bomet	Rift Valley	2
合計EPZ数		52

37

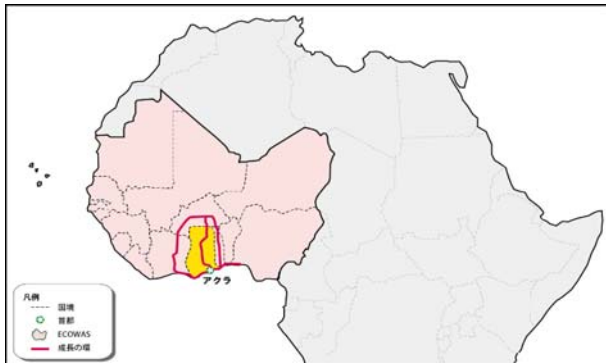


ガーナ共和国

魅力

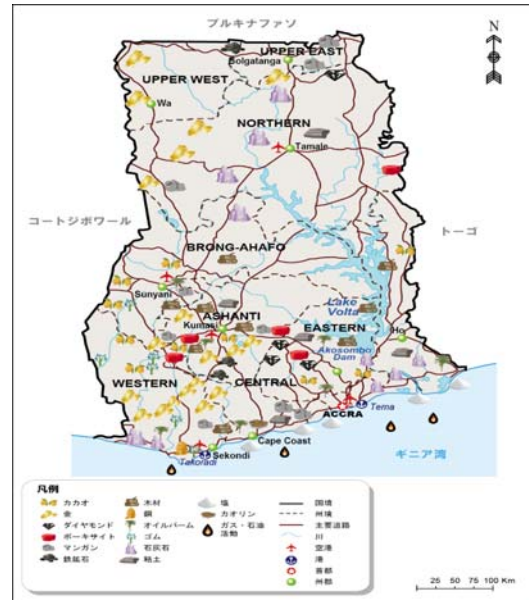


西アフリカへのゲートウェイ



- ・ガーナは、ECOWAS諸国の中では、ナイジェリアに次ぐ経済・人口規模を有する第二の大国である。西アフリカの中央に位置する沿岸国であり、ガーナ・コートジボワール・トーゴ・ブルキナファソを結ぶ「成長の環」の整備により、物流の要所となることが期待される。
- ・政権交代を含む大統領選挙を平和裏に実施するなど政治的に安定している。民主主義の模範国と称され、西アフリカの民主化のけん引役となっている。
- ・西アフリカには、フランス語を公用語とする国が多いが、ガーナは公用語が英語であり、英語でのビジネスが可能である。

- ・カカオ、木材、金、ダイヤモンド、ボーキサイトなど天然資源が豊富である。



38



ガーナ共和国

主要データ



面積 23万km² (2015年)

人口 274万人 (2015年)

一人当たりGDP(購買力平価) 4200ドル (2015年)

GDP成長率 3.9% (2015年)

貿易収支 ▲43億ドル (2015年)

インフレ率 15.5% (2014年)

外貨準備高 2.8ヶ月 (2013年)

主な輸入産品

機械類、石油、食料品

主な輸出産品

金、石油、カカオ豆・製品、木材

地域経済圏加盟状況

ECOWAS

日系ビジネス動向

企業拠点数 22社

邦人数 325人(内、民間企業関係者 30人)

奨励

税制優遇(法人税の優遇税率など)

輸出入優遇(資機材等の免税輸入、輸出税免税など)

投資優遇(法人税の免除、欠損金の繰越、立地に関するインセンティブ(税金還付)など)

投資額がUS\$50,000,000以上で戦略投資(Strategic Investment)に認定されると、外国人採用枠、生産活動に使用される材料の輸入税の免除等交渉可能

規制

外資には最低投資金額あり(外資100%の場合50万米ドル)。ネガティブリストあり(保有車両25台未満の企業によるタクシー・ハイヤー業、美容院・理髪店、医薬品の小売り等)

税率

法人税率 8-25% VAT 15%

投資促進機関

Ghana Investment Promotion Centre

主な機能・サービス

・情報提供業務(ウェブサイト及び紙ベースでの広報活動、投資環境情報、外国投資家の動向等)

・窓口業務(投資誘致、投資相談、投資後フォローアップ)

・進出・操業に係る許可認可の取得支援

連絡先 +233 302 66 5125/5126/5127/5128/5129

info@gipcghana.com

ホームページ <http://www.gipcghana.com/>

39



ガーナ共和国

進出事例



Cenpower Generation Company Limited

<進出の背景/理由>

- ・ アフリカの人口の約6割がエネルギーにアクセスが出来ない環境にあり、ガーナにおいても電力不足のため恒常的に計画停電が実施されるなど発電所の建設は喫緊の課題であったため。

<進出の決め手>

- ・ 住友商事にとって、アフリカにおける火力発電事業の実績を築いていくための橋頭保となるプロジェクト。
- ・ サブサハラ地域の中で政治的に最も安定している国のひとつ。
- ・ 英語圏であること。

<課題と取り組み>

- ・ 住友商事は開発段階から参画。現在、発電所を建設中。完工後、20年に亘り事業運営する。
- ・ 日本と異なるガーナの商習慣を踏まえ、現地社員と一体となって業務に当たる事が重要である。
- ・ 近隣住民と良好な関係を築いたり、海岸沿いのウミガメ産卵地の保護にも努め、環境社会配慮に取り組んでいる。

<会社概要>

Cenpower Generation Company Limited (CGC) はガーナ国内への電力供給を事業とする独立系電力事業会社。本社は首都アクラ。総事業費 約900億円。従業員数は20名(2017年11月現在)。

40



ガーナ共和国

進出支援



	広報活動	潜在的投資家の発掘	進出支援	操業支援	アフターケア
G I P C の業務	・ 広報資料作成 ・ セミナー開催 ・ 展示会出展 ・ ウェブサイト ・ ミッション派遣 ・ ミッション受入 ・ マッチング ・ 相談受付	・ 引合い対応 ・ 候補地視察支援 ・ 現地パートナーの紹介 ・ 政府機関との面談設定	・ コスト、手続きについての情報提供 ・ 投資認可取得手続き支援	・ 許認可取得手続き支援	・ 投資案件のモニタリング ・ 投資家からの要望受付

・ セミナーや展示会出展を通して広報活動を実施している。

・ 各種資料(ビジネスに係るコスト、セクター情報等)を作成している。また、ウェブサイト、基礎情報、ビジネス環境、具体的なインセンティブ、必要な許認可手続、税制・投資に関する法的情報等、が提供されている。

フリーゾーン

輸出企業に対する良好なインフラと税制優遇を組み合わせたフリーゾーン整備を推進。現在稼働、または整備中のゾーンは下記の通り。

Free Zone Enclave名	場所	デベロッパー	主な用途	総開発地域(ヘクタール)
1 Tema Export Processing Zone	テマ港に近接、アクラ国際空港から24km	ILDC, Octoglow	多目的	480
2 Sekondi Export Processing Zone	タコラディ港を擁する西部州	募集中	石油精製業及び関連のサービス業	890
3 Shama Export Processing Zone	西部州の石油鉱区に近く、石油及びガスの輸送基地に隣接	募集中	石油化学製品及び関連製品	1,295
4 Ashanti Technology Park	カカオ・金・木材・皮革製品等の資源豊富なアシャンティ州	募集中	ICT、カカオ加工、軽工業、重工業、倉庫・物流、社会福祉サービス、バイオテクノロジー開発	445

注: ILDC: International Land Development Company

添付1-21

41



カメルーン共和国

魅力



豊かな自然と民族の多様性が共生する アフリカの縮図

多様な民族・言語

公用語：フランス語と英語
現地語：240を超える言語
多様な民族構成：Beti、
Bamileke、Bassa、
Sawaなど



多様な気候帯

熱帯雨林気候
サバナ
ステップ気候



多様な資源

林業：300種近くの成熟樹
農業：食用バナナ、綿花、カカオ豆、
コーヒー豆、茶、サトウキビ、天然ゴム、
穀類、果実、野菜等
漁業：甲殻類、魚介類
鉱業：石油、鉄鉱石

42



カメルーン共和国

主要データ



面積 47万km² (2015年)
人口 2,300万人 (2015年)
一人当たりGDP(購買力平価) 3123ドル (2015年)
GDP成長率 6.2% (2015年)
貿易収支 ▲8.2億ドル (2013年)
インフレ率 2.7% (2015年)
外貨準備高 4.3ヶ月 (2013年)
主な輸入産品
鉱物、中間加工品
主な輸出産品
カカオ、アルミニウム、綿花
地域経済圏加盟状況
ECCAS, CEMAC
日系ビジネス動向
企業拠点数 6社
邦人数 79人(内、民間企業関係者 1人)

奨励

税制優遇(投資規模ならびに期待される経済効果
によっては、法人税、所得税、関税、印紙税等にか
かる免税、減税措置)
その他(特定産業については、投資案件に係る輸
入税の免除、投資優遇期間の延長等の措置の可
能性あり)

規制

小規模鉱業以外は外資の参入制限はないが、資
源セクターでは国家の最低権益、資本参入が定
められている。

税率 法人税率 33% VAT 19.25%

投資促進機関

Agence de Promotion des Investissements (API)

主な機能・サービス

- ・情報提供業務(ウェブサイト及び紙ベースでの
広報活動、投資環境情報等)
- ・窓口業務(投資誘致、投資相談、投資後フォ
ローアップ)
- ・投資認可証の発行

連絡先 +237-222-218-972

info@investincameroon.net

ホームページ www.investincameroon.net

43



カメルーン共和国

進出支援



C I P A の業務	広報活動	潜在的投資家の発掘	進出支援	操業支援	アフターケア
	- 広報資料作成 - セミナー開催 - 展示会出展 - ウェブサイト - ミッション派遣 - ミッション受入	- 引合い対応 - 現地パートナーの紹介 - 政府機関との面談設定	- 土地取得支援 - 投資認可取得手続き支援	許認可取得手続き支援	投資家からの要望受付

・セミナーや展示会出展を通して広報活動を実施している。
・ウェブサイトに、基礎情報、ビジネス環境等が提供されている。
・組織体制・予算・人員等の制約により、実質的には、投資優遇に関する認可手続きが中心である。

稼働中の工業団地一覧

カメルーン政府が土地確保・整備し、産業用地を提供している。整備状況は下記の通り。

名称	位置（州名）	広さ（ha）	入居企業数（社）	土地賃借料（FCFA、m ² /年）	備考
Bonaberi	リトラル	192	85	719-1,000	
Bassa	リトラル	150	190	508- 800	空き区域なし
Yaounde	中央	316	140	300- 600	
Garoua	北部	90	7	200- 400	道路未舗装
Bafoussam	西部	36	1	300- 500	道路未舗装
Ombe	南西	133	17	300- 500	道路未舗装
Ngaoundere	アダマウア	115	24	200- 500	電力不足気味 道路未舗装

44



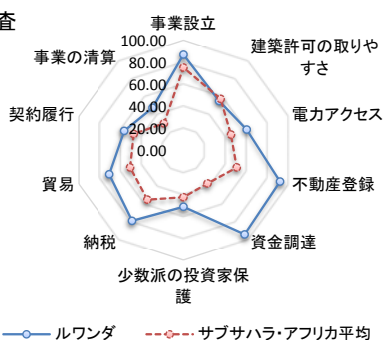
ルワンダ共和国

魅力



良好なガバナンスとビジネス環境

ビジネス環境調査
(2017年)DTF値



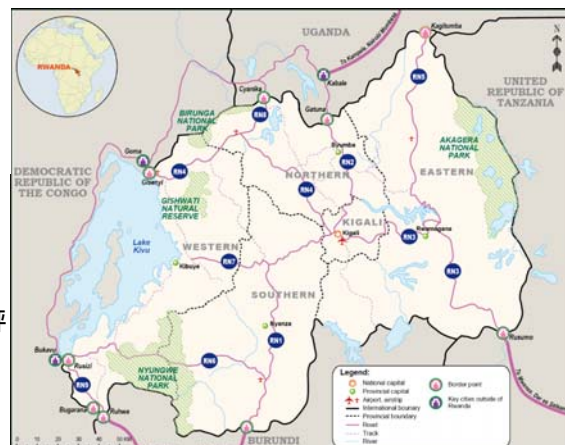
順位	国名
50	イタリア
51	モンテネグロ
52	イスラエル
53	コロンビア
54	ペルー
55	プエルトリコ
56	ルワンダ
57	チリ
58	アルバニア
59	ルクセンブルク

良好なビジネス環境

- ・世界銀行Doing Businessでは、190カ国中56位と高い評価を維持。
- ・世界経済フォーラムによる競争力指数では、ガバナンス分野で138カ国中13位。

東部・中部アフリカを結ぶ結節点

- ・モンバサ(ケニア)、ナイロビ(ケニア)、カンパラ(ウガンダ)を通過する北部回廊、ダルエスサラーム(タンザニア)を起点にする中部回廊につながり、コンゴ(民)東部、ブルンジともつながる要衝。
- ・EAC、COMESAに加盟。



45



ルワンダ共和国

主要データ



面積 2.6万km² (2015年)
人口 1,160万人 (2015年)
一人当たりGDP(購買力平価) 1759ドル (2015年)
GDP成長率 6.9% (2015年)
貿易収支 ▲14億ドル (2015年)
インフレ率 2.5% (2015年)
外貨準備高 4.1ヶ月 (2015年)
主な輸入産品
消費財、中間財、資本財、エネルギー
主な輸出産品
コルタン、錫、茶、コーヒー
地域経済圏加盟状況
EAC, COMESA, COMESA自由貿易協定 (FTA)
日系ビジネス動向
企業拠点数 5社
邦人数 135人 (内、民間企業関係者 16人)

奨励

優先セクター(輸出、ICT、エネルギー、運輸、金融サービス、低価格住宅、物流)への投資の場合は15%、国際企業でルワンダに本社もしくは地域事務所がある企業は0%

50百万ドル相当額以上の投資で、投資額の30%を資本として、エネルギー、製造業、観光業、保健、ICT、輸出関連事業の業種に投資する事業者は7年間の優遇税制が付与される、加速償却適用あり。

規制 外国投資に係るネガティブリストはない。

税率 法人税率 30% VAT 18%

投資促進機関

ルワンダ開発庁 (RDB)

主な機能・サービス

- ・情報提供業務(ウェブサイト及び紙ベースでの広報活動、投資環境情報、諸手続の方法等)
- ・窓口業務(投資誘致、投資相談、知財登録、不動産登録、投資後フォローアップ)
- ・進出・操業に係る許認可(会社登記、投資登録)、その他許認可支援

連絡先 +250 727775170 info@rdb.rw

ホームページ <http://www.rdb.rw/home.html>

46



ルワンダ共和国

進出支援



	広報活動	潜在的投資家の発掘	進出支援	操業支援	アフターケア
RDBの業務	・広報資料作成 ・セミナー開催 ・展示会出展 ・ウェブサイト ・ミッション派遣 ・ミッション受入 ・マッチング ・相談受付	・引合い対応 ・現地パートナーの紹介 ・政府機関との面談設定	・土地紹介 ・コスト、手続きについての情報提供 ・投資認可取得手続き支援	・各種許認可取得支援	・投資案件のモニタリング ・投資家からの要望受付

・セミナーや展示会出展を通じた広報活動を実施している。
・各種資料(ビジネスに係るコスト・ウェブサイト、基礎情報、ビジネス環境、許認可手続、税制・投資に関する法的情報等)を取りまとめて提供している。
・投資認可申請、各種登録については、RDB内に設けられたワンストップサービス、ウェブ上での登録サービス等が利用可能。

産業立地整備の方向性

- ・ルワンダは人口密度が高く、良好な環境維持に向けた国土空間計画、土地利用計画を踏まえた産業立地整備を進めている。経済特区(SEZ)法を2011年に策定し、現在首都・キガリにキガリSEZ(KSEZ)の整備を行っている(面積98ha)。KSEZは現在フェーズ2を整備中(面積178ha)。現在東部州に新空港に隣接した工業団地の整備も進めている。また、政府は同工業団地を含め全国の主要都市(Secondary City)8箇所に工業団地設置を進めている。また首都・キガリ近郊には物流ハブ、中小企業工業団地の設置を進めている。
- ・いずれも土地収用は政府主導で行うが、開発、運営管理は民間資本による事業運営を行う。

47



アフリカ全域 投資事例

三菱商事株式会社



＜三菱商事によるOlamへの出資と狙い＞

- 三菱商事は2015年にシンガポール上場の農産物事業会社Olam International Limitedへ出資、同社と資本業務提携を結んだ。
- Olamは1989年にナイジェリアで創業し、44商品を世界70か国で展開、原料輸出のみならず食糧・食品加工事業も手掛けている。
- 三菱商事はOlamへの出資を通じ、より強固なグローバル食品原料調達網及び、アフリカ市場におけるプレゼンスを獲得すると同時に三菱商事のCSV経営を加速化させることを狙う。

〔Olamが事業展開するアフリカ諸国〕



＜アフリカにおけるOlamの強み＞

- 小規模農家との接地面積の広さを活かした、コーヒー、ココア、ナッツ等における世界トップクラスの原料調達力
- アフリカ26か国において、約13,000名の社員を配置し、現地に根差した事業展開によりアフリカにおいて大きなプレゼンスを獲得している。

＜会社概要＞

エネルギー、金属、機械、化学品、生活産業関連の商品の売買や製造、資源開発、インフラ関連事業、金融事業を行うほか、新エネルギー・環境分野等における新しいビジネスモデルや新技術の事業化、総合商社の持つ機能を活かした各種サービスの提供等、多角的に事業を展開。

48

(参考) アフリカとアジア 基礎データ比較

国名	人口 (百万人)	人口増加率 (%)	GDP (百万米ドル)	GDP成長率 (%)	ビジネスのしやすさ (位/189ヶ国)	国際競争力 (位/140ヶ国)	物流パフォーマンス (位/160ヶ国)
モロッコ	33.5	1.5	107,005	2.6	75	72	-
カメルーン	22.8	2.5	32,549	5.9	172	114	142
ガーナ	26.4	2.1	38,648	4.2	114	119	100
コートジボワール	20.8	2.4	34,254	9.0	142	91	79
ナイジェリア	177.5	2.7	568,508	6.3	169	124	75
エジプト	89.6	2.2	301,498	2.2	131	116	62
エチオピア	96.5	2.5	54,798	9.9	146	109	104
ケニア	45.5	2.7	60,937	5.3	108	99	74
ルワンダ	12.1	2.7	7,890	7.0	62	58	80
コンゴ(民)	69.4	2.7	32,962	9.0	184	-	159
ザンビア	15.0	3.3	27,066	6.0	97	96	123
モザンビーク	26.5	2.4	16,386	7.4	133	133	147
南アフリカ	54.0	1.6	350,140	1.5	73	49	34
(参考)							
バングラデシュ	158.5	1.2	173,819	6.1	174	107	108
ベトナム	90.7	1.1	186,205	6.0	90	56	48
ミャンマー	53.4	0.9	64,330	8.5	167	131	145

出所：世界銀行、世界経済フォーラム

注：

色つきは、表にあるアフリカ諸国の中での上位3ヶ国。

ビジネスのしやすさ：ビジネス環境の現状(世界銀行)での順位

経済競争力：世界競争力指標(世界経済フォーラム)での順位

物流パフォーマンス：物流パフォーマンス指標(世界銀行)での順位

49



1. アフリカへの投資動向
2. アフリカ投資のポテンシャルと課題
3. 各国の投資概況と事例
4. JICAの進出支援スキーム

50

民間企業が活用可能なJICA事業メニュー一覧

スキーム名	予算上限	期間	対象者	目的
協力準備調査 (PPPインフラ事業)	1億5,000万円	制限無し	日本国 登記法人	PPPインフラ事業への参画を計画している本邦法人からの提案に基づき、海外投融資または円借款を活用したプロジェクト実施を前提として、PPPインフラ事業の基本事業計画を策定し、当該提案事業の妥当性・効率性等の確認を行うもの。
協力準備調査 (BOPビジネス連携促進)	5,000万円 (中小企業のみ 2,000万円を 上限とするこ とも可)	最大3年 間	日本国 登記法人	開発途上国でのBOPビジネスを計画している本邦法人からの提案に基づき、ビジネスモデルの開発、事業計画の策定、並びにJICA事業との協働事業の可能性について検討・確認を行うもの。
開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業	2,000万円	最大2年 間	日本国 登記法人	開発途上国の政府関係者を主な対象とする本邦での研修や現地でのセミナー等を通じて、日本企業が持つ優れた製品、技術、システム等への理解を促すと共に、開発への活用可能性検討を行うことを目的とするもの。
海外投融資	融資: 原則、総 事業費の70% 以内。出資: 出 資部分の25% 以内。	N/A	日本企 業等が 実施す る事業	途上国の開発に資する民間企業等が行う事業に対して、融資・出資により支援を行うもの。民間金融機関等による融資が困難な事業に対して、途上国において多数の実績を有するJICAがリスクを取りつつ支援を行い、それにより、事業が実現可能となる高い意義を有する。

民間企業が活用可能なJICA事業メニュー一覧

スキーム名	予算上限	期間	対象者	目的
中小企業海外展開支援事業 基礎調査	850万円	数ヶ月 ～1年程 度	中小企業等※1 ※1: 企画書提出時点で日本の法律に基づき設立された日本登記法人の中小企業(中小企業の定義は中小企業基本法第二条、及び株式会社日本政策金融公庫法施行令第三条第2項に基づく)、または中小企業団体の組織に関する法律に定める中小企業団体の一部(事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、及び商工組合)で、会社または団体設立後1年以上経過している者を指す。	中小企業からの提案に基づき、優れた技術と商材、事業アイデアを持つ中小企業の開発途上国進出による開発課題解決の可能性及びODA事業との連携可能性の検討に必要な基礎情報の収集と事業計画案の策定に係る調査をすることにより、開発途上国の発展を促進することを目的とするもの。
中小企業海外展開支援事業 案件化調査	3,000万円又は5,000万円	数ヶ月 ～1年程 度		中小企業からの提案に基づき、技術・製品等を途上国の開発へ活用する可能性を検討することを目的とするもの。
中小企業海外展開支援事業 普及・実証事業	1億円	1～3年 程度		中小企業からの提案に基づき、途上国の開発への技術・製品等の現地適合性を高めるための実証活動を通じ、その普及方法を検討することを目的とするもの。
草の根技術協力事業(地域提案型)	3,000万円 ※2 ※2 平成24年度、25年度、26年度補正予算による事業は上限6,000万円にて募集。	3年以内	提案者: 地方自治体 実施者: 地方自治体または地方自治体が指定する団体や企業	国際協力の意思を持つ日本のNGO、大学、地方自治体及び公益法人等の団体による、開発途上国の地域住民を対象とした国際協力活動を、JICAがODAの一環として支援し、共同で実施する事業。

52

52

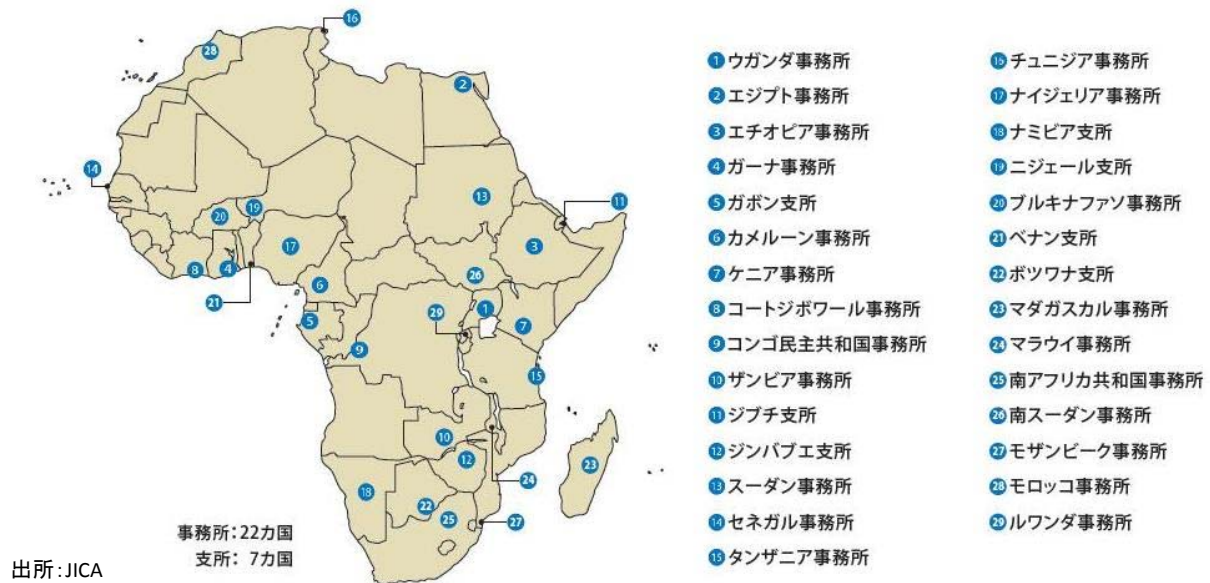
民間企業が活用可能なJICA事業メニュー一覧

スキーム名	予算上限	期間	対象者	目的
民間連携ボランティア	N/A	原則1～2年(3か月以上の短期も可)	株式会社(特例有限会社含)または、持分会社(合同会社、合資会社、合名会社)	民間企業の社員を青年海外協力隊やシニア海外ボランティアとして途上国に派遣し、企業のグローバル人材の育成や海外事業展開にも貢献するもの。
PARTNER(国際協力キャリア総合情報サイト)	N/A	N/A	企業、団体(個人も登録可)	PARTNERとは、「開発途上国で事業を実施して人材を求めている企業・団体」と「国際協力の仕事に携わりたい個人」を結びつける「国際協力キャリア総合情報サイト」です。海外経験や専門性を有した人材が多数登録されているため、海外展開等で必要な人材を確保することが可能です。
アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ(ABEイニシアティブ)修士課程およびインターンシッププログラム	N/A	インターンシップ: 通常2週間～最大半年まで(留学期間: 修士課程1年間～最大2年半)	企業、団体(個人も登録可)	アフリカ諸国にて産業開発を担う優秀な若手人材を外国人留学生として日本へ受け入れ、本邦大学における修士課程教育とインターンシップの機会を提供しています。日本企業の海外展開のキーパーソンとなる留学生とネットワークを構築し、日本国内で現地の情報を入手することが可能です。また、現地の人材を推薦し、本プログラムで育成することもできます。

53

53

アフリカのJICA在外拠点



各種スキームの詳細は下記をご参照ください。

中小企業海外展開支援事業 https://www.jica.go.jp/sme_support/index.html

JICA民間連携サイト https://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/index.html

添付資料 2

調査対象国における投資促進分野情報収集結果報告書 要約

エチオピア投資促進分野情報収集結果報告書 要約	添付 2-3
1. 調査の概要	添付 2-3
2. マクロ経済動向	添付 2-3
3. 投資動向分析	添付 2-3
4. 投資ポテンシャル分析	添付 2-4
5. 投資政策分析	添付 2-4
6. 投資環境分析	添付 2-5
7. 投資促進機関に係る分析	添付 2-8
8. 結論	添付 2-9
コンゴ民主共和国投資促進分野情報収集結果報告書 要約	添付 2-12
1. 国の概要	添付 2-12
2. 投資有望分野	添付 2-14
3. 法的枠組み	添付 2-15
4. 投資環境	添付 2-15
5. 投資促進機関による支援	添付 2-22
カメルーン共和国投資促進分野情報収集結果報告書 要約	添付 2-23
1. 国の概要	添付 2-23
2. 投資有望分野	添付 2-25
3. 法的枠組み	添付 2-26
4. 投資環境	添付 2-26
5. 投資促進機関	添付 2-35
6. 結論	添付 2-36
ルワンダ共和国投資促進分野情報収集結果報告書 要約	添付 2-38
1. 国の概要	添付 2-38
2. 投資有望分野	添付 2-39
3. 主要関連政策と政策策定プロセス	添付 2-40
4. 法制度の枠組み	添付 2-40
5. 投資環境	添付 2-41
6. 投資促進機関	添付 2-48
7. 結論	添付 2-49

なお、各国の詳細情報については下記のリンクから報告書の入手が可能である。

個別専門家派遣業務

1. ケニア産業開発アドバイザー 業務完了報告書（2017 年 10 月）
2. ガーナ投資促進アドバイザー 業務完了報告書（2017 年 8 月）
3. ザンビア投資促進アドバイザー 業務完了報告書（2017 年 8 月）

いずれも JICA 図書館ポータル (<http://libopac.jica.go.jp/>) より検索可能。

調査業務

1. エチオピア投資促進分野情報収集結果報告書（2015 年 12 月）

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/ku57pq000016s6az-att/toushi_eth_01.pdf

2. コンゴ民主共和国投資促進分野情報収集結果報告書（2016 年 3 月）

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/ku57pq000016s6az-att/toushi_drc_01.pdf

3. カメルーン共和国投資促進分野情報収集結果報告書（2017 年 1 月）

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/ku57pq000016s6az-att/toushi_cmr_01.pdf

4. ルワンダ共和国投資促進分野情報収集結果報告書（2017 年 6 月）

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/ku57pq000016s6az-att/toushi_rwa_01.pdf

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、調査実施時に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また掲載した情報・コメントは、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

独立行政法人国際協力機構、株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング、新日本有限責任監査法人は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害及び利益の損失については、一切の責任を負いません。これは、たとえ独立行政法人国際協力機構、株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング、新日本有限責任監査法人がかかる損害の可能性について知らされていても同様とします。

エチオピア投資促進分野情報収集結果報告書 要約

1. 調査の概要

アフリカ地域投資促進支援業務は、アフリカ 3 カ国（ケニア、ザンビア、ガーナ）に対する専門家派遣と 4 カ国（エチオピア、ルワンダ、コンゴ民主共和国、カメルーン）に対する投資促進に係る情報収集・分析を行うことを目的としている。エチオピアにおける投資促進情報収集調査においては、投資ポテンシャル、投資環境、投資促進機関組織・機能等に係る現状を把握し、投資促進に当たっての政策課題を整理する。

2. マクロ経済動向

エチオピアは、8,700 万人とサブサハラアフリカで 2 番目の人口規模と 6 番目の国内総生産（GDP）の規模（約 350 億ドル）を有している。エチオピアは、過去 10 年間 10%前後の高い経済成長を実現してきたが、その間 2004/05 年に GDP 全体の 51.9%を占めていた第 1 次産業は、年々その割合を低くし、2013/14 年には 39.9%になった。また、第二次産業と第三次産業の割合は、各々 2004/05 年の 10.6%、37.5%から 2013/14 年には 14.2%、45.9%に拡大してきた。貿易動向をみると、過去 10 年間、輸出は農産物を中心に順調に伸びているが、経済成長に伴い資本財、消費財、燃料等の輸入が急速に増加し、2013/14 年には約 100 億ドルの大幅な貿易赤字となっている。同時点における外貨準備高も輸入額の 1.8 カ月分にとどまった。

3. 投資動向分析

エチオピアの GDP に占める総資本形成の割合は 2004/05 年の約 25%から 2013/14 年には約 40%と順調に増加している。また資本収支における公共投資と民間直接投資の割合は 2013/14 年には約 65 対 35 となっており、公共投資の割合が大きいのが特徴である。民間直接投資における外国投資の割合は 2011 年以降 9 割近くを占めており、外国投資に大きく依存する構造となっている。エチオピア投資委員会（Ethiopian Investment Commission: EIC）の統計によれば、外国投資に関しては、投資流入ベースで 2005 年の約 28 億ブルから 2014 年の約 70 億ブルと緩やかに増加しており、業種別では製造業が一番高い比率を占めている。

現在、エチオピアへの外国投資は、縫製業、皮革業、製靴業を始めとする低廉な労働力を必要とする分野への投資、気候・地理的な立地の優位性を活用した花卉産業等農業、不動産投資等が見られる。また、アフリカ第 2 位の人口を有するエチオピアを市場として見据えた進出事例（例：飲料、建築資材、電機）や、医療・保健、エネルギー等エチオピアの持つ社会課題への対応を市場と捉えた進出事例もある。既進出企業では、川上から川下部門の統合を進めて原材料の確保と品質管理を強化するなかで、追加投資を行う例も見受けられる。

4. 投資ポテンシャル分析

エチオピアにおいては、労働集約型産業については優位性を有するが、製品の入れ替えが比較的短期に行われる製品や輸入原材料による組み立て加工の場合、物流に係る課題を検討する必要がある。国内市場向けの消費財等の製造についてはポテンシャルがあるが、流通面での参入障壁、外貨割当の課題等に留意する必要がある。

表 エチオピアの投資機会

	投資機会	留意事項
労働集約型産業	労働賃金に敏感な労働集約型産業(製造業:縫製、組み立て型産業、サービス業等)	- 生産性が低いことに留意する必要がある。 - 物流の課題から、組み立て型の場合、原材料輸入と製品輸出に係るコスト・納品までのリードタイムにより評価が変わる可能性あり。
国内需要指向	食品、日用品、消費材製造、建設資材製造	- 国内物流インフラの課題に留意(道路、倉庫等インフラの未整備)。 - 外資については、輸入貿易禁止。 - 電力の質に課題。 - コンクリートの製造は外資参入不可。
インフラ整備	発電	外資参入の法整備に留意が必要。
農産品、皮革等加工・輸出	農産加工 皮革加工	- 良質の原材料確保に向けて、外資によっては、自社農園等による生産の動きがある。 - 食品輸出の場合、先進国市場における食品品質・安全基準等をクリアする必要がある。 - コールドチェーンの未発達による生鮮品輸出困難の可能性もあり。 - 電力の質の課題に留意。
航空貨物の活用による産業	生鮮農産品の輸出 軽量で付加価値の高い製品の輸出加工	

出所：JICA 調査団作成。

5. 投資政策分析

エチオピア政府は 5 カ年開発計画である「第一次成長と構造改革計画(2010/2011-2014/15)」(GTP-I)、続く「第二次成長と構造改革計画(2015/16-2019/20)」(GTP-II)において、2025 年までに中所得国の仲間入りをするという目標を掲げている。外国投資はこの政策目標達成に向けて、雇用創出・外貨獲得・生産性向上等を通じた原動力となるとして、大きな期待が寄せられている。

外国及び内国投資に関する基本的な法的枠組みとしては、2012 年に公布された「投資に関する布告」(Proclamation No.769/2012)及び同年に発行された「投資優遇策及び国内投資への限定分野に係る規則」(Council of Ministers Regulation No.270/2012)が定められている。従来工業省傘下にあったエチオピア投資庁(Ethiopia Investment Agency: EIA)は、首相府の下で独立した EIC として組織改編され、政府一体となった政策形成・実施が可能となった。同機関の意志決定・監督機能を果たすエチオピア投資理事会(Ethiopian Investment Board: EIB)の議長は首相が務めている。

しかしながらエチオピアにおいては、電力・通信・銀行・保険・貿易業・運送等の分野については、政府独占の分野や外資の参入を禁止している分野もあり、こうした分野における業務の質・効率の向上、民間参入機会の二つの面から課題となっている。また、外資の参入についてはネガティブリストとポジティブリストの双方から規定している。そのため、実際には EIC はポジティブリストを基に参入可否を決定しているが、各分野の詳細が明記されておらず、一部のサービス分野についてはグレーな分野があるなど投資家の混乱を招いている。

投資促進に向けた税制インセンティブとしては、製造業、農業・農産加工、発電等、業種を限定し、所得税免税、資機材の免税輸入を認める。所得税免税は、業種によって免税期間が異なり、立地する地域によって、この期間に加えた免税期間の延長が認められる。地域によっては、更に減税期間が認められる。併せて、100%以上の規模拡大を伴う追加投資、製品の 60%以上の輸出の場合にも、免税期間の延長を得られる。

このほか輸出促進を目的とした、輸出向け製品の原材料輸入に係る免税、通関手続きの簡素化に向けた関税還付制度、バウチャー制度、保税工場システム等のスキームを有している。しかし、制度の構造が複雑、手続きに時間がかかる等の理由で十分に利用されていない。

エチオピア政府は、戦略的な産業を国内外から誘致し、産業構造の改革と、輸出及び雇用の増大による経済成長を加速化させるために工業団地開発を促進する目的で、2015 年 4 月に「工業団地に関する布告」(Proclamation No.886/2015)を公布した。工業団地開発は、同国のインフラ・物流・通関・大企業と中小企業とのリンケージ・環境保護等の問題に対処することも目的としており、今後工業団地の開発に伴い、ワンストップサービスの機能も充実させて本格的に外資を誘致する計画である。

6. 投資環境分析

エチオピアにおける投資環境上の重要な課題は以下のとおり。

(1) 会社設立及び投資関連許認可制度

エチオピアへの投資を希望する外国投資家は、EIC から投資許可 (investment permit) を取得し、商業登記 (commercial registration) を行うことで法人格を確立する必要がある。投資プロジェクトを開始し、計画した事業が開始されるまでは、投資許可を更新するが、実際に生産活動や、サービス提供を開始するためには、更にビジネス・ライセンスを取得する必要がある。その後はビジネス・ライセンスを毎年更新することが義務づけられている。投資許可、ビジネス・ライセンスの発行に向けた審査では、審査基準が明らかにされていない。中小企業、黒字転換に時間を要した企業等の投資許可やビジネス・ライセンス更新において、当局側が公式な要件以外の理由に許可に難色を示す、追加の説明を求めるなど

の事例が見られた。また、所得レベルに比して投資許可における最低資本金額が高い。事業継続に当たってのビジネス・ライセンスの更新は貿易省が管轄となるが、税務調査結果を含め、書式の準備に時間がかかるなど、煩雑である。

このような課題に対応するため、工業団地内での投資関連手続きについてワンストップサービスの機能拡充を予定している。また、上記課題の解決に向けたドナー支援として、国際金融公社（International Finance Corporation: IFC）の主導で、英国・カナダ・イタリア・ノルウェー等のドナーがビジネス関連の各種許認可手続きに関する簡素化や電子化に関する包括的な支援を実施している（Multi Donor Initiative for Private Sector Development - Investment Climate Program）。

（2）労務・人材育成

エチオピアの労務制度は核となる「労働に関する布告」（Proclamation No.377/2003）において労働者の雇用・就労・労働組合・労働争議等の内容が包括的かつ詳細に規定されている。他方、外国人駐在員の雇用・短期派遣技術者等のビザ取得については当該外国人雇用の必要性等に係る解釈が担当部署によって異なり、恣意的な運用がなされているために、外国投資企業の円滑なオペレーションに支障をきたしている。また、駐在員の労働許可・居住許可の1年毎の更新の手続が煩雑である。さらに、産業人材育成に係る職業訓練機関や産業振興機関等のトレーニングが外資系企業のニーズにマッチしておらず、企業は独自の訓練を行っているため、人材育成のコスト負担が大きい。他方、かかる産業人材育成については、企業側の求める人材の訓練ニーズと政府機関が実際に提供している訓練のミスマッチを解消するため、世界銀行（世銀）は Competitiveness and Job Creation Project において、工業団地入居企業が必要とするスキル・知識に基づき customized training を提供する体制の構築支援を行っている。

（3）外貨割当（L/C・対外送金）

エチオピアの投資に関する布告では外国投資家はインセンティブの有無に関わらず利益・配当、借入金にかかる元本・利子、技術移転に係るフィー等を自由に送金できる制度を有している。しかしながら、エチオピアは経済成長の途上にあり、インフラ整備等大型投資が増加する局面にある。そのため、外貨の需要と供給のミスマッチが発生している。また、エチオピア政府の現在の外国為替管理体制は、資本取引が自由化されておらず、利益等の外国送金はその都度国立銀行（National Bank of Ethiopia: NBE）の事前許可が必要となっている。かかる状況は輸出業者の外貨保有に制約を課すと共に、信用状（letter of credit: L/C）開設、利益送金等に対する時間を長期化して企業の円滑なオペレーションを阻害している。

エチオピアの主な外貨収入源は、一次産品の輸出による外貨収入、国外のディアスポラ

(海外居住エチオピア人)等からの送金、外国直接投資 (Foreing Direct Investment: FDI) による外貨収益であり、いずれも増加傾向にあるものの短期的には大幅な改善にはならない。政府はユーロ建て国債を発行するなど外貨獲得の方法を模索しているが、需給ギャップ解消のためには、政府による大型投資で整備の進む水力発電所の操業が開始され、電力輸出が実現するなど、「外貨獲得サイクル」に入ることを待つ必要がある。NBE では、外国為替管理に関する政策ペーパーを準備しており、現状維持か、方針変更か、その是非について分析調査を行っている。将来、十分な外貨収入が確保され、政府の外貨準備が改善されれば、規制緩和の方向に動くことが見込まれる。

(4) 税務・会計

エチオピアにおける税務会計制度はグローバルなビジネスプラクティスを反映する途上にある。税務に関する法律・規則等は存在するものの、エチオピア関税歳入庁 (Ethiopian Revenues and Customs Authority: ERCA) 職員の主観的・恣意的な判断の余地が大きいこと、離職率の高い ERCA 職員の能力不足等のために、損金算入、付加価値税 (value added tax: VAT) 還付、税務調査、国際課税等の点で不透明で長時間を要する手続が散見され、投資家の負担となっている。

かかる状況下において、IFC の支援により、現在の国際ビジネス環境に合致した法制度の策定や能力の向上を図るため、①新法人税に関する布告案策定、②新 VAT に関する布告案策定、③移転価格税制に係る独立した法制度策定及び ERCA 担当者へのトレーニング、④リスクベース監査の予備調査、⑤中小企業に係る税制策定等が行われている。また、英国国際開発省 (Department for International Development: DfID) の支援により税務調査能力向上のためのトレーニングも行われている。

(5) 物流・通関

物流における最大の問題は、輸入時の国際輸送におけるリードタイムの長さコスト高である。エチオピアでは、従前のジブチにおける通関を、エチオピア国内で実施できるようにした国際複合輸送システム (Multimodal Transportation System: MTS) の導入により、ジブチでの滞留時間の短縮と通関手続きの簡素化を図っている。しかし、MTS を請け負う輸送・フォワーダー業務は国営のエチオピア海運物流サービス会社 (Ethiopian Shipping and Logistics Services Enterprise: ESLSE) が独占しており、非効率的な面が大きい。

かかる状況下でエチオピア政府は国連開発計画 (United Nations Development Programme: UNDP) の支援により貿易・物流セクターの包括的振興政策である国家物流戦略 (National Logistics Strategy) を作成し、政府の中の最終調整を行っている。また、IFC 他複数のドナーにより Investment Climate Program を実施中で、シングル・ウィンドウの導入による貿易行政手続の簡素化・電子化等も推進されている。

(6) 関税・通関

関税に関しては、2014年に新しい「関税に関する布告」(Proclamation No.859/2014)が制定され、関税制度と徴税の近代化が図られているが、施行細則が整備されていないことから、事前教示等重要な制度が実施されていない。また、輸出振興に向けたインセンティブでは、免税措置など6スキームがあり、本来は関税そのものだけでなく、通関手続きの簡素化の点でも負担の軽減が期待されるが、実際の運用では、手続きや計算方法が複雑、還付等を受けるまでの時間がかかる等の課題から、十分に利用されていない。

かかる状況下、貿易・物流に伴う様々な手続きの簡素化を進めるため、前述の Investment Climate Program により、関税に関する布告に関する施行細則の策定、手続きのシングル・ウィンドウ化、リスク管理に関するキャパシティビルディング、ERCAにおける施行マニュアル類の作成等を支援している。

(7) 電力

電力セクターにおける課題は、電力供給に関する課題と外国民間投資参加に関する制度課題に分けられる。電力供給については、政府主導の水力発電を始め、多くの電力開発計画を有していて、将来の需要をカバーする発電量の確保を見込んでいる。規制によって電力料金は安く抑えられているものの、電力の質に課題が指摘される。外国民間投資参加については、送配電については、政府独占と規定されているが、発電に関しては参加が可能となっている。現在地熱発電分野で民間参加の手続きが進められている。

7. 投資促進機関に係る分析

(1) エチオピア投資委員会:Ethiopian Investment Commission(EIC)

EICは、投資家に対しての一元的な窓口として投資のファシリテーションを行い、投資誘致を推進する機関となることが期待されている。しかしながら、EICは投資促進機関としての経験が短く、現状では組織としてのキャパシティ不足のため、その機能及び投資家へのサービスが十分に発揮できていない状況である。特に以下の主要課題を指摘することができる。

- ① 関連省庁・地方政府との連携不足により、投資家が投資判断に必要とする情報を関係機関から吸い上げて投資家に提供する体制が構築されていない。
- ② EICは、進出時を重視しているが進出後のオペレーション段階でのビジネス・ライセンスや外国人駐在員の労働許可の更新等のフォローアップに関して対象となっておらずアフターケアが不十分である。また、エチオピアにおける土地取得手続は複雑で長時間を要するが、EICはサポートレター等の支援にとどまっている。

- ③ EIC は民間企業との対話及び政策のリサーチ等を通じて投資環境改善に係る政策提言（アドボカシー）を行うことも期待されているが、現状ではかかる機能をほとんど果たしていない。

EIC の機能については、職掌追加を含めた機構改編を予定している。工業団地の規制・監理のように、EIC が今まで担ったことのない職務も加えられることになっているため、こうした分野への対応を視野に入れた能力向上の必要性があることが指摘される。

こうした機構改編も含めて、EIC では、一部ドナーの支援を基に次のような取り組みを予定している。地方政府や農業農村開発省から EIC への職員を派遣することにより、ワンストップサービス（one stop service: OSS）としての機能の拡充を目指す。各種許認可手続きに関しては、IFC 等複数のドナーの支援により、手続き簡素化、電子化に向けた包括的な支援が行われている。併せて、進出企業の操業環境の向上については、工業団地内について、ビジネス・ライセンス・労働許可の更新等を対象とするワンストップサービスの提供が予定されている。また、アドボカシー活動については、EIC としても今後民間投資家との対話による投資環境の改善を図るために、新たに官民対話のためのユニットを設立する予定である。

(2) 工業団地開発公社:Industrial Park Development Corporation (IPDC)

IPDC は、工業団地デベロッパーとしての組織能力強化の途上にあり、依然十分な専門家の確保が終わっていない。計画、造成に向けた契約業務、維持管理、入居者サービス等、多くの技術面、業務面での能力に課題を有している。政府主導の開発では、既に開発済みの Bole-Lemi に加え、世銀等ドナーの支援を得て Hawassa、Kilinto における団地開発も進められている。工業団地開発・運営に係る許認可に係る詳細な基準、ガイドラインは、規制機関となる EIC が中心に進めている。また、工業団地に設置される OSS 機能については、EIC 及び関連省庁が管理を行う。IPDC についても、組織改編について提案がなされている。また、同じく世銀により、営業・業務計画策定支援、環境管理に関する能力向上支援が進められる予定である。

8. 結論

エチオピアでは、首相の強いリーダーシップにより首相府の下で EIC が組織改編されている。また、工業団地の規制・監理機能等を付加するための組織強化が行われると共に、IPDC の設立による工業団地開発を推進するなど投資促進において国家が強いオーナーシップを発揮している。一方で通信や運輸等の分野においては、かかる国家の強い介入は国営企業の独占によって高コストで非効率的な市場が形成される要因ともなっている。また、同国は農業中心の経済から縫製・皮革産業等の労働集約型軽工業へ移行している過程にあり、輸入超過、外貨不足、インフラ未整備等の課題が投資環境に負の影響を及ぼしてきた。さ

らに、産業化が緒に就いたばかりであり、製造業の立地に必要な安定的かつ質の高い原材料の確保という点においては皮革等のように競争力があると言われる製品についても課題がある。かかる課題は、基本的には更なる経済成長や現在政府・ドナーが取り組んでいる制度改革、組織能力向上、物流・電力等インフラ整備等が進むに従って、中長期的には改善の方向に向かうものと考えられる。

他方で、エチオピアに進出済みの外資系企業からのヒアリングによれば、投資認可を得た後のオペレーション段階において各種ライセンス、外国人就労ビザの発給、税務、通関・関税等の点で行政手続が不明確である、コスト・時間がかかる等の多くの指摘があり、中にはエチオピアでの事業の存続や拡大に対して深刻な懸念を示した企業の例も複数あった。エチオピア政府として投資の拡大を目指すためには、今後新規投資を推進するのみならず、こうした既進出企業の声に耳を傾け、投資家のより強い信頼を獲得して投資の拡大・再投資に繋げていく必要がある。エチオピアにおける投資環境の改善及び投資促進機関の能力向上のために政府は以下の課題に重点的に取り組むことが必要である。

(1) 労務・人材育成

外国人駐在員や技術者派遣の労働許可・ビザの円滑化については、EIC の体制強化、OSS の機能強化の中に位置づけて、対応を行うことが必要である。また、産業人材の育成においては、世銀等による支援も一部開始されているが、投資家のニーズに見合う技術をもつ人材育成サービスの充実が求められる。

(2) 外貨割当

将来的に政府の外貨準備の改善がみられれば、NBE の外貨保有口座（Retention Account）に関する規定を修正し、輸出企業が外貨の売上げを無制限に保有することが可能な Account A の比率（10%）を段階的に引き上げる（すなわち、外貨保有の制約がある Account B の比率を段階的に引き下げる）ことを検討する必要がある。また、同時にかつて輸入超過で外貨不足であり厳しい外貨割当政策を取っていた国がどのような過程で資本取引の自由化や外貨割当の緩和を行ってきたかという他国の経験を整理して教訓とすることは意義が深いと考えられる。

(3) 税務・会計監査

手続き簡素化による投資家の負担軽減だけではなく、手続きの透明性や予見性を高める施策が必要である。特に問題の大きい税務調査、VAT 還付手続、損金算入基準における基準の明確化、課税所得計算のための透明なガイドラインの策定、ERCA における担当官レベルの能力向上などが必要である。また、企業向けの税務サービスを向上させるためには、税務相談窓口等を拡充することも検討できる。

(4) 物流

国家物流戦略の承認とともに、優先順位が示されると想定されるが、サプライチェーンに沿った物流網整備のハード整備や、関係機関、物流に係る国内民間セクターの能力向上の必要性が指摘されると考えられる。今後は鉄道を含めた形の MTS、航空貨物と道路輸送の結節点、工業地域等経済的な重要性の高い地域を結ぶハードインフラ整備と運営管理能力向上を図る必要がある。

(5) 関税・通関

通関業務の効率化では、関税に関する制度構築と改革が進められているが、経済成長によって更に増加すると考える物流量に対応するためには、今後の物流網の整備や輸出振興などの関連政策の整備と方針に沿って、通関業務の効率化に向けた対応を行う必要がある。例えば、鉄道開通においては、物流とそれに伴う通関処理の流れの構築が求められる。また輸出振興等の重要な施策の有効性を最大限に活かすための業務効率化を図る必要もある。

(6) EIC 能力強化

EIC の再編に向けた準備が進められており、工業団地の規制・監理、貿易促進等の新しい分野が職掌として含まれる予定となっている。エチオピア政府としてまだ経験が浅い分野もあり、他国の経験を学んで参考とすべきである。また、工業団地に関する規制は、現在世銀の支援により、法令や運用に向けたルールの整備を進めている。既に開発が進められている工業団地における経験を踏まえつつ、必要な団地開発の質を確保するために、綿密な調整を基にした枠組みの策定が早期に完了することが求められる。

(7) IPDC 能力強化

IPDC のデベロッパーとして、工業団地の計画、運営管理等の能力向上が求められる。前述の世銀が支援する工業団地許認可に関する詳細な法制度・ルール各種の整備状況にも合わせて、法制度・運用に向けた枠組み整備の進捗と最終的な内容、関係機関との調整に留意する必要がある。

コンゴ民主共和国投資促進分野情報収集結果報告書 要約

1. 国の概要

アフリカ中部に位置するコンゴ民主共和国（以下、コンゴ民）は、日本の 6 倍以上の面積（234.5 万平方キロメートル）を有しており、アフリカ大陸ではアルジェリアに続き 2 位となっている。同国は大西洋に面しているものの、その海岸線は約 40 キロメートルに過ぎず、9 ヶ国もの国々に囲まれている。



出所: UNHCR (2015) Democratic Republic of Congo New 26 Provincial Sub-Divisions を基に JICA 調査団作成。

図 1 コンゴ民主共和国全図

コンゴ民は広大な土地に豊富な天然資源を有し、人口増加と中間層の台頭による消費市場の拡大が見込まれている国である。ただし、東部地域は、歴史的な部族対立、天然資源を巡る武装勢力の対立、周辺国の介入等により、不安定な情勢が続いている。コンゴ民の概要を示す主な指標は下記に示すとおりである。

表 1 概要

1 国土面積	234.5 万 km ² (2015 年)
2 人口	8,319 万人 (2014 年)
3 首都	キンシャサ
4 気候	主に熱帯雨林気候、熱帯気候、高山気候の 3 タイプに分かれる。気温は 15℃ から 35℃、年間降雨量は場所により 2,000mm を超え、アマゾンに次ぐ熱帯雨林を持つ。
5 言語	フランス語（公用語）、キコンゴ語、チルバ語、リンガラ語、スワヒリ語等。
6 宗教	カトリックを中心としたキリスト教（85%）、イスラム教（10%）、その他伝統宗教（5%）。
7 政治体制	ジョゼフ・カビラ大統領を元首とした共和制。

出所：1-2 及び 4：Institut National de la Statistique (INS) (2014) Annuaire Statistique、3 及び 5-7：日本国外務省（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/congomin/data.html>）

表 2 主な経済指標

項目	値	年
1 名目 GDP 総額	402.1 億ドル	2013 年
2-1 実質 GDP 成長率	8.5%	2013 年
2-2 実質 GDP 成長率	7.5%	2011-2013 年平均
3 消費者物価上昇率	1.2%	2013 年
4 輸出額	116.1 億ドル	2013 年
5 輸入額	108.1 億ドル	2013 年
6 貿易収支	8.0 億ドル	2013 年
7 経常収支	-28.6 億ドル	2013 年（推定）
8 金融収支	-27.1 億ドル	2013 年（推定）
9 直接投資受入額	17.0 億ドル	2013 年（推定）
10 外貨準備高	17.5 億ドル	2013 年
11 対米ドル為替レート	919.7 CDF	2013 年（推定）

出所：Banque Centrale du Congo (BCC) (2013) Rapport Annuel

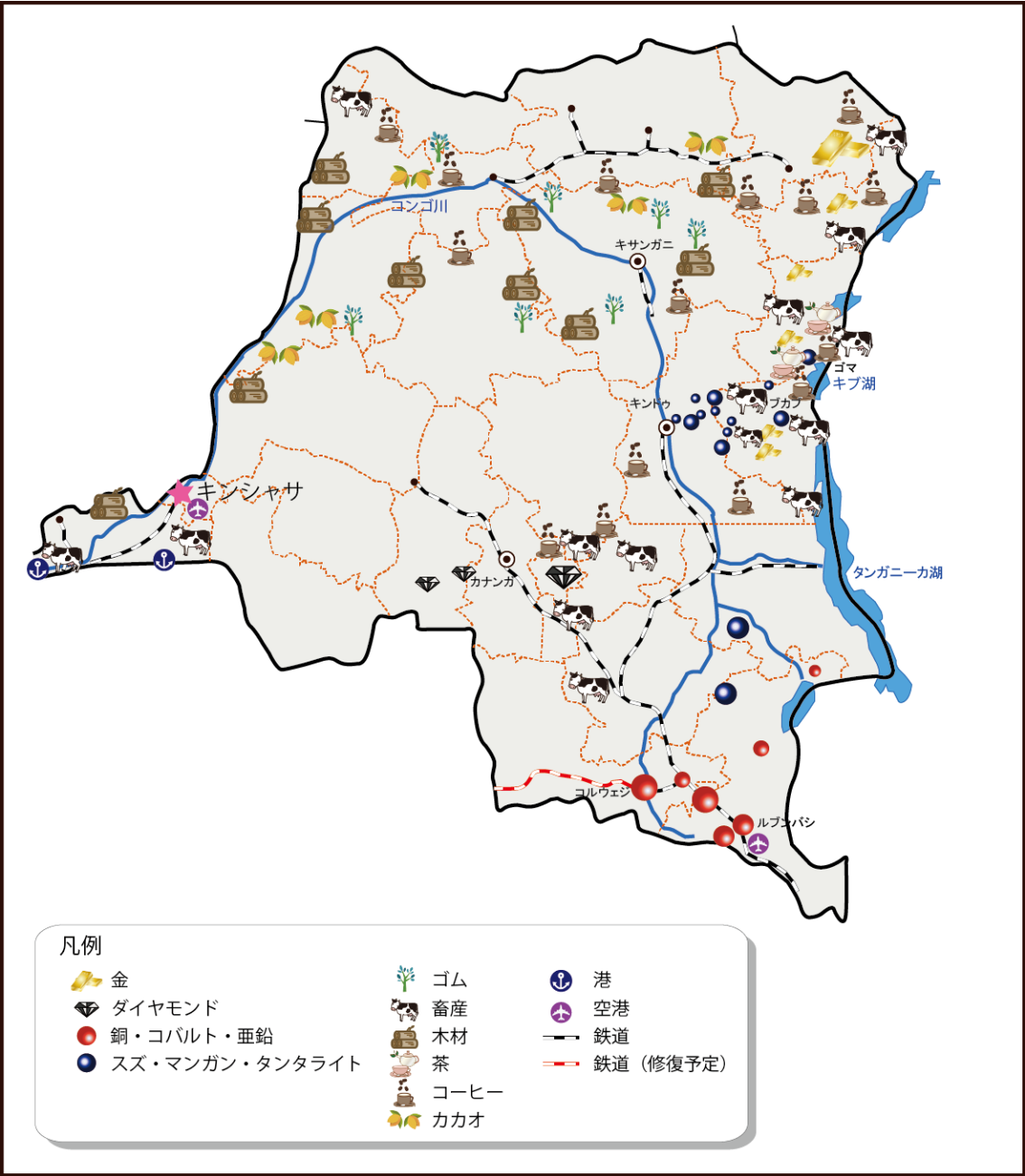
表 3 主な社会指標

項目	値	年
1 人口増加率	3.3 %	2010-2014 年平均
2 平均寿命	58.7 歳	2014 年
3 乳児死亡率 (千人あたり)	58 人	2013 年
4 妊産婦死亡率 (10 万人あたり)	846 人	2013 年
5 初等教育純就学率 (男児)	69.4 %	2012 年
(女児)	63.8 %	2012 年
6 中等教育卒業率 (男児)	35.2 %	2012 年
(女児)	18.0 %	2012 年
7 成人識字率 (男性)	91.2 %	2012/13 年
(女性)	73.6 %	2012/13 年

出所：1：UNDP (2015) 人間開発報告書、2-8：INS (2014) Annuaire Statistique

2. 投資有望分野

コンゴ民の主な投資有望分野である、資源賦存ならびに農林水産品の産出地域は下図に示す通りである。



出所：BCC (2013) Rapport Annuel

図 2 コンゴ民の鉱物及び農産物地図

鉱物資源は、大きく北東部キブ地方からカタンガ地方を経て、東西両カサイ地方に至る弧を描く地域に賦存している。また、広大な国土では地域によって気候帯も違うため、様々な作物が耕作に適している。しかし、鉱物に関しては、資源価格の下落や電力不足、国際

的な法制度や貿易に関する規制等がある点に、農業生産に関しては、生産や輸送インフラが未整備であり、農業資機材など国内調達が困難なものが多い点に留意する必要がある。

3. 法的枠組み

西アフリカ地域には、アフリカ商法調整機関（OHADA）という加盟国間で共通の商事関連法の統一法を適用することにより、商業、投資の分野での法的な信頼、保証を確保することを目的とした機関が設置されている。現在、西アフリカ地域の 16 ヶ国が OHADA に加盟している。コンゴ民は 2012 年に加盟し、OHADA によって定める商法に関連する各分野の法を内国法に適用している。

投資家保護については、投資法（Loi n° 004/2002）では、第 5 部（Titre V）の 23 から 27 条で①投資家は、コンゴ民人、外国人の別を問わず、憲法によって定めている財産権を保証されること、②公共の利益のために正当な補償を得た場合を除き、新規の法、地方当局の決定により財産を国有化、または没収されることはない、③補償については、国有化または没収される資産の市場価値に基づきなされることを規定している。

また紛争解決については、投資法において、書面による協議申請から 30 日以内に決着を見ない場合、投資紛争解決国際センター（ICSID: International Centre for Investment Disputes）、及び「ICSID 追加規則」、国際商工会議所の定める手続きによる解決を行うことを規定している。さらに、国際的な商事紛争の仲裁判断についての枠組みを取り決めたニューヨーク条約（New York Convention）を批准し、投資家保護の国際的枠組みへの参加による信頼性の向上に努めている。

4. 投資環境

(1) 進出形態と手続き

外資企業がコンゴ民に会社を設立する際は、合名会社（Société en Nom Collectif (SNC) / Private Companies）、匿名組合（Société en Commandite Simple / Sleeping Partnerships）、有限会社（Société à Responsabilité Limitée (SARL) / Private Limited Companies）、株式会社（Société Anonyme (SA) / Public Limited Companies）、支店（Branch）、駐在員事務所（Representative Office）の形態での設立が可能である。株式会社を設立する場合のみ法定最低資本金として 20,000 ドルの制限がある。設立に係る費用は、法人の場合は 120 ドル、個人事業主の場合は 40 ドルである。手続きは、法務省下に設置されている起業ワンストップサービス（Guchet Unique de Creation D'Entreprise: GUCE）にて、商業登記や税務登録など、起業に係る全ての手続きを了することができる。

(2) 投資認可

コンゴ民における投資家への優遇措置については、投資法による優遇とその他産業別の

優遇がある。投資法による優遇措置を受けるためには投資促進公社 (Agence Nationale pour la Promotion des Investissements: ANAPI) から投資認可を受ける必要があり、投資法第 8 条により、以下の 5 つの条件に基づき認可が行われる。

- ・ コンゴ民の法律によって設立された企業であること
- ・ 最低 20 万米ドルの投資額があること¹
- ・ 環境保護・自然保全に関する法令の遵守
- ・ 専門技術者、管理職、幹部職への登用に向けた現地人材の育成
- ・ 投資に関する 35% 以上の付加価値の保証²

投資認可申請にあたっては、申請書に①一般情報、②技術情報、③雇用計画、④資金計画に係る 4 種類の情報を記載する必要がある。また、かかる情報以外にも、免税手続きのために輸入を予定している機械設備類（数量と評価額）の一覧表の提出が求められる。

投資法の定める税制優遇の内容は下記の通りである。優遇期間は、国内が 3 種類の経済地域に分けられており、投資先の経済地域によって 3-5 年間で異なる。各投資案件において免税輸入できる品目は、投資認可 (Arrêté Interministériel d'agrément) にリストが添付される。なお投資法本体には、税制（関税及び租税）に係る優遇以外の記述はない。

表 4 投資法における主な税制・輸出入における優遇

税制優遇	・ 法人所得税の免税（3-5 年間） ・ プロジェクト対象の土地に対する不動産税の免税
輸出入関税に関する優遇	・ 資機材の免税輸入、利用する機材の CIF 価格の 10% を越えない額内のスペアパーツの免税輸入 ・ 中古の重機、船舶、航空機の免税輸入 ・ 製品を輸出する場合の輸出税免税 ・ プロジェクトに関わる産業用資材等の免税輸入 ・ 人材育成、訓練、環境保全に係る措置に関する費用の控除

出所：投資法 (Loi n° 004/2002) 及び ANAPI 資料による。

ただし、輸入に際しての免税扱いについては、対象製品がコンゴ民で製造できないこと、国内企業による製造品の税抜き価格が輸入品の価格の 10% を上回ることが条件となっている。また輸入における 2 パーセントの手数料と 16% の TVA は課されることになる。さらに、社会経済インフラ整備プロジェクトは減価償却が可能である。

なお、投資法で対象外となっている業種については、別途産業別の法令の中で下記のとおり優遇措置を設定している。認可の条件や方法については、関連省庁を中心に構成される投資承認委員会による。

¹ 中小企業については同法第 2 条 h) で最低 1 万米ドル以上の投資額と規定されている。

² 必ずしも絶対的な条件ではなく、特にポテンシャルの高いセクターの場合は交渉の余地がある。

表 5 コンゴ民における産業別の法令等で定められた主な優遇

産業	優遇の概要
農業 (根拠：農業基本法)	- 生産物の輸出税の免除 - 農業生産用資材の輸入に係る関税・その他税務の免税 - 農業生産に係る不動産税の免除 - 輸出における各種公共サービス手数料、税務等を製品価格の1%に限定
鉱業 (根拠：鉱業法)	- 配当への課税が通常 20%のところ 10% - 外国人従業員の所得への課税 (IERE) が通常 25%のところ 10% - ライセンスの種類によって輸入関税の低減 (3~5%) - 製品輸出税の免税 - 業務で使用する石油製品、潤滑油の輸入免税 - 不動産税の免税 - 自動車税等の免税 - 動産税の免税 - 輸出用産品の国境における各種公共サービス手数料、税務等を製品価格の 0.25%に限定
電力 (根拠：2015 年 4 月 28 日 15/009 号デクレ ³⁾ * 免税期間は 4 年間	- 電力インフラ向け設備の輸入に係る関税、TVA 免税 - 電力輸入における関税免税 - 電力輸出税 1%
戦略的バリューチェーンへの優遇 * 免税期間は 4 年間	- 資機材、原材料、サービス購入時の TVA 免税 - 資機材、原材料等の輸入免税 - 低減料金による電力アクセス

出所:ANAPI 資料に基づき調査団作成。

(3) 外資規制

投資法 (Loi n° 004/2002) では、現在コンゴ民において外資の参入が禁止されている分野は、小規模商業活動、武器の生産および軍事関連産業となっている。除外業種以外は、投資家保護は内国、外国の別なく優遇の付与、保護が適用されるとしている。また、公共調達の分野では、外国企業が入札に参加することは制限されていない。

但し、農業分野では、外国人資本参加に関する規制がある。農業コンセッションおよび農地へのアクセスはコンゴ民人またはコンゴ民資本が多数の企業のみにも与えられるとされている (農業法 : Loi n° 11/022 du 24 Decembre 2011 portant principes fondamentaux relatifs l'agriculture)。

(4) 税制・税務手続き

2014 年以降始まる事業年度より、OHADA の会計規則に基づき会計帳簿を作成することが求められるようになった。OHADA に定めがない施行細則は、全体の法制度の方針に矛盾しない限り、各国のローカルルールに準拠することが許容されている。

³ 首相によって署名された執行的決定のこと。

課税当局としては、財務省の管掌の下に国税局（Direction Générale des Impôts: DGI）、税関局（Direction Générale des Douanes et Accises: DGDA）、非財政収入局（Direction générale des recettes administratives, judiciaires, domaniales et de participations : DGRAD）が存在し、税務に係るあらゆる事項（課税、徴税、還付、税務訴訟等）を管轄する権限を有している。加えて、一部の税目は地方政府に課税徴収権限が移譲されている。事業会社がコンゴ民において負担する主な税金は以下の通りである。

表 6 事業会社に課される主な税負担

税目	税率	備考
法人所得税	30 または 35%	鉱山業は Mining Code で規定する税金が課され、法人所得税（法定税率 30%）以外にも、資機材に課される動産税・車両税や資源権利保有者に課される税等の定めがある。
支店税	35%	
源泉税		
配当	20%	鉱山業では 10%
利子	20%	鉱山業では非課税
ロイヤリティ	20%	
サービス	14%	外国の会社や本社からの出張者がコンゴ民への子会社へ専門サービスを提供する場合の納税義務。提供されたサービスのインボイス額が課税標準である。
付加価値税（TVA）	16%	免税の物品を除いて、コンゴ民国内で提供時または輸入時にあらゆる商品・サービスに課される税金である。
投資促進税（TPI）	2%	輸入原材料の CIF Value に関税負担を加算した合計額及びコンゴ民国内での販売価格が課税標準である。
雇用に係る主な税や社会保障関連費用		
給与税	30%	CDF 22,956,000 以上の給与は一律 30%の税率が適用される。それ以下の場合は報酬額に応じた 0-40%の累進課税
外国人駐在員課税（IERE）	25%	鉱山業では 10%
国立社会保障院（Institut national de sécurité sociale, INSS）への負担	-	雇用者負担：報酬額の 9% 従業員負担：報酬額の 3.5%
国立職業訓練院（Institut national de préparation professionnelle, INPP）への負担	-	報酬額の 1-3%
国立雇用局（Office National de l' Emploi, ONEM）への負担	-	報酬額の 0.2%
輸入時に支払う主な税務及び手数料		
検査手数料（Frais de Cotrôle réglementaires à l'importation）	CIF 価格の 2%	OCC 管轄

税目	税率	備考
海上輸送貨物税 (Taxe sur les marchandises importées par voie maritime)	CIF 価格の 0.59%	OGEFREM 管轄
関税	CIF 価格の 0、5、10、20%	DGDA 管轄
付加価値税	CIF 価格の 16%	DGDA 管轄
Precompte de l'impôt sur les bénéfices et profits (BIC)	CIF 価格の 2%	DGDA 管轄
産業促進基金税	CIF 価格と関税の和の 2%	FPI 管轄
港湾荷役、使用料 ⁴	価格不明 ⁵	SCPT 管轄
輸出税対象品目と税率		
コーヒー生豆	1%	
鉱物資源またはその濃縮物	5%・10%	
ダイヤモンド	1.5%・3%	
鉱油、瀝青	10%	
電力	5%	
木材（樹皮がついた原木か材木により税率が変わる）	免税・5%・10%	
淡水	5%	
その他		
地方政府の定める税	地方政府が定めた額。	地方政府管轄

出所:各種資料に基づき調査団作成。

(5) 土地の取得と不動産登記

土地は国家の財産であり、土地所有権が国家に属するため、個人や企業は土地に関して
は使用权（用益権）のみを有することになり、法人及び外国人は最長 25 年で更新が可能な
「一般的コンセッション」が認められることになっている。

但し、前述の通り、農業コンセッションおよび農地へのアクセスはコンゴ（民）人また
はコンゴ（民）資本がマジョリティ出資の企業のみを与えられるとされている。

(6) 労働事情

コンゴ民の労働制度は労働者の権利保護に重点が置かれている点に留意する必要がある。
特に解雇を申請する際には、省庁が検査官を派遣して事実関係を確認するため、会社側で

⁴ マタディ・ボマの場合

⁵ 物流業者へのインタビューによると、40 フィートコンテナ1 本当たり 1000～1500 ドルとのこと。

その理由を正当化できなければ労働省からの許可がおりない場合もある。加えて、コンゴ民では遵守すべき労働規制、特に人員の解雇においては厳しく法廷での争いになる場合にも労働者側に有利な判決が下ることが多いのが現状である。

また、コンゴ民で働く外国人駐在員は労働省から労働許可を取得し、査証取得の為に移民局に指定される書類（申請書類、雇用主の情報、雇用契約書、就労証明書等）を提出し、一定の手続きを踏む必要がある。取得できる査証としては、商業従事者および営利目的の自由業（医師、弁護士など）向け普通定住査証（3年）や労働定住査証（1-2年）などがある。また、外国人駐在員の雇用にあたっては、取得資格・経験について、雇用主が同レベルの知識と経験を持つ現地人員を確保できないことを示す必要がある。コンゴ民では雇用人数によって企業が雇用できる駐在員の上限が制度上存在するが、雇用人数や現地人への移管時期については厳格に適用されるわけではなく、各社のビジネス上の判断により決定できるとされている。

(7) 金融・外国為替

コンゴ民には資本市場は存在せず、企業の資金調達手段は間接金融のみである。また同国の為替管理は緩和されており、資本取引・経常取引のいずれについても自由にどの通貨とも交換することができる。但し、鉱業セクターについては、輸出で獲得した外貨代金のうち最低40%に相当する額をコンゴ（民）国内送金する必要がある。

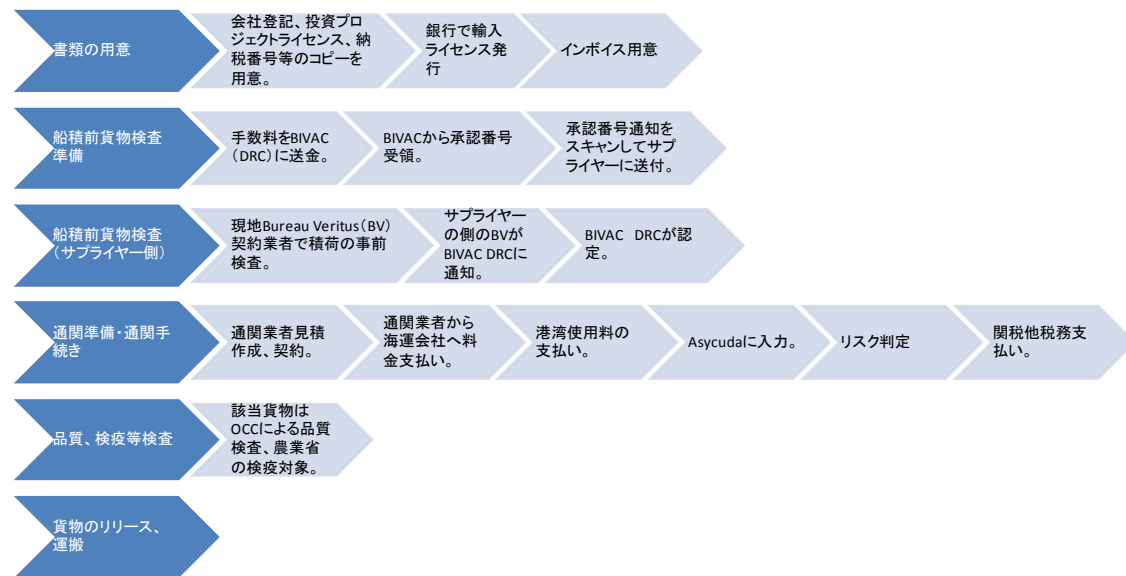
(8) 会社清算制度

コンゴ民では、会社の存続期間の終了など、7つの事由に基づき、3年以内に会社を清算することができる。ただし、本制度が導入されてからまだ日が浅く、実務的な適用についての確認は取れていない。

(9) 貿易通関制度

コンゴ民への輸入に係る手続きの流れは以下の通りである。特に事前に行っておく必要のある、電子輸入登録（FERI）⁶及び船積前貨物検査に留意する必要がある。

⁶ 通常積み地で行うものであり、図3のサプライヤー側の船積前貨物審査内の「BIVAC DRCが認定」の後に行う。



出所:各種資料に基づき調査団作成。

図 3 輸入に係る手続きの流れ

輸出における手続きは、輸入ほど多くはないが、下表の通り、特定の製品の輸出においては、輸出ライセンスの取得、OCC による品質検査等が必要となる。

表 7 コンゴ民からの輸出時に必要な手続き

手続き	手数料率など	管轄
輸出入に係るライセンス取得	個人、会社：125 ドル	商業省
購買許可の取得(特定の品目に限る)	-	経済省
検疫証明の取得（農水産品）	-	農業省
品目別輸出許可証（特定の品目に限る）	各関連省庁が定める。	各関連省庁
OCC への手数料	FOB の 1%	OCC
FERI	-	OGREFEM

出所:各種資料に基づき調査団作成。

(10) インフラ(電力、物流、工業団地)

電力及び物流に係るコストはそれぞれ下表のとおりである。近隣諸国と比較すると高額となっている。

表 8 電力コスト

	コンゴ（民）	ケニア	カンボジア	ベトナム	サブサハラ アフリカ
手続き（数）	6	4	4	6	5.4
時間（日）	56	110	179	59	130
コスト（一人当たり GDP に対する割合、%）	15,247	732	2,336	1,323	4,076
電力供給安定度と料金の透明性指数（0-8）	1	0	2	3	-

出所:各種資料に基づき調査団作成。

表 9 物流コスト

	海上輸送		内陸輸送		
		コスト(USD)		輸送距離 (Km)	コスト(USD)
コンゴ民西部 (キンシャサ)	アジア(中国、インド)ーマタディ	4500	マタディーキンシャサ	330	2000~3250
	ベルギーーマタディ	8000~8500			
コンゴ民東部 (ゴマ)	アジアーダルエスサラーム*1	約2500	ダルエスサラームーゴマ	1570	5000
東アフリカ	アジアーモンバサ*2	2000	ケニア (モンバサーナイロビ)	530	1000
			ウガンダ (モンバサーカンバラ)	930	2500

注：40 フィートコンテナあたりの価格。

*1：20 フィートコンテナでの値（約 120 ドル）を 2 倍にした。

*2：2014 年のデータ。東アフリカの海上輸送費用は、複数の積み地の平均。ケニア、ウガンダの海上輸送費用はアジア諸国向けの平均。

出所:各種資料に基づき調査団作成。

またコンゴ（民）政府は、全国で各州に一箇所ずつ経済特区を設置するとしていて、キンシャサ州 Maluku に最初の経済特区を設置することとしている。但し、Maluku はパイロットケースとし、その中で優遇、開発方式等について有効な方法を模索することになっており、整備業者、管理業者選定に係る方法（クライテリア、審査フロー）など、経済特区開発、運営・管理に係る詳細は現在、政府内にて検討中である。

5. 投資促進機関による支援

コンゴ民における投資促進業務の担当機関は、計画省の管轄機関として 2002 年に設立された投資促進公社（Agence Nationale pour la Promotion des Investissements: ANAPI）である。内資・外資問わず国内での投資を促進することと、投資法で規定されている投資案件の許認可を与えることを目的として設立された。企業への支援内容の概要は下記の通りである。

表 10 ANAPI の投資家支援業務

	投資促進機関の 業務内容	ANAPI での実施状況	ANAPI での担当部署 (Directorate レベル)
情報提供 業務	情報収集、整理	法律・統計収集、現地パートナーの情報収集	Promotion Dept.
	広報活動	ウェブサイト構築、パンフレットの作成、セミナーの開催	Promotion Dept.
窓口業務	進出支援	候補地視察支援、現地パートナーの紹介、政府機関との面談設定、企業訪問	Promotion Dept
	操業支援	許認可取得手続き支援、優遇税制や手続きについての情報提供	Approval Dept.
	アフターケア	投資案件のモニタリング、投資家からの要望受付	Promotion Dept.

出所:ANAPI からのヒアリングに基づき調査団作成。

カメルーン共和国投資促進分野情報収集結果報告書 要約

1. 国の概要

アフリカ中部に位置するカメルーンは、日本の約 1.25 倍の面積（475,400 平方キロメートル）を有している。同国は、西はアフリカ大陸第一位の人口を有するナイジェリアと接している。その他、北東はチャド、東は中央アフリカ共和国、南東はコンゴ共和国、南はガボンと赤道ギニアに囲まれており、南西部は大西洋のギニア湾に面している。



出所：Ministère des Affaires étrangères et du Développement international, 2016

図 4 カメルーン共和国全図

カメルーンは石油を始めとする鉱物資源、森林資源、水力発電、農業、畜産、漁業等におけるポテンシャルに恵まれ、1988年にビヤ大統領が民主的な選挙で再任されてから現在まで、長期政権下で比較的安定した政治状況となっている。ただし、カメルーンの北部では、隣国のナイジェリア北東部を拠点とするイスラム過激派「ボコハラム」による襲撃が相次いでおり、不安定な情勢が続いている。カメルーンの概要を示す主な指標は下記に示すとおりである。

表 11 概要

1 国土面積	475,650km ² (2010 年)
2 人口	2114.3 万人 (2013 年) (推定)
3 首都	ヤウンデ
4 気候	主に熱帯雨林気候 (沿岸地域と南部)、サバナ気候 (中部)、ステップ気候 (北部) の 3 タイプに分かれる。北部の乾季は 7-8 月だが、南部では 1-2 月が乾季、3-10 月は雨季となる。中部には、6-8 月と 11-3 月の 2 度の乾季と 8-10 月の雨季がある。
5 言語	フランス語、英語 (共に公用語)、その他各部族語。
6 宗教	カトリック、プロテスタント、イスラム教、その他伝統宗教
7 政治体制	ポール・ビヤ大統領を元首とした共和制。

出所：1-2 及び 4：Institut National de la Statistique (2013) Annuaire statistique du Cameroun、3 及び 5-7：日本国外務省 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/cameroon/data.html>)

表 12 主な経済指標

項目	値	年
1 名目 GDP 総額	321 億ドル	2014 年
2-1 実質 GDP 成長率	5.9%	2014 年
2-2 実質 GDP 成長率	5.4%	2012-2014 年平均
3 消費者物価上昇率	2.7%	2015 年
4 輸出額	57.56 億ドル	2014 年
5 輸入額	65 億ドル	2014 年
6 直接投資受入額	5 億ドル	2014 年
7 対米ドル為替レート	494.4FCFA	2014 年

出所：INS (2014) Annuaire Statistique du Cameroun、BEAC (2014) Annuaire Statistique du Cameroun

表 13 主な社会指標

項目	値
1 平均寿命	55.5 歳
2 乳児死亡率 (千人あたり)	60.8 人
3 妊産婦死亡率 (10 万人あたり)	590 人
4 成人識字率	71.3 %
5 初等教育純就学率 (男児)	84.6 %
(英仏両システム) (女児)	87.3 %
6 初等から中等教育への進学率 (英仏両システム)	75 %
7 前期中等教育修了率	フランスシステム 54.6 %
	イギリスシステム 28.7 %

出所：1-4：UNDP (2015) 人間開発報告書、5-7：INS (2014) 統計年報

2. 投資有望分野

資源賦存状況及び主な農林水産品の産出地域は下図に示す通りである。

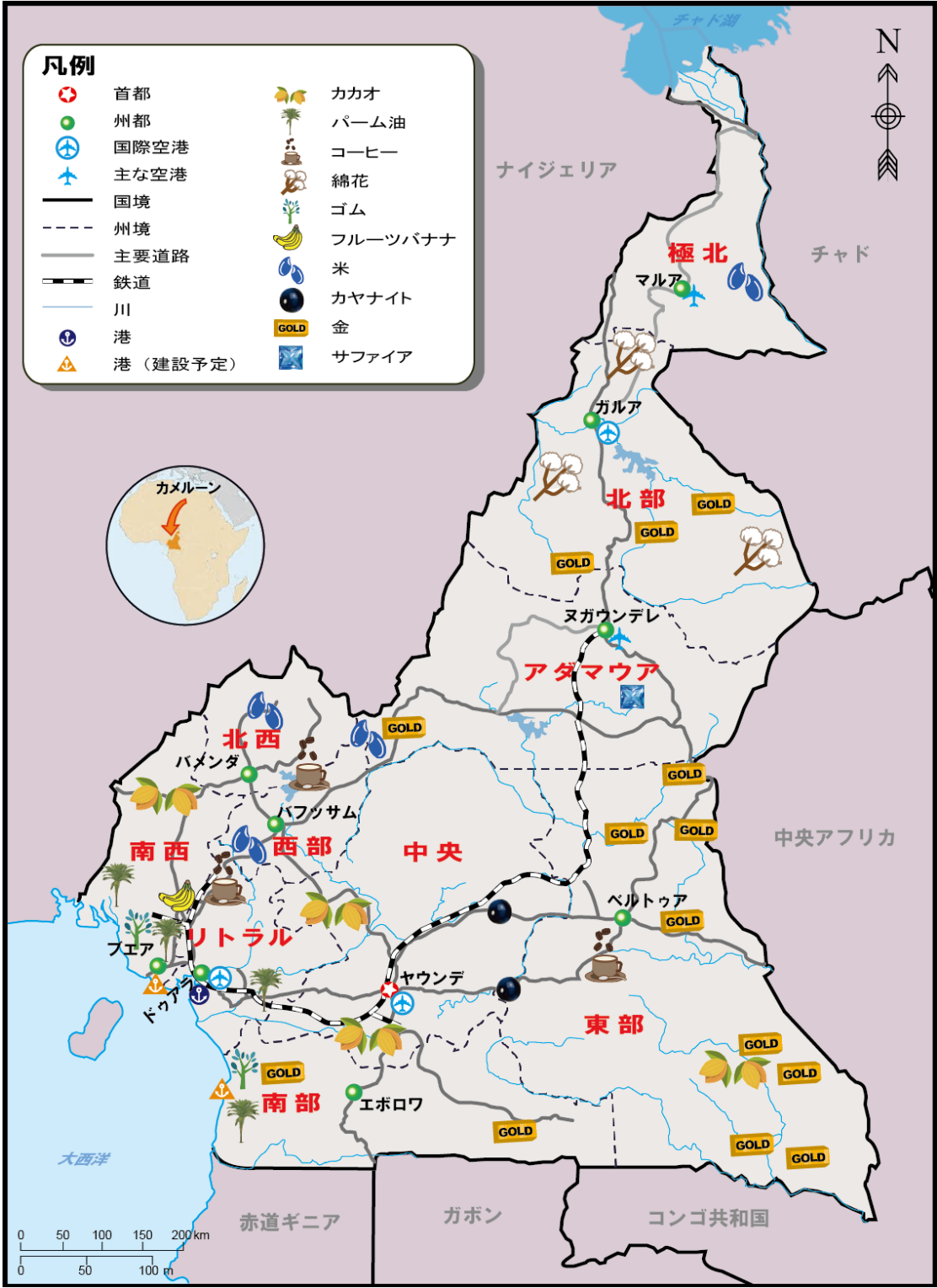


図 5 資源賦存および農林水産品の主な産出地域

カメルーンの主要産業は、鉱業と農業及び農産品加工分野であり、炭化水素資源（原油、天然ガス等）、鉱物資源（ボーキサイト）、木材、カカオ・コーヒー、綿、バナナ等が輸出を牽引している。また、大規模な国営企業が存在するアルミ製品、綿・綿製品等製造の分野では、こうした大企業を中心に、生産・販売体制が確立している。事業所の分布は、地域的にドゥアラ及び西側に位置する4州（リトラル、北西部、西部、南部の各州）、及び、首都ヤウンデに集中しており、西側4州（特にドゥアラ）の製造業集積の傾向が強い。

3. 法的枠組み

西アフリカ地域には、アフリカ商法調整機関（OHADA）という加盟国間で共通の商事関連法の統一法を適用することにより、商業、投資の分野での法的な信頼、保証を確保することを目的とした機関が設置されている。現在、西アフリカ地域の16ヶ国がOHADAに加盟している。カメルーンは1995年に加盟し、OHADAによって定める商法に関連する各分野の法を内国法に適用している。

投資家保護については、投資憲章に関する法（Loi n° 2004/020）では、第10部（Section 10）において、土地、建物、資機材、投資家個人の所有物や知的財産について所有権を保証することを述べている。またカメルーンと二カ国間投資協定（Bilateral Investment Treaty: BIT）を結んでいる場合は、BITの中で投資家の権利保護と国家収用の許容される場合とその際の補償について規定している。

また紛争解決については、投資促進憲章法投資法（Loi n° 2004/020）の第10部（Section 10）(1)において、国際的な商事紛争の仲裁判断についての枠組みを取り決めたニューヨーク条約（New York Convention）、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約に基づく投資紛争解決国際センター（International Centre for Investment Disputes:）への加盟、MIGAへの加盟、OHADAが定める法的措置により投資家保証を行うとしている。また、商取引に係る仲裁メカニズムとして、同(2)ではOHADA加盟国として、1985年の国連国際商取引法（United Nations Commission for International Business Law）による国際仲裁、1998年の国際商業会議所仲裁規則等に基づき、最も効率的な手法を取ることとしている。

4. 投資環境

(1) 進出形態と手続き

カメルーンに会社を設立する際は、有限会社（Société à Responsabilité Limitée (SARL) / Private Limited Companies）、株式会社（Société Anonyme (SA) / Public Limited Companies）、支店（Branch）、駐在員事務所（Bureau de Représentation / Representative Office）の形態での設立が可能である。法定最低資本金として有限会社を設立する場合は、100万FCFA、株式会社を設立する場合は1,000万FCFAの制限がある。会社設立においては、企業規模、外資、内資を問わず、2010年4月に設立されたワンストップ・ショップ（OSS）である企業設立

手続きセンター(Centre de formalités de creation d'entreprises: CFCE)にて法人登記の必要があり、求められる要件や提出書類も変わらない。

(2) 投資認可

カメルーンにおける投資家への優遇措置については、民間投資優遇措置法 (Loi n° 2013/004) による優遇とその他産業別 (石油、鉱業、ガス等) の優遇がある。民間投資優遇措置法による優遇措置を受けるためには大企業及び外国投資家は API から、地場の中小零細企業は中小企業振興機構 (APME) から投資認可を受ける必要がある。

操業段階 (Operational Phase) での規模やセクターに応じて優遇措置 (共通のインセンティブ) は異なるが、一定数のカメルーン人の雇用、売上げに占める輸出割合、国内産原材料の利用、付加価値額の 4 つの基準に基づいて優遇措置の付与の可否が決定される。

申請のために必要となる書類は以下のとおりである。なお、本規定には明記されていないが、申請にあたっては、関連省庁から営業活動に必要な各種ライセンスを事前に取得しておく必要があり、以下の申請書類と共にこれらのライセンスの写しの提出が求められる。

＜必要書類＞	
新規事業者 (企業) の場合:	①企業情報 (法的立場、企業名、本社と住所、経営陣の名前・肩書き・国籍)、②公証人の認証を受けた企業定款、③JV や技術提携等の協働関係がある場合は協働先の名称と国籍及び全資本比率に係る情報、④法人設立登記書類、⑤投資事業のフィージビリティスタディ、⑥投資事業の経済分析調査
既存事業者 (企業) の場合:	上記①～⑥に加えて、⑦納税者カードの写し、⑧パテントの写し、⑨税務局が発行する納税証書

民間投資優遇措置法の定める税制優遇の内容は下記の通りである。

表 14 民間投資優遇措置法における主な税制・輸出入における優遇

設立段階 (Establishment Phase)、最長 5 年
・ 建物のリースに係る登録手数料の免除 ・ 土地・建物の取得に係る譲渡税の免除 ・ 建物・設備の建設のための機材供給契約に係る登録手数料の免除 ・ コンセッション契約の登記手数料の免除 ・ 資本投入・増資に係る登録手数料の免除 ・ 海外から提供されるサービスに係る付加価値税 (Value Added Tax: VAT) の免除 ・ プロジェクトに関連する設備および材料の輸入に課税される VAT 及び関税の免除 ・ パテントの免除 ・ 投資プロジェクトに関連した機器・設備の簡易通関

操業段階 (Operational Phase)、最長 10 年	
カテゴリーA ⁷	・ 法人所得税の 50%免税または利益税の 50%免除 (最初の 5 年間) ・ 法人所得税の 25%免税または利益税の 25%免除 (6 年目～10 年目) ・ 信用供与、ローン、経常勘定取引、債権取引等の登録手数料の免除 (最初の 5 年間) ・ 増資、減資、資本取引に係る登録料・印紙税の免除 (最初の 5 年間) ・ 不動産の所有権の譲渡に係る登録手数料の 50%免除 (最初の 5 年間) ・ 株式所得に課される法人税 (IRCM) の 50%免税 (最初の 5 年間) ・ 機材、建築材、スペアパーツ、中間成果品等の輸入に係る 5%の関税免除
カテゴリーB ⁸	・ 法人所得税の 50%免税または利益税の 50%免除 (最初の 5 年間) ・ 法人所得税の 25%免税または利益税の 25%免除 (6 年目～10 年目) ・ 信用供与、ローン、経常勘定取引、債権取引等の登録手数料の免除 (最初の 5 年間) ・ 増資、減資、資本取引に係る登録料・印紙税の免除 (10 年間) ・ 不動産の所有権の譲渡に係る登録手数料の 50%免除 (最初の 5 年間) ・ 株式所得に課される法人税 (IRCM) の 50%免税 (最初の 5 年間) ・ 株式所得に課される法人税 (IRCM) の 25%免税 (6 年目～10 年目) ・ 機材、建築材、スペアパーツ、中間成果品等の輸入に係る 5%の関税免除
カテゴリーC ⁹	・ 法人所得税の 75%免税または利益税の 75%免除 (最初の 5 年間) ・ 法人所得税の 50%免税または利益税の 25%免除 (6 年目～10 年目) ・ 信用供与、ローン、経常勘定取引、債権取引等の登録手数料の免除 (10 年間) ・ 増資、減資、資本取引に係る登録料・印紙税の免除 (10 年間) ・ 不動産の所有権の譲渡に係る登録手数料の 50%免除 (最初の 5 年間) ・ 株式所得に課される法人税 (IRCM) の 50%免税 (最初の 5 年間) ・ 株式所得に課される法人税 (IRCM) の 25%免税 (6 年目～10 年目) ・ 機材、建築材、スペアパーツ、中間成果品等の輸入に係る 5%の関税免除

⁷ カテゴリーA の要件: 10 億 FCFA 以下の投資事業に 5 年超にわたりコミットし、かつ、以下のいずれかの基準を満たしていること (対象セクター: 工業、観光業、手工業、農業、畜産業、漁業)

- ・ 投資額が 2,000 万 FCFA 毎に最低でもカメルーン人 1 人を公式雇用すること
- ・ 売上額の 25%以上 (税引後) 相当額の輸出を行うこと
- ・ 投入額の 20%以上の国内原材料 (ローカルコンテンツ) を利用すること
- ・ 売上額の 30%以上相当額の付加価値が 5 年間あること

⁸ カテゴリーB の要件: 10 億 FCFA 超～50 億 FCFA 以下の投資事業に 5 年超にわたりコミットし、かつ、以下のいずれかの基準を満たしていること (対象セクター: 工業、観光業、手工業、農業、畜産業、漁業、住宅、文化スポーツ、保健、教育)

- ・ 投資額が 2,000 万 FCFA 毎に最低でもカメルーン人 1 人を公式雇用すること
- ・ 売上額の 25%以上 (税引後) 相当額の輸出を行うこと
- ・ 投入額の 25%以上の国内原材料 (ローカルコンテンツ) を利用すること
- ・ 売上額の 25%以上相当額の付加価値が 5 年間あること

⁹ カテゴリーC の要件: 50 億 FCFA 超の投資事業に 5 年超にわたりコミットし、かつ、以下のいずれかの基準を満たしていること (対象セクター: 工業、観光業、手工業、農業、畜産業、漁業、住宅、文化スポーツ、保健、教育、エネルギー)

- ・ 投資額が 2,000 万 FCFA 毎に最低でもカメルーン人 1 人を公式雇用すること
- ・ 売上額の 20%以上 (税引後) 相当額の輸出を行うこと
- ・ 投入額の 25%以上の国内原材料 (ローカルコンテンツ) を利用すること
- ・ 売上額の 25%以上相当額の付加価値が 5 年間あること

優先セクターにおける個別のインセンティブ（対象セクター：農業、漁業、畜産業、観光業、住宅、工業、エネルギー、給水、地域開発及び分権化、環境保護、手工業、技術移転、研究開発、輸出振興、雇用及び職業訓練）
対象分野に応じて以下の優遇措置が適用される
・ VAT の免除 ・ 土地税の免除 ・ 簡易通関 ・ 登録手数料の免除 ・ 国内製品の輸出税の免除

出所：民間投資優遇措置法（Law No.2013/004）、省令（Order No.00000366/MINFI/SG/DGI/DGD）、API 資料による。

民間投資優遇措置法で対象外となっている業種については、別途産業別の法令の中で下記のとおり優遇措置を設定している。認可の条件や方法については、関連省庁を中心に構成される投資承認委員会による。

表 15 カメルーンにおける産業別の法令等で定められた主な優遇

産業	優遇の概要
石油に関連する上流部門 (根拠：石油法)	・ 利潤及び出資者への配当に課される税の免除 ・ 関税及び輸出税の免除 ・ 売上に課される税及び VAT の免除 ・ 石油事業に係る直接税の免除 ・ 特定の設備に係る関税に係る 5%の優遇税率の適用
本業種で営業免許を有する鉱業 (根拠：鉱業法)	調査免許（research license）を保有する事業者 ・ 設備に必要とされる資機材及びスペアパーツに課される税及び関税の全面的な免除 ・ 設備に必要とされる潤滑油に課される税及び関税の全面的な免除 ・ 採掘事業の登記手数料の免除 ・ 法人税、営業税、株式所得に課される税、海外への給与支払いに課される税の免除 採掘免許（exploitation license）を保有する事業者 ・ 生産に必要とされる資機材、資本財に課される税及び関税の免除 ・ 資材・交換用部品に課される税及び関税の免除 ・ 建物建設に係る資機材の輸入に課される税及び関税の免除 ・ 潤滑油に課される税及び関税の全面的な免除 ・ VAT の免除 ・ 会社の設立証書、更新、増資の登記手数料の 1 年間にわたる分納
サブコントラクター及びサプライヤー	・ 設備に必要とされる資材、潤滑油及びスペアパーツに課される関税の全面的な免除 ・ 生産及び建物建設に係る資機材、資本財、スペアパーツに課される税及び関税の免除
下流のガス産業 (根拠：ガス法)	・ 外貨口座の開設 ・ 天然ガスの輸送、配送、貯蔵、消費に係る全ての手数料・フィー（売上税、IT ロイヤリティを含む）の 10 年間の免除 ・ 会社の設立証書、増資の登記手数料の免除 ・ 投資事業における建物のリースに係る登録手数料の免除 ・ 投資事業における土地・建物の取得に係る権利の譲渡及びコンセッション契約に係る登録手数料の免除 ・ 機材の供給、不動産開発に係る登録手数料の免除 ・ 資本財の輸入に係る VAT の免除 ・ 保険契約に係る登録手数料の免除 ・ 通常は最初の 3 年間に計上する減価償却費のその後 5 年間の課税所得からの控除 ・ 資機材、化学製品、スペアパーツに係る関税の 5%の優遇税率の適用

出所：各種資料に基づき調査団作成。

(3) 外資規制

APIによると、カメルーン政府は外資参入について規定した国内法・規則（ネガティブリスト等）は策定しておらず、武器・兵器製造等や違法な経済活動を除き、原則、投資の制約はない。除外業種以外は、投資家保護は内国、外国の別なく優遇の付与、保護が適用されるとしている。

(4) 税制・税務手続き

カメルーンで事業を営む組織は、原則として OHADA の会計法（Accounting Act）に基づき会計帳簿を作成のうえで決算を行い、事業形態によっては監査を受けることが義務づけられている。税法は主に一般税法（Code général des impôts, General Tax Code）に規定され、毎年公表される各財政年度の財政法（Loi de finance）に税法の改正内容も盛り込まれる。当該法（Code）は実体法だけでなく手続法の内容も一部含み、税の徴収については Manual of Tax Procedures と呼ばれる文書が存在する。CEMAC 域内での税法（Code des impôts）の統一化も計画されており、税制度が国際的に通用するよう改訂されている。

課税当局としての DGI（Direction Générale des Impôts）は、MINFI の管掌の下にあり、税務に係るあらゆる事項（課税、徴税、還付、税務訴訟等）を管轄する権限を有している。事業会社がカメルーンにて負担する主な税金は以下の通りである。

表 16 事業会社に課される主な税負担

税目	税率 (%)	備考
法人税	33	一般事業会社の法定税率は 30%に地方税（Council Tax）負担（30%の 10%、つまり 3%）を加えた 33%となる。
支店税	33	支店が稼得した利益は支店税に加えて税引後利益から源泉税（16.5%）が徴収される。税率は租税条約締結国との間では軽減される。
源泉税：		
配当	16.5	15%の税率に地方税率（Council surtax）が加算されたもの。CEMAC 域内で法人登記をしており、親会社が 25%以上を保有する子会社株式から配当金を受け取る場合は最大 90%を課税額から控除できる。
利子	16.5	
ロイヤリティ	15	
サービス	15	非居住者による技術サービスプロフェッショナルサービスが対象。
付加価値税	19.25	免税の物品を除いて、カメルーン国内で提供時または輸入時にあらゆる商品・サービスに課される税金である。
輸入時に支払う主な税務及び手数料		
船積み前検査	CIF 価格の 0.95%	MINT 管轄
貨物トラッキング票（Bordereau electrique de suivi des cargaisons: BESC）	積地、品目による。	CNCC 管轄

税目	税率 (%)	備考
輸入申告 (Declaration d'import)		
関税	CIF 価格の 5、10、20、30%	DGD 管轄
物品税	品目により CIF 価格と関税の和の 25%、12.5%	DGI 管轄
付加価値税	CIF 価格、関税、物品税の和の 19.25%。免税の品目もあり。	DGI 管轄
地方税 (Centimes additionnels)	VAT の 10%。	DGI 管轄
情報処理手数料	0.45%	
GUCE 手数料	—	GUCE 管轄
港湾荷役、使用料	—	—
国内保険料	FOB 価格の 0.04%	
輸出税対象品目と税率		
コーヒー生豆	各種手数料	
カカオ	各種手数料	
木材 (樹皮がついた原木か材木により税率が変わる)	免税・2%・15%	

出所:各種資料に基づき調査団作成。

注：—は情報が入手できなかった、または貨物の量、種類によって変わるもの。

(5) 土地の取得と不動産登記

財産・土地登記簿・土地省 (Ministere des Domaines, Du Cadastre et des Affaires Foncières :MINDAF)へのインタビューによればカメルーンの土地は、1) Public Land、2) State/Private Land、3) National Land の 3 種類に分かれており、その概要は以下のとおり。

表 17 カメルーンの土地制度の概要

土地の種類	概要	備考
Public Land	カメルーン政府が所有し、カメルーン国民の公益のために使用される (例: ハイウェイ・国境の土地・海岸・河川など) 土地で、プロジェクトの社会的な便益が認められれば内外の投資家へ土地使用权を賦与することができる。	土地の証書もなく土地登記はされていない。
State/Private Land	State/Private Land については、1) 国営企業等の国が所有する場合と 2) 個人・私企業等が所有する場合に分かれている。前者の取引は National Land と同様に、投資家と土地所有者の間でリース契約を締結する。プロジェクトによっては、プロジェクトに JV として参加する国営企業または国が土地を現物出資の形で資本参加し、profit sharing を受ける場合がある。後者の個人・私企業が所有する土地取引は、土地所有権の売買をする場合とリース契約を行う場合がある。	土地の証書があり、土地登記はされている。

土地の種類	概要	備考
National Land	Public Land・Private Land 以外の誰も占有していない土地及び 1974 年の土地法制定以前から地元のコミュニティが慣習的に占有していた土地も含まれる。 National Land の取引形態は、当初 5 年間については内外の投資家に対して一時的コンセッション（temporary concession）が賦与される。5 年間のコンセッション期間が終了した後は、土地利用の状況が良好であれば国内の投資家に対しては永久的コンセッション(permanent concession)が与えられ得るが、外国投資家には、リース契約（短期は 1－18 年未満、長期は 18 年－99 年）による土地利用のみが認められる。しかしながら、広大な土地の場合は、国内投資家の場合であっても、リースのみの利用となる。また、リース対象面積も当初から申請面積全体について契約するのではなく、事業の進捗を見ながら漸増させていくようになっている。	土地の証書もなく登記はなされていない。

出所：MINDAF へのヒアリングに基づき調査団作成

カメルーンでは、土地制度の特性、土地登記制度の不備などにより、土地取得には長期間かつ高いコストを要する。また、現状の制度では土地登記（land registration）と土地証書（land certificate）作成は紙ベースで行われていて、同一の土地が二重・三重に登録される事例等もあり土地所有にかかる紛争が多発している。

(6) 労働事情

カメルーンで活動する企業は規模や国籍に関係なく労働法に定める義務を遵守する必要があるが、駐在員を含む外国籍の労働者は労働省から労働許可を取得し、査証取得の為に移民局に指定される書類（申請書類、雇用主の情報、雇用契約書、就労証明書等）を提出し、所定の手続きを踏む必要がある。また、外国籍人員の雇用にあたっては、カメルーン国民の完全雇用を優先することを目的として、特定の分野や特定の専門的資格を持つ一定レベルの職業に就くことが制限されており、取得資格・経験について、雇用主が同レベルの知識と経験を持つローカル人員を確保できないことを示す必要がある。

労働分野での政策的な優先事項は、①若年層の雇用の受け皿の増加、②妥当な雇用先の確保、③インフォーマル経済のフォーマル経済への転換、④社会保障制度の充実と対象の拡大等である。この優先事項を実現するために、①労働者の社会保障制度の充実、②労働規範の整理、③最低賃金の強制的引き上げ、④組合、雇用主、従業員から構成される委員会による労働環境のモニタリング等が政策として実行されている。具体例では、社会保障充実の財源として、これまで労使がそれぞれ報酬実額の 3%、4.2%としていた負担割合を、労働者側の負担も 4.2%に引き上げて、社会保障公庫（Caisse nationale de prévoyance sociale）への拠出に充当していることなどがある。

(7) 金融・外国為替

カメルーンの金融セクターには、銀行、資本市場、保険、リース、マイクロファイナンス等があるが、金融資産の殆どを銀行セクターが占めている。現在商業銀行は 14 行あり、そのうち地場銀行は 5 行、アフリカ地域銀行は 4 行、残り 5 行が Standard Chartered Bank や Société Général Banque に代表される欧米系のグローバルな銀行である。

銀行セクター以外にドゥアラに証券市場があるが、3 社（飲料水 1 社・パームオイル 2 社）のみが上場しており、株式の売買は極めて限定的であり、市場としては機能していない。リースはアフリランド銀行系の会社 1 社のみだが、今後銀行以外の代替的な金融手段として成長する可能性が高いと言われている。保険は政府系の会社が 1 社、民間会社が 1 社で、IFC は 2014 年に民間の仏系の生命保険会社 Activa Finances に対して 5.7 百万ドルの出資を行っている。

カメルーンは 1994 年の発足時から CEMAC に加盟しており、CEMAC 諸国の為替管理の調和のための規則 (Règlement n° 02/00/CEMAC/UMAC/CM du 29 avril 2000 Règlement portant harmonization de la réglementation des changes dans les Etats de la CEMAC : 以下「CEMAC 為替規則」) を適用している。CEMAC 加盟国の通貨は FCFA で加盟 6 カ国の外貨準備をプールしており、ユーロに対してペッグされ固定のレート (€1=655.957FCFA) を持っている。またユーロへの交換はフランス中央銀行によって保証されている。

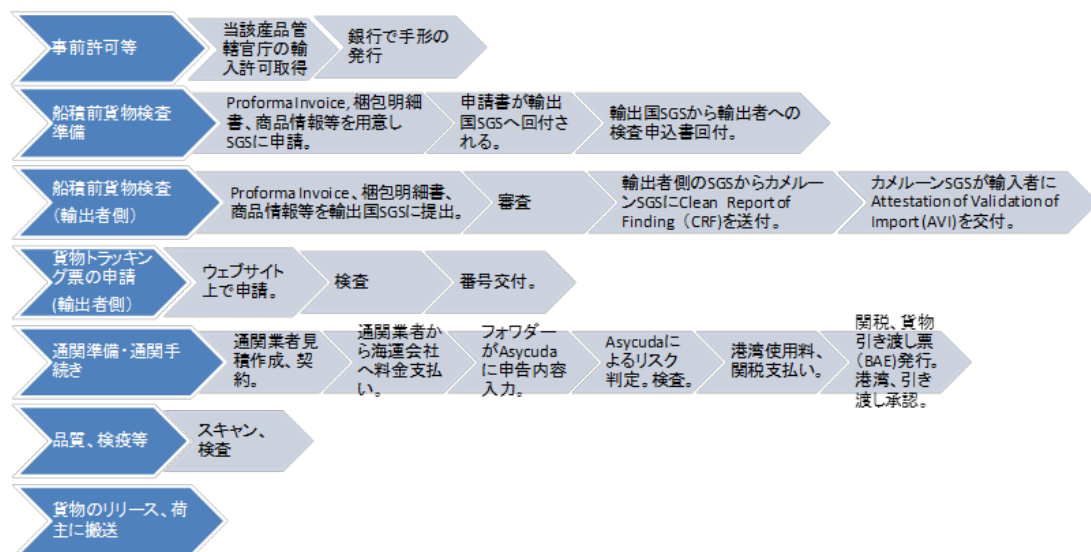
経常取引（貿易決済、海外への配当金・金利支払い等）については、全く制限はなく基本的に自由で事前申告義務はない。但し、輸出入決済については統計目的のための申告が必要となっている。また資本取引も原則自由であるが、不正なマネーロンダリング・テロ資金等の送金をチェックするため外為取引銀行を通じて当局への申告が必要となっている。なお、一定の借入・貸付、1000 万 FCFA を超える外国有価証券関連取引については管轄当局への事前申告手続が必要である。

(8) 会社清算制度

カメルーンでは、会社の存続期間の終了など、7 つの事由に基づき、会社を清算することができる。大手会計事務所によれば、清算だけでなく事業再構築の際に人員削減を行う場合には、ビジネス上の意思決定に基づき、カメルーンの法的な要求に従って処理をすれば特段問題が発生することはないとのことであった。

(9) 貿易通関制度

カメルーンへの輸入に係る手続きの流れは以下の通りである。特に事前に行っておく必要のある、輸出に関するライセンス、貨物トラッキング票、及び船積前貨物検査に留意する必要がある。



出所:各種資料に基づき調査団作成。

図 6 輸入に係る手続きの流れ

輸出における手続きは、輸入ほど多くはないが、下表の通り、特定の製品の輸出においては、輸出ライセンスの取得、輸出業者としての登録の手続き等が必要となる。

表 18 カメルーンからの輸出時に必要な手続き

手続き	管轄
輸出入に係るライセンス取得	MINCOMMERCE
検疫証明の取得（農水産品）	農業省
品目別輸出許可証（特定の品目に限る）	各関連省庁
BESC	CNCC

出所:各種資料に基づき調査団作成。

(10) インフラ(電力、物流、工業団地)

電力及び物流に係るコストはそれぞれ下表のとおりである。近隣諸国と比較すると高額となっている。

表 19 電力供給を受ける際の時間とコスト比較

	カメルーン		ナイジェリア	ガーナ	コートジボワール	サブサハラアフリカ
	2017 版	2016 版				
手続き（数）	5	4	9	4	8	5.1
時間（日）	64	64	195.2	79	55.5	115.4
コスト（一人当たり GDP に対する割合、%）	1,597.4	1,528.9	442.8	1,265.8	2,589.5	3,711.1
電力供給安定度と料金の透明性指数（0-8）	3	0	0	0	5.0	0.5
参考:Doing Business で調査した電力料金(¢ /kwh)	15.7	22	20.1	19.3	13.9	—

出所: 世銀 Doing Business 2017、2016

注: コストは電力料金ではなく、電力契約を締結し、供給を開始するために必要な書類の手配、資機材購入、工事費等の合計。

表 20 物流コスト

国名	積み地～最寄り港	コスト (USD)
カメルーン*	日本ードゥアラ	4,200
	ヨーロッパードゥアラ	1,700
ナイジェリア	横浜ーラゴス	2,400
コートジボワール	横浜ーアビジャン	4,396
南アフリカ	横浜ーダーバン	2,200
ケニア	横浜ーモンバサ	4,478

注：40 フィートコンテナあたりの価格。

出所：インタビュー及び JETRO 投資コスト比較資料に基づき JICA 調査団作成。

またカメルーンでは、1990 年から輸出加工区制度（industrial free zones regime）を導入している。輸出加工区は地域としても 1 企業としても承認を受けることができ、輸出加工区地域に入居している企業は輸出加工区入居企業、1 企業のみで輸出加工区の承認を受けた場合は特別輸出加工区企業となる。輸出加工区入居企業あるいは特別輸出加工区企業として承認される条件は、製品またはサービスを全て国外に輸出すること、環境に悪影響を与えないこと、武器や火薬の危険物、人間や動植物に悪影響を与える放射能等の物質、その他カメルーンの法律に反するものを生産しないこと、輸出加工区制度法（Ordonnance N° 90/001 du 29 janvier 1990）に定められたルールを守ること、である。

これに加えて、2013 年に経済特区法が制定され、様々なタイプの特別区が定義され、それら経済特区の運営管理をする経済特区庁（Agence de promotion des zones économiques : APZE）の設立法も 2015 年に制定されたが、実体はまだない。

5. 投資促進機関

カメルーンでは、外資企業の投資申請は投資促進庁（Agence de Promotion des Investissements: API）が受付窓口となっており、以下 6 点の責務を果たすため、各種業務を実施している。

- ・ 投資先としてのカメルーンの良好なイメージの醸成
- ・ カメルーンのビジネス環境改善
- ・ 投資家をカメルーンに呼び込めるような施策の提案
- ・ 投資する利点や投資機会についての投資家への広報
- ・ 投資家もアクセスできるような投資案件のデータベースの構築
- ・ 投資家の事業展開の支援

具体的には、投資を呼び込むにあたっての基礎的な情報提供活動として、フランス語と英語でのウェブサイト（<http://investincameroon.net/en/>）とパンフレット類を主要媒体として広報・誘致活動を行っている。また、実質的には投資優遇に関する認可手続きが中心であるが、投資促進業務として、投資家からの要望に応じて進出支援、操業支援を行っている。

さらに API では、投資家に対して個別にヒアリング・意見の吸い上げを行い、課題や改善事項を取りまとめて API 長官を通じて首相府に対して政策提言を行い、ビジネス環境改善への施策策定につなげる取り組みを行っている。将来的には、外国投資家及び大企業を対象に「進出支援」、「会社設立」、「操業支援」、「モニタリング、アフターケア」の全ての過程で API が窓口となり、一元的に業務を担うワンストップ・ショップ（One- Stop Shop）を実現することを目指している。

しかしながら、実際は十分な予算も人員も確保されておらず、投資促進業務を行うに足る組織体制も年間活動も行われていないのが現状である。したがって、組織強化のためには、API のもつ許認可権限と各省との職掌整理が前提となるが、このほか、①予算及び配置人員の拡充、②サービス提供機能の強化、③経営管理システムの構築などが重要となる。

6. 結論

カメルーンは、ビヤ大統領の長期政権下で安定した政治社会情勢を保持している。しかし、大統領の高齢化、後継者を含めた政権移譲に関する先行きの不透明感をリスクと感じる投資家が多い。そのような中、カメルーンの投資ポテンシャルとなる要素としては、多様な自然環境、鉱物、森林等の天然資源賦存や既存農業生産がある。また、人口 2,400 万人で、人口増加率が近年年率 2.5%程度と高率であり、労働力の供給及び国内市場の成長性は魅力である。

カメルーンにおける投資に係る法制度については、公平性、投資家保護等の基本的事項に対応する内容になっている。しかし、企業インタビューにおいては、徴税のプレッシャー、行政のハラスメントを受けやすいフォーマルセクターの企業に対して、インフォーマルセクターは徴税が行われず、参入が容易な分野を中心にフォーマル企業のビジネスを圧迫しているとの課題が多く、多くの企業から指摘された。このような不公平感を醸成している原因とも考えられる規制や徴税については、ワンストップセンターの設置や中小企業支援を行うサービス提供など会社設立そのものの容易化と中小企業を始めとする企業の継続的な操業を可能にするための施策を実施している。

外国投資の参入パターンとして、カメルーンでは、低リスクで市場を確保するために、国内市場の消費市場向け製品の輸出・販売から開始して、徐々に市場に参入することが考えられる。その後、貿易の場合に生じる当該国市場へのアクセスのコストを削減するために、現地での製造や直接のサービス提供を行う投資へと拡大できる。例えば完成品輸入から開始したオーストラリア系二輪メーカーが現地での組み立て開始に向けて準備を開始している。

カメルーンにおける外国投資促進に向けた提言として、まず、産業・輸出振興においてターゲットとするポテンシャル・セクターの投資誘致面での競争力向上に向けた戦略を策

定する必要がある。また、投資促進政策の見直しやビジネス環境の向上にあたっては、上述の通り、民間セクターとの対話を強化することで、**Doing Business** では把握しきれないビジネス環境の課題、産業構造上の課題を抽出することができる。

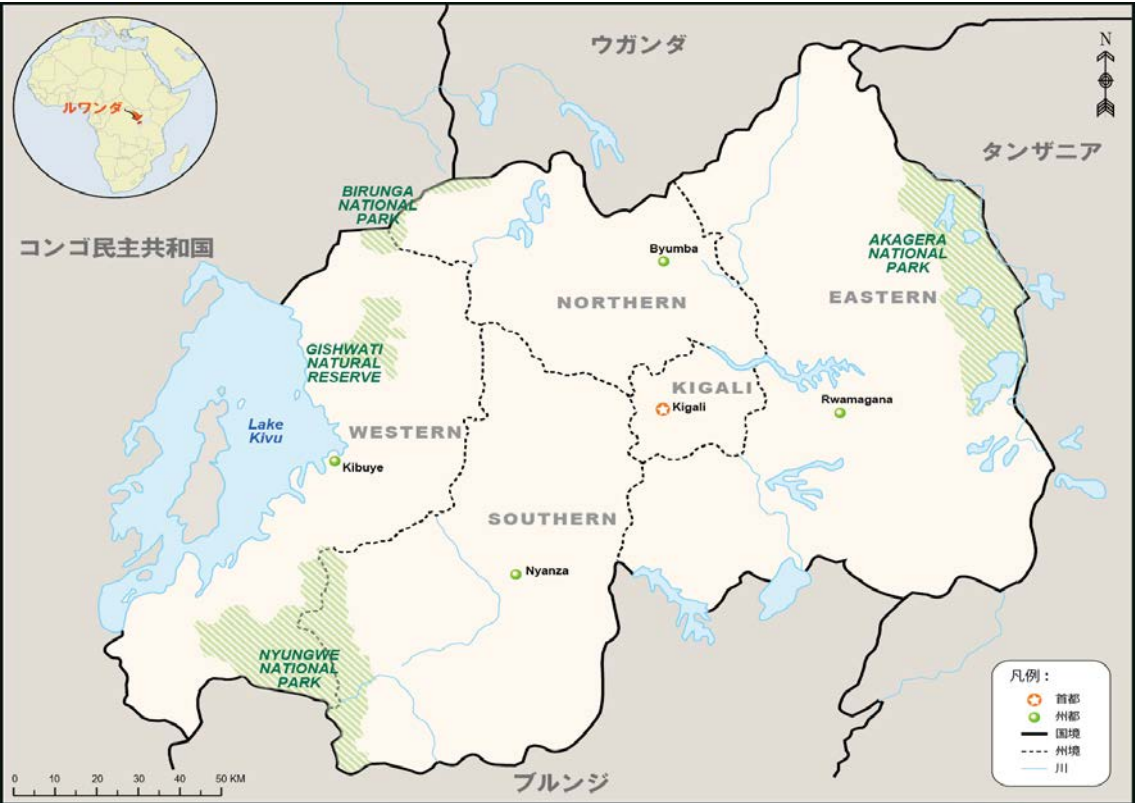
競争力強化に向けたインフラ・制度整備としては、クリビ、リンベ港の整備に合わせて、港湾と産業集積間の接続性の確保やモード間のスムーズな連結、更には、貿易手続き面でのコスト・時間の縮小に向けた改善が求められる。また、カメルーン政府は産業立地及び良好なビジネス環境提供に向けた **SEZ** 設置に向けた法令の整備をある程度終えているものの、実施体制の構築が求められている。なお、港湾、電力セクターに見られるように、PPP 方式の投資促進がそのまま投資環境改善に重要な決め手となる場合もある。

今後、投資促進政策の実施体制を強化するには、投資促進に関する支援制度や関連する機関が多岐にわたり、必ずしも全てが効果的に機能している訳ではない現状に対し、資源と人材をなるべく集中させ、わかりやすく効果的な投資促進制度に整理し直す必要がある。

ルワンダ共和国投資促進分野情報収集結果報告書 要約

1. 国の概要

アフリカ東部に位置するルワンダ共和国（以下、ルワンダ）は、国土面積は四国の 1.4 倍（26,338 km²）、人口は 1,210 万と、アフリカで人口密度が最も高い国である。同国は、北はウガンダ、東はタンザニア、南はブルンジ、西はコンゴ民主共和国（以下、コンゴ（民））に囲まれた内陸国である。丘陵地が多く、「千の丘の国」と呼ばれている。



出所：JICA 調査団作成。

図 1 ルワンダ共和国全図

ルワンダの概要は以下の通りである。

表 1 概要

1	国土面積	26,338 km ² （2010 年）
2	人口	1,210 万人（2014 年）
3	首都	キガリ
4	気候	ルワンダはほぼ赤道直下に位置するにも関わらず、その海拔の高さから気候は温帯に属している。2 月-5 月と 9 月-12 月の年 2 回が雨季となる。
5	言語	キニアルワンダ語、英語（2009 年公用語に追加され、仏語に代わって教育言語となった）、仏語
6	宗教	キリスト教（カトリック、プロテスタント）、イスラム教
7	政治体制	ポール・カガメ大統領を元首とした共和制。

出所：日本国外務省（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/rwanda/data.html>）

表 2 主な経済指標

項目	値	年
1 名目 GDP 総額	82.7 億ドル	2015 年
2 実質 GDP 成長率	6.9%	2015 年
3 消費者物価上昇率	4.5%	2015 年
4 輸出額	7.2 億ドル	2014 年
5 輸入額	19.9 億ドル	2014 年
6 直接投資受入額	4.7 億ドル	2015 年
7 対米ドル為替レート	721.8RwF	2015 年

出所：日本国外務省（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/rwanda/data.html>）、UNCAD stats

表 3 主な社会開発指標

項目	値	年
1 平均寿命	66.7 歳	2015 年
2 乳児死亡率 (千人あたり)	32 人	2014/15 年
3 妊産婦死亡率 (出生 10 万あたり)	210 人	2014/15 年
4 成人識字率	70.5 %	2015 年
5 初等教育純就学率 (男児)	97.3 %	2016 年
(女児)	98.0 %	2016 年
6 初等教育から前期中等教育への進学率 (男児)	75.0 %	2014 年
(女児)	70.7 %	2014 年
7 前期中等教育修了率 (男児)	93.0 %	2009 年
(女児)	90.9 %	2009 年
8 前期中等教育から後期中等教育への進学率 (男児)	81.2 %	2014 年
(女児)	96.4 %	2014 年

出所：1-3, 6, 8：NISR (2016) Statistical Yearbook 2016、4：UNESCO Institute for Statistics (2016) <http://uis.unesco.org/en/country/rw>、5：Ministry of Education (2016) 2016 Education Statistical yearbook、7：Ministry of Education (2013) Education Sector Strategic Plan 2013/14 – 2017/18

2. 投資有望分野

ルワンダにおける潜在的な投資分野を決める主要なファクターは以下の通りである。

EAC、COMESA 等の地域経済共同体の統合の深化は、域内市場へのアクセス、人材・資金・原材料などのリソース調達の可能性、各種ルールの明確化や共通化による制度面での質の向上などが期待できる。進出外国企業は、ルワンダだけでなく、コンゴ（民）を含めた近隣国市場を視野に入れている。他方、電力、物流等コスト優位やより大きな市場に近接するケニア、タンザニア、ウガンダの既存産業集積地との競合や役割分担を考慮する必要がある。

民間セクターの経済規模や企業規模・能力はまだ発展段階であり、政府調達等政府セクターの経済活動の役割が依然大きい。

電力や物流が周辺国と比較して高額であるのに対し、人件費が比較的低いこと、欧米諸国が適用するアフリカ成長機会法（AGOA、アメリカ）、武器以外全て（EBA、EU）、一般特惠関税（GSP、その他先進国）の活用が可能であるなどのメリットに着目した投資も見ら

れる。

良好なガバナンスの現状に加え、政府によるビジネス環境向上や積極的な産業育成政策も実施中である。加えて、民間側の投資リスクの回避、政府、ドナー等の政策目標達成双方の目的が合致した形で、ドナーによる周辺環境整備や資金協力などが発端となる事例も見られた。これを踏まえて投資ポテンシャルは以下が挙げられる。

表 4 投資ポテンシャル事例

ポテンシャル	概要	業種事例
国内市場、地域市場向け製品	大規模な投資を伴うオートメーション機械（装置）の導入による事業展開を想定する分野。既存の製品により付加価値をつけて差別化を図るか、新規製品の導入により、市場を確保。地域市場も狙う。	食品加工、包装材、建設資材など
政策における戦略産業	主要経済開発、産業・貿易振興政策における戦略セクター。政府による積極的な振興策が採られている。官民連携を基調としたインフラ整備等も含む。	ICT、建設資材、縫製、MICE、インフラ整備など

出所: JICA 調査団作成。

3. 主要関連政策と政策策定プロセス

ルワンダでは、長期政策である Rwanda Vision 2020 において、2020 年までの中所得国入りを掲げ、5 カ年の実施計画、産業、貿易、輸出振興、中小企業振興、ICT、観光等の政策を策定している。こうした政策には民間セクター主導、民間の資金・ノウハウの活用も実施方針として挙げられている。

ルワンダの投資政策・投資促進政策の分野における政策形成の特徴として、世界銀行グループが作成する Doing Business 指標の活用、上位政策から各省庁・機関、場合によっては関連民間セクター団体等も含めた業績管理がある。Doing Business については、ルワンダ開発庁（RDB）に設置された Doing Business ユニットを中心に、指標の構成を十分に研究した上で、関連各省での制度・運用の改善調整、モニタリングを行ってきた。各省庁では職員が業績ベース契約を結び、目標に対する成果を引き出す仕組みが導入されている。

政策策定における透明性では、政府のリーダーシップ、ドナー等による官民対話の機会が設けられている。こうした機会が結実した政策もあるが、一方では民間セクターの規模から対等な立場での対話には限界があることは留意が必要である。

4. 法制度の枠組み

ルワンダにおける投資に関連する法制度では、公平性、投資家保護等の基本的事項に対応する内容になっている。また、投資促進については、①ビジネス環境の向上による投資・操業コストの低減、②産業・輸出振興政策を通じた投資促進、③民間投資への税制優遇が

主な柱となっている。

投資に関する法令では、2005 年に制定された投資及び輸出促進法（Law No. 26/2005 of 17/12/2005 Relating to Investment and Export Promotion and Facilitation）に代わり、新たに 2015 年投資促進法（Law No. 06/2015 of 28/03/2015 Relating to Investment Promotion and Facilitation）が制定された。2015 年投資促進法においては、優先セクターが明確化され、同法の付属文書で優遇に関する規定が整理された。2015 年投資促進法の主な内容は以下のとおりである。

表 5 2015 年投資促進法の主な内容

項目	概要	該当部分
基本条項	本法の目的、用語の定義	第 1-2 条
投資家に対する保証、投資の優先セクター	投資家の国籍に関わらず全ての業種が開かれていること（内外非差別の原則）、及び、投資の優先セクターが、輸出、製造業、エネルギー、運輸、ICT、金融サービス、低価格住宅の建設であることを規定。	第 3-5 条
投資家保護・権利	投資家の資本と資産の保護、本国への送還の権利、知的財産権の保護を規定。また紛争解決についても規定。	第 6-9 条
投資認可手続き	投資優遇に関する認可手続きと必要書類を規定。また、申請後（書類に不備がなければ）2 営業日以内に認可証が発行されることを規定。	第 10-12 条
投資認可を受けた投資家の義務	投資認可を受けた投資家がすべき事項を規定。	第 13 条
RDB の役割	投資促進に関する RDB の役割を規定。	第 14 条
投資業務の変更・停止・終了	投資業務の変更・停止・終了に関する事項を規定。	第 15-17 条
投資認可証のキャンセル	投資認可証のキャンセルに関する事項を規定。	第 18-21 条
経過措置	投資及び輸出促進法（2005 年）から投資促進法（2015 年）への移行に関する経過措置について規定。	第 22-25 条
優遇措置	投資認可を受けた投資家の具体的な優遇措置を規定。	付属文書

出所: 2015 年投資促進法を基に JICA 調査団作成。

インフラ整備、公共事業・サービス提供への官民連携に向けた法制度として、2016 年に PPP 法（Law No.14/2016 of 02/05/2016 Governing Public Private Partnership）が策定された。これに先立ち、ルワンダでは既に電力の分野を中心として PPP 案件が実施中である。

5. 投資環境

(1) 進出形態と手続き

ルワンダで事業を営む組織は、ルワンダの会社法（Law No. 07/2009 of 27/04/2009 relating to companies）に従う必要がある。実務上、投資家はオンラインでの法人登記¹⁰に加えて、RDB 内の登記長官事務所（Office of the Registrar General）、もしくは県事務所に赴き申請登録する方法がある。会社設立登記に際しては、RDB での登記長官事務所が一元的な窓口であり、

¹⁰ RDB ウェブサイト（<http://org.rdb.rw/>）

法人情報の登記簿への登録、管理、抹消に係る業務を管轄している。同事務所では、商業登記をすることで事業活動に必要な手続きが完了する。つまり、一度の申請書類で、登記簿への登録、RRA による納税者番号 (Tax Identification Number: TIN)、社会保障局による社会保障番号がそれぞれ取得可能である。創業に要する時間は 6 時間程度となっている。

(2) 投資認可

ルワンダの投資認可に係る法制度は、2015 年に制定された投資促進法 (Law No. 06/2015 of 28/03/2015 Relating to Investment Promotion and Facilitation) に一元的に規定されている。なお、投資認可は、優遇措置を受けるための認可という位置づけである。

投資家は、会社を設立し、各業種で特定されている営業活動に必要な事業ライセンスを関連省庁より取得した後、RDB に投資優遇に関する認可取得のための申請を行う。認可手続き及び意思決定は、RDB 庁舎の 1 階に設置されているワンストップセンター (One Stop Center: OSC) で全て完結する。具体的なプロセスは、OSC へのヒアリングより以下のとおりとなっている。なお、商業活動は直接投資と見なされず、投資促進法の適用対象外である。

<投資優遇認可に係る RDB 内のプロセス>

- ① 投資家は、申請書類を RDB の OSC に提出 (オンライン申請も可)
- ② OSC Division Manager が申請書類のレビューチームを指定する (投資事業の内容を踏まえて OSC の各デスク担当者よりチームが編成される)
- ③ 各担当者より、それぞれの所掌における検討結果 (提案) が出された後、レビューチーム内で協議が行われる
- ④ OSC Division Manager が認可の可否について最終決定を行う。

* 規定では、書類に不備がなければ 2 営業日以内に認可証が発行される (2015 年投資促進法第 12 条)。

申請に必要な書類は以下のとおりである。

<必要書類>

- ① 企業の法的立場を明記した証書
- ② 投資事業のビジネスプラン
- ③ 関連法に則った EIA 証書
- ④ 雇用創出数と雇用の形態
- ⑤ 申請料の支払い証書 (申請料は 500 ドル)
- ⑥ 営業活動に必要な各種事業ライセンス

出所：2015 年投資促進法第 11 条

(3) 税制・税務手続き

ルワンダで事業を行う組織は、ルワンダ源泉の所得を原因として課税される。原則として1月1日から12月31日を課税年度とし事業遂行に要した費用は税務上の損金とみなされる。加えて、従業員の訓練や研究開発において発生する費用は損金算入可能である。但し、ここでの費用の範囲にはそれらの活動を実施するための土地や建物などの不動産の取得や開発費用は含まれない。税務当局はルワンダ歳入庁(Rwanda Revenue Authority: RRA)であり、税務に係るあらゆる事項(課税、徴税、還付、税務訴訟等)を管轄する権限を有し財務省の管掌の下にある。税法は、RRAのウェブサイト公表されており、税目ごとに実態法や手続法が存在する。事業会社がルワンダで負担する主な税金は下記の通りである。

表6 ルワンダの事業会社が負担する税の概要

税目	税率(%)	備考
法人所得税	30	新規上場企業は、発行株式の程度に応じて5年間の軽減税率(20%、25%、28%)が適用される。税法にある零細・小企業は売上規模に応じて一定額の法人税の納税が必要。
支店税	30	支店が稼得した利益に課される。税率は租税条約締結国との間では軽減される。
源泉税:		
配当	15	但し、ルワンダもしくはEACの税務上の居住者が、取引所に上場する企業から受け取る配当の場合は源泉税が5%。
利子	15	
ロイヤリティ	15	
サービス	15	非居住者による技術サービス、プロフェッショナルサービスが対象。
付加価値税	18	免税の物品を除いて、ルワンダ国内で提供時または輸入時にあらゆる商品・サービスに課される税金である。
輸入時に支払う主な税務および手数料		
関税(東アフリカ共通域外関税)	CIF 価格の0%、10%、25%	RRA
VAT	品目により CIF 価格と関税の和の18%	RRA
源泉税	CIF 価格の5%	RRA
Consumption Tax	品目による	RRA
インフラ開発税 (Infrastructure Development Levy)	EAC 域外からの輸入品へ価格の1.5%	—

出所: 現地インタビュー結果に基づき JICA 調査団作成

(4) 土地の取得と不動産登記

ルワンダにおける土地の使用と管理を決定した土地法 (Law No. 03/2013 of 16/06/2013

Governing Land in Rwanda) が基本法となって、その他の土地関係の法及び規則が制定されている。また、ルワンダの土地制度は、天然資源省 (MINIRENA) が土地の管理、計画、割当等に係る政策策定、法制度整備を行うが、登記に関しては、ルワンダ天然資源庁 (RNRA) が管轄している。

ルワンダの土地は、Public Land と Private Land の 2 種類に分類できるが、前者はさらに 5 つの種類に分かれている。土地制度の概要は表のとおり。

表 7 ルワンダの土地制度の概要

No.	土地の種類	概要	備考
1.Public Land		公的機関が所有する土地	
1)	State Land in Public Domain	ルワンダ国家が所有し、ルワンダ国民の公益のために使用される土地で原則的に譲渡ができない。	湖・河川・国立公園、国道等
2)	Local Land in Public Domain	地方自治体が所有し、地方住民の公益のために使用される土地で、原則的に譲渡ができない。	
3)	State Land in Private Domain	国の土地であるが土地の譲渡が可能	空閑地、没収した土地等
4)	Local Land in Private Domain	地方自治体の土地であるが譲渡が可能。	
5)	Public Institution Land	省庁・大学等公的な機関が所有する土地で譲渡が可能	
2. Private Land		個人または企業が所有する土地	

出所：RNRA へのヒアリングに基づき JICA 調査団作成

(5) 労働事情

ルワンダの労働関係の規則は労働法 (Law No. 13/2009 of 27/05/2009 regulating labour in Rwanda) とその施行細則が主な法的根拠であり、一般原則・労働組合・雇用形態・報酬・労働条件・外国労働者の雇用等の内容が記載されている。管轄する省庁は公共事業・労働省 (Ministry of Public Service and Labour: MIFOTRA) であり、スキル開発のガイドラインや、国家雇用プログラム (National Employment Program) が作成され政策が実行されている。

ルワンダでは一定程度のルワンダ国籍の人材を優先雇用させる仕組みがあり、高度専門職人材は将来的な現地人への移行が求められており、外国人を雇用する際、投資法での投資額の要件を満たさない場合には、なぜその人材が必要とされるかということの説明文書が求められる。2015 年投資促進法では税制優遇を受けるための条件として、ルワンダ人の雇用とトレーニングを施すことが定められているほか、直接税に係る法律では、外国投資家に対して一定の条件を満たすことを前提に、雇用人数によって法定税率からの軽減税率が適用される。

(6) 金融・外国為替

ルワンダは、経常取引及び資本取引については自由で国際収支の赤字対策などを理由に為替取引を制限しないことを約束する IMF 協定第 8 条国の条件を遵守している。主な根拠法令は ルワンダ国立銀行の地位に関する法（Law No.11/97 of 26/97/1997 regarding the status of National Bank of Rwanda）及び 2013 年規則第 5 号（Regulation No.5/2013）である。上記の外国為替法令によれば、ルワンダでは投資家は、公認外国為替取扱銀行を通じて利益・配当を送金または輸出入決済等のために自由に外貨交換を行うことができる。ルワンダにおける経常取引と資本取引に係る為替管理の概要は表のとおりである。

表 8 ルワンダの為替管理の概要

取引の内容	必要な条件
1) 経常取引の場合	経常取引（貿易決済、海外への配当金・金利支払い等）については、全く制限はなく基本的に自由で事前申告義務はない。但し、外貨建ての支払いについては公認外国為替取扱銀行を通じて、裏付け書類の提出と共に行う必要がある。 輸出収益は輸出された日から 3 カ月以内に本国に送金することが義務付けられている。
2) 資本取引の場合	資本取引は原則自由であるが、不正なマネーロンダリング・テロ資金等の送金をチェックするため、1 万ドルを超える送金の場合は、外為取引銀行を通じて当局への報告が必要となっている。 また、海外からローンを借りる場合は、借入者は統計上の目的のために商業銀行を通じて中央銀行に規定のフォームを提出する必要がある。

出所：各種資料に基づき JICA 調査団が作成

(7) 貿易通関制度

ルワンダは EAC 関税同盟に加盟していて、関税に関するルールは、東アフリカ関税同盟関税管理法（EACCMA）及び EAC 関税規則（East African Community Customs Management Regulations）に基づく。産業・貿易振興を目的とした保税、関税の減免についても、EAC レベルでの規則を遵守する必要がある。例えば、地域を限定した保税、関税の減免を認めるスキームについては、東アフリカ関税同盟設立にかかる議定書の中で輸出振興政策の一環として枠組みが定められている。しかし、経済特区（SEZ）に関しては具体的な政策、法制度が策定されていない。

貿易開始時に必要な手続きは次の通りである。また、このほか、輸出入に関する規制や許認可を要する品目があり、こうした品目については、許認可に係る手続きが発生する。

＜輸出時における事前手続き＞

輸出品目に関する規制では、EAC 関税管理法（EAC Customs Management Act: EACCMA）の Second Schedule に記載の品目、特定の農産品については、輸出業者としての登録等の手続きが必要となっている。また、その他の輸出時の産品別手続きについて下記に示した。

表 9 ルワンダの輸出時に必要な手続き

	手続き	管轄
農産物 (未加工)	検疫証明の取得	Rwanda Animal Livestock Inspection and Certification Services (RALIS) (MINAGRI)
コーヒー、 紅茶	輸出ライセンス取得、品質検査認定 (Certification of Quality)、衛生植物検疫 (SPS) 認定が必要な場合は MINAGRI	NAEB (MINAGRI)
鉱物	Rwanda Natural Resource Authority、International Conference of the Great Lakes Region の Mining Export License、Certified Training Chain の取得	RNRA

出所：Trade Mark East Africa/PSF, Export Handbook

< 輸入時における手続き >

輸入時には、輸入許可取得が必要な品目や、ルワンダ国内法で定められた品質基準を証明する検査結果の添付が必要な品目がある。前者については、薬品がルワンダ電子シングル・ウィンドウ (Rwanda Electronic Single Window: ReSW、後述) に統合されているが、各省における審査と証明の発行は各省のシステムで実施され、部分的にシングル・ウィンドウに統合が進んでいる。そのため、輸入許可が必要な品目、手続き詳細やシングル・ウィンドウへの統合状況などは、手続きの際に確認する必要がある。植物・動物検疫については、Trademark East Africa の支援を受けて手続きのオンライン化が進められているとみられるが、本調査では十分な情報を収集することができなかった。ルワンダにおける輸出入申請に必要な書類は下記の通りである。

表 10 輸出入通関手続きに当たっての必要書類

輸出	輸入
① コマーシャル・インボイス	① 輸入ライセンス
② 輸出申告書	② 輸入申告書
③ 梱包明細書	③ 船荷証券 (B/L) または航空貨物運送状 (Air Way Bill)、
④ 検疫証明書	④ 梱包包明細書
⑤ 原産地証明	⑤ リリースオーダー
⑥ 輸出ライセンス	⑥ 関連機関からの認可書 (検疫、薬品等)
⑦ リリースオーダー	

出所：Doing Business 2017 を基に JICA 調査団作成。

(8) インフラ(電力、物流、工業団地)

電力および物流にかかるコストはそれぞれ下表の通りである。

表 11 電力供給を受ける際の時間とコスト比較

	ルワンダ	ケニア	ウガンダ	カンボジア	サブサハラ・アフリカ
手続き (数)	4	3	6	4	5.1
時間 (日)	34	95	66	179	115.4

	ルワンダ	ケニア	ウガンダ	カンボジア	サブサハラ・アフリカ
コスト（一人当たり GDP に対する割合、%）	2,722.6	642.0	8,449.0	2,173.3	3,711.1
電力供給安定度と料金の透明性指数（0-8）	0	0	4	3	0.5
参考:Doing Business で調査した電力料金（¢/kwh）	17.9	17.6	22.7	17.8	—

出所：世界銀行 Doing Business 2017

注：コストは電力契約締結、供給開始に向け必要な書類手配、資機材購入、工事費等の合計。

表 12 キガリまでの輸入に関する輸送コスト

国名	積み地～最寄り港	コスト （ドル）	内陸輸送	コスト （ドル）
ルワンダ	横浜ーダルエスサラーム	4,788	ダルエスサラーム-キガリ	4,000～5,000
	イスタンブールーダルエスサラーム	2,000	モンバサ-キガリ	4,500～5,000
南アフリカ	横浜ーダーバン	2,200	—	—
ケニア （ナイロビ）	横浜ーモンバサ	4,478	モンバサーナイロビ	1,000

注：40 フィートコンテナあたりの価格。

出所：インタビュー、JETRO 投資コスト比較資料、Shippers Council of Eastern Africa、East Africa Logistics Performance Survey2015 に基づき JICA 調査団作成。

ルワンダでは、2010 年に SEZ 政策、2011 年に SEZ 法（Law No05/2011 of 21/03/2011 Regulating Special Economic Zones）を策定し、ルワンダ経済特区庁（Special Economic Zones Regulatory Authority of Rwanda: SEZAR）が設置された。最初の SEZ として、キガリ SEZ を整備している。しかし、現状では、SEZ がこの 1 カ所のみであり、SEZAR による実施が期待される業務量に満たないという判断から、独立した組織ではなく、RDB 内の部署として機能している。SEZ 法が定める SEZ 制度は下記の通り。

表 13 ルワンダにおける SEZ 制度の概要

項目	主な業務内容
SEZ 設置のクライテリア （第 4 条）	・ 農業・農産加工、金融、観光及びレクリエーション活動、グリーンエネルギー関連産業、住居用建物等の振興またはその他のタイプの経済開発センターの振興に向けた良好な環境の提供 ・ 上記活動に特化した土地の特定 ・ インフラ開発、既存施設の改良による上記の土地の開発 ・ 投資家の満足度の高い迅速で効果的なサービス提供
ゾーンのタイプ （第 5 条）	・ 自由貿易区（Free Trade Zone: FTZ）と非自由貿易区（non-FTZ）
ネガティブリスト （第 6 条）	・ ネガティブリストがある場合はそこで規定される産業への投資の立地が可能（注：具体的なネガティブリストについては後述）。
関税の扱い （第 33、34 条）	・ FTZ への輸入は免税。輸入した製品は FTZ 内の倉庫で規定の期間保税扱いで保管できる。

項目	主な業務内容
	・ 各 SEZ には関税事務所を設置し、モニタリングを行う。 ・ FTZ 内では、持ち込まれた製品の再包装、組み立て、流通、仕分け、等級分け、洗浄、国内製品との混合を行うことができる。 ・ それらの製品が関税地域外に販売された場合は、免税扱いのままとする。それらの製品が関税地域内に販売された場合は、関税規則により定められた関係する関税を化される。

出所: SEZ 法

6. 投資促進機関

ルワンダにおける投資促進業務の担当機関はルワンダ開発庁（RDB）である。その責務は、以下のとおりである。

- ・ 発展の加速化、政府及び民間セクターの積極的な役割の促進
- ・ 国内投資・外国直接投資の促進
- ・ 付加価値のある財・サービスの地域・国際市場への輸出
- ・ 観光業、観光関連の国立公園やその他保護区の保全に関する政策・戦略の提案・実施、観光促進に係る政府への助言
- ・ ICT に関する政策・戦略の提案・実施、ICT 振興に係る政府への助言
- ・ 公共・民間投資に関するガイドラインの提示、事業計画の分析、政府決定の実行のフォローアップ
- ・ 民営化プログラムの実施及びモニタリング、政府への助言
- ・ 起業家精神の育成、民間企業の創設・育成支援
- ・ 近代化、パートナーシップの活用及び貿易会社の登録、担保付き取引、知的財産権及び商業活動の開始・実施・終了に係る権利に関する活動の開始・実施・フォローアップ
- ・ 効率性・競争力の向上に向けて、能力強化への投資促進及び雇用者の技能開発プログラムへの民間セクターの動員
- ・ 投資家の環境基準順守に係る促進・支援
- ・ 類似の地域・国際機関との協力・連携
- ・ 開発事業に関する政府への助言

RDB は、投資を呼び込むにあたっての基礎的な情報提供活動として、英語でのウェブサイト (<http://www.rdb.rw/home.html>) とパンフレット類を主要媒体とした広報活動を行っている。広報ツールは半年ごとにレビューを行い、必要に応じ更新している。

また、RDB では、進出支援、操業支援、アフターケアと一貫した投資サービスを行っている。主なサービスは以下のとおりである。

＜RDB による投資家へのサービス＞

- 進出支援: ①外国投資家のビザ・労働許可の取得支援、②投資環境等に関する情報提供
- 操業支援: ③ビジネス活動に必要な情報提供及び各種ライセンスや土地取得等の支援、④投資優遇に関する認可取得の支援、⑤ビジネス活動に必要なインフラ(電気・水道)の整備・確保のための支援
- アフターケア: ⑥ビジネス活動の現場視察による事業計画の進捗状況の確認、⑦優遇措置の合意内容に関するモニタリング、⑧課題解決支援

ワンストップサービスセンター (One Stop Center: OSC) は RDB 庁舎の 1 階に設置されており、OSC 内に設置されている各デスクと担当官の人数及びその主な役割は以下のとおりである。OSC の公式な開業時間は、午前 7 時～午後 5 時である（オンラインでは 24 時間受付となっている）。

表 14 OSC の各デスクと業務内容

デスク名	業務内容	所管官庁と配置人数
出入国管理	ビザと労働許可に関する事項を担当	大統領府の Migration Department の担当官が常駐（2 名）
RRA	徴税・税制優遇に関する事項を担当	RRA の担当官が常駐(午前 7 時～午後 4 時(1 名)、4 時～深夜まで(1 名)の 2 名体制 (※) オンライン申請に対応するため、開業時間後も RRA の担当官が業務にあたっている
EIA	環境インパクト評価に関する事項を担当	(かつては Rwanda Environment Management Authority の担当官が常駐したが) 現在は RDB 職員に権限委譲され、RDB 担当官が担当（6 名）
ユティリティ	電力及び水に関する事項を担当	電力は Rwanda Energy Group、水は Water and Sanitation Corporation の各担当官（各 1 名）が常駐
RSB	基準・認証に関する事項を担当	ルワンダ標準局の担当官が常駐（1 名）

出所: RDB へのインタビューにより調査団作成

7. 結論

ルワンダは、1994 年に起こったジェノサイド・内戦以降、紛争後の緊急対策と復興、経済開発と貧困削減の二つの時期を経て、現在は経済構造の転換を進める時期に来ているといえる。この中で、大統領の強いリーダーシップ、政策・制度構築、政策実施に向けたモニタリングの実施と業績管理の一貫した政府の政策運営が投資環境の向上に奏功している。一方、産業構造、民間セクターの能力は未だに開発途上の段階であり、経済成長を大きく牽引する輸出品や国内産業の育成が急務である。

これまでの外国及び外国資本、または技術が参加した投資事例では、市場規模は小さいものの、最終工程生産拠点を販売先であるルワンダへ移転し、まずは国内市場を獲得する

水平的直接投資の事例がみられる。あるいは EAC 域内及び近隣国を中心に工程間の分業体制をとったり、系列グループ内にセクター横断的に分業体制をとったりするパターンもみられる。一方、市場が小さく、投資リスクに対応するため、スタートアップ当初等で、ドナー機関等による支援を受けた案件も見受けられた。

世銀グループによる **Doging Business** のスコアは高いものの、行政機関、民間セクターともに能力強化の途上にある現状では、各投資家は認可取得後のプロジェクト実施、操業開始時期に様々な課題に直面する。こうした課題の多くは、セクター固有のものも多く、RDB から所轄が離れている可能性も高い。そのため、顧客サービスの一環としてアフターケアをどの程度まで実施するか、RDB の能力と所管する分野を踏まえた上で、適正な実施方法を検討する必要がある。その上で十分に投資家の理解を得るとともに、関連する諸機関との連携等現実的な対応を考案することがのぞましい。このような対応は、投資家の業績を上げるだけでなく、RDB や関連諸機関の顧客管理の視点では、評価と信頼性を維持するために重要である。